

210.18-H48ㄅ
1200500729583

210.18
H48



始







210.18
H48

通
航
一
覽

第 第
八 七



210.18
H48

第 第
八 七

通航一覽第七目次

卷之二百六十八.....	暹羅國部四、○御書呈書并通商貢獻使者拜禮等、	一
卷之二百六十九.....	暹羅國部五、此、○御書呈書并通商貢獻使者拜禮等、	五
卷之二百七十.....	暹羅國大泥部、○呈書御返簡并通商、○渡海御朱印、	三
卷之二百七十一.....	暹羅國、浮泥國部、○渡海御朱印、○漂流、	五〇
田彈國部、		
巴旦國部、○御書并渡海御朱印等、		
摩利伽國部、○渡海御朱印、		
卷之二百七十二.....	瓜哇國 <small>番且咬囉吧、附部</small> 、○使者拜禮并通商、○渡海并放流、	七
卷之二百七十三.....	萬老高島部、○渡海御朱印、大人國部、○渡海、小人國部、○渡來漂着、	九
卷之二百七十四.....	魯西亞國部一、○渡來并通商願、	九
卷之二百七十五.....	魯西亞國部二、○渡來并通商願、	一〇四
卷之二百七十六.....	魯西亞國部三、○渡來并通商願、	一〇四
卷之二百七十七.....	魯西亞國部四、○渡來并通商願、	一一五

目次

卷之二百七十七……………二六
 魯西亞國部五、○渡來并通商願、

卷之二百七十八……………二四
 魯西亞國部六、○渡來并通商願、

卷之二百七十九……………二五
 魯西亞國部七、○渡來并通商願、

卷之二百八十……………二六
 魯西亞國部八、○渡來并通商願、

卷之二百八十一……………二七
 魯西亞國部九、○渡來并通商願、

卷之二百八十二……………二八
 魯西亞國部十、○渡來并通商願、

卷之二百八十三……………二九
 魯西亞國部十一、○渡來并通商願、

卷之二百八十四……………二七
 魯西亞國部十二、○蝦夷地亂妨始末、カラフ
 ト島、

卷之二百八十五……………二六
 魯西亞國部十三、○蝦夷地亂妨始末、カラフ
 リイシヨ島、シ
 ヤリ、ソウヤ、

卷之二百八十六……………二四
 魯西亞國部十四、○蝦夷地亂妨始末、エトロ
 フ島、

卷之二百八十七……………二五
 魯西亞國部十五、○蝦夷地亂妨始末、エトロ
 フ島、

卷之二百八十八……………二七
 魯西亞國部十六、○蝦夷地亂妨始末、エトロ
 フ島、

卷之二百八十九……………二八
 魯西亞國部十七、○蝦夷地亂妨始末、箱館、
 津輕、

卷之二百九十……………二九
 魯西亞國部十八、○蝦夷地亂妨始末、諸役人
 發向、

卷之二百九十一……………三〇
 魯西亞國部十九、○蝦夷地亂妨始末、諸役人
 發向、

卷之二百九十二……………三〇
 魯西亞國部二十、○蝦夷地亂妨始末、四人
 刷送、

卷之二百九十三……………二七
 魯西亞國部二十一、○蝦夷地亂妨始末、四人
 刷送、

卷之二百九十四……………三三
 魯西亞國部二十二、○蝦夷地亂妨始末、諸役
 人歸
 職御用掛等、

卷之二百九十五……………三九
 魯西亞國部二十三、○蝦夷地亂妨始末、所々
 防禦、

卷之二百九十六……………三七
 魯西亞國部二十四、○蝦夷地亂妨始末、御褒
 美并御告、

卷之二百九十七……………三六
 魯西亞國部二十五、○蝦夷地亂妨始末、クナ
 シリ島、

卷之二百九十八……………三九
 魯西亞國部二十六、○蝦夷地亂妨始末、クナ
 シリ島、

卷之二百九十九……………四〇
 魯西亞國部二十七、○蝦夷地亂妨始末、クナ
 シリ島、

卷之三三〇……………四三二

魯西亞國部二十八、○蝦夷地亂妨始末、クナ
シリ島、

卷之三三一……………四四二

魯西亞國部二十九、○蝦夷地亂妨始末、クナ
シリ島、

卷之三三二……………四五二

魯西亞國部三十、○蝦夷地亂妨始末、クナ
シリ島、

卷之三三三……………四七五

魯西亞國部三十一、○蝦夷地亂妨始末、クナ
シリ島、

卷之三三四……………四九二

魯西亞國部三十二、○蝦夷地亂妨始末、クナ
シリ島、

卷之三三五……………五〇三

魯西亞國部三十三、○蝦夷地亂妨始末、クナ
シリ島、

卷之三三六……………五一八

魯西亞國部三十四、○蝦夷地亂妨始末、クナ
シリ島、

第七目次終

通航一覽卷之二百六十八

暹羅國部四

○御書呈書并通商貢獻使者拜禮等

元和九癸亥年七月、暹羅國より使者渡來し、萬年記、東
武編年要錄
に、七月來貢とあるは、入津の、閏八月朔日、山城國二條城に
登り、大廣間において台徳院殿を拜し奉り、呈書獻物
を捧ぐ、此書は暹羅王より御上洛、台徳院殿に呈し奉り、
條城、大猷院殿に伏見城にまじりしなり。酒井雅樂
頭忠世、土井大炊頭利勝にも書儀あり、時に通事及び
木屋彌三右衛門も使節に従ひて登營す、御禮の式、元和
七年に異なら
ず、同三日また伏見城にいたりて、大猷院殿を拜し奉
る、書簡は呈せず、獻物は、
期日二條城に納む。同五日御返簡を崇傳に命ず、酒
井
忠世、土井利勝の復書、此とき京都所司代板倉周防守重宗
も、同入の手になる。此とき京都所司代板倉周防守重宗
にも來書あり、則回翰を贈る、其來書所見なし、返簡は林道
春、これを作る、但し異國日記
の事を缺く。

元和九癸亥年七月、暹羅國使价來貢、萬年記、東武
編年要錄、
元和九年閏八月朔日、暹羅使者於二條御城大廣間
御禮申上る、前將軍秀忠様御肩衣御袴長、上壇南
面、諸侯衆伺候、各半袴也、大炊殿、雅樂殿并奏者

手長衆は長袴也、使者二人、通事一人并日本の通事
は肩衣半袴也、木屋彌三右衛門は入道なれば、十徳
を着す、暹羅國よりの進上物、鐵砲二挺、白熊甘頭、伽
羅一壺、かなきん二十端、花綿五端、暹羅笠一箇、龍
腦二壺、以上七種也、捧暹羅書如先年也、按ずるに、元
和七年なり。又二使并通事二人、木屋も面々進物を捧げ御禮申
上る、何も縁なり、高力攝津守披露也、禮了て退出、
上様入御、小廣間にて傳を授け、召す、於御前右
の書を講談申上るなり、金札有之、譯書相添也、何
も書を如元收めて、御前へ差上之、退出申なり、右
の暹羅の書案在左、

暹羅國王上書

暹羅國王來舜烈摩倫摩匹浮臘浮烈照哥郎帕臘馬啤
陸闔安瓦西卒耶馬啤馬啤馬啤納臘日他尼舞离
倫、致書上日本國王殿下、往歲辱承回華翰、所云
足知貴意通和雅誼真切、稔聞君明臣良、國治民安、
及崇尙佛教、誠得符古致治之道、鄙心景仰、無限歡騰、
貴國與本國滄溟遙隔、未通音問之素、今幸商舟往
來、獲假會緣、故有通和之懿者此也、茲承和好、勝同
一家、去歲擬欲重修恭候之忱、緣該屬東埔塞齋浮哪

詩士板忠順令其守鎮、恪供及職、臨終時曾囑其子七士他嗣襲、當忠誠效順、及故悖父遺囑不請、擅襲掉臂失貢、由是國議、差使往諭、詎他逆命不悛、致事旁午、弗追修候、爲歎爾、今他越分釀禍、政荒民苦、勢將殘敵、本國欲乘便宜與水陸師以踐平其境、慮貴國商販彼處者、值于戈之秋、誤爲彼助、未免混傷、恐非和好本意、望諭停之、容事平後依舊通販、蓋兩國締交、情尤骨肉、敵國即貴國也、休戚共之、望歲歲往來不絕、若貴國所欲用之物、乞示下、當應命也、茲願開彼此安樂詳悉、肅道二使即統心物坤喇機微、資捧金書譯唐字一幅并後項禮儀上獻、唯台昭、不宣、計開 好蕙系帽壹頂 結琥珀帶壹條 奇楠香肆勛 水片貳勛 金地五彩花緞壹端 銀地五彩花緞壹端 黃地五彩花緞壹端 銀地三彩花緞壹端 雪白綾紗細布拾匹 雪白大西洋布拾匹 簾金鳥銃貳門 雪白鷺子尾貳勛

癸亥年孟夏穀旦書

右の書、白唐紙を折本にして、書の上に正の一字書之、書に無押字、架籠如常、上に譯書唐字一函と、六字直に書之、押紙もなし、裏付目真中に、上に謹の

一字書之、下に封の一字書之、

同三日、於伏見御城大廣間、新將軍様へ暹羅使者御禮申上る、進物は同朔日、酒井雅樂殿御披露なり、按ずるに、拜禮は今日、獻物は先たり、ちて朔日二條城に納めしなり、時に奏者阿部備中殿也、按ずるに、御禮書及ひ御役人代々記等に、關中守正次、今年七月廿七日御奏者番より老中に轉すあり、されども此記事にふれば、いまた御奏者、但信物は象牙九本、暹羅笠一、金布二十段、龍腦二壺、暹羅主よりの進上也、使者私の進物大形同、朔日、新將軍様へ書をは、不捧也、酒井雅樂頭へ書を上る、文箱袋以下、先年本上州、土大炊殿へ上げ候如くなり、使者退出、新將軍様入御、常の御座の間にて、於御前右の雅樂殿への書讀上げ講釋、極晚歸寺、

同四日、暹羅人當院に來、方物兩種惠之、

暹羅國握雅西潭奉酒井忠世書

暹羅國握雅西潭喇大庫、謹致書日本國坂井雅樂守閣下、辱承貴國王大德、諾以通和永久美意、咸賴閣下鼎力贊襄之功、披讀貴國王華翰、若承顏接詞、感戴無他、反蒙回賜、厚賜龍駒、已啓進嘉納、及聞貴國王動履享嘉、歡騰無限、去歲本擬重修問候、緣國事旁午、弗追如願爲歎、今特整舟、顯差郎統心物坤

喇機微、齋捧金書并禮儀、詣京進獻、更望贊襄迎導、以壯美觀、荷來使欲陳諸事、咸賴玉成之、貴國多產良驥、望爲搜尋壯大極善驅馳者、指示來使、購買載回、如閣下所欲用之物、有示當應命也、我國主多致意焉、外具微儀、爲伸緘之敬、統唯昭亮、不宣、

開件 象牙參擔 雪白布肆疋 白綾紗肆疋

癸亥年孟夏 穀旦書

右の書、白き唐紙折本にして、是を書上に

如此赤札これあり、右札は別の紙を押付るなり、架籠に入、架籠白唐紙に、上に赤紙にて外題あり、坂井雅樂守書と、六字これあり、

同五日、於二條御城、土大炊殿奉にて、暹邏への御返書可相調旨被仰出、則右の譯書請取なり、井主計殿、永信濃殿、按ずるに、井主計頭正就、永井信濃殿、永信濃殿、濃守尙政、ともに西城の老中たり、何も御馳走也、爲上意三人亦書之、講釋を御開候、道春、永喜も候座、譯書を持して歸寺、同日從酒井雅樂殿使札來、右は暹邏への返書類入由也、則暹邏書翰來、同六日伏見へ參上、雅樂殿へ對談、暹邏への返書文言等、雙談申、從新將軍様御馬一疋鞍皆具、從雅樂殿私馬一疋鞍皆具可遣由也、若君様新將軍様に被爲成候

儀ども、文言に卒度書載可然歟との儀なり、極晚歸寺也、

酒井忠世復暹邏國握雅西潭書

日本國臣雅樂頭藤原忠世、報章暹邏國握雅西潭喇大庫麾下、來書啓讀數過、貴國大使郎統心物坤喇機微、齋捧金書并禮儀來朝、諸臣胥議、聞于吾大樹源君、今幸出武江在華洛、兩使拜禮、金書并方物獻上、歡顏無他、即整得回翰、付與兩使、至于令子新樞府、亦有獻物、點日拜禮如上、報之以良驥貳匹、鞍皆奏獻維幸、如予亦受三種嘉賜、無處欲謝、抑貴國本朝修交盟者、雖隔萬里滄溟、只在心合與不合者、微臣聊不可有乖意、良驥一匹、上獻貴國主、希啓進焉、新樞府先大樹源君、還駕乎武江、予亦扈從、臨發騎不涉繁詞、都付在兩使三寸、自齋不宣、

元和九年癸亥閏八月日 雅樂頭藤原忠世朱印

右間に合鳥子一枚に書之、架籠如常、上書等相調、七日伏見に爲持遣す、但文箱は桐にて、扇子五本入の箱也、蓋中高に念を入、白緋の環紫緒なり、暹邏よりの書、雅樂殿へ清兵衛に持せ返す也、返翰別紙に寫して假名付、雅樂殿へ遣すなり、極晚清兵衛

る、明八日新將軍様御供にて、御急候間、跡に伊喜之助按ずるに、御勘定頭被殘置候條、連の儀に印をも掘伊丹喜之助なりらせて押、喜之助へ渡候て、暹邏大へ遣候様にと御頼候、則八日に、印判屋惣三郎に申付、忠世の古文を印に象牙にてほらするなり、出來次第、押て可遣候也、八日、二條にて新將軍様へ御目見、雅樂殿御取成也、又雅樂殿の書の事、彌右の通に御頼候由、印は押遣はし、印をば則喜之助殿に言傳、江戸へ可進と申合る、此雅樂殿の返書、清書仕直印をも押、閏八月十五日に、伊喜之助へ渡す、印をば書狀相添、雅樂殿へ遣はす、喜之助へ渡也、則繼飛脚の便宜有て、今日江戸へ下す由也、

同日、上様の御書、大炊殿の書も、神泉苑にて按ずる名跡志に、神泉苑は天子遊覽の處にして、其舊跡二條の南大宮の西州にあり、後世其跡に眞言の寺院を造立すさみゆ、然れば崇徳の寺院に止宿せし、清書仕て上る也、猶左に詳也、同日、上様の御書、大炊殿の書も、神泉苑にて按ずる名跡志に、神泉苑は天子遊覽の處にして、其舊跡二條の南大宮の西州にあり、後世其跡に眞言の寺院を造立すさみゆ、然れば崇徳の寺院に止宿せし、清書仕て上る也、猶左に詳也、同日、上様の御書、大炊殿の書も、神泉苑にて按ずる名跡志に、神泉苑は天子遊覽の處にして、其舊跡二條の南大宮の西州にあり、後世其跡に眞言の寺院を造立すさみゆ、然れば崇徳の寺院に止宿せし、清書仕て上る也、猶左に詳也、

殿より返書の下書相調、十五日に御城にて掛御目、十日の晩より咳氣煩、御城へも不罷出、十五日に出仕申也、

台徳公復賜暹邏國主御書

日本國源秀忠、回章暹邏國主麾下、往歲之裁答、已達麾下、再勞兩使、忽獲惠書、慰諭良多、特受若干方物、不勝欣感、抑東埔塞國由他襲廢禮、失貢于貴國、因茲胥議、差使誅他逆徒、吾邦商士淹留彼地者、爲彼援兵、防貴國攻兵、欲戮之、非與吾邦和好交之本意之思慮、雖固然之理、更不及猶豫歎、商客輩重利耽慾、如此姦黨、爭免其罪、速遣使征伐、可任其意、勿怪勿怪、每歲商舶往來可應命、楮餘付譯舌、不腆土宜、錄在別楮、莞納幸甚、統希若序、昭諒不宣、

元和九年癸亥閏八月日

同十五日、上様より暹邏へ被下物目錄、井上主計殿より請取、案在左、

一長刀二挺 一拾參拾、内縫薄十、島染物 一馬鞍皆具共

取て歸る、書の案在左、但二條の御城へ出仕、午刻歸寺、但し大炊殿昨九日、於御城、大炊殿自分の返書をも頼入由、直の約諾故如右也、

暹邏國握雅西潭奉土井利勝書

暹邏國握雅西潭喇大庫、謹致書于日本國土井大炊守閣下、辱承貴國王大德、諾以通和永久美意、余閣下鼎力贊襄之功、披讀貴國王華翰、宛若承顏接詞、感戴無他、反蒙回賜、厚賜良馬、已啓進拜嘉、及開貴國王動履亨泰、歡騰無限、去歲本擬重修問候、緣國事旁午、弗遑如願爲歎、今特整舟、願差即統心物坤喇機微、齎捧金書并禮儀、詣京進獻、更望贊襄迎導、以壯美觀、荷來使欲陳諸事、咸賴玉成之、貴國多產良驥、望爲搜尋壯大極善驅馳者、指示來使、購買載回、閣下所欲要用之物、有示當應命也、我國主多致意焉、外具微儀、聊爲伸緘之敬、統唯昭亮、不宣、

計開 象牙參擔 雪白布肆匹 白紋紗肆匹

朱印有之 癸亥年孟夏 穀旦書

右の書、上包白唐紙に赤札を押、土井大炊守書、如此六字かくなり、裏に、上に謹、下に封の二字あり、字の上に朱印上下に押、印の大き九分半あり、大炊

二匹 以上

閏八月十五日

右の目錄を神泉苑へ持て歸り清書する、案在左、

別幅 一長刀貳振 一拾衣參拾、内縫薄十、島染物

一龍踏貳匹共鞍皆具、右

此別幅も、御書の紙同前也、御書何も清書相認、架籠に入、下をはのり不付に御城へ持參、井上主計殿へ渡す、御書の紙架籠銀の笈包物袋上家以下、何も去々年酉年被遣候時の如く也、右の書共案、永喜所望候間、寫し遣はす、道春へも暹邏の書計一通の案遣す、其外方々望之衆へも案共遣す、

土井利勝復賜暹邏國握雅西潭書

日本國源大炊頭藤原利勝、回翰暹邏國握雅西潭喇大庫閣下、去歲秋始而通信書、來使齎吾大樹源君報章、歸奏之、及聞國風淳化、今又兩使捧華帖、肅爾適來、以來意奏上之、源君幸在華洛、受拜禮、領方物、卽裁答書、具土宜回禮、執奏惟幸、至微臣亦依貴國主命、茲領手誨、喜聞動止康勝、特賜三種方物、甚感有餘、年年商舶通津、何違其命、益固交盟者、彼此之盛事也、本邦渥注之產、任來使之所求、豈

可慳悛乎哉、既得良驥壹匹、敢以爲獻、萬望啖留、在閣下舌端耳、維時秋風保驅不悉、

元和九年癸亥閏八月日 大炊頭藤原利勝朱印

右大炊殿の書、文言一段と氣に入之由、則於神泉苑清書して、架籠箱以下上書等如常、雅樂殿と同前に相認、御城へ持參、大炊殿の右筆に渡之、其由大炊殿へ直にも申、御満足の由也、以上、異國日記、
閏八月十九日、土井大炊頭殿より暹羅國へ、同人よりの返翰に印を押に來、御狀并印清兵衛に御言傳にて來る、則此方貼印、封架籠也、印は書判にて封、返翰同時に大炊殿使者に渡す、國師日記抄、

板倉重宗復暹羅國握雅西潭書

日本國板倉周防太守源朝臣重宗、復書暹羅國握雅西潭麻喇大庫座前、爰賜尺牘、千里面話、不亦慰乎、就承貴國主安泰裕勝、祝祝幸幸、今遠馳兩專使、謝往歲之交儀、雖我國主、豈不動喜容乎、我及左右將命者、爲之先容、乃使兩專使獲見我國主、其所致之金書方物、件件既納了也、事實載在我國主之回翰、而并口述共附兩專使、且寄我以象牙貳箇、雪布肆匹、領謝有餘、感荷不輕、古人夫交鄰之道、有事大事

小之理、我豈無其意哉、時惟海不揚波、自今每歲市舶風帆、當直問津、有無相易、虛往實還、是豈非彼此之福乎、貼金屏風貳張、雖爲不腆、聊投贈焉、以信矣、非以物矣、伏惟照察、不宣、

癸亥秋閏八月下浣按するに、方策新編に七月と記せしは誤りなり、○羅山文集、方策新編

元和九年閏八月、暹羅國返書、所司代板倉周防守重宗に代て、林道春書之、如官日傳抄、柳

寬永二乙丑年秋、暹羅王より使節を來たして、往年の交儀を謝し奉り、往年は元和九年をさしなるへし、書簡方物を獻す、板倉周防守重宗にも書儀あり、すなはち御返簡を遣はさる、重宗よりも復書及び物を贈れり、異國日記等の書に所見なく、疑はしけれとも、姑く載せ、同時牧野内匠頭信成よりも、書と鏝を贈りて、往年の書儀を謝す、其來書所見なし、信成、書

寬永二乙丑年秋、暹羅國王遣使、來于日本國、謝往歲之交儀、獻書翰并方物、即被投返翰、暹羅王又贈書并方物於板倉周防守重宗、遣返書及日本土產、紀年錄、

寬永二年八月、牧野信成送暹羅國執政書

日本國牧野内匠頭信成、謹致書于暹羅國握雅西潭麻喇大庫閣下、玆得風船之便、遠投一簡、想左右起居

裕勝、所祝在此、往歲辱賜手書、開緘如對話、欣慰欣慰、殊領土宜數件、感佩惟深、爾來雖欲報答、潮信難通、頗失素意、遙勞仰望、庶幾恕宥之、若於貴國王座前、語及吾儕、則宜依閣下之先容而已、且今此使价赴于貴國、余之所親識之舶也、願閣下善遇之、而其市商交易無所妨、則彼此之福利有所期也、惟幸惟幸、若又閣下於敵邦有所求、余力之所及、唯命是聽而已、雖爲不腆、國製之鏝全具一件、投贈閣下、聊表書信、邦域雖異、情異惟同、伏希照察、

乙丑歲八月吉辰羅山文集

寬永三丙寅年、使節また渡來して、彼執政より酒井忠世、土井利勝に書儀を贈り、往年の交儀を謝し、即元和九年なり、かつ淹留の商船歸國の事を乞ひ、かつ駿馬を求む、よて忠世、利勝各回翰簡及び馬を贈る、

寬永三年丙寅九月廿三日、於二條御城二の丸、酒井雅樂頭殿對談、自暹羅書を上候、返書頼入由也、別幅の紙も書と同前、長け少々短し、右暹羅の書在左、

暹羅國臣某奉酒井忠世書

啓、暹羅國臣握浮哪詩握科喇詰末耶屢ヒ提匹喇那

納具沙勅物釐、謹致書于日本國臣酒井雅樂頭臺下、恭惟、明公紀綱明肅、綜理調停、雄鎮一方藩屏、金湯鞏固、撫綏萬姓、閭閻歌頌歡騰、偉政素著、芳聲遠聞、我國王深嘉焉、玆奉我國王普臘末森烈摩倫摩匹普臘勃安照柔華普臘勃高照古即馬夏陸悃那華釐西啞出毘耶令旨、謂人共一天、國分兩地、海外諸邦、惟我國與日本國、稱爲上最、自古以海道舟楫未通之時、傳聞貴國威望名重、今則遐邇輳集、舟車所至、稔知貴國地雄人傑、信諸邦視、若天淵之異、今幸天與良緣、同結和好、喜溢望外、第爲滄溟參商、不能親炙耿光以快素願、雖商舟絡繹、曾未得玉音、頻教盛使特臨、使知國土昇平起居殊勝、亦藉令諸邦、咸羨我兩國厚愛之雅聲名、何其重耶、歲癸亥、特遣使進短札菲儀、問候致敬、使回拜嘉華翰厚賜、雖知貴國政平俗美、永盟通和之意、止據本价之口說、故未得其真於心、似有歉然爾、玆荷貴國王餘波、國治民安、五穀登盛、惟東埔寨逆醜尙未順服、必欲整師征討歸向而後已、謹願坤納實替罔通事啞烈越直那汪悅、齋書敢伏、將此情由、轉啓貴國王、詳知其意、視同一國、相期和好、與天地日月並久更祈、彼此使

者、歲歲無間、凡有所欲、惟命之聽、商舶所至、悉聽兩平交易、不致滯滯、依汛遣歸、均祈一體是幸、外有鸞采野惇今陸浮哪司臘毘目納斜文低釐、發舟商販、已經三歲未回、不知何故、望鼎力維持遣歸、均感無涯、我國王最喜貴地所產良驥、前年差人求買、未得其超絕者、煩為留心、搜求奇駿、許來役購買、務在必得、以副我國王素望之意、明公輔佐忠誠、維持兩國、同于一家、功莫大焉、來役望賜回音、依汛遣歸、統惟炤亮、不宣、

歲丙寅孟夏望日謹書

別幅 謹具

花縵帕肆端 白絞紗肆端 奉

將敬意、莞留幸甚、

九月廿五日、將軍家俄に江戸へ還御、大御臺所按ず、崇源院殿御事なり九月十五日の夜丑刻御他界故如此、酒井雅樂頭殿、九月晦日從御跡江戸に歸向、右暹邏の書に、書狀相添并返書の案一つに包、十月四日次飛脚の便宜に、江戸雅樂頭殿へ遣之、

十月二日、從土井大炊頭殿使者來、從暹邏上候書翰持來、返書可調也、案在左、

暹邏國臣某奉土井利勝書

暹邏國臣握浮哪詩握科喇詰末耶屢匕提匹喇那納具沙勅物釐、謹致書于日本國臣土井大炊頭臺下、恭惟、明公經濟宏材、謀猷雅望、疆場無烽烟之警、閭閻有絃歌之聲、藩屏雄鎮、朝野清平、鉅勳偉政、芳譽遙聞、我國王深嘉焉、茲奉我國王普臘末森烈摩倫摩匹普臘勃安照柔華普臘勃高照古郎馬夏陸惇那華釐西啞出昆耶令旨、謂人共一天、國分兩地、海外諸邦、惟我國與日本國、稱為上最、自古以海道舟楫未通之時、傳聞貴國威望名重、今則遐邇輳集、舟車所至、稔知貴國地雄人傑、信諸邦視、若天淵之異、今幸天與良緣、同結和好、喜溢望外、第為滄溟參商、不能親炙耿光以快素願、雖商舟絡繹、曾未得玉音、願致盛使特臨、使知國土昇平起居殊勝、亦藉令諸邦、咸羨我兩國厚愛之雅聲名、何其重耶、歲癸亥、特遣使進短札菲儀、問候致敬、使回拜嘉華翰厚賜、雖知貴國政平俗美、永盟通和之意、止據本价之口說、故未得其真於心、似有歉然、爾茲荷貴國王餘波、國治民安、五穀登盛、惟東埔塞逆醜尙未順服、必欲整師征討歸向而後已、謹願坤納實替閱通事陸烈越直那汪悅、齋書敢伏、將此情由轉啓、貴國王詳知其意、

視同一國、相期和好、與天地日月並久更新、彼此使者、歲歲無間、凡有所欲、惟命是聽、商舶所至、悉聽兩平交易、不致滯滯、依汛遣歸、均祈一體是幸、外有鸞采野惇今陸浮哪司臘那毘目納斜文低釐、發舟商販、經三載未回、不知何故、望鼎力維持遣歸、均感無涯、我國王最喜貴地所產良驥、前年差人求買、未得其超絕者、煩為留心、搜求奇駿、許來役購買、務在必得、以副我國王素望之意、明公補佐忠誠、維持兩國、同于一家、功莫大焉、來役賜回音、依汛遣歸、統惟炤亮、不宣、

歲丙寅孟夏望日謹書

別幅 謹具

花縵帕肆端 白絞紗肆端 奉

將敬意、莞納幸甚、

右の書、丙寅十月三日、板倉周防殿において、大炊殿へ返進、

酒井忠世復暹邏國執政書

日本國臣雅樂頭藤原忠世、報章暹邏國臣執政麾下、遠領華翰、莊誦再四、特荷華翰白絞紗各肆端、感愧兼併、示諭及往歲所答之鄙書、達于左右、幸之孔矣、亦復承、先是滯滯商主刷還之大望、雖其制先降、

依貿易于今遲留、附此歸曉還鄉、可到本籍、茲聞貴國有鄰附之逆醜、而欲征之、想夫小固不可以敵大、不日而宜其伏也、且所求之良馬、吾邦所產、何涉慳吝乎、所使价一見而買取也、別獻壹驥、以表微志、奏上惟幸、芳鄰信義、商舶來往、須克甫當、餘多不及、伏惟照察、

龍集丙寅小春日

雅樂頭藤原忠世

日本國臣 雅樂頭藤原忠世 報章

暹邏國臣 執政 麾下

謹封

土井利勝復暹邏國執政書

日本國臣大炊頭藤原利勝、回報暹邏國臣執政閣下、使价就商舶到、領二翰書、受二種賜、感佩感佩、往年之答書供清眸、幸之又幸也、承聞貴國欲征鄰並之逆醜、兵是凶器也、不止而用謂是兵、何如不動干戈、坐致太平、吾邦海內無為、風俗淳化、所使价見聞也、往還互不可有隔礙、先年滯滯之商主、聊非挽留、依交易之事者乎、附此歸帆刷還、任主之心而已、貴國主見欲吾邦之良馬、先所求竟、未任逸足、再大望之、元無所惜、在使价之買取也、微臣獻以一馬奏上、惟竟

餘附嗣音、自齋不宣、

龍集丙寅小春日

大炊頭藤原利勝

日本國臣 大炊頭藤原利勝 回報

謹封

暹羅國臣 執政 磨 下

謹封

右兩通の書相認、十月四日の朝、二條土井大炊殿の屋敷へ持參、直に渡之、振舞有之、以上、異國日記、

寛永七己巳年九月十三日、暹羅國の三使江戸に參着、下谷廣徳寺に旅宿す、中根傳七郎時に小十、人頭なり、賄奉行を奉はる、同十九日、西丸に登城し、呈書獻物を捧けて、拜禮の儀あり、其儀式、前條こは新王即位を告げ、通好重修を乞ひ奉りしなり、酒井忠世、土井利勝及び板倉重宗にも、かの執政より書儀あり、重宗の來、書儀、時に山田仁左衛門よりも、忠世、利勝に書儀を贈り、かつ西丸に物を獻す、長時代官末次平藏、町年寄高木作、右衛門、林永喜にも贈り物あり、十月二日、三使を西丸に召て御暇を下され、銀子時服を賜はり、國王に御返簡及び物を贈り給ふ、忠世、利勝、重宗よりも回報あり、忠世、利勝よりは山田仁左衛門にも書と物とを贈れり、御返簡及び忠世利勝の回章は、金地院崇傳、重宗の返所見なく、通商も明曆輸は林道春これを作る是よりの、此國の使參拜の事の頃まで中絶せり、

寛永六年己巳九月十三日、暹羅國三使鸞沙惘勅自注、一の使チロロン、坤喇圭高、自注、二の使チコ、坤若車末、自注、サコンデツフ、坤喇圭高、自注、三の使チコ、坤若車末、自注、コハツ、到着江戸、寄宿廣徳寺、按するに、廣は、廣の假借なり、中根傳七賄奉行被仰出、九月十七日御本丸に出仕、其作法元和七四年、暹使出仕の模様聊無相違、直に西丸へ出仕同前、雅樂殿、大炊殿御兩人御指引也、同日傳御本丸へ罷出、御前に於て書を讀上る、金札譯紙并象牙筒文箱袋以下、西年上候と同前、則返書可調由被仰出、譯紙を懷中して退く、金札并筒箱袋は、その儘御前に置之、右の書の案在左、

暹羅國王上書

暹羅國王奈舜烈摩倫摩匹浮臘照果朗帕臘馬訶陸惘安瓦納瓦西尼耶摩訶離祿普樂喇納臘日他尼務離倫、謹致書于日本國王殿下、嘗聞、古之立國者、以修仁爲本、欲圖致治、必交鄰爲先、是故先君遠交惟念、幸哉通和、沐浴貴國舊矣、今也新嗣國祚、禮宜重修尋盟、務在情意敦篤、交孚倍勝舊日、相期永久不渝、幸莫大焉、貴國通商、視猶親子民、諭令諸司、百凡節省、平易交易、周旋蚤歸、顯差使者鸞沙惘勅、坤喇圭離、坤若車末、寶捧金書禮儀進獻、代問與居、重修和

好之誼、願歲歲發舟遣使、音問絡繹、俾知國中盛平豐稔、政治民安、敵國微有土產珍奇、倘有所需、皆如命也、永固和好、共崇古聖賢之風、以臻雍熙之治、台譽幸孔、

外金書壹函儀狀壹幅

歲己巳孟夏望日譯書

謹具

儀狀自注、此二字、折本の上に書す、

上奇楠香 次奇楠香 上水片 次水片已上、各選

西洋緞肆端 西洋花縵伍條 花毛毯貳條

象牙伍擔

謹具 太尊

奇楠香壹劬 水片壹劬俱選 西洋緞貳端 茄花

色八絲緞肆端 金銀柳條緞共肆端 西洋花縵肆條

雅樂殿へも書來、案在左、按するに、土井利勝の書し、これと同しきをなして略せしなるへし、

暹羅國執政奉酒井忠世書

暹羅國臣握雅掌大庫務詩坦麻喇、致書于日本國臣酒井雅樂守麾下、職奉我國王令旨云、先父王於戊辰年十一月內升遐、今新嗣國祚、詢知先王在日、與日本國通和、雅意及諸藩鎮、發舟貿易、互通音問、情同

一國、今也嗣祚之初、禮宜重修、通好之誼、務在情意敦篤、交孚倍于舊日、雖滄溟遙隔、然商艘源源往來、絡繹音問、奚異承顏接辭哉、命職修書、遠意相期、永久不渝、咸結膠漆之堅、誠天緣之嘉會也、願舟艘往來無間、彼此周旋平易、依汛蚤歸、均爲兩利、著職遣使鸞沙惘勅、坤喇圭離、坤若車末、辨事閭陞須臘亡、寶捧金書禮物、上好奇楠香、次奇楠香、各選上好水片、次水片、各選西洋緞貳端、西洋花縵伍條、毛花毯貳條、象牙伍擔、進獻貴國王、另獻太尊奇楠香、水片、各選西洋緞貳端、茄花色八絲緞肆端、金銀柳條緞共肆端、西洋花縵肆條、至日煩指示、進獻惟玉成、是囑國王、另送象牙貳擔、烏細伍端、西洋花縵伍條、自具花縵壹條、八絲緞參端、用伸微忱、希叱存爲幸、

外附送

永喜 茄花色八絲緞貳疋 烏細貳疋

高木作右衛門 茄花八絲緞肆疋

末次平藏 茄花八絲緞肆疋

歲己巳孟夏望日書

シヤムロ山田仁左衛門より、酒井雅樂殿へ來る書、

見せに来る、案左に在之、御書謹て頂戴仕候、去年奉捧少分の處、被達上聞之通、無冥加仕合、忝奉存候、殊に従貴公様御皮袴五下被仰付、辱拜領仕候、抑此國の國主、舊冬不慮遠行被申付て、從當新王爲御次日、以金札御禮被申上候、則爲使者おろわんさこんでつな一人、おこんわつけせい一人、おこんよこはつ一人、通事一人二五右衛門尉ご申者、從拙者船一渡被申候、御前可然様に御披露被爲成可被下候、然は拙夫船、去夏差渡可申上處に、南蠻の海賊妨通路、口口不罷成、御請運運仕儀に御座候、則如例年船渡海之儀、奉頼存候、此上哀以御影、御朱印頂戴仕度念願御座候、寔縷國之外聞御座候條、偏奉頼存候、雖近來憚多御座候、兩上様の奉捧少分候、可然様に被思召候は、被達上覽可被下候、聊輕微の至御座候得共、紅ちりめん十端、并花毛氈二枚奉進上候、奉表御祝儀計御座候、尙此等の趣、宜預御披露候、恐惶謹言、

已三月三日、山田仁左衛門尉長正

關主稅助殿 御披露以上、異國日記○按する世に家人にや、詳ならず

九月廿一日、相國様御本丸へ御成、暹邏への御返書の下書、雅樂殿、大炊殿返書の下書持參、此日は得上意候事不成、同廿三日御本丸へ出仕、雅樂殿、大炊殿御披露にて、御前において讀上講釋御意に入、仕合能退出、同廿四日、雅樂殿へ申入て、西の丸へ出仕、代官衆近來の御勘定の趣被申上、大炊殿御前に御隙入、得上意候事不成、雅樂殿同道退出、同廿五日、又雅樂殿申合、西丸へ出仕、大炊殿、雅樂殿御取成にて、御前に於て暹邏之書讀上講釋、其後御返書下書讀上講釋、共以叶上意、仕合能退出、同廿六日、雅樂殿より使者、先年暹邏へ被遣物尋に來、則點留書書付遣はす、同廿七日、矢部六之助按するに、此ころ御細工頭たり、西丸附老中酒御の紙被持來、同晚酒井讚岐殿按するに、西丸附老中酒御出、明後廿九日、暹使御暇可被下候間、按するに、廿九日なりし、御返書の清書、明朝仕候て可然由也、同廿八日、御本丸へも西丸へも不出仕、右の書清書仕候、按するに、御返簡及び利時、忠世の回翰共に下に出す、十月二日、暹邏人に於御本丸御暇被下、元和七年酉の儀式同前、少も無差違、但使者に被下物、雅樂殿、大炊殿御兩人の指引也、將軍様より

- 一 銀子二百枚 小袖十 一の使
- 一 銀子百枚 小袖十 二の使
- 一 銀子五十枚 小袖三重 三の使 是は暹邏の通事
- 一 銀子二十枚 小袖一重 通事二五右衛門、是は日本の通事也、
- 同日、西丸へ直に暹人罷上る、被下物、これも大炊殿、雅樂殿指引也、相國様より
- 一 銀子百枚 一の使 一 銀子五十枚 二の使
- 一 銀子三十枚 三の使 一 銀子二十枚 日本通事以上、

大猷公復賜暹邏國王御書

日本國源家光、答書暹邏國王麾下、領遠書得來意、懇懇之篤志、不堪忻慰、特受數般方物、異域珍産、鍾愛無他矣、親仁善鄰者、古之立國爲政之道也、貴國於吾邦、求交義、乖之則非道、自先主通交已舊矣、彌倍舊日、商舶互憧憧而往來、聊不可有疎闊、莫訝吾邦風化、三使所歷覽也、不腆土宜、錄別幅送之、笑納惟幸、順序自齋、

- 寬永六龍集己巳九月日
- 御朱印
- 別幅 一金屏參雙共押 一鏡參領共六 一太刀

貳振 一龍踏參足共較 計

一龍踏 貳疋共較 總計

右御返書間に合鳥子、下繪松梅、裏切箔、別幅も書と同し下繪の間に合鳥子也、奥の二匹の龍踏は、從相國様被遣なり、從暹邏の信物も、將軍様へ上候目錄の奥に書故也、右の書、別幅一つに架籠に入、架籠も下繪の間に合也、上書等如常、

- 日本國 源家光 答書
- 暹邏國王 麾下 封

酒井忠世、土井利勝復暹邏國執政書

日本國臣酒井雅樂頭忠世、早復暹邏國臣握雅掌大庫務詩坦摩喇床下、貴國之三使、捧金書寶方物來朝、二臣相議而聞奏之、吾大樹兩源君、拜禮肅爾、不亦說乎、茲閱私書、承貴國王之命、抑去歲戊辰冬之仲、先王升遐、不堪驚愕、遠方訃音、年已越日已過、闕弔禮者、似慢非慢、新嗣君順先王之嘉政、與吾邦通交倍舊日、而商舶往來頻繁之所求、吾國主所被領領也、迺整調答牒、渡與三使、并信具共以見供歡顏則可也、二臣亦承貴國王之賜、如載錄領之、莫勝感幸之至、雖薄物俊馬壹疋充、共較 二臣同獻之、執奏多幸、

城中之政事、海晏河清、國泰民康、付三使之口陳、不涉筆記、餘蒞期來音、不悉、

寬永六歲在己巳九月日

酒井雅樂頭忠世朱印

土井大炊頭利勝朱印

追啓、二臣同晒白布貳拾疋宛、投贈貴下、聊表微志者也、采納惟仰、

右の書、間に合鳥の子無下繪、架籠以下常の如し、別幅も鳥子に書之、間に合を常の鳥の子程に切て書す、右の架籠へ入、

酒井雅樂殿より狀來、暹羅の山田仁左衛門へ返書遣候、認様如何と尋に來、此雅樂殿より仁左衛門方への返事は、雅樂殿右筆下知仕候て持來處に、相改遣す、案在左、

貴墨披閱、貴國之先君逝去之告報、悲惜不淺、新國主爲續目、上使捧金札渡海、方物共以奏大炊兩源君、肅禮多幸、酒整得答書、附與三使、且又自分之音具獻上、所被收納也、微臣亦兩種惠來、如紙而領之、厚意多多、從是晒白布貳拾疋返贈、聊表寸忱者也、商舶往來、互不可有疎志、餘屬三使之三寸、不悉、

寬永六巳十月三日

酒井雅樂頭忠世在判

山田仁左衛門殿

大炊殿へも仁左衛門書あり、大形文言同前、返書も雅樂殿よりの文言大形同前のよし、是は不及披見故不記、異國日記、國師日記

板倉重宗復暹羅國執政書

日本國板倉周防太守源朝臣重宗、復書暹羅國握雅掌大庫務詩坦麻喇座前、爰惠手書、披讀滿悅、不隔異域、恰似暗語、就審、貴國先主既捐館舍、萬里聞訃、不堪驚歎、遐想在茲矣、今令嗣當位、可以賀焉、因聞、不忘先主之道、令遠聘三价、恭修舊好、厚情不少、於是我及執事者、進言於我國主、乃令三价獲奉謁而禮拜之、其所呈之金簡方物、件件進納訖、事在我國主回劄中、并附三价以口授、且寄我以象牙貳擔、烏細肆端、西洋纒肆條、共領納之、佳惠不淺、請借足下口以謝之、足下亦贈我以華纒壹條、八絲段貳端、感意惟多、夫善鄰之道、古今由義、何論遐邇、方今海波不動、商舶往還、彼此有幸、豈不思哉、貼金屏風貳張、雖爲菲薄、聊投酬之、匪報之也、永以爲好、此惟照亮、不宣、

己巳十月下澣羅山文集

通航一覽卷之二百六十九

暹羅國附莫部五止

○御書呈書并通商貢獻使者拜禮等

明曆二丙申年五月十七日、暹羅船一艘長崎に渡來す、こは往年商船往來ありしか、故ありて渡來を禁せられしにより、長崎志には、本邦渡海のもの機討せしこの風聞ありしといふ、前册に載る和蘭通船には、南蠻の事により御疑るに、其中絶せしは寬永年中なるへし、再び通商を乞ひ奉るなり、よて江戸に注進ありしか御免なく、船中遣用の料に、其荷物少しく交易せしめ、薪水糧米を賜りて、八月廿九日歸帆せしめらる、其後御免ありて、年毎に入津す、御免ありし年代詳ならず、此時長崎の人森田長助、先年久しく暹羅にありて、彼國の事に熟せしにより通辯し、暹羅通事となれり、

明曆丙辰年六月十一日、去五月十七日、長崎表に暹羅船一艘着岸、是は先年日本へ渡り申時、様子惡敷仕候により、重て日本へ渡海の事、堅く制止に被仰付候、其詫言に、又々着岸の由、寬明日記、慶明錄、正慶承明錄、明曆二年五月十七日、從暹羅金札船按するに、金札の一艘入津、是は使船の由、シヤムの人は船に被召置、

通航一覽卷之二百六十八終

寬永六年冬、暹羅王遣使、來于日本國、獻書翰并方物、告暹羅先主逝去、其嗣子當位也、即被投返書、暹羅王又贈書并方物於板倉周防守重宗、重宗遣返書及日本土產、紀年錄、

寬永六年の後、暹羅國の使參拜の儀は聞えず、國朝舊章錄、

暹羅は其國の王后の船と號して、大船二艘の名あり、ランニオン、ランゴンと呼り、ランゴン長さ三十間、横七間、ランニオンは後の船にして、長さ二十五間、横五間、乗來るもの暹羅人のみにあらず、羣牛、占城、大泥、東埔塞、麻六甲なり、船會は支那の人といふ、寬永の比まで絶ず、四十年に及へり、其後吾國の禁制ありて、和蘭と支那の外は來らず、和蘭通船、

水主の分御揚被成、被遂御詮議、別條無之に付、船中遣用程荷物御賣せ被成、同八月廿九日回唐、長崎、覺書、明曆二年五月十七日、暹羅より使者船一艘入津し、書翰を持來れり、其趣、先年日本より爲商賣、數年暹羅に渡海の者有之處、彼國にて在留の日本人を燒討したる風聞有之由承傳へたり、全く其儀無之、向後前々の如く互に往來し、商賣を遂たきよしの文言なり、此書翰、紙の四方に金泥にて格子有之、その中に蠅篆の如く横文字左行に書たり、是を金札船と唱ふ、其節通事森田長助、暹羅文字通辯和解分明なり、依て去寛永十三年、日本より異國渡海一切御禁制被仰出段具に申聞せ、其儀難相叶旨に付、船中より水主少々陸に上られ、遣用分の荷物を賣せ、糧米薪水等調させ、八月廿九日歸帆せしめらる、長崎志、崎陽記録、

の疑ひを蒙りて、日本の通路絶たるをわびて、日本渡海のゆるされを得て、商船長崎へつかはす事を願ひ訟ふるなり、則關東へ注進有けれど、此たひは御ゆるしもなくて、返翰は長崎刺史に命せられ、獻物は受給はすして皆かへされ侍りぬ、雜費の料として、荷物少々賣せられ、薪水を賜はりて、八月歸帆す、其後年を経て、日本の渡海ゆるされつゝ、今も絶すして商船長崎の津に至れり、船主は住居の唐人を、國王より遣すゆる通明なり、長崎夜話草、森田長助武州産、寛永丁卯春、乘買船至暹羅、臣事王佛、王佛尾張人、姓山田、稱仁左、先是航彼、事暹羅王有功、封侯王、據有一方、稱王佛焉、長助以郷親故、寵遇殊優、後以官禁人民留異域、長助遂歸于崎、乃寛永十一年也、時年十八、住浦上之地、會明曆丙申五月、暹羅奉書入貢、書即其土字也、譯士莫辨、於是下令、旁求識者、浦上薦長助、按するに、前册渡海の條田又左衛門にして、其人即浦上に住、推戴せしは津せしならん、彼條併せみるへし、是時長助忠目、因命強起、晰其顛末、詳通事狀、因擧爲暹羅通事、自是學西蕃語者、相繼而出、東京久藏任東京通事、中原源六任嘆唵呢通事、長助延寶己未年卒、先民傳、

暹羅國より國主の船きて、大船二艘つゝ、毎年來れり、船頭役者は此地居住の唐人なり、其外は暹羅人も乘來れり、偶莫臥爾人も、此國の船より乘渡りし事あり、唐人、阿蘭陀人も往て諸色を辨し、日本に積來るなり、華夷通商考、

暹羅の商船は、今は年々渡り來れり、國朝舊章錄、

延寶八庚申年六月廿二日、暹羅船入津、その後通事より其國南蠻人の事を訊問して、口書を出さしむ、同年八月入津の船に、莫臥兒人乗組來る、よて渡來の由來及び南蠻人等の事を糾問して、また請書を出さしむ、貞享四丁卯年、是より先、商賣方御改正あり、貞享二年、唐國總括及び長崎港異國通商總括の部にあり、渡來の船兩度積戻命せらるゝに、の事にして彼執政より長崎奉行及び通事の許に書牘を贈りて、自後阿蘭陀のごとく銀額を定め、商賣御免あらん事を請ふ、その請ふ所御免ありしなる、へけれども、記載を缺く、

延寶八庚申年八月、暹羅船主申口書付

具口詞人暹羅船主殿梓官財副林六娘、於前月念二日到崎、即時諸位老爹皆到船邊詢問、暹羅有何新文、梓等只報、今年暹作大水糖无所出等情、本年竟无異様之事爲答、今重承問、及去年化人一節、因梓

等、去年在暹、于五月初六開行、及六月二十六日至崎、竟不知來後新説、及自貴國、於去年十二月二十日啓行、於本年正月二十四日到暹、方得耳詰風聞、謂于舊年五月間、有巴禮二人、搭在來暹之船後、因身邊所用唐人一名、知其有銀兩在身、竟起兇心、離暹四日路地、名噠刀叫所在、巴禮欲過他船央其唐人、僱壹小船、已離本船、竟於港裡見財起惡、將二巴禮、打殺落水、巴禮壹人即刻遭害、更一巴禮雖同遭害、尙未曾死、就于港中、游上得脫云云、因是過往之事、兼有府事、及買賣做賑、長短竟不刻暇、故此未遑細問糊塗、而過實不詳、悉今承一問、方覺駭然、所因係舊年已往之事、有忘所記、船到之日、未有報聞、見詢方悔、茲以梓等不識中間典節、故查本船中、或有知者、意欲細陳其詳、仍有總管貳什貳人係在暹羅頗聞者、因述其詞稟聞、

一暹羅原有和蘭紅毛化人住班、但其化人係阿媽港來住、的聞知與呂宋化人極不相好、因其阿媽港化人來住、故其呂宋化人罕得來販、

一去年有呂宋住家唐人吳盛官、有船壹隻、裝載白糖及暹所用代錢螺殼等貨、於五月間來販暹港、載有

呂宋巴禮二人、謂至暹羅、詢知有廣東船販暹者、意欲塔往廣東、於廣東或從水從陸、往福建福州地方、即於港內離城四日路之處、噠刀叫所在幸聞得、有廣東船壹隻船主係王坤寄者、有口回唐、巴禮喜甚、不及入暹、即央所僱唐人、往稅船船、其原資議定壹百陸拾兩零、唐人即騙巴禮云、是船資已定參百陸拾兩、其巴禮即信其言、即允與議額、交與唐人、即央其人、僱一小船、巴禮與唐人共三人、唐人搖船欲口廣船、誰知唐人突起不良、非獨船資之貪、見其身藏重物、即於港中打殺一個、其一亦被打落水、尙未曾死、游水連生至岸、方被暹人拾起、報入執事門中、其唐人見其未死得脫被拾、患有迫拿、即將船併銀兩、拋之港裡、空身脫走、竟未知去向、其一所存巴禮、雖有訴于執事處、因不獲其贖、難以審理、延之數時、其塔來宗船、欲回原國、故諸執事設之、仍付原船帶回、事竟不明而休矣、此係本船二人所聞知、其詳者梓等實編耳邊風、未聞其詳細也、倘日後假若有說道梓等知其詳持隱匿而不報者、任憑貴國、以法施行、併自甘爲、所陳是實、

延寶八年柒月 日

暹羅船主嚴梓官
財副林六娘

右和解

口書差上申候は、暹羅船頭嚴梓官、財副林六娘にて御座候、先月廿二日に長崎へ着津仕候節、即時に諸通事衆船へ御出被成、暹羅の儀、何ぞ新説も有之哉と御尋に付、私ども申候には、今年は暹羅洪水仕候て、砂糖出不申候通の儀を申、別に差たる事は無御座候通答申候、只今重て去年暹羅にての南蠻人の様子御尋に御座候、私ども儀、去年暹羅にて五月六日に致出船、六月廿六日に長崎へ着津仕申候、罷出申候て跡の新説存不申候、殊に貴國より去年十二月廿日に出船仕、當正月廿四日に暹羅に着仕候、その節の取沙汰に、去年五月の間、伴天連二人暹羅へ參候船に便乞參候、其後其身用事を頼申候唐人一人、彼伴天連身に銀子所持仕候段存申候間、惡心を起し、暹羅城元より四日路程御座候噠刀叫と申所に於て、伴天連別船に乗り移り申候とて、右の唐人に頼み小船を借り、元船をはなれ申候所に、川内に於て財を見て惡意を起し、二人の伴天連打殺し、水中へ落し申候得は、伴天連は同前に害に逢申候得とも、未死し不申候て、則川内よりおよき上り相通れ申

候と申儀御座候、その節は、はや去年の事にて御座候上に、私ども屋形の用事しげく、殊に賣買の儀、并勘定帳の事などの巨細に取込申候ゆゑ、左様の儀委細に承り申候も無御座候より、何となく聞捨に仕召置申候、委細の儀元より承不申候、只今御尋に付驚申候、右申上候様、去年の儀にて事過申たる儀に御座候へは、存付け無御座、船着津の節は不申上候、御尋にて御座候ゆゑ、其節不申上儀後悔仕候、只今私共儀は、その間には委細を存不申候付、則船の唐人共の内、様子存申候もの有之候哉に吟味仕候所に、こくしや頭の唐人、帆綱役の唐人二人、去年は暹羅在留仕罷在候ものにて御座候により、則彼もの共口上を承候て、書付差上申候、一暹羅は元より阿蘭陀、エゲレス、南蠻人皆宿所を立罷在候、此南蠻人は、アマカハより參候て罷在候、私ども承申候に付、呂宋の南蠻人とは、總て殊外中惡敷御座候よしに御座候、アマカハの南蠻人、暹羅に罷在候付、呂宋の南蠻人參候事はまれに御座候、

一去年呂宋住宅の唐人吳盛官と申者の船一艘に、

白砂糖并暹羅の錢に替申候貝から等の物を積、五月の時分、商賣に暹羅へ罷渡り候に、呂宋の伴天連二人乗せ暹羅へ參、廣東船罷居申候は、便て廣東へ罷渡り、或は海路にても、又は陸にても、福建の内福寧州と申所へ參申覺悟にて、則暹羅の川うち、城元よりは四日路程御座候噠刀叫と申所にて、承合候に、幸廣東船一艘、船頭王坤奇と申者、近日廣東へ歸國のよし承、伴天連悅申候て、暹羅へ入不申、則その身とも雇唐人を以、乗り船の居所を借らせ申候、船頭手前は一貫四百目餘に借り請、伴天連には居所の借り賃三貫六百目と申聞け候所に、伴天連なる程と存、其通に銀を相渡申して、三人にて船を唐人にこがせ、廣東船に乗り申内に、唐人惡意を起し、右船賃計の貪り計にも無御座、彼者身廻り重く有るを見候て、則川内において一人打殺し申候、又一人は是も水中へ打落し申候得共、未死し不申候て、およき上り助り、陸へ上り申候をひろひ上げ、役人方へ告申候、右の唐人彼伴天連死不申候て逃去り、捨ひ上られ候に付、自然追手かゝり可申哉と存、船銀子とも川内に捨置、身から計相通れ申

候、何方へ參候も知れ不申候、彼助り申候伴天連、役人へ詔申候得共、其合手無之に付、何とも可申付様無之、數時相送れ、元便乞參候呂宋船歸國仕候に付、役人中致僉議、元船に乗せ歸し申候、右の事は埒明不申候、此段は私船の二人の役者共は、巨細を承候事にて御座候、私共はざつと承候迄にて、其委細は存不申候、若後日私とも委細を乍存、隠し候て不申上候と申もの御座候は、御國の御法に可被行候、違背申上間敷候處實正にて御座候、

唐通事會同譯之

延寶八年、小通事の關有之節、爲吟味和解被申付候寫、

具稟人第二十六番暹羅船客白頭人莫他備馬其併蜜備鵝輪、俱係毛哦備國內術怕防生長、五年前自術怕防行、三月餘至罷撈拔地方買賣、及至今年二月、纔離其地、已經五十餘日、初到暹羅生活、因聞貴國之美、本欲來販、適又暹王爲其等、知毛哦備所用磁器製作併漆器等製度、隨便令其來置前項、別无他意、

一承開化人一節、其他人南蠻之類、前後竟无來白頭

國、獨有和蘭及紅毛、每有來販、各有班至住班諒、其所住或有數千伊、和蘭班華美、過于紅毛、其拋港所在、至術怕防、陸路三十餘日、貨物將驢馬及駱駝、運至術怕防、行到港邊、亦有住班和蘭、其住正班之主、或三年五年、或十年一換、往來不絕也、

譯司會同之和解

延寶捌年月日

具稟人毛哦備客

莫他備馬其併蜜備鵝輪

申上候者、二十六番暹羅船の客モウル人莫他備馬、其蜜備鵝輪二人、共にモウル國の内術怕防と申所にて生長仕候者共に御座候、五年前、術怕防を罷出、三月餘の路御座候罷撈拔と申所の商賣に參、今年二月に彼地を出、五十日餘にて暹羅へ爲商賣罷越申候、然に貴國結構成儀を承申候に付、元より商賣に罷渡り申度存申候處に、暹羅屋形より、私とも儀モウル國に用可申燒物の模様、并塗物等の

仕様可存由にて、此度の船便に罷渡り、右の品々相調申様にこの事にて、罷渡り申候、別意は無御座候、

一南蠻人の様子御尋にて御座候、南蠻人の類は、前後にモウル國に參申候儀無御座候、阿蘭陀并エゲレスは、毎年商賣に參申候、何れも住所を推罷在候、住所は定て數千人つゝ、居申候、阿蘭陀住所は、エゲレスより華美に御座候、彼船とも罷在候湊の儀、術怕防まで三十日路餘御座候、荷物の儀、或は驢馬并馬又は駱駝などにて、術怕防へはこび越申候、湊近方にも阿蘭陀住所之よしに御座候、阿蘭陀かびたん、或は三年又は五年、十年にて替り申候、往來不絕事に御座候、

一暹羅へ住居仕罷在候南蠻人、エゲレス、阿蘭陀の儀は、私とも當四月に暹羅へ罷越、六月二日に今度の船に乗り申候て、御國へ參候得は、暹羅に罷在候日數も無之候ゆゑ、彼等共の様子存不申候、只今御尋にて御座候得は、明白に不申上候て不叶儀御座候、存申分は右の通少しも隠し不申候、存不申儀は強て難申上候、若後日私とも南蠻人と商賣仕候は、

又その様子を存候へとも、隠し候て不申上候と申もの御座候は、罪を罷蒙り申候共、後悔御座有ましく候、申上候處實正にて御座候、和漢寄文、

莫臥爾國の船、以前は長崎へ來れり、近來は不來、按ずるに、此書は享保年中の撰なり、唐人も往事なし、此國の人は暹羅船より長崎に來る事あり、阿蘭陀人は此國の内へ住所もありといふ、華夷通商考、

莫臥兒國は海邊に遠く、此國の船とて日本に來る事はなし、此國の人は暹羅の船に乘來る事あり、阿蘭陀人も往來する所なり、萬國夢物語、

貞享四丁卯年、暹羅國執權之書
暹羅國昭丕耶大庫、書上日本國王殿下、恭惟、賢王殿下東朝麟鳳、瑞世瑤瓊、偉績澄清、登四民於衽席、神光煥發、衍王福於箕疇、丕耶僻處西被餘榮、謹啓者、敝國深荷雅愛、敬奉本國王旨與船、貴國貿易所有、發賣貨銀、槩就地製辨漆器銅器金銀等器什、祇因敵土工匠缺少、而貴地製造者精好故如是、其餘剩有充回、紅銅備造器用、併買裝石種、歷年如斯、從來无間斷、雖謂航海貿易、實欣上國仁風、迄乙丑年、按ずるに、貞享二年なり、敝國發船三隻、其一遭風无踪、餘俱獲到

貴國、裝載貨物、荷發運回、只許零賣些須、僅返棹之費、合用器物、并無製辨、不意甫到廣南、又失一隻、丙寅^{按三年なり、}再發二隻、亦荷如前發放、僕永途誠難計程、細詢頭末、知歸市者衆、以故頒定銀額、俾遵交易、深羨貴國美、則真可法擬、欲來風光副拘金銀額、緣大海遼濶、弗克如願、但思敵邦與貴國、地雖各壤、誼厥一氣、似非他邦所可比擬、茲當船主徐森、駕船前來致意、仍辨銅器漆器金銀等器什、惟望垂念舊雅、轉爲啓陳上將軍、准照紅夷限定銀額交易、永立爲例、庶敵邦土產之物、得易貴國恆有之器、不惟兩獲利便、且可永通交好、得藉餘光、大有榮施矣、肅此致候鴻祉、伏冀俯賜繪音、臨穎神馳、曷任瞻注、謹啓、

朱印
丁卯年四月日
正幅之寫

桃色紙 暹羅國 昭丕耶大庫頓首拜

朱書
恭候 紅紙

副啓壹通

右和解

暹羅國之昭丕耶大庫、書を日本國王殿下に進上仕候、うやく敷おもんみるに、賢王殿下の御事は、東國の御拔群にて、盛代の御重寶たり、御政道澄に依て、士農工商の四民を御敷き治、其御光輝諸方に及て、書經の五福に譬へてさかんなり、丕耶儀は、ひそかに西域に致所住候得共、御餘榮に預り申候、隨て奉啓趣は、此元いやしき國の儀、本國の王命を受け船を仕出し、貴國へ商賣遣申候積、渡申荷物代銀を以、則於其元塗物銅道具金銀道具の類を調申候、此表に細工の物乏きゆゑにて御座候、御地の儀細工の所作別て見事に御座候、其分調候て、相残り銀少々は則銅を買調、此表にて諸道具に拵申事に御座候、その上船の下積石迄、その元にて買申體御座候、今様に仕來申事、終に絶間無御座候、尤爲商賣令渡海候といへども、その實は上國の御仁風を慕申事に御座候、去々年丑の年、此元より仕出しの船三艘にて御座候處、一艘は風難に逢、行衛も無御座候て、相殘船貴國へ致着津候得とも、積渡りの荷物積戻り被仰付、漸歸帆の雜用に賣申候ゆゑ、此元

入用の器物曾て調渡り不申候、然は歸帆の節、また廣南において一艘破船仕候、去年丙寅に、重て二艘其元へ差遣し申候へとも、又々以前のこころ積戻り申候、海路はるか成儀にて、長途難計儀に候へとも、右始終の様子承申候所に、こかく其元へ來朝多御座候付、銀高を御定、商賣被仰付段、誠に貴國御法の御仕置正敷儀奉儀御座候、此元より可成儀にも候は、早々先達致させ、割符にも逢せ申度奉存候へとも、無限大海にて御座候得は、願の通相叶不申候、併此元いやしき國の儀、貴國とは尤地を隔中候といへとも、ちなみの心に於ては同氣可致の儀に候、他の國とは違申たる事に御座候、今度船頭徐森の申付、船を其元へ乗り參り、爾銅道具塗物金銀道具等を調申様にと申付候間、偏に年久敷ちなみを御愛念被下、上將軍へ被爲仰上、阿蘭陀の例に御准し被成、銀高を御定、商賣被仰付、永日迄も例法に被成下候は、私方いやしき國の土産の物を以、貴國に於て常有の器物に替させ被下候は、兩國其の得利計にても無之、永日互の好みを通し得申度と、御餘光奉便、御施を得申度事に御座候、依

夫乍序御洪福を奉伺候、彌繪旨御下しの儀希候、筆端に向て神馳と申計も無御座候、謹て奉啓候、袋の上宛所

日本國年番

但、御奉行所々の御事にて御座候、又通事の差越候書

時鐘 朱印中半在正副

判識日歌賢聲、頃以汪洋修阻、弗克一執元龍之御、心契神交、金玉不足以喻堅、啓者敵邦與貴國、處雖各方、誼同一氣、歷來深荷渥愛、是以本國王與船貿易、以諄交好所有、發閱貨銀、槩辨漆器銅器金銀器用、併充紅銅、回還以備製造、名雖貿易、實慕仁風、迄乙丑以至今歲、所載貨物俱荷發回、只許零賣些須、僅供返棹之費、細詢始末、知貴國以歸市者衆、頒定銀額、使遵交易、宏籌碩畫、堪法千古、然思紅夷尙荷盼睐、敵邦豈忍膜視、特奉本國王令旨、傳弟致書諸老親臺、推念舊雅、轉陳貴國王、^{按するに、漢土の人、長崎奉行をさして貴國王}或は長崎王^{といへり、}代啓上將軍、准照紅夷限定銀額交易、永立爲例、俾遐遠梯航得以如前來往、叨藉厦庇、更靡淺鮮、茲當船主徐森駕船資書、上牘并製造漆器銅器金銀器用等件、伏冀弗靳鼎、目拜颺頌德、永矢弗諼、臨

啓瞻注、企俟德音、謹啓、

名具正幅
左 慎

正
暹羅國昭不耶大庫頓首拜
恭候
朱書紅紙
台蔭
副啓壹通朱印中牛左別啓

右和解

未及御面識候得とも、不絶御譽を承申候、然とも海の隔にて御座候へは、御親付の縁無御座候、只心神の交り仕候事、金玉の堅に不異候、自注、本書に元龍の聲と申高位名、人の喝仰深きゆゑ、其節の高位に又荷突申人、李響の車を引得て悦び、今日李君の御を得たりと、人の崇敬を得たる李響なり、然るに令啓候趣之此元いやしき國の儀、貴國とは雖爲異方、御ちなみは同前の一氣にて御座候に、兼てより各御懇意に預り申候ゆゑ、此元の國王船を仕出し、好をあつく仕候、依夫積渡申荷物の代銀を以、皆々塗物銅道具金銀道具等を調、

その外は銅に替申候て、暹羅へ積渡り、銅にては道具作らせ申候、尤商賣と乍申、其實は御國の仁風を慕申儀に御座候、左候得は去々年丑年より、只今迄に積渡し申候荷物、皆以積戻り被仰付、纔に難用出船の用意を賣り申候、此始終の様子を承申候所に、貴國へ商賣に赴き候もの多きゆゑにて御座候に依り、銀高を御定商賣被仰付段、誠に深々敷御了簡にて、千古迄の御規法無此上儀に存申候、然れども阿蘭陀如きもの迄も被懸御目儀御座候得は、此元いやしき國なから、脇様に思召可被下儀にては無御座候、仍て此元國王の命を受某へ被申付、各衆中へ書を遣し、貴國の王へ被仰上、此趣被爲達上將軍、阿蘭陀に御准し被下、銀高を定致御商賣、永々の例法に被成被下候は、遠國の商船、前々の通於往來仕には、御蔭不淺儀に御座候、依是船頭徐森へ申付、船を乗渡らせ候、書簡差上申候、并塗物銅道具金銀道具等を調申ために御座候間、彌不被惜御情候は、大徳を受申儀、永日難忘儀に御座候、書に向て仰居申候條、御吉左右待入申候、謹て令啓候、

袋の上宛所原書名宛

- | | |
|-----------|-----------|
| 徐 東海徳左衛門事 | 林 林仁兵衛事 |
| 林 林道 榮事 | 柳 柳屋茂右衛門事 |
| 列 彭城仁左衛門事 | 葉 穎川藤左衛門事 |
| 陳 西村長兵衛事 | 列 彭城久兵衛事 |
| 楊 楊徳左衛門事 | |

名具正幅名は別紙に有
左 慎左は空紙と申

諸住老老多は河國にて通事の稱なり、但、あがめたる字面、
以上、唐通事會同譯之、和漢寄文、

元祿六癸酉年八月四日、暹羅船入津す、時に破船の廣南人、男女十八人洋中にて救助せしめて乗せ來る、長崎虫眼鏡には、洋中にて、パハンにあひたる交、同年歸帆の廣南船に連歸らしむ、正徳五乙未年八月、享保三戊戌年八月、延享二乙丑年七月、彼商船また入津せり、
元祿六癸酉年八月四日、暹羅船より洋中にて破船の廣南人、男女十八人助け來る、皆々館内に被差置、同年歸帆の廣南船一艘に、男五人女四人、令一艘に男四人女五人連歸らしむ、長崎志、
元祿六年八月四日、シャム船一艘入津す、此船にカ

ウチの女唐人九人乗來る、則船よりあげ、御せんさくの處に、海上にてはほんにあひ、助け乗せ來るよし、シャム人中によつて、またシャム人船より按す、廣南船の誤、歸帆す、長崎虫眼鏡、
正徳五乙未年八月、暹羅郭天玉船梓島にて瀕に當り破船す、取揚荷物商賣を遂げ、船は解き放し賣拂、他船に便乞歸唐す、長崎紀事、
享保三戊戌年八月十日、二十三番暹羅船の唐人共申口
一私共船の儀は、暹羅より仕出し、唐人數六十二人、外に暹羅人二人、都合六十四人乗組候て、當五月廿九日、彼地出帆仕、渡海いたし候處に、洋中風不順に候て、七月九日に、厦門の外海へ潮繋り仕候、折節順風を得申候に付、即日乗出し申候、然共其洋中逆風計にて、存の外日數を込申候得共、段々凌渡り、日本の地何國へも船よせ不申、直に今日入津仕候、然は去年御當地へ罷渡り候二番暹羅船、當三月廿一日に暹羅へ無恙着仕候、當年暹羅より郭天玉罷渡り申候節の處に、病氣に付渡海難成候、就夫此度の船頭胡應候と申もの、屋形より被申付、郭

天玉へ御與へ被成候信牌持渡申候、扱又去年乘渡申候船より渡海仕候筈に御座候處に、船修理仕懸り申候て、間に逢不申候、左候へは渡海及延引申候に付、年々廣東へ往來仕候船にて乘渡申候、右船頭并船共に、初て渡海候、次に暹羅國の儀、國中は靜平に御座候得共、去る甲午、暹羅の屬國東埔寨の兩屋形山王水王と申候は、元來縁者にて御座候處に、山王の臣握雅の官吳達舎と申者の勸めにより、兩屋形の闘争、却て山王方打負、翌年山王并吳達舎ともに、暹羅へ落來り申候、尤吳達舎は、暹羅にて病死仕候、依之暹羅屋形より、山王の味方を被致、數千の軍兵を以、國境黃果と申す所へ差向候處に、水王よりも防禦の備有之候て、水王方へは廣南王より被致荷擔、數度攻戰有之候處に、今に靜り不申候、私ども船此度廣南の海上乘渡り候節、暹羅船と見かけ、石火矢を打かけ申候、折節程遠く罷在、殊に順風にて御座候ゆゑ、無恙乘通り申候、且又廣南の海上にて、咬嚼吧旗を立候唐船一艘程近く行逢申候に付、何方へ參候船にて有之候哉と尋申候得は、長崎へ罷渡り候船のよし申候、但船頭は誰と

申儀承不申候、其後右の船終に見懸不申候、右の趣共の外、別に可申上儀少も無御座候、右の通唐人共申候に付、書付差上申候、以上、
戊八月十日

風説定役 唐通事日付 唐通事共崎港商説

延享二乙丑年七月十七日、暹羅船頭黃新顯 鄒千華差官陳昭諤、朗珠里雙末暹羅人八人、唐人は拾六人乗組入津す、陳昭諤元來廈門祖生の者、數年暹羅に在住し、彼國の家臣と成、この度國王より、日本渡海申付の處、國王を欺き、暹羅には歸らず、一船の荷物を奪ひ取、直に我故郷廈門に令歸國の旨、船中の者と爭論仕出すに付、信牌不相與之、長崎紀事、
延享二乙丑年、暹羅入津、宿爐柏町、長崎集、

暹羅國大部

按するに、國名の字、あるひは太泥、大尼に作り、またダーニー、バタン、バタンと旁訓せしものあり、今文字は御書および異國渡海御朱印帳、明史、

清一統志、采覽異言等に據り、稱呼は華夷通商考、華夷一覽志、四夷八蠻船行記等に從ふ、その國六昆國の南、滿刺加國の北に在り、二國と相隣る、これ暹羅國十一部の一なり、北極出地十二度、本邦より海路二千二百里あるひは千二百里といふ、世々女主にして、暹羅に臣服す、狹隘淺陋の國たり、暹羅國記に、東西日本の里法にし、風土軍にて三十餘里計とあり、明史に、大泥は古の浮泥、もと瓜哇に屬し、後に暹羅に歸し、名を大泥と改む、華人多くその地に流寓す、嘗て使を遣はし冊封して、浮泥國王となすといへり、然れども坤輿全圖及び諸書によるに、大泥は暹羅域中の小邦、浮泥は海中の巨島にして、おのつから別國たり、もしくは明史いふ處は、別國同名なるも知るへからず、氣候は東埔寨に類し、土産は粗交趾に同じきよしなり、猶二國の部併せ見るへし、
○呈書御返簡并通商

本邦より渡海の商賣暴掠の事を訴ふ、歸朝せば悉く刑すへき旨の御返簡をなさる、これより後その使來る事なし、來簡獻物ともに見なし、
慶長四己亥年七月
日本國源家康、報章大泥國封海王噫哩噠哪李桂足下、今茲孟夏、所呈本朝之表文、披而讀之、則似不移寸步而對高顏、抑去歲八月、太閤俄然而歸泉下、閩國皆用令嗣秀賴相公號令、如寡人者蒙顧命、而輔佐嗣君也、幸而到達方遐、治政不減往日、本邦風俗、來使親見之、不及註記、竊聞、貴國依足下義氣、國家安寧、人民和平、遠近懷其惠者、可不嘉尚乎、維時所運送之方物、珍禽異產、獻諸嗣君、何圖寡人亦得貴國芳信、遠方厚惠、不勝感戴、它後彌商船去來、珍器賣買、可隨足下所欲、邦域中海濱陸路、制禁賊徒、雖隔萬里海雲、堅交盟則其情不異昆弟、莫訝為表卑忱、甲冑二具獻之、采納多幸、時維孟秋、而涼風未至、殘暑尤酷、為國宜自齋、不備、
龍集己亥孟秋上旬
御印
同七壬寅年八月五日

日本國源家康、復章大泥國林隱麟足下、今歲所送本朝之表文、舒卷再三、見其書讀其語、則坐如遊貴域名山勝境矣、三四年前、封海王李桂有音書、爾來不聞音問、震良無差異否、今也初得足下雲章、貴國方物、懇情難盡謝辭、來使所宣說者、貴邦隨足下政化全社稷、能親民人、國有賢佐、野無餓殍、故庶民歸之、猶水之就下者、於異域亦嘉尚之、如敵國者、風俗治體、船主一一歷覽、幸而海陸其平安也、異日幾多商客、船中雖租載寶物、邦內更不可有逆政、海濱山陸、嚴定法政、陋國軍具別幅、贈進焉、以聊竭芹誠、餘蓋分付後音也、頓首不宣、

慶長七稔歲舍壬寅仲秋初五日

御印

同十一丙午年八月

日本國源家康、復章大泥國王閣下、華絨入手、細覽薰讀、特得花綾之芳信、不堪怡悅、如來意二國往返、近年頻繁也、本邦商船到貴國、作暴掠擾害者、其罪尤重、未到此地、雖然既知其凶徒、預待歸陋邦之日、異時着岸、則船中之豪賊、無遺餘可刑戮矣、於貴邦殺人放火、惑亂人民者、是可忍孰不可忍乎、時哉暑

退涼生、所冀順序自重、按するに、異國日記、異國不具、

慶長拾壹星次丙午仲秋

御印 以上、異國近年御書草案、異國

慶長七年に、大泥國始て書を奉り物を贈れり、是より先に、慶長四年御書を遣はされし事ありき、慶長十一年の後は、其使來らず、外國通信事略、

慶長十七壬子年十月廿八日、阿蘭陀船主の願によりて、大泥及び番旦兩國の船、日本に往來相違あるへからざる旨の御朱印一通を賜はり、彼兩國に轉達すへき旨命せらる、これ慶長十一年より、往來中絶せしよりなる印拜賜の條にあり、自後此國仕出しの船、本邦に來らず、唐人の國にいたり、其産物を買得て積渡りしを、大泥船といへり、延寶三年、大泥船の唐人より出したる風書あり、こゝに附載す、

大泥國にも、唐人往て諸色を辨し、日本に持歸るを、大泥船といへり、地の人は船を日本に遣はす事なし、偶地の人水主と成て、唐船より來る事なり、華夷通商考、

延寶三乙卯年六月廿四日、十三番大泥船の唐人共申口

一大泥と中國の儀、別の夷國にて、風俗惡敷所に御座候、昔より本王位は女人にて、歷代相傳り、國家

船の商賣事も難儀仕、漸罷渡申候、以上、

一卯六月廿四日

- 唐通事 彭城仁左衛門 同 柳屋次左衛門
- 同 林 道 榮 同 頼川藤左衛門
- 同 東海徳左衛門 同 林 甚 吉
- 同 西村七兵衛 同 下田彌三右衛門
- 同 陽 三郎右衛門華夷通商考

○渡海御朱印

慶長九甲辰年八月廿六日、今屋宗忠に大泥渡海の御朱印を賜はる、同十乙巳年十二月二日、六條仁兵衛にいたりて、同じく賜はりしもの、すへて五人なり、この後、御朱印所見なし、明年よりその渡海絶えたるなるへし、

大泥國

- 一慶長九年甲辰八月廿六日 今屋 宗 忠
- 一同年十二月十六日於江戸 大黒屋助左衛門
- 一同年同月同日同斷 檜皮屋 孫兵衛
- 一同十年乙巳正月三日同斷 尼崎屋 又二郎
- 一同年十二月二日 六條 仁兵衛
- 已十二月五日、仁兵衛、奈良屋立味、自注、橋 二右衛門三人來、請取は仁兵衛一人也、普界一惠之、異國渡

の政道にも無構、王位にそなはりたる計にて御座候、執權の家を三王と申候、然所に此王數年以來、無道に有之候に付、臣下の内より致反逆、去々年丑の年三月に、三王をころし、その臣三王の位に登り罷在、是も三王と申候、被殺申候前の三王の子共、其節即時暹羅の内六昆と申所へ逃けのき申候、自注、大泥より六昆迄、海地七十里程、○按する流の日本人を送り來りし事、長崎志に見ゆ、さ、逃のき申候に付、前、前の三王の嫡子元の位にそなはり罷在候、左候て右宋居勝にも屋形有之候ゆゑ、後の三王深く頼をかけ申候へとも、是にも海陸の軍勢を一萬餘借し申候、其勢を以前の三王の嫡子を攻申筈にて、則私ども出船仕候節、海手兵船共は着岸仕罷在候、陸手は未到着無之よし承申迄に御座候、跡の儀如何様に罷成候も、その段は跡の事に御座候得は存不申候、此外別に替儀無御座候、右の亂妨に付、私共

渡御朱印帳

信州、加知安、蜜西耶部

按するに、此三地國とも鳥とも辨しかたければ、姑くこれを闕く、稱呼はみな異國渡海御朱印帳による、信州は官本當代記、慶長年録等に、呂宋西シンチウとあるによれば、或は其國の屬島か、またはそれより西にあたる、洲島なるへし、加知安は、華夷通商考、交趾國產物の條に、椰子油は、其本本邦の棧欄に似て長大、即カチャンといふものは是なりとあり、もしくはこれ交趾國の小地名にして、猶タシ、其物の稱とせしもの歟、蜜西耶は考ふる所なし、但し本邦より渡海せし船、多くは印度の諸國にして、南蠻諸國の部に載る西洋渡海御朱印とあるも、呂宋、阿媽港の間をさせしよし、長崎記に見えたるは、泰西をいふにあらず、印度諸島地名といへる書に、印度海に馬爾珥脾斯莫利古斯脾里瑟音といふ島名ありて、みな大小數十島を合したる總稱と

記す、然れば信州、加知安、蜜西耶とも、或はこれらの内の小名なるもしるへからず、よて今姑くここに概録して後考をまつ、

○渡海御朱印

慶長九甲申年七月五日、高瀬屋新藏、同年閏八月十二日、窪田與四郎に、信州渡海の御朱印を賜はる、また同年、洛商桔梗屋道圓が商船、此國の洋中にて、諸厄利亞人南蠻船を賊せる處に乘若商賣し、大に利を得て歸朝せり、

信州

一慶長九年甲辰七月五日、按するに、長崎奉行高瀬屋新藏に渡之、一菴、小笠原一菴なり、後藤庄三取次、

一同年閏八月十二日、ミゲル窪田與四郎、按するに、これ日本住居を御免ありし蠻人などにて、ミゲルは即其舊名を冠せしにや、詳ならず、此御朱印已の九月十七日請取、以上、異國渡海御朱印帳、慶長九甲辰年、エゲレスと云所の者共、黒船を押取ける處へ、日本の商船參合、商賣過分得利、歸朝の船在之、ルスン西シンチウといふ所にての事也、是はたちうりの、按するに、立賣は、洛中の町名なり、桔梗屋の道圓といふ者な

通航一覽卷之二百七十

艾萊國、浮泥國部

按するに、異國渡海御朱印帳に、艾萊の右にブルネイル、左にブルネルと訓を施す、諸書を閲するに、艾萊と書せし國名所見なし、明史、清一統志に、婆羅また文萊と名けし國見え、其地東洋の盡る所、西洋の由て起る所なりとあり、文字これと相似たれども、華夷一覽志に、ボラと呼ぶよし記したれば、稱呼正に同しからず、浮泥國はブルネヲ、又ブルネルとも稱し、文字異なれども稱呼同しければ、もしくは此國の事なるも知るへからず、されども前にいへること、艾萊と書せしもの絶てなく、たゞ臆量のみなれば、妄りに決しかたし、姑く兩國ならへ記す、采覽異言、萬國夢物語には、浮泥を波耳匿何に作り、ボルネヲ、又ボルネル、或はボルとも稱せるよし記し、近代翻譯の西書には、浮耳匿何と書し、ボルネヲと旁訓す、明史、清一統志、華夷通商考、異國和解等には、即浮泥に作り、噶蘭新譯地

り、京町人羨之、當春船を多く遣けると云々、官本當慶長年録、慶長見聞記、十三本慶長日記
慶長九甲辰年十一月廿七日、加知安渡海の御朱印を松浦式部卿法印鎮信に下さる、

加知安

一慶長九年甲辰十一月廿七日、松浦 法印、右於參州吉奈書之、異國渡海御朱印帳、

慶長十乙巳年九月十三日、長崎窪田與四郎、同十一年六月十二日、同所高橋掃部入道に、蜜西耶渡海の御朱印を賜はる、

蜜西耶

一慶長十年乙巳九月十三日、窪田與四郎ミゲル、慶長十巳の九月廿四日請取、與四郎請取有之、辰年の信州への御印請取の普境一惠之、
一自日本到蜜西耶舟也

右 慶長十一年丙午六月十二日

長崎高橋掃部入道拜領、以上、異國渡海御朱印帳、

通航一覽卷之二百六十九終

球圖説、華夷一覽志には、浮泥とあり、其稱呼は華夷通商考に、ボルネヲ又ブルネルともいふと載せ、其他に皆ボルネヲとのみ記す、長崎紀事、長崎志等もこれに同じ、よて今多分に就て浮泥と書し、ボルネヲと旁訓せり、其國蘇門答刺の正東に在りて、瓜哇に近し、亞細亞洲の大島、此地を以て第一とす、本邦より海路三千九百里許、其南方文郎馬神この旁訓は、鳴蘭新譯地球圖説に記せし所なり、但し明和八年、漂流人口書の朱書に、パンヤルマツサンとあるもの、同地なるも知るべからず、姑く、これを合く、等の地に、漢土及び阿蘭陀、諸厄利亞の商館ありて、頗る繁昌なり、其内部は層峯連山にして、土人も其地理をしるものなし、古は部内酋長甚た多くして、一統せざりしか、今は自立王あり、其北部に都してこれを統ふ、其地赤道の下にして、天竺にも近きにより、氣候炎熱、終歲八時候あり、其奉する所の宗旨二つあり、一に馬哈獸多マハト、二に協乙鄧キョウニといふ、土産は龍腦、白檀、檳榔子、椰子、同油、ヘイタラバサル、羊の如き獸の腹中より出る石玉にして、鮮鼈甲、籐佳、文席等なるよし、これ前の諸書に載る所なり、明史、清一統志には、初め瓜哇に屬し、後に暹羅に屬して、名を大泥と改むとあれども、大泥と

はおのつから別國たりし事、暹羅國之部大泥の條に辨す、併せ見るへし、但し鳴蘭新譯地球圖説にも、天竺の屬國とあれば、はしめは其屬する所なりしなるへけれども、近世にいたりて獨立國となりしにや、

○渡海御朱印

慶長十乙巳年十一月十五日、大坂藥屋甚左衛門、同十丙午年六月十二日、長崎後藤宗印に、艾萊渡海の御朱印を賜はる、

艾萊

一自日本到艾萊舟也

右 慶長十年乙巳十一月十五日

大坂藥屋甚左衛門請取來、普界一惠之、

一自日本到艾萊舟也

右 慶長十一年丙午六月十二日

長崎後藤宗印拜領、六月廿三日、本上按するに、本多上野介正統なり、有狀、宗印雖不被來、高橋掃部入道に渡之、

○漂流

明和八辛卯年、是より先、筑前國唐泊浦の志摩郡に屬す、水主孫太郎なるもの、浮泥國に漂到せしか、ことし阿蘭陀

船に乗組、長崎に歸朝候、よて本國に歸され、蘭人には褒米を賜ふ、此始末を記せし唐泊孫七志摩郡唐泊浦に屬す、海話といへる書あり、七に作り、かつ記載形飾冗長に過て信しければ、今引用せず、

明和八辛卯年、筑前國唐泊の水主孫太郎といふものあり、南洋のボルネヲ國に漂着の後、今年九ヶ年目にして、渡來の紅毛船の加昆丹アレントウエルレン、ベイといふもの、孫太郎をつれ渡りたり、蝦夷草紙附録、

明和八年

一六月十六日、卯紅毛一番入津に付、爲旗合檢使鈴木兵藏、黒瀬兵太夫、足輕御役所附其外例之役人、夫差出候處、漂流の日本人、筑前之國の者一人連渡、横文字一通差出す、和解末に記之、尤夜に入候に付、翌日七日、酒食を與へ候節、檢使櫻井彈右衛門、田中彦右衛門、足輕御役所附、其外例之役人差出候に付、相兼右漂流人卸し候、

一唐方より漂流人送來候節は、連渡候唐人共、白洲の呼出途吟味候得とも、阿蘭陀方には右體白洲の呼出候例無之、紅毛船漂着候節も、呼出候儀無之、通詞を以相尋、口書横文字取之、和解末に記す、

一漂流一人白洲の出候節、踏繪爲致直に出す、松平筑前守領分筑前國志摩郡唐泊浦孫太郎

一其方儀、何頃本國出帆いたし候哉、一於洋中遭難風、外國に致漂着候始末、一宗旨之儀、一往來切手浦證文等所持候哉、一於外國商賣ケ間敷儀不致候哉、一外國いつ頃出帆いたし候哉、右之趣、掛りを以相尋間、有體可答者也、

卯六月

一掛り之者一通り相尋候上、漂流人爲引取、於白洲外國にての賈物相改、品々帳面に相記、右之内常用之着類は相渡、殘る品々は宗門藏に入置、一漂流相尋候處、委しき儀は決兼候に付、白洲の呼出、自分按するに、長崎奉行夏目和泉守なり、出席、其方申口難分所も有之に付、吟味中揚り屋に遣、追々呼出可合吟味候、尤揚り屋にて番人等にも、外國之咄不致慎可罷在旨申渡之、

一右漂流徒士之者召連、證文爲持揚り屋に入、爲見届申候、

以別紙申上候

一阿蘭陀船咬嚼吧出一艘、人數百二十九人、并漂流日本人一人乘組、昨十六日戌下刻入津任、新かびたん乗渡申候、則申口書付一通奉入御披見候事、

一阿蘭陀船、當年之船數二艘にて、跡船之儀も無程入津可仕旨、新かびたん申之候事、

一阿蘭陀人持渡候荷物帳は、船中相改、追而差上可申候事、

六月十七日

夏目和泉守

松 右近將監様

松 右京大夫様

松 周防守様

板 佐渡守様

右近將監は松平武允、右京大夫は同輝高、周防守は同康福、佐渡守は板倉勝清にして、ともに老中なり。

一同十八日、興膳善太夫の聞役なり、筑前守に呼出、御領分水主孫太郎外國の漂流、今度卯紅毛一番船より連渡候に付、吟味中揚屋の遣候、追而御下知次第、猶又可申渡候、尤右之者宗旨、寺等之書付可相渡候間、吟味之上、書付差出候様、用人を以申達之、

以別紙申上之候

一去る十七日申上置候、外國の漂流仕候、松平筑前守領分筑前國唐泊浦之者一人、當卯入津之紅毛一番船より送來、去る十六日當湊着岸仕候に付、右漂流人御役所へ呼出、踏繪申付、紅毛人共も吟味仕候處、筑前國志摩郡唐泊浦之商船、二十人乗組候舟遭難風、去る酉按ずるに、明和二年なり。正月、ボルネヲと申外國支配之内カラアカンに漂着仕、同國之内ソウロクに被挽送、同所にて乗組人數之内、追々十人病死仕、殘る十人之内八人、何方に連參候哉存不申、相殘候二人は、同國之内バンヤルマツサンに被挽送、是も船中にて一人は相果、此度連渡り候一人は、バンヤルマツサン住居南京人に被賣渡、當四月迄同所に罷在候處、彼地出產之品相調候ため罷越候紅毛人、日本人と見請、南京人より貫請、咬嚼吧に差遣、同所頭役之もの差圖之上、紅毛船を爲乗組、當五月七日、咬嚼吧出船、當湊に着船仕候よし申之候、則紅毛人并漂流人遂吟味候、口上書奉入御披見候事、一彼地在留中、宗門之儀に付勸め候筋は無之哉之段、再應嚴敷吟味仕候處、漂流人彼地逗留中、宗門

六月廿九日

夏目和泉守

松 右近將監様

松 右京大夫様

松 周防守様

板 佐渡守様

漂流人連渡候に付、かびたん申出候和解

之儀決而相勸め候儀無御座候旨申候に付、猶又從前々御役所に來候邪宗門信仰仕候由之佛像繪像等をも爲踏候而、様子得と見分仕候處、疑敷體も無御座候、宗旨之儀淨土宗にて、在所に寺有之由申し候、猶又宗旨等糺之儀は、當地相詰候筑前守家來に申渡候、

一右爲乘來候かびたん申出候趣、和解奉入御披見候事、

一右漂流人揚り屋に入置、一切外人に對談等爲仕中間敷旨番人に申付、猶又漂流人にも、外國物語等、番人たりとも咄仕間敷旨、堅申付置候、

一於異國漂流人の相與候品、并調候品吟味仕、帳面に相記、奉入御披見候事、

一異國之様子、漂流人の相尋候處、委細之様子は相知不申候得共、相答候趣帳面に相記、奉入御披見候事、

一右漂流人一件に付、取計候伺書、其外異國之内にて相別候者、并病死仕候者名前書付は、新見加賀守按ずるに、在府の長崎奉行、差遣候に付、從同人可奉差上候事、以上

ボルネヲ國之内バンヤルマツサンに、咬嚼吧より出產之品相調候爲、紅毛人遣置候處、右之内ダアピツトリヤウテイと申もの、前々御國に渡海仕、人物をも見知罷在候、然處同所に住居致候南京人方に、御國之人罷居、甚難儀之體相見え候に付、兼而御國を大切奉存罷在候故、南京人より貫ひ受、咬嚼吧表ビネラル方迄送越候處、私共出帆之節に付、同船仕送届候様、ビネラル申付候に付、私舟に乘せ出船いたし、船中無滞御當津に着岸仕候、依之右様之次第御訴申上候、

新カピタン アラレントウエルムヘイト

右之通、新カピタン申上候通、和解仕差上申候、以上

卯六月 今村源右衛門 印
名村元次郎 印

漂流人連渡候に付、阿蘭陀共吟味仕候和解

夏目和泉守

此度御國之難民孫太郎、私共舟より連渡候に付、御吟味被遊候趣、奉承知候、前々よりボルネヲ國之内パンヤルマツサンへ、咬啣吧より紅毛人遣し置、土産之胡椒、藤等買集申候、然處ダアビットリヤウテイゴ申者、當春中より彼地に差越候、右之者儀は、十一年以前已年、御國にも參、人物をも見知罷在候處、同所に住居いたし候南京人方に、御國之人被居候間、南京人の承候得は、ボルネヲ國之内カラアカンに漂流之難民之由申而、甚難儀之體に候間、御國の年々爲商賣罷越蒙御高恩、誠大切に奉存、末々之者迄も嚴重に申付置候に付、右ダアビットリヤウテイ南京人の致對談、漂流人を貰受、當四月中旬咬啣吧の通船有之に付、右船に乗せ、咬啣吧ゼネラル方の差越候處、同月五月五日、着船被致候、幸私共御國の渡來仕候船仕出候に付、同船仕送届候様、ゼネラル申付候而、同七日迄かびたんアラレントウエルレムヘイト方に逗留爲致、同日出帆之船の乗組護送仕候、右申上候通り實情にて、聊相違無御座候、依之一同口書を以申上候、

新カピタン アラレントウエルレムヘイト

船頭 フランソイスハンエウエイキ
右之趣、かびたん并船頭阿蘭人申上候通、和解仕差上候、以上、

卯六月

紅毛通商年番
今村源右衛門印
同 名村元次郎印

異國の漂流仕候筑前國唐泊浦孫太郎口書

夏目和泉守

松平筑前守領分筑前國志摩郡唐泊浦水主

孫太郎

私儀、去る未年按ずるに、寶曆十三年なり、九月、國元出帆、大坂、江戸其外所々に荷物運送渡海仕候處、翌申年十月、遭難風異國に漂着致し、阿蘭陀人より被送届、當六月十六日、長崎着船仕候に付、右漂着并異國逗留中之始末、有體可申上旨御吟味御座候、

此段、筑前國志摩郡唐泊浦直乘船頭十右衛門、拵役仁兵衛、金七、水主彦五郎、金兵衛、藤藏、伊三郎、八次郎、同國玄界島市三郎、同國今津浦勘次郎、幸助、幸五郎、同國きたはま彌吉、同國宮浦松藏、才藏、定次郎、同國濱崎浦久次郎、同國鹿之島長作、同國櫻井

村源藏、私共都合二十人、十右衛門舟二十九端帆伊勢丸に乗組、九年以前未年九月下旬頃、松平筑前守大坂廻米三斗三升入四千八百俵、石數千五百石餘、筑前國若松藏屋敷より船積、同所出帆、同十月初旬頃、大坂の着、藏屋敷の米納、直に明き船にて出帆仕、同月下旬、肥前國唐津高島まで罷歸、同所にて鯨并俵箱物類石積、凡千二百石餘程積請、同十月初旬出帆、翌申年二月中旬頃、江戸品川着、同所より端船にて水揚げいたし、同所深川名覺不申船問屋に、十右衛門船貸遣候に付、明き舟にて同月下旬出帆、同五月初旬、奥州津輕青森の着、御領主御廻米之由樹目俵數覺不申、凡千三百石積受、同六月中旬出帆、同七月中旬、江戸永代橋の着、同所にて水揚げし、同所名覺不申船問屋に、十右衛門船貸遣候に付、明き船にて同月下旬出帆、奥州の下り候節、常州鹿島灘にて水主源藏帆足を取候處、取損し海に落候間、端船を卸し相尋候得とも、走り舟の儀故、相知不申候、同八月中旬、奥州津輕小泊の着、同所にて材木樽木等數覺不申、凡石積千三百石程積請、外に糶米等買入、同月下旬出帆、四五日程過、同

國南部さ、村の船繋いたし、同所にて南部おふま村定五郎と申者、源藏代り水主雇入、直に同所出帆、三日程過、同國松前はこたての船繋仕候處、水主長作陸の揚り、欠落いたし候間、同所長太郎と申もの、長作代り水主に雇入、四五日程滯船仕出帆、同九月中旬頃、同國仙臺小淵の船繋り致し候處、風惡鋪、同十月五日迄致滯船、風直り候に付、同日出帆、同七日同國常浦の船繋り仕、同月十六日迄滯船いたし、翌十七日朝同所出船、同十九日同國鹽屋之はなと申所迄は、順風にて乗參り、鹿島灘の乗懸り候處、同夜九時より雪雨降、大西風強候間、色々相働候得とも難凌、既舟危相成候に付、爲宿願船頭初乗組之者迄不殘髪を切り、風に任せ漂ひ候處、彌西風強く、大波にもみ立られ、同廿一日楫を折、船危相成候に付、帆柱を伐捨、荷物半分餘はね、船頭十右衛門所持之脇差一腰、乗組之もの助命の心願にて海に沈め、碇二頭下げ碇にいたし、漂ひ罷在、猶又楫之身木残り候に付、船板を打付楫にいたし候得とも、同廿三日、又候右楫を折、碇一頭綱切落候間、残りの一頭を下り、凡四十日程西風不相止、

漂ひ罷在候處、同十一月下旬、風替り東風に相成候得共、船具等損し、働難相成、無是非風に任せ漂ひ居候内、廿日程も過、又々西風に相成、其已後雨降續、東西も不相知數日漂ひ、凡四十日程も過候而、風止天氣も快晴罷成候、船中にては天水を取、粥を焚給候而相凌罷在候、難風に逢候日より、日數相考候得は、凡百餘にて、何國共不存地方に被吹寄申候、土地之様子日本之地に無之、追而承候得は、カラカンと申島にて御座候、〔朱書此カラカンは、カラアカンと申島にて、黒坊共住居致し、ボルネヲ國に屬し候所に御座候得共、カラアカンの様子存候もの、長崎に居合不申候に付不相知候よし、紅毛人共申之候、〕様子可相尋と、端舟を卸し、乗組之者不殘陸に揚、人家を相尋候得共、濱邊より十町程山手に居村有之候に付、立寄候處、外國と相見、色黒總髮にて、風呂敷之様なるものを巻、小手袖の着物を着致し、股引の様之ものをはき、薩摩芋の様成物を給居申候、右外國人は黒坊と申者の上し、追而承り申候、右之者の難船の様子申懸候得とも、言語通し不申候間、たへ居候もの貰ひたき仕形いたし

候處、吳候に付貰ひ給申候、然處大勢集り、私共何歟様子相尋候趣御座候とも、相互に通し不申、其夜は同所に野宿いたし罷在候處、翌日黒坊大勢参り、船并私共着居之外、船に有之候衣類荷物手廻り等迄も不殘奪取、私どもをば彼地之船に乗せ、黒坊四五十人程附添、五日路程にてソウロクと申所に連参り、所之役人にて有之候哉、〔朱書此ソウロクは、ボルネヲ國に屬し候島にて、黒坊住居いたし候所御座候得とも、ソウロク之様子存知候もの、長崎に居合不申、所役人體之者存付無御座候よし、紅毛人とも申之候、〕重立候者と相見得候得とも、衣類等之様子は相替候儀無御座候、右之もの明き家之内へ、私ども不殘差置申候、毎日薩摩芋里芋之様成るもの、其外野菜魚類等鹽煮にいたし給させ、米は一向無御座候、構之外は差出不申、平日構内掃除、并黒坊とも薪拵候手傳を致し、凡一年程も罷在候得共、月日は一向相知不申候、右逗留之内、船頭十右衛門、楫役金七、水主伊三郎、八次郎、幸助、松藏、才藏、定次郎、久次郎、定五郎都合十人、追々病氣に付、黒坊仕形にて藥相望候様子申懸候得共、

無之候哉、又は通し不申候歟吳不申、段々病氣差重り、追々相果候間、菰筵等に包、構之内林有之候所へ埋申候、銘々相果候月日之儀は、一向覺不申候、楫役仁兵衛、水主彦五郎、金兵衛、藤藏、市三郎、勘次郎、彌吉、長太郎右八人之者どもは、一二人宛追々何方へ歟黒坊とも連参り候に付、〔朱書此八人之者行衛之儀、紅毛人唐人とも相尋候處、右之場所には渡海不致候故、黒坊共如何取計候哉、一向不相知由申之候、〕様子相尋候得共、詞通し不申候故不相分、私、幸五郎兩人は、踏残り候處、黒坊兩人参り、何方に歟召連可参由仕形を致し見せ候に付、無心元存候得とも、致方無之、右黒坊と同道いたし、小船に乗り、凡廿日路程過候節、幸五郎船中にて病氣に付相果申候間、何と申所に候哉不存地方船を寄、磯邊へ埋申候、夫より十四五日程過、パンジャラマアジンと申所に連参り申候、右之場所には黒坊并阿蘭陀人、南京人杯も入込、〔朱書パンジャラマアジンは、パンヤルマツサンと申、ボルネヲ國之内湊にて、黒坊住居致し、紅毛人とも、パンヤルマツサン之産物胡椒籐等を調候ため、罷越候旨申之候、南京人儀は、

爲商賣パンヤルマツサンに罷越居候、段々及承候得共、パンヤルマツサン之様子存知候もの、長崎に居合不申候に付不相知由、紅毛人并唐人申之候、〕居候所に御座候、私儀を南京人居候所に連参、右黒坊對談之上、南京人タヘイト申者方は、〔朱書此タヘイト申儀は、唐人之名には無御座、唐國にて商民之主人を太爺と申候に付、漂流人南京人之名と心得候儀可有之旨、唐人共申之候、〕大さ一寸程も有之丸き銀錢三十文に賣候而、黒坊は罷歸り申候、跡にて相考候得は、私、幸五郎より外八人之者も、被賣候儀と奉存候得共、何國に賣候儀に有之候哉存不申候、パンジャラマアジンには、米魚野菜等有之、日々相與候間給申候、南京人近所一二丁之所に罷出候節、荷物等を爲持召連候得とも、遠方には差出不申候、私一人にては構之外は一向出し不申候、平日は水を汲薪こしらへ等、下働いたし申候、衣類は小手袖の綿入袷股引等を吳着致させ、其外手廻小道具等貰申候、右南京人は、日本詞少し申候に付、〔朱書此日本詞通し候儀は、南京より日本に商賣船渡來に付、前々日本へ渡海いたし候者に可有之旨、

唐人とも申之候、日本に歸り度よし度々相願候處、使り次第歸し可遣旨申候間、相まち罷在、右之所に凡六年程も居候様に覺申候、右の内年始節句等祝ひ候儀、并佛事等營之儀見請不申候、然所當夏初頃にも可有之哉、前々日本へ参り候紅毛人之由、〔朱書此紅毛人、十一年以前、日本に渡來仕候ダアピットリヤウテイと申ものにて御座候由、紅毛人共申之候、〕南京人方へ参り何歎對談之上、私を日本に可送遣旨、右兩人共申之、劔一振、鼈甲一枚、別之由にて、南京人より吳候間貰受、紅毛人に被召連、紅毛船に乘組、バンジャラマアジンを出帆、凡十八九日程船路り、咬啣吧と申所〔朱書此咬啣吧は、紅毛人とも諸國に船仕出候場所にて、ジャハ國之内に御座候、〕着船仕候、右之所にて承り候得は、五月五日に御座候、初而其節月日承り申候、咬啣吧にてゼネラルと申者之所に連参り、〔朱書此ゼネラルは、咬啣吧に罷在、諸國に船を仕出候頭役之役名にて御座候、〕同所にて一寸程の丸き銀錢五文貰ひ申候、〔朱書此銀錢、ゼネラルより漂流人の相送候由、紅毛人共申之候、〕同日日本に参り候カピタン

と申紅毛人之よし、〔朱書此かびたんは、當年入津之新かびたんアラレントウエルムヘイトと申ものにて御座候、〕此もの方へ被引渡、同七日迄同人方へ逗留仕罷在候内、貰ひ請候銀錢五文にて、木綿二端、袖一端、紅毛人より調貰ひ、〔朱書此調もの儀、咬啣吧にて漂流人望に付、銀錢五文にて調つかはし候由、紅毛人共申之候、〕單もの并帯にいたし、私縫候而着仕候、相殘切れば、所持罷在候、同日日本に渡海之舟に乘組出帆仕候、晝夜走り、當十六日長崎表に着船仕候、右之通申上候に付、被仰聞候は、私とも致漂着候カラガン、ソウロク、バンジャラマアジン等、切支丹宗門相尊候國にては無之哉、邪宗門に被勸候儀も有之候は、有體可申上旨、再應御吟味御座候、此段カラガン、ソウロク、バンジャラマアジン等にて、切支丹相尊候哉、〔朱書此宗門之儀、紅毛人共相尋候處、ボルネヲ國は邪宗門相尊候國にては無御座候と及承候得共、何れの佛を相尊候哉、バンヤルマツサンに罷越候もの、長崎に居合不申候に付、不相知申之候、〕一向不及見聞、尤邪宗門之勸に逢

候儀は勿論、右體之儀心付候儀も決而無御座候、若隱置、重而相知候は、如何様之御答にも可被仰付候、

私共國元往來切手、并札守等致所持居候哉、御尋御座候、

此段國元罷出候節、一船乗組之者、一紙往來切手船頭十右衛門所持いたし候得共、漂着之節、船に残し置候處、右船被奪取候に付、何方に奪候哉存不申、札守之儀は、金毘羅并筑前太宰府天神守札所持いたし候得とも、是亦船に差置候故被奪取申候、一私共武具船積不仕候哉、金銀何程所持仕候哉、異國逗留中、商賣ケ間鋪儀不仕候哉、委細有體可申上旨、御吟味御座候、

此段國元出帆之節、船頭十右衛門脇差一腰所持仕候處、難船之節海中に沈め申候、此外武具何品にて船積不仕候、金銀之儀所持不仕、少々有之候分も、津輕小泊出帆之節、食物等相調候、残り小遣錢等は有之候得とも、船に差置候に付、被奪取申候、咬啣吧にて貰候銀錢にて、木綿袖相調候之外、商賣ケ間敷儀決而不仕候、

右之通り、少も相違不申上候、以上、

明和八年卯年六月廿七日 孫 太郎

御奉行所

異國之様子漂流人に相尋候趣申上候書付

夏目和泉守

カラアカン、ソウロク、バンヤルマツサン之様子

子

〔朱書〕此三ヶ所之内カラアカン、ソウロクは、ボルネヲ國に屬し候島之由、バンヤルマツサンは、ボルネヲ國之湊のよし、紅毛人とも申之候、

一人物之事、顔色總身共黒く、中せいに御座候、男坊主總髮半剃之者も交り、都而頭を風呂敷之様の物にて包、衣類は木綿紅黒花色、其外島之類を纏絆之様に仕立、小袖袖にてはたんがけにいたし、股引のゆるきものを着し、素足にて歩行申候、女も總身とも黒く、髮は結髮に致し、衣類は男同様にて、襦に前垂之やうなる物をまこひ、素足にて歩行申候、ソウロクに罷在候所役人之様成ものは、黒き劔の様な物を腰にさし、人物衣類其外は同様にて、夏冬無差別、右衣類を着仕候よし、

一バンヤルマツサンの罷越居候南京人は色白く中
 せいより高く、坊主にて、頭之上髪少し有之、三ツ
 打下髪にいたし、衣類冬は紗綾、縹子或は金巾、袖
 の類を縹緋の様に仕立、筒袖にいたし、總體ぼたん
 かけに仕、股引のゆるきものを着し申候、南京の女
 は居不申、黒坊の女を妻にいたし罷在候よし、藥種
 類を致所持、漂流人の折々相與候よし申之候、

一食物の事、カラアカン、ソウロクには、五穀類一
 向無之、薩摩芋の様成ものを鹽煮にいたし、野菜は
 同葉莖、大根、茄子、木瓜、魚は鯉、鯨、赤鯮、鮫之様
 なる物を鹽煮にいたし、茶碗に盛給させ、所の者食
 事給候様子も同様に御座候、たばこ口中に入嚙申
 候、酒茶醬油味噌之類有無相不申候、バンヤルマ
 ツサンには、米麥酢醬油等も有之、平日給候よし、
 其外の食物は同様に有之由申之候、

一家作之事、役所體之所見懸不申、一體邊鄙の様子
 にて、屋根は熊笹之葉の様成物にて葺、壁は竹を編
 部にいたし結付、床高さ三尺程も有之、下は土間に
 て踏段を置揚卸いたし、疊は無之、竹簀にて、上に
 筵を敷、戸口は板戸にて御座候、建續候家は無之、

一軒二軒つゝまはらにて有之、漂流人差遣候場所
 は、明き家に入置、夜分は釣燈籠を燈し、行燈は無
 之よし御座候、

一土地の様子總體山多く相見候得とも、高山は無
 之、山間に畑少々つゝ、相見え、田は見懸不申候、海
 は遠淺にて、岩間は砂地に砂利多く、總體のやうす
 日本に相替り候儀無御座候、

一草木の事、櫟の様成木多く、杉松は見かけ不申、
 竹も有之、草は種々有之候得共、心付候程替り候品
 無御座、花の類見懸不申候、

一鳥獸の事、バンヤルマツサンの川に居候ばあや
 と申、いもりの様なる形にて、又は黒く青びかり、
 腹の方は白く御座候由、大さ二間程より六七間程
 も有之、折々人を取候よし、右のぼあや黒坊共鐵砲
 にて打殺申候、又物類は打付候ても、總身に立不申
 候よし、猿は澤山に居候由、牛馬も御座候得とも、
 農業に遣ひ候様子見懸不申、馬には荷鞍之様成も
 のを懸置、乗り候を見懸不申候、鶏あひる家々に飼
 有之、鳩山鳥のやうなる物、折々見懸申候、其外鳥
 獸見懸不申候、

夏目和泉守

松平英前守領分筑前國志
 摩耶唐泊浦水主
 孫 太 郎 卯二十
 六歳

一氣候の事、一體日本より暖く、暑は強く寒は弱く
 おほえ、雪はふり不申、雷地震大風雨も折々有之候
 よし、

一産業の輩、一向相知不申候、其外諸職人醫師見掛
 不申、藥類は無之候歟、漂流人其の内病氣之節も、
 藥相與へ不申候よし申之候、

一南京人は、藥類所持いたし、丸藥、散藥等折々給
 させ申候よし、

一耕作の輩、如何いたし候哉見懸不申、山間に畑
 有之候得とも、程隔候故、何品實のり候と申儀見定
 不申候よし、

一祝儀の事、年始其外祝ひ候様子有之候哉、一向相
 知不申候由、

一寺院體之所、并佛事等營候儀、終に見受不申候よ
 し、右之通相答候得共、異國逗留中、猥りに外に出
 し不申候に付、諸事委儀は相知不申候由、漂流人申
 之候、以上、

卯六月 夏目和泉守

筑前國志摩郡唐泊浦漂流人孫太郎異國貨物并調
 物改帳

異國にて貰候物品々之覺

一箱 一阿蘭陀鏡一面 一紅毛鉄一挺 一木綿切
 大小五つ 一絹切同三つ 一木綿股引唐仕立二つ
 一絹股引右同断一つ 一絹糸少し 一はあか四本
 一耳搔一つ 一唐錢二文 一銀錢一文 一楊枝さ
 し一つ 一籠一つ 一釣糸一卷 一蓋茶碗二つ
 一蚊屋一張 一簾蓆一つ 一木綿枕一つ 一鼈甲
 一枚 一劔一振

右は、バンヤルマツサンにて、南京人より貰申候、
 一銀錢五文〔朱書此銀錢調ものいたし候に付、相殘
 候分無御座候、〕右は咬嚼吧にてせねらるより貰申
 候、

異國にて調もの之覺

一木綿島二端 (朱書)此木綿單物帯に拵、残り切所
 持仕居申候、

一袖島一端 (朱書)此袖島單物に拵、残り無御座
 候、

右は咬嚼吧にて調申候、右書面之通御改請候而、相違無御座、尤右之品々御取上被遊、追而可被及御沙汰旨被仰渡、承知奉畏候、以上、

明和八年卯年六月廿七日 孫 太郎

御奉行様

卯六月廿九日宿次使遣す、

以別紙申入之候

外國に漂着いたし候、松平筑州領分之者一人、當卯紅毛一番船より送り來候に付、致吟味候趣、此度及言上寫指進申候間、御承知可被成と存候、

一右漂流日本人之儀、唐船より連渡候儀は、是迄間間有之候得共、紅毛船より連渡候儀は、先例も無之候に付、去る亥年、按ずるに、明和四年なり、石谷備州在勤之節、亥三番唐船四番唐船より漂流人乘來候節振合を以相仕立、此度及言上候趣、并紅毛人且漂流人口書、其外帳面類、別紙目錄之通差進し候間、御熟覽之上、松平右近將監殿并水野出羽守殿、按ずるに、若年寄忠友、田沼主殿殿頭、按ずるに、老中格、御側御用人意次、三御側衆兼御控一通り宛御上げ可申候、外に貴様御控、漂流人致吟味候趣之

書上寫一通り差進候、其外之帳面類は、言上寫に組合差進候間、別紙に御控は差進不申候、
一右漂流一件に付取計候内、伺書其外、彼國にて相別れ候者并致病死候もの名前書、是又別紙目錄之通、貴様御控共差進候間、御用番御老中并右近將監殿、出羽守殿、主殿頭殿三御側衆兼御控一通宛御上げ可被下候、右詞書之内、扶助仕候者米爲取候儀、前書にも申進候通り、紅毛方には先例も無御座候得は、唐方より漂流人乘來候節者、夫々手當申付候事故、此度も右に准し、米爲取可然哉と、伺書にも右之趣書加申候間、御一覽之上、文言等不宜所は、無御遠慮御直し、米爲取之員數等、若思召御座候は、御差略之上、何分宜御取計御進達可被下候、以上、
六月廿九日 夏目和泉守

新見加賀守様

追而、右帳面類之上袋紙之儀、亥三番四番唐船より、漂流人連渡候節は、大奉書之袋にて上り候得共、此度致差略、美濃紙袋にて差上申候、此段は御心得迄に申進候、已上、

覺

右近將監殿御控

一當卯阿蘭陀一番船より送來候筑前國唐泊浦之者一人吟味仕候趣申上候書付 一通

一漂流人連渡候付紅毛人吟味仕候口書和解 一冊

一同斷に付かびたん差出候和解 一冊

一異國に漂着仕候筑前國唐泊浦孫太郎口書 一冊

一異國之様子漂流人相尋候趣申上候書付 一冊

一漂流人異國にて貨物并調物改帳 一冊

一袋

出羽守殿御控

一右同斷 一通り

一袋

一當卯紅毛一番船に送來候筑前唐泊浦之者一人吟味仕候趣申上候書付 一通

一異國に漂着仕候者長崎の

御用番御老中の

送來候に付奉伺候書付 一通

一異國にて相別れ候漂流民病死之者名前書付 一通

一封

右近將監殿、出羽守殿、主殿頭殿の三御側衆兼

一右同斷

二通宛

三封

右同斷

右之通差進申候、以上、

六月

當卯阿蘭陀一番船より送來候筑前國唐泊浦之者一人、吟味仕候趣申上候書付

夏目和泉守

外國に漂流仕候松平筑前守領分筑前國唐泊浦之者一人、當卯入津紅毛一番船より送來、去る十六日

當湊着岸仕に付、右漂流人御役所へ呼出、踏繪申付、紅毛人共も吟味仕候處、筑前國志摩郡唐泊浦之

商船、二十人乗組候船遭難風、去酉正月、ボルネオ

申外國支配之内カラアカンに漂着仕、同國之内ソ

ウロクに被挽送、同所にて乗組人數之追内々十人

病死仕、殘十人之内八人は、何方に連參候哉存不

申、相殘候二人は、同國之内バンヤルマツサンに被

挽送候、船中にて一人は相果、此度連渡候一人は、

バンヤルマツサン住居之南京人に被賣渡、當四月

迄同所に罷在候處、彼地出產之品相調候ため罷越

候紅毛人、日本人と見請、南京人より貰請、咬嚼吧

候紅毛人、日本人と見請、南京人より貰請、咬嚼吧

の差遣し、同所頭役之者差圖之上、紅毛船を爲乗組、當五月七日、咬嚼吧出船、當漆の着船仕候よし申之候、則紅毛人并吟漂流人途吟味候口書、奉入御披見候、

一彼地在留中、宗門之儀に付勤め候筋は無之哉之段、再應嚴敷吟味仕候處、漂流人彼地滯留中、宗門之儀決而相勸候儀無御座旨申し候に付、猶又從前前御役所に有來り候、邪宗門信仰仕候由之佛像繪像等をも爲踏候て、様子得と見分仕候處、疑敷體も無御座、宗旨之儀、淨土宗にて、在所に寺有之由申し候、猶又宗旨、寺等亂之儀は、當地相詰候筑前守家來に申渡候、

右爲乘來申出候趣、和解奉入御披見候、
一右漂流人揚屋に安置、一切外人に對談等爲仕申間敷旨、番人の申付、猶又漂流人にも、外國之物語等、番人たり共咄仕間敷旨堅申付置候、
一於異國漂流人の相與候品并調候品、吟味仕候帳面相記し、奉入御披見候、
一異國之様子、漂流人の相尋候處、委細之様子は相知不申候得共、糾答候趣、帳面に相記、奉入御披見候、

一右漂流人松平筑前守領分之者にて、宗旨、寺等相違無御座候、御下知之上、當地に相詰候家來に相渡候様可仕哉、

(朱書)此儀當地に屋敷有之候分は、從前々當地詰家來に相渡し申候、
一右漂流人外國漂着仕に付、生國より外に不爲致住居様可申渡候哉、

(朱書)從前々外國に漂着仕候ものは、本文之通申渡候先格にて御座候、
一於異國右漂流人相與候衣類小間物之内劔一振、其外品共違候間取上之、其外之品は前々の通其儘爲取候様可仕哉、

一於咬嚼吧漂流人扶助仕候頭役のもの、米五十俵并連渡候加比丹の三十俵、船頭の二十俵爲取候様可仕候哉、右之米渡方之儀は、御入用に相立不申、長崎會所欠所銀之内を以買入相渡申候、

此儀、紅毛船より日本漂流人連渡候儀は、先例無御座候得共、唐人より日本漂流人連渡候節は、於唐國扶助仕候荷主に米七十俵、船頭の三十俵、脇船頭財副并介抱人の二十俵宛、其節之扶助仕候

候、

卯六月

夏目和泉守

(朱書)卯七月十九日、御用番板口佐渡守殿、并右近將監殿、水野出羽守殿へ順阿彌、田沼主殿頭兼三御側衆の良傳を以上げる、尤佐渡守殿の差上候分は、御用番御老中と御名札付、右近將監殿、出羽守殿、主殿頭殿、兼三御側衆の上候御控分は、御用番御老中の差上候御控と、朱書札附差上候處、同月廿二日、佐渡守殿橋本喜八郎を以、伺之通被仰渡候に付、翌廿三日承付、右御同人の同人を以返上、

(承附)書面伺之通可仕旨、夏目和泉守に申渡候様被仰渡、奉畏候、

卯七月廿二日

新見加賀守

外國に漂着仕候者、長崎に送來候に付奉伺候書付

夏目和泉守

此度紅毛一番船の送來候日本漂流人、松平筑前守領分筑前國志摩郡唐泊浦之者一人、吟味仕候一件に付、左之通奉伺候、

もの割合、會所欠所銀之内を以買入相渡申候、此度之儀は、於咬嚼吧扶助仕候日間も無御座候、其上連渡候人数も少く御座候間、右之振合に准し、米爲取可然と本文之通申上候、

右之通奉伺候、以上、

夏目和泉守

異國にて相別れ候漂民并病死之者名前書付

夏目和泉守

ボルネヲ國支配之内ソウロクより被引分、行衛不相知者、

筑前國唐泊浦撰取

同斷水主

仁 兵 衛

彦 五 郎

同斷同

筑前國唐泊浦水主

金 兵 衛

藤 藏

同國支界島同

同國合津浦同

市 三 郎

勘 次 郎

同國またげま同

松前はこたて同

彌 吉 郎

長 太 郎

ソウロクにて追々病死仕候者、

右同斷研役

筑前國唐泊浦直乘船頭

同斷水主

十 右 衛 門

金 七 郎

同斷水主

筑前國唐泊浦水主

伊 三 郎

八 次 郎

同國今津浦同 助 松 藏
 同斷同 才 定 次 郎 郎
 同國濱崎浦同 久 次 郎 郎
 ソウロクよりバンヤルマツサンに渡海仕候船中にて相果候者、

筑前國今津浦水主 幸 五 郎

右は異國にて相別れ候者并病死仕候由、此度歸朝之漂流人申之候に付、申上置候、以上、

卯六月 夏目和泉守

(朱書)卯七月、松平筑前守開役興膳善太夫呼出相渡、

淨土宗同所ばんかい寺旦那

筑前國志摩郡唐泊浦 孫 太 郎 六 歳

御領分筑前國伊勢丸船頭十右衛門船、二十人乗組、内一人は常州鹿島灘にて溺死、一人は奥州松前箱だてにて令欠落、右兩人の代同所之者一人、同國南部おふま村之者一人雇入、遭難風、去酉正月、ポルネラと申外國支配之内カラアカンに漂流、乗組之内八人は、同國之内ソウロクにて相別、十一人は

病死、

右之者、當卯紅毛一番船より送來候に付、當時吟味中揚り屋に入置候、右之者住所并宗旨寺等之儀、彌書面之通相違無之哉、於御國元被相糺、可被申聞候、江府に伺之上、御下知次第猶又可申述候、

卯七月

(朱書)卯七月十日、興膳善太夫差出す、

手覺

今般入津之紅毛一番船より送來候筑前領分志摩郡唐泊浦孫太郎、宗旨淨土宗にて、寺は同處ばんかい寺之由申之候、右之通相違候哉之段、相糺可申上旨、先達而被仰聞候趣申越、國元において重て遂吟味候處、右孫太郎と申者以前之名にて、其後孫三と相改、唐泊浦住居之者に御座候、同浦十右衛門船に乘組、常州沖にて、寶曆十四年申十月十七日、船乗組之者共行衛不知相成候旨、類船より爲相知候に付、明和四年亥二月迄見合候得共不能歸候、依之宗旨人別帳に拂捨に相成候、其節宗旨帳面等にも孫三と書記候、孫太郎と申上候は、以前之名を申上候哉、又は近來以前之孫太郎と相改たるにても御

座候哉、且又同浦ばんかい寺と申者は無之、孫三旦那寺は同浦淨土宗願海寺に紛無御座候、右之所申口相違と相聞申候、右之趣宜申上旨、國元より申越候、

七月

松平筑前守内 興膳善太夫

(朱書)卯七月廿三日、興膳善太夫呼出相渡、

先達而御達し被申候、御領内唐泊浦水主孫太郎儀、生所相糺候處、幼少之節は孫太郎と申、其節孫三と致變名、宗旨之儀は淨土宗にて、願海寺旦那那有之候處、去申年、同浦十右衛門船に乘組、行衛不知相成候様被御申聞候趣を以、猶又孫太郎途吟味候處、幼少之節は孫太郎と申、其後孫三と致變名候得共、國許罷出、所々船稼いたし候先に、又々孫太郎と名相改候段申之、右に付國許人別帳には孫三と認可有之哉と存候由、且宗旨之儀は淨土宗にて、願海寺旦那に相違無之、先達而吟味之節覺違候而、ばんかい寺と申立候由、申口之趣致符合候、當時にては孫太郎と名相改候に付、右之名面を相用候儀に御座候、此段爲御心得御達被申候、

七月

(朱書)卯七月廿七日、興膳善太夫差出、
 今月二日、以御書付御達被仰聞候、領分唐泊浦水主孫太郎と申者、今般入津之紅毛一番船より送來候に付、御吟味御座候、江府御伺之上、御下知次第、猶又御達可被仰聞旨、筑前守被致承知候、此段宜申上旨申越候、

手覺

(朱書)右同斷、

領分唐泊浦孫太郎儀に付、今月二日、以御書付御達し被仰聞候趣に付ては、其御許様より江府被仰上たるにて可有御座候條、此方より其砌先一通於江府御用番に御届仕候、勿論從其御許様被仰上たる趣、加賀守様按するに、在府の長崎奉行新見加賀守なり御方承合、御届被仰上候は、此方よりも御届仕候様に、江戸留守方之者に申入候、寶曆六年、領分濱崎浦のもの、呂宋國漂流之節、唐船より送來候時分も、最初御達之趣にて、御用番様に御届仕、人物御引渡之上にても御届仕候、此節も右之格に准し、去二日御達し之趣にて、一先御届仕候由に御座候、此段各様迄不差立様、宜得其意旨申來候、栗園漫抄、

明和八年六月十六日、入津の紅毛船より、蠻國漂着の日本人一人送來る、即筑前國志摩郡唐泊浦水主孫太郎と云者、當卯廿六歳なり、按ずるに、下文に漂着の粟國抄載る所、奉行所にて吟味之處、彼國滯留中、邪法を教化に逢たる事無之旨分明なるに付、江府御伺之上、八月廿一日、筑前開役興膳善太夫を御役所召、右孫太郎引渡し、生所召被差返、又同日紅毛通詞を被召、漂民孫太郎事、ゼネラル取計ひを以て、今年通商の船より是を護送し、カビタン船頭も引受、船中世話いたせしに依て、ゼネラルに米五十俵、カビタンに米三十俵、船頭に米二十俵被下旨被命之、長崎志續編、

通航一覽卷之二百七十終

通航一覽卷之二百七十一

田彈國、巴旦島國部、

按ずるに、國朝舊章錄に、田彈といふ國名聞及は、羅馬人、阿蘭陀人に尋ぬれどもしらす、もしくは番丹國の事を、傳寫の誤りて、番を田と誤寫し、彈田同音の字なれば通し用ひしか、いまた詳ならずといへり、然れども異國渡海御朱印帳に、ダタンと傍訓したれば、恐らくは然らじ、今考ふるに、巴旦田彈其聲近きによりて、開誤りしものなるへし、たた臆度を以て妄りに決しかたければ、姑く兩國ならべ記して後證をまつ、巴旦は采覽異言、異國和解等に八丹に作る、華夷通商考、噶蘭新譯地球圖說等、巴旦と記せしもの多きを以て、いまこれに従ふ、采覽異言に、應帝亞の東南一帶沿海の地に、八丹を以て名とするもの凡四あり、沙里加寧、骨旁不これなり、番名沙里をナガ、加寧をマジュリ、骨をヒミリ、旁不をマキニと呼ぶ、其中南に近き沙里加寧の地は、阿蘭陀人市場を置の所なりと云々、華夷

通商考、漂流雜記に、これ臺灣の南方に當れる中天竺の島國にして、本邦を去ること一千四百里、風俗野鄙、氣候暖國なり、土産巴旦杏アマンドスの外詳ならずとあり、漂流人の口書に、其島紫檀黒檀等多きよし載せたり、たれば、自餘香料等もありし事推してらる、萬國夢物語に、此島の氣候風俗等を詳に記したれども、信しかたければ探らず、

○御書并渡海御朱印

慶長十一丙午年十二月七日、田彈國渡海の御朱印を、明人五官に出され、國主に御書を贈らせられて、上品の香料を求め給ふ、同十二月未年十月十六日、同國渡海の御朱印を、また五官に賜はる、

田彈國

一慶長十一年丙午十二月七日

沈香御所望の有御書、太刀一振、大脇差一被遣、自江戸本上按ずるに、本多上野介の略稱にして、正純なり、有一札、明人五官御朱印并御書の請取有之、異國渡海御朱印帳、

右

慶長十一年丙午十二月七日御朱印

右本紙堅二尺五寸、横二尺一寸、文字の大き抵

一寸程、折端に丁未十月十三日、五官持來とあり、百國拾遺、

日本國源家康、謹白田彈國主足下、東南遙隔滄溟、故未通音問、雖然久聞仁風、明人偶要到其地、不勝歡欣、呈愚翰、不論地域之隔絕、修交盟則其情如近對、寡人比歲集諸方沈香、頃南人所傳說者、貴國之香料尤上品也、中品下品之諸香、此地亦多之、伏希訪尋國中、而贈與極品奇楠香、則實芳惠也、自今以往、日本之客船、爲賣買雖到其地、如無此書之押印、不可允容也、本邦土宜、不願薄物、大刀脇刀共一柄贈進之、以表卑忱、維時臘天、爲國保壽、不宣、

慶長拾壹年星集丙午冬拾貳月七日

御印異國近年御書草案、異國出契、古文書錄、

田彈

一慶長十二年丁未年十月十六日

明人五官御印持來、十月十二日、糖花一桶惠之、丁未十月十六日渡之、五官請取來、去年之御印持來、異國渡海御朱印帳、

○漂流

寛文八戊申年十二月、尾張國の廻船巴旦島に漂到し、

こゝにある事凡三年、同十庚戌年四月十日其地を出帆し、六月三日肥前國五島に松浦郡、若船す、同廿四日長崎覺書、長崎志には、廿二日と、同國長崎に送り、九月十九日尾張國に歸さる、

尾張國知多郡大野村孫左衛門と申町人の船にて、商人の材木を積、人數十五人乗、三年前申之^按るに寛文八戊、九月九日に、大野村出船仕、同十月中旬に江戸に着船、町問屋井口久右衛門支配にて、荷物の儀方々々相渡し、戻り船に飯米二石程入候、尾張様御植木數は覺不申候、其外に千賀志摩殿、同與八郎殿^按するに、張州府志によるに、千賀氏は尾張殿の家、荷物積郎殿^臣にして、即知多郡の海邊大野村を知行せり、

同十月末に江戸を出船仕、伊豆國下田迄參、同年霜月四日、下田を出船仕、同五日三州片濱の内、大山より三里程沖に參候處、西風強く吹、尾張國を三里計あなたに見掛申候へとも參兼、伊勢國和田の大島より三里沖に、五日の晩に吹かれ參候處、大原の邊にて大西風強く吹申候に付、何卒仕船を掛申度、碇をおろし候得共、海深く碇綱届き不申候故、八十尋計成碇綱を二筋繼、碇をおろし候得共、猶海深く碇届き不申候、ごやかく仕候内に、五里程

東の方の流申候と覺え申候、是にては中々たまり申間敷と存、十五人の者ともとゆひを拂ひ、龍神へ祈誓を懸申候、同八日の朝、大帆柱切捨申候、東の方の段々流候と覺申候、右の通大帆柱切捨候得共、猶以帆を掛候船より早く走り申候、十四日の晩より次第に風替り申候に付、十五日には帆桁を柱に仕、西の方の梶を取、西の方へ行申様に覺申候、其時はや船に水きれ候て及難儀申候ゆゑ、いつれも寄合致し相談の上にて、尾張國立泉寺觀音に雨乞祈り候はんとて、立願掛申候、扱又船頭の次郎兵衛申候は、常々承置候事有之候、潮も水に成申候、其水の取やう傳聞候とて、鍋一つに潮を入、上にこしきをかけて、右鍋の上にもいさき桶を置、其桶の上に鍋に潮を入置、いきの外へもれぬやうに仕、ひたものむし候得者、むし申候露、右の桶にたまり、漸々水二升程御座候、其内に右立願の雨降り、水船の内にたまり、澤山に有之候、薪の事は、右切捨申候帆柱の本、又は船の内に薪に致し候様なる道具色々御座候故、五十日七十日に事關申事は無御座候、扱暫寄合候て申候は、此體にては船の内に幾日

居可申候も難計事に候間、飯米をたくはへ可然と申、人數十五人に、一日に飯米二升宛給申候、一人に漸一合餘り宛に而候故、力おそろへ身もよわり申候、此分にては猶以飯米無覺束候得者、皆々相相談致し申候、其時千賀與八郎殿荷物を見候得者、大豆の葉并煎茶なども有之候故、少宛ぞうすいに仕、又はあへ物杯に致し給申候、扱廿五日の夜より北風に罷成候得とも、十五日より廿日まで日數六日計は、段々西の方へ行かど覺申候、北風に替り候より、未申の方へ參候と覺候、段々流れ參候處に、西の方に島一つ、南の方に島一つ、東の方に島一つ、以上島三つ見え申候、何れの島へ登り能候半と御圖を取候得者、東の方へ上り能候と御圖下り候に付、御圖次第に東の島へ、申の極月六日八ッ時分に着申候、去る霜月伊豆の國を出船仕候てより、極月六日迄東西しれ不申、西南未申の方へ吹れ行様に覺え申候、ひた物船をはしらかし、暫くも船を掛申間も無之、凡三十餘日迄に御座候、扱彼島へ船をつけ、傳馬船に乗、陸の様子を見候へは、何共しれざる人數多出申候、其人の形、頭はざんざりにて、身に

は着る物もなく、世の常の肌とは違ひ色黒く、何とも知れぬ者にて御座候、其者共に此方より尋候は、此島は何れの島の内何と申所に而有やと、尋候へは、少も言葉通し不申、一切尋明不申候に付、傳馬船に乗り、我等共の親船に移り申候處、島の者共小船一艘に二人乗、親船の側へ參候に付、此方より仕形致し見せ、湊は何方に有之候やと申候へは、おしへ申候間、南の方の漕寄せ候へは、少し島の端御座候に付、則知田碇を四つ入、船をつなき申候處に、其夜小船一艘に而、島の者忍び參、碇綱を一筋切申候、夫に付此方より番を致し居候得は、島の者ども夜中に篝を燒居申候、翌七日の朝、島の者共何百人とも不知陸に居申候、扱小船數限りなく乘參、親船の荷物うはひ取、其上親船打割、船の道具其外釘鏢不殘奪ひ取申候、我等共は傳馬船に乗、十五人ながら陸の上り申候、傳馬船をも打割申候、我々共を陸にて大勢取廻し居候故、其時打殺し申候かと存、不及力罷在候處に、乍十五人不殘衣類をはぎ取、赤はたかに致し、あなたごなたへころばし、下帶迄とき、金銀錢など少宛持候を、すきと取申候、

七日の夕べより八日の朝迄如此いたし、扱一人宛手取足どり引立參候に付、いやと申參る間鋪と申候べは、打割候木にて打たをし、むたいに一人宛銘々につれ參候、扱おのれおのか宿へつれ參候而、其後は我等共を召仕申候、木綿物ときはなし、一重つ、きせ申、下人に致し召仕申候、山へのほせ木を切せ薪に致、畑に芋をつくらせ、草木を取、色色召仕申候、此處に日數十日計つかはれ申候得共、芋より外に五穀は給不申、人間のやうになき者共に遣はれ、言葉は通し不申、文字もなく候へは、讀書と申事も不存、何とも難儀致し候、また能所も有之候はんと存、島の内を一人二人宛申合、忍ひく、此所の者共に仕形にて諸事通し候へは、其所にて米百石も積申程の船も有之候、其船に乗せ日本に歸し可申間、能遣はれ働候へと申様に仕形致し候に付、能事に存、始の所を二人三人宛夜逃に仕、彼所を午十五人參り、我々つかはれ可申と申候、然處に西の三月時分、右約束の船百石計積申候船、沖に參る支度いたし候に付、我々共を日本に歸し候かと尋

候得者、いやく、是は餘所の參候、其方などは乗せ不申由申候に付、其時我々申候は、内々約束仕候處に相違致し候と、島の者共を恨み候得は、島の者とも道理のやうに聞なし申候、扱その船は其時出、三十日計過候て戻り申候、無是非島に召仕はれ居申候内、船頭次郎兵衛も、三月時分より見え不申候由ぞれども申候、梶取理右衛門も、同四月時分より見え不申候、後々島の子共申候は、年寄候へは働惡敷候とて、我々共に隠し打殺し申候由、總而巴旦にては、年寄候へは働惡敷候とて、親にても打殺し申候由承候、それも身上能芋も多く持候者は左様にも不仕候、芋數も無之者は打殺し、芋畑にうつめ、こえに致し候由、左も可有と無是非居申候、扱常々我我共申候は、日本には金銀からかね黒鐵しんちう多く有之由申候へは、巴旦の者ども浦山しかり申候、巴旦の者ども不殘、右之類はしがり申候、爰元のやうなる家には、一はい宛も面々に持申候と語候へは、實にさも可有之、日本より參候船さへ銅鐵付候へは、偽にて有間敷と、浦やましがり居申候、依之島の者共に申候は、日本に船を出し候は、金

銀澤山に有之所に候間、取申候て進せ候はんと申候て、又めんくの主人へも語り候てたらし置、我我は斧一挺も二挺も御かし、又木など賜はり候はは、船を作り申候はむと申候へは、此所には鐵もなく候間斧もなく、初に上り申候所には、其方遠日本より乘參候船を打割候釘鉋杯も多く有之候間、始之所に參候て、斧をかり候へと申候、又始の所に參申候て、我々共自分に船を作り日本へ歸り、金銀銅等を取歸り、此所には左様のかねども無之候へは、皆々のまいらせんと申候へは、島の者共申候は、日本へ歸り何のよしみに戻り候はんと申候に付、我々申候は、常々申こく、巴旦島には紫檀黒檀の木澤山に有之候、此木日本にては金銀とつり替にいたし候、後々商賣致し候はんとだまし語り候へは、誠仕、左候は、斧をかし候間、則此處にて船を作り候へと、今迄居候所にて船を造り候は、其金銀も此所の者にはくれ申間敷候間、此所にて作り候へと申候、山多く候へは、木は何本も望次第に爲切、船も折々は手傳くれ候はんと申候、此所にて口をき、候者肝煎、斧をかし木を望次第にくれ申

候、去西の十月より、船を作り掛り申候、船造り候時分も、一日は主人の働いたし、一日は山に行薪を切、一日は船を造り申候、西の十二月より、當戌の三月時分に、船大かた出来申候、船に造り申候、木大かたしちほうと申木にて作り、始終に斧一挺遣ひ申候、山にて木を伐申時分は、大きな柄を入遣ひ申候、扱又打割申時分は、短き柄を入遣ひ申候、けづり申時は、柄をぬきけづり、能木をかげんいたし削り申候、船の長さ八尋、柱に致し候鐵なく候へは、釘鉋等に拵候様成かたき木を合せ、釘に致し申候、巴旦には桑の木多く候故、大方桑の木を合せ釘にいたし、穴をこめ申候、船釘の大きなを借り、鑿にいたし候、是も我々共の船にて取申候釘にて御座候、元來斧、なた、鑿、のこぎり無御座候故、山にて夫それに立木を見立、船の艫船に仕申候處を立木に而考へ、まがりたる木の入申候所へは、まがりたる木を切、板に成能木を取、斧にてそはを引め入候而板に仕立、船を作り申候、大かた船半分過出来候時分、大野村長吉と申者木を伐に參、材にてうたれ、あばら骨を打折候て、三十日餘りつよく痛み、

我々看病致し候得共相果申候、其砌長吉兄弟けいやく仕候巴旦の好身、常々申聞置候、長吉最期の時分、長吉主人を呼寄せ申候は、皆々は今度拵候船にて一度は日本へ歸り候共、我等は不慮の怪我致し、只今相果申候事不及是非候、日比の念比忘れかたく候よし、二人の者に申、日本へ歸り候てより、金銀銅鐵など澤山に持参いたし進せ與候へ、日比心入に預り候間、必々兄弟の御なしみの中へも、右金多く進せ候にと申聞せ、是を最期の言葉にいたし、終に相果申候、巴旦の者共泪を流し、殊の外不便かり申候、長吉かやうに最期迄にも、巴旦の者共だまし候へは、彌巴旦の者共實にいたし、船なども精を出し手傳念比にいたし、我々十二人皆々ためにより様に申置相果申事不便に存候、扱五郎藏と申者一人はでかし分別にて、仲間相談にのり不申、其子細は、日本にて上手成船大工それ〴〵の道具にて木を拵、釘鏝それ〴〵に遣ひ、其上痛み所赤かねにて包み、結構なる材木を集め、處々に檜木を入、大船を結構に拵てさへ、わつか海上の百里計の所、江戸廻り致す内にも、北風にて痛み安く、やゝ

もすれば、船をそこなひ、人數多く死申候、夫に付此度皆々細工に船を作り、其上材木なども海上に強木共陸に強木共しらす、第一釘鏝なく合釘致、木の皮に而綱をない、繩からけなる小船に乗、此天竺の果より幾萬里といふ程もしれぬ海上、日本へ渡海の沙汰、中々此五郎藏は心に乗り不申とふつと申きり、いかほごいさめ候ても合點不仕、十一人なから達而申候得共、船の手傳も不仕、我々共申候は、縦令は何國にて海底に沈み相果候共、又存命に候とも、一所にと存切、同意の異見に就候へと申候へとも、中々聞入不申、其内船出來、萬事支度仕候砌にも、一人此所に残り、何のせんある事にて候哉、我々共一所にその船に乗、國の親兄弟にもあひ、其外友たちにも此度のうき難行の有様も一度語り候へかしと、是非諫め候得共、其方たちは日本へ渡り候て、何國の海にも入、又は死なりとも心次第、我等一人は此處に残り、少なりとも此體にても生たるがましと、彌片意地に申切、合點不仕候、され共此度の事に候間、何卒申なため無理無體に成共、船にのせ候はんと申合、五郎藏方切々參候へ

は、其後は隠れ候而出合不申候、五郎藏主人にも尋ね、又は所々に居申候者共にかれこれ尋候得共、深く隠れ、終に行方しれ不申候故、十一人ながら無是非、此上は皆々申合候趣を、所の者共わあらはし候はんと、すさまじく成申候、扱船出來仕候、當戊三月四日、十一人ながら寄合〇〇〇精進いたし、日本の地は北か東かと、天照大神宮御圖を取候得者、北の方へと御圖おり申候、其後又出船の日和、同四月の中旬か末かと御圖を取候得者中甸と御圖おり申候、さて日本へ渡り申用意仕候、船に積申候道具の覺、
一芋、日數三十日計給申候程費申候、一水桶八つ、不殘水入申候、一鍋十、是は日本のほうろくに候、一やしほ五十四五、木の實也、菓子に用ゆ、一斧一、破船の時に遣申候へと申候、一多葉粉十斤程、一のみ二挺、是は古釘にて拵候、一小刀二挺、是は巴旦之者細工に拵候、一がまのやうなる物二袋、是は船に垢入たる時、まきはだのごとくに打せ候、
日本へ土産に致し、此替に金銀銅持參候へとて、巴

旦の者與へ申候品々、
一黒檀にて拵候機械申器一本、一二尺計の小船一つ、是は巴旦の子供持遊び物に候、
右の品々船に入、戊四月十日、巴旦を出船仕、三年前申の極月六日より當月十日迄、三年の間、巴旦に在之候、右之通四月十日に出船仕、何國を行衛とも不存、御圖と風とに任せ申候得は、同じく廿三日、日數十四日めに、南京の内寶童といふ山に着申候、此所それ〴〵の島にて御座候、是に四月廿三日より五月三日迄居申候へ共、人無御座候、如何様此島に人なき事は有間敷と存し、船にて方々尋候へは、釣船と思しき一艘見え申候に付、其方々漕寄せ尋候得者、言葉は通し不申、埒明不申候、されども日本は是より東にあるやうにしかたいたし候、最早喰物なく成、難儀いたし、磯にて貝を取、海藻を取申とて尋行候へは、又船一艘見え申候、其内に大將かましき人、是は髪をからげ輪に結、物々敷相見え申候、不殘劔を指居申候、船の内には半弓鐵砲なども見え申候、其内よく通じする者一人居申候、何國よりの船、何方より來り候と尋申候、我々共は日本

ものにて候、三年前難風に逢、中天竺の巴旦島
と申所へ漂流、船をも巴旦の者共にとられ、荷物は
不及申、其外道具諸色少も不残うばひとられ申候、
夫より巴旦に罷在、當年自分に船を造り、爰元まで
参り候と申候へは、南京人申候は、此船は日本船と
は木も何も違ひ候とてあやしみ申候に付、又我々
申候は、是は先程より申候ごとく、此船は巴旦にて
材木を貰ひ、我々造り候船にて御座候と申候へは、
尤と申候、殊の外いたはり申候、其時南京人先是を
とて、米五升程與へ申候、三年めに米と申物見申
候、扱此方へ参候へとて、我々船を跡にこがせ、船
路三里程の湊へ着け候へは、其所は殊の外能所に
て御座候、船を掛け居候得は、南京人あたへ申した
る物、

一米八升程、一薬罐一つ、形は日本のとは違申
候、一竹の子漬少々、一鹽魚二十計、一鹽か
ら四五升、一松板二枚、一蕪菜少々、一方角
じしやく、一薪一束、一縫物針四五本、一縫
物糸少々、一卷藤一束
其外長崎へ渡海致し候船路の指圖を紙に書、繪圖

を出し、東西南北を付與へ申候、南京の者共大分の
物をあたへ、念比にいたし、偏に天照大神様の御め
ぐみと、又は上様の御威光、かゝる異國迄も廣か
り、日本の事を存候程の國にて、かやうにいたし候
と存、皆々難有日本へ参着致し候心地仕、巴旦の人
無道人の事、今更思ひ出し、うらめしく成申候、巴
旦人は日本の事は聞も及はず、天竺唐など聞及存
居申候、右之所に日數廿日あまり逗留致し、日和待
致し候に、小船に一人乗参り、其人は言葉通し申
候、其人申候は、日本は是より東の方に當り申候、
我等事、日本へも切を渡り候、長崎へは船路百八十
里ほど有之と、念比に語申候、其人與へ申候品々
覺、

一縫物糸少々、一竹の子漬少々、一かみそり一
挺、一縫物針、一米二升程、一はさみ一挺
右の品々與へ申候、此者長崎の度々参り申候に付、
箇様に致與へ申候、是以皆々上様の御爲にいたし
候と、難有悅申候、此所に逗留いたし候内、我々を
南京人見物に参り申候、何に而も用事は向ふの山
へ参候へと、仕形にて致し見せ申候に付、其所へ参

り候得者、又與へ申候品々、

一鍋一つ、一鹽魚少々、一米二三升
右之品々與へ申候、此所は寺地にて寺多く御座候、
其寺三ヶ寺見物仕候、其寺の様子日本のごとく、屋
根は瓦葺床はなく、疊の如く石瓦を敷申候、佛壇に
は釋迦大日のごとく成佛木像金佛にて御座候、寺
の奥には、日本の疊指の持申候如くなる物色々御
座候、是は起伏申様に相見え申候、其外山の松など
も日本と違ひ不申候、扱寺二三ヶ寺も見物仕候處
に、右之奉行人の船の船頭と相見え申候者参、何と
て皆々此所に参候哉、右指圖の所に其儘居不申、左
様に我儘に行候得者、皆々の爲に悪敷候はんと存
候間、早々被歸、元の所に居候得と申候故、急き歸
り船に乗、日和を相待居申候、右登り候所は、如何
様寺地と相見え、寺計多く御座候、百姓と相見え申
者、間々に居申候、其百姓のかしらの真中に、一寸四
方計の丸さに髪を置、其髪をくみて後に長くさけ、
兩様はすきと剃居申候、田畑も牛にてすき申候、日
本の牛二疋かけはご大きに相見え申候、扱百姓の
風俗、むかしは髪をもそり不申よし、近年は髷の體

に成申候、髷と申國より責取候へは、すきと其風に
致し申候由、扱日和能候故、當戊五月廿八日、寶童
山を出船、但寶童山は着申まで、月少し違ひ申候、
是は去年十月閏月御座候故、唇を見可申候様無御
座候、先一ヶ月違申候、月々の大小も知不申候故、
何も了簡にて、一ヶ月大一ヶ月小にいたし、一ヶ月
はさみくり候得者、一日は違ひ申候、南京人に習ひ
申候てより、髷に存候、右の如く五月廿八日、寶童
山を出船仕、六月三日迄日數五日に、日本の五島に
着申候、扱五島の内より奉行と相見え、小船に乗参、
是は何國の者に候哉と被尋候に付、日本の者にて
御座候と申候、其時奉行人被申候は、是は日本の五
島と申所なり、皆々何國の船に候哉と被申候故、我
我は尾張の國大野村と申所の者にて御座候、三年
以前、難風に逢吹流され候、巴旦の様子委く語り候
へは、其時に奉行人我々に付参候様にと被申候間、
五島の湊迄つれ被参候て、奉行人より城本へ注進
せられ、城本より又奉行人の様なる人々被参、我々
共口上書を取、具に書付、船の内道具諸事御改、委細
に書取被参候、夫よりきひしく番を付、其所より十

四五里も有之所に被召、城本より被下候品々、
 一米三斗一升入一俵、一同三斗六升入二俵、
 一同三斗七升入一俵、一鹽二升、一鹽魚二十
 計、一薪五束、一味噌一重
 右之通被下、五島の内に廿日餘御留置、夫より船三
 艘にて、御奉行衆三人御付、御送被成候、此方の船
 より人質二人宛御取、奉行衆の船へ入、當六月廿四
 日、長崎に御送り届、長崎御奉行我々共御請取、委
 細口書御取、船之道具諸事御改、十二人ながら直に
 牢舎被仰付、四五日牢の内に居申候所に、一人宛被
 召出様子御尋被成候に付、一々次第申上、又牢舎仕
 候、其書付は江戸に被遣候よし、扱又長崎牢の内
 に、當九月朔日迄居申候、朔日朝四ツ時分、牢より
 御出し被成、巴旦島にて作り參候船并諸道具、南
 京にて貰候品々不殘御賣立被成、長崎御奉行より
 はわらんじ錢とて是を被下、公儀より木綿物一つ
 宛被下候、道中御奉行一人、其外下人、又我々一人
 に一人宛十一人御附、夫より杖突三人、當九月十九
 日に、尾張國迄御送り届、千賀志摩殿御聞届、其上
 に而右道中に而遣ひあまりの錢、一人に付九百十

文宛御分け被下、郡奉行衆より我々共親類、又は所
 之庄屋召出され、御渡被成候、
 右公儀の書上仕候趣如此御座候、
 一巴旦に而我等共住申所は、長八里程幅二里程有
 之候、
 一巴旦島は金山に而、木繁り不申、右の所は黒土に
 而御座候、
 一畑は山かやの木有之所を畑に致し候、植候物は
 芋計を作り申候、是は自然の事也、此外五穀類少も
 無御座候、
 一日本に而ナンバン黍と申黍少々作申候、
 一たばこ少々植申候、
 一生物は、ふた、一蛇、一蜥蜴、一野牛、一鶏、
 一鯨、一猫、一鼠、一雀の如くなる鳥、一犬、
 一日本のごじやうと申魚有之、一鷹は雀のこと
 くなる鷹、日本の馬糞抓み鷹、
 一魚も海に而釣申候、
 一男は犬を喰申、女は喰不申候、男も家内にては喰
 不申候、
 一年の境なく、一ヶ月と申儀なく、當月の三日月を

見、又來月の三日月を見、一ヶ月の様に覺え申候、
 勿論四季の境もなく、益正月と申事も不知、何れも
 あたゝかなる所にて、寒の内と思ふ時は、日本の三
 月計の様なる事に御座候、神と申事も佛と申事も
 不存候、親を祭る事もなく、又年季忌日と申事もな
 し、
 一嫁入聲入と申事もなく、親死候而も、弔といふ事
 なし、死人は畑に埋め申候、
 一互に客に呼申事あり、但客に呼候而も、家の内へ
 は入不申候、外に居申候て、木に腰を掛候而、物を
 給申候、家は二間に九尺程に、何れも作り申候、木
 皮に而からけ、屋根はかやにて葺申候、家の高さ三
 尺計、出入にははひ申候て出入仕候、家内には敷物
 なく木をならへ、其上に其儘ふせり申候、身上の能
 者は、日本の風呂敷の様なる物をかさね、足に打か
 け寐申候、夜着と申は見え不申候、
 一我々共十一人は、家を作り候て、夜は一所にふせ
 り申候、其家は日本の通櫓高く作り候へは、巴旦の
 者申候は、風入候て悪敷候はんと申候、巴旦島の内
 マナコヨヒといふ所、家數八百軒計有之、

マナコヨヒとユキと取あひ合戦致し候、巴旦にて
 は具足を牛の皮にて拵、甲は木をくりぬき鉢の子
 の様にしてかぶり申候、
 一ツトクといふ所あり、巴旦より五十里程海上に
 あり、是は牛馬五穀も有之候、
 一テイランは、鐵砲鍵又は金銀、さんごじゆ、琥珀、
 牛馬も有之よし、巴旦のふた、鶏をテイランへ持
 行、赤かね、鐵、こはく其外武器にも替るよしに候、
 一巴旦より南京に參候時、三日路程の間、東西南北
 共に知れ不申候、只海ばかりにて御座候、四日めに
 山見え申候、五日めには右の山見え、夫より此かた
 は海上にて知不申候、
 一カクヤナといふ所、巴旦より二十里計、
 一ハヤヤといふ所、是も餘程あり、牛馬なく、人は
 髪永くさげ申候、
 右巴旦に流參候者、尾張國森村 六藏、六右衛
 門、傳右衛門、大草村 與吉、半田村 三藏、
 兵藏、大野村 長三郎、五郎藏、是は巴旦に、兵三郎、
 次右衛門、是は巴旦にて、七兵衛、八藏、三九郎、長吉、是
 巴旦にて怪我、殺され申候、次郎兵衛、是は巴旦にて、
 致し相果申候、殺され申候、一合十五人、巴旦に
 漂流

記、漂流
 寛文十年九月廿七日、尾張商船南京より長崎まで
 參候者共御穿鑿の處に、尾州者に紛無之故、從御公
 儀路錢杯被下、長崎より尾州に御返の旨、尾州殿御
 城附に、久世大和守按ずるに、柳營日記○按ずるに、深尾尾張國に歸着せしは九月十九日なるに、久世廣之よりの傳達九月廿七日であるは、江戸にての事にして、長崎とは其路程隔絶なるにより、事前後せしなるべし。

寛文十庚戌年六月廿二日、尾張の者十一人、臺灣の後バタンと云所に致漂着、其所に而藤撥の船を造り、五島領まで乘來候處、當津按ずるに、長崎の津なり。送參候、籠舎被仰付、被遂御詮議、別條無之に付、同八月總町中より路銀出之、尾張に送被遣候、尤爲警固御與力青木又左衛門殿、御同心安達武左衛門殿、町使種田平次兵衛、日行司役三人、人足十一人被相添、但右漂流人一人前、紺の布子一つ、木綿肌着一つ宛被下之、長崎志、長崎覺。
 寛文十庚戌年、尾張の船逆風に逢、異國へ按ずるに、南京なり。漂着して、籐からけの小舟に十一人乗て、八月按ずるに、六月の誤字。長崎の津へ歸帆して、牢舎のうへ御吟味と成候處、別條無之に付、町中より路銀を出して、

尾張へ送遣はす、警固として與力春青木又左衛門、同心安達武左衛門、町役種田平次兵衛、日行司役三人、人足十一人を相添られて送り遣はす、御奉行松平甚三郎一人前に、紺の布子一つ、木綿はだ着一つ宛被下候、長崎事始細見、長崎集。

延寶八庚申年五月十七日、伊東出雲守祐實が領分日向國外浦に、那珂郡に、巴旦の漁船漂着す、六月十八日長崎に護送あり、御下知により、九月歸帆の蘭人をして本國に送らしむ、

延寶八庚申年五月十七日、日向國外浦に漂流船有之由注進、其船長さ十八尋餘、横九尋餘、右板の合目チャン塗按ずるに、萬天日録に、輻軸同なり也、大皮八枚にて日覆あり、革廣さ筵三枚程、帆柱長四尋程、帆桁は竹也、帆木綿、乗人十八人、但年頃十七八或は二十四五程の者共、頭は如山伏總髮、但耳際までにてきり、眼大きく光あり、耳の垂に穴あり、青苔を以貫之、長二寸程下る、齒は漿を附したるか如し、足は殊に大きく薄く、指長く、總體すねの節間長し、衣類は木綿なり、單にて袖なし、腰切

なり、下帯は前のさがりなし、袋の様にして腰にまくなり、装一つ宛持、自注、表は毛あり、裏は木皮の如し。腕二宛持、但ヤシホなり、食物は稗を食ふと相見え、船中に稗あり、米は無之、荷物は壺少々あり、鎗の如くなるもの三本あり、但柄は竹なり、長さ一丈程あり、身は二三寸計あり、外に兵具なし、釣の道具少々有之、右の者共、按ずるに、月の字を、十八日長崎へ參着、駕籠にて來る、警固兩人、醫師一人、上下百餘人、則奉行所へ出る、唐人阿蘭陀人の通詞不殘召集、吟味有之といへども、言葉不通なり、何國の者共不知、但右の異國人横文字を書、然れ共阿蘭陀の横文字とも違ひ不讀、先藏へ入れ、番を付置し也、食事大方飽蟹等を生にて食ふ、於長崎握りたる飯を調へ與へけれども不食なり、依之日本人食之見せければ、銘々に庖丁刀一本宛取出し切食しとなり、右の者二十三人の内五人死す、自注、四人は日向、皆病死なり、一人は薩摩、残り十八人長崎に居たりしに、追々少しは分り候處、バタン人のよし、段々死うせ、漸一人生残りしを、歸帆の阿蘭陀人に被仰付、送り歸されしとなり、萬天日録、薩摩、雜談一書集。

延寶八年六月十八日、バタン人十八人、日向の飢肥といふ所に漂着す、伊東出雲守様より使者御添被成、六月十七日到着、浦五島町守田與三左衛門所に一宿仕、同十八日に被召出、被遂御詮議、詞駁と不通由、同日十善寺小屋に被召置候、内外乙名組頭二人宛、一日一夜番相勤、諸事帳面に書記し、毎朝御奉行所に掛御目候、賄方水野小左衛門に被仰付候、人夫は内外町中より出之、右人數の内十二人は、段々病死仕、爲御檢使御與力同心、唐通詞一人、町使二人、當番の者組頭小左衛門罷出、崇福寺に葬候、相殘六人、九月十九日出島に被遣、阿蘭陀船より御歸し、咬嚼吧まで相届候様に被仰付候由、右乘來候船并船具御拂被成、六人に被下候、外に木綿布子六つ代八十七夕、乾魚代五十目分、白米二石、船中爲用意被下之、當地逗留、六月十八日より九月十九日迄、糶米五石五斗六升五合、右之雜用銀合一貫七十四匁五分、御奉行牛込忠左衛門様、長崎覺書、

延寶八年六月、日向國伊東出雲守殿領内へ、異國船一艘漂着す、人數十八人乗る、長崎へ送り來りて、

則十善寺花園屋敷に召置る、此もの長け高く、面色薄黒く、髪は中がかりにして禿のごとく、手足長く、言語通せず、衣類は肩油單のやうなる物をつけ、下帯のやうなる物は、前にてむすひうしろへたれ、不斷裸にて、腰には鞘は木地にて身は庖丁の如くなる劔をはき、食物は椰子のからに入て手つかみにて喰ひ、身に添る道具とはなし、常に雜穀芋など喰ひ、米を珍食とす、犬を始食として、言語はオランダ唐人なども通せず、バタアニといふのみ、幾たひもいふにより、バタアニといふ所のものと聞えけり、右の十八人の者、段々に病死いたして、やうく残るもの六人あり、彼者共を阿蘭陀人へ相渡されて、バタアニへ便りを求めて、さし送るへきこの旨仰渡されけり、御奉行牛込氏の代なり、バタアニ人死骸を崇福寺に葬る、乗來る船并道具は御焼捨あり、六人に木綿布子一つ宛、白米二石、鳥目五十目下されて、六月十八日より九月十九日まで逗留す、雜用一貫七十四匁五分也、長崎事始細見録延寶八年六月十八日、日向國飯肥城主伊東出雲守方より、異國人十八人送來る、其趣、當五月十七日、

領内海上に漂流せし由、藤からげの船一艘、横一丈餘、長さ四丈程あり、異國人長五尺七八寸程、裸身にて肩に風呂敷の如きものを掛たり、其比は邪宗門嚴禁の節なる故、如何様の者共其程相知かた、まづ十善寺御樂園屋敷に差置れ、總町より晝夜大勢の番人を附置れ、唐阿蘭陀其外諸通事を差遣れ共、一圓言語通せず、然るに御樂園預の水野小左衛門といふ者、才覺を以て、鹽器に水を入れ、石にて島組をし、船を乗廻る體を見せしに、異國人石を取除、島作り仕直し、バタンへなど、いひて思案をなす體なり、依之世界國中の臺灣近方に、バタン、カハヤン、バ、ヤンといふ島の名をいひ聞するに、みなく、バタン、バタンと云て悦ぶ體なる故、臺灣近邊のものなるへしと察し知れり、是より種種仕形にて漂着の次第を尋ねしに、本所より二十五人乗組琉球の地方に船を寄せ、水取に揚りしに、俄に大風起り、綱碇を引きり、日向に漂着せし由、琉球にて二人死し、日向にて五人死し、残り十八人送來し由なり、此者其耳の垂れに小き穴ある故、御役所白洲に初て入、一番二番の順に小札を耳に

つけ置、まづ宗門御僉議のため踏繪を見するに、一圓合點無之體なり、此方より踏繪を地に投げれば、彼者共も地に投て、皆々笑ひたり、然れば邪宗門の者には有之まじきとて、是より大勢の番人は引取らせ兩三人相詰しむ、委細江府言上有之、彼者共至極下賤の者と見え、常に裸身にて、夜は長さ二尺五六寸横一尺計の繰木を壁に立て、寄り掛りて寐る、毎朝水を浴る、京中にて犬猫を捕り、又は木の枝に椋を掛け、鳶を捕り、水煮にして食す、木に上り猿の如く働く、獵人共と見えたり、右の内當表にて十二人死し、六人存命す、其後江府御下知有之、同年九月歸帆の阿蘭陀船に相渡され、彼者共本所に送り届へき旨被仰付、其節阿蘭陀人、咬嚼吧と臺灣と其地相隔りし故、先咬嚼吧に連れ行、重て本所に送り遣すへき旨御請申上る、長崎志

摩利伽國部

按するに、異國は海御朱印帳に、摩利伽の正訓をマ

ナカと記し、また左傍にマツカと記す、此國名諸書に所見なし、おもふに滿刺加國を、また麻六甲とも稱し、其文字相似たるをもて、刺を利と誤り、左傍の訓も字に循て誤り、またマナカのナはラの誤字なるもしるへからず、これ臆説なれども、たゞ後考の一助に辨するのみ、今姑しこれを滿刺加とせんには、その國漢の哥羅富沙國の地にして、南天竺東南の極端、暹羅國の西南にあり、其北一方山に背し、餘はみな海に瀕す、廣袤二百六十里許、本邦の里法なり本邦より海路千七百餘里、古へ暹羅に屬し、またしはく、明朝に入貢せしか、我永正八年にあたりて、波爾杜瓦爾人これを襲ひ、王を逐ひて其國を奪ふ、寛永十八年にいたりて、また阿蘭陀人、波爾杜瓦爾人を逐てこれを所領とす、近世自立の王ありといへども、首府をはじめ過半猶阿蘭陀の有なり、此國氣候印度中最炎熱、また日として雨降さるはなし、風俗男女常に裸體、よく水に投す、婦人は纒に布帛を其臍下に覆ふのみ、しかれども此地黄金、寶石、錫、龍腦、上好の胡椒、燕窩等を産す、故に諸國の洋船輻湊して、人煙櫛比せり、かつ亞細亞諸州に航

する第一の湊門なるにより、其港口の兵備極めて嚴なり、阿蘭陀人本邦にて交易し歸帆のとき、必この都に過り、其得たる所の品を分ちて、或は歐羅巴に送り、又は印度の諸商館に輸せざるこそ、これ華夷通商考、印度志、近代翻譯の西書等を參互折衷して記す所なり、但し此國の船本邦に渡來せず、た、唐人其國にいたり、其産物を得て積渡りしを、麻六甲船と名く、貞享四年、麻六甲船の唐人より出せし書付二通あり、末に附載す、

○渡海御朱印

慶長十二年五月七日、摩利伽渡海の御朱印を、安當仁アホンゾに賜はる、安當仁アホンゾは、長崎在留の南蠻人の事絶つ所なるへし、これよりのち、此國渡海等見なし

摩利伽

一慶長十二年丁未五月七日
御印は六月十日渡之、綸子一端惠之、安當仁アホンゾに可渡之由、本上略文にして、本多上總介の、有状、請取とる、長崎のキ、リ事也、但請は印判也、異國渡海御朱印帳、貞享四丁卯年、百四番麻六甲船の唐人共申口の内、一麻六甲の儀、成ほど小地にて御座候、阿蘭陀能

候ジャガタラよりは海上千里ほど御座候、麻六甲則ジャガタラよりの支配の地にて御座候、總而はジャガタラも麻六甲も、ジャワと申國の内にて御座候、此麻六甲にも阿蘭陀人二百人程罷在申候、小城有之、阿蘭陀人は城内に罷在候、住宅唐人も七八十人も可有御座候、其外は則ジャワ人共も少は住居仕罷在候、麻六甲支配の屋形は山中に罷在候、阿蘭陀人を攻め見申候得共、阿蘭陀人大分石火矢を備へ置申候に付、屋形より攻取申儀不能成候て、阿蘭陀人自由を振舞罷在候、所がらの儀は、随分卑劣成所にて御座候、阿蘭陀船も、本國よりジャガタラへ往來の船立寄り申候て、土産の荷物など買請申候、常に阿蘭陀船は居不申候、今年は福州并に厦門よりの小船とも三十艘餘も商買に參申候、麻六甲土産の物は、藤、こせう、すい、ゑんす、りうのふ、らうの類にて御座候を、大清方の商船共參申候て買取申候、唯今は麻六甲も無事に有之候、他の國よりのさまざまも無御座候、御當地へ渡海の船は別に無之、私ども船一艘計にて御座候、
同年七月十三日、麻六甲船之唐人共申口

通航一覽卷之二百七十二

瓜哇國 番且、咬囉吧、部

按するに、明史、清一統志及び増譯采覽異言、長崎志、華夷通商考、華夷一覽志、異國和解、近代翻譯の西書等を參考するに、瓜哇國は唐音にてジャワと呼び、蠻語にてヤアハと唱ふ、南海の大島にして、其全州の總名なり、蘇門答刺と對峙し、南方黒瓦臘泥加洲の地に近く、南極出地八九度、氣候炎熱、春秋八季あり、番且は即其都城の名にて、海濱の大府なり、采覽異言、華夷一覽志、近代翻譯の西書には、番且を飯淡に作り、長崎志、異國和解には、萬丹と記す、姑く華夷通商考、嘴蘭新譯地球圖說等による、采覽異言には、瓜哇また咬囉吧といふ、瓜哇は國都の名なりといへり、然れども輿地圖及び諸書を閱するに、瓜哇は全州の總名、番且、咬囉吧は其中の地名なり、其地に漢土及び諸厄利亞、佛朗察等の商館あり、本邦より海路三千五百里、長崎志に、凡千八百八十里餘、舊記には、二千四百里も、姑く華夷通商考、古昔河陵と號し、佛書に鬼國と稱す、六朝及び唐宋の閩婆國是なり、元の世祖大に此國を征伐す、明の時には東王西王ありて朝貢す、後

一私共船の儀者、去年の九十五番船に而、船頭も則去年の船頭王順官に而御座候、去年十二月三日、御當地を致出船、當正月廿二日に、彼地より致出船、同廿日に廣東の船を寄せ、麻六甲土産の藤、こせう、すい、ゑんす之類少々替物に仕、五月廿七日に、廣東出船仕申候而、御當地の罷渡り申候所に、海上風惡敷御座候而、六月十日に薩摩の領地の致漂着、則薩摩より送り船に而、御當地の致入津候、然は唐人數二十四人乗組罷在候内、當地湊口に而石火矢をうち申候とて、水主一人三度石火矢はなち申、二度目の時、尤石火矢をさらへ候而、藥を籠申候得共、定而残り火氣御座候故敷、藥半分詰申候節火出申候而、右の水主即時被打候而、海中に沈み相果申候、左候得者二十四人乗組の内一人相果、殘而二十三人に而御座候、今度渡海の間、於洋中も何の替儀も無之候、尤何船にも逢不申候、其外別に可申上儀も無御座候、
右之通、唐人共申候に付、書付差上申候、以上、
卯七月十三日 唐通事共以上、華夷通事共

通航一覽卷之二百七十一 終

に國六七に分れて、各自王ありしか、波爾杜瓦爾人始めて通商せしより、尋て諸厄利亞人來りて、此國の半を奪ふ、咬囉吧ははしめ阿蘭陀甲必丹ヤンビデルゼクウンなるもの、瓜哇國に來り、地子を出して其海濱の地を借り、商館を置く、本邦及び諸州に通販せしか、頓て國主と謀り、諸厄利亞人を逐て其地を奪ひ、大城を築て跋太胖亞と名け、總督を置、これを赫業喇、銳兵を備へてこれを鎮す、番且をさ兒と稱す、

事二十二里、古の東王の地にして、其地を總稱してガラツバ、またジャガタラといふ、咬囉吧は即著語ガラツバの漢譯にして、其字またジャガタラと訓讀し、本邦にては専らジャガタラと通稱せり、

采覽異言に、ジャガタラの字、咬囉吧と書せる、其義また詳ならずあり、同増譯に、蘭人ニイウホウ、紀行を引て、バタービヤと云ふ、蘭人の地に城郭を建しより名る所に、瓜哇と云ふ漢土人は、共に稱してガラツバといふ、此地の平野に椰樹を産すること極めて多く、瓜哇の方言椰子を呼てガラツバといふを、つてこれに名く、また印度の人は、此地を呼てジャガタラといふ、其義この地にまたジャカスと稱する一種の樹甚だ多し、これによりてジャガタラと稱すといへり、

千六百十九年の事にして、我元和五年、明の萬曆四十七年に當れり、此地また洋船幅湊せるにより、瓜海源の守備極めて嚴なり、其勢かく強盛にして、瓜

哇全州これかために制せられしか、其後諸厄利亞人また國民と謀り、其府城を擾亂し、我文化年中、大舉し來りて此地を陥る、後四年にして和議成り、地また阿蘭陀に復すといへども、其府城は廢蕪して、大鎮所を部中のウエルデフレイテンに移し、今全州國主の所領、其七八に居るといふ、人物大概暹羅人に似て殊に野鄙、その色黒く、常に裸體なり、また文身するものあり、邦人は協乙鄧教を行ひ、國主貴族は馬哈默教を奉す、

想ふに、咬囉吧人のみ、同じからず、土產黒木綿、咬囉吧島、龍腦、沈香、丁子、椰子、胡椒、砂糖、籐、鹿皮、鳥獸等なり、抑阿蘭陀本國は、漢土天竺より西北の方にあたりて、海上一萬餘里の國なれば、年毎の往來容易ならずとて、かく咬囉吧及び臺灣等に占據し、毎年肥前國長崎に渡來せる船、みな其兩所よりの仕出しなりしか、我寛文元年に、鄭成功かために臺灣を逐れ、今はた、咬囉吧よりして渡來せり、また唐人も咬囉吧にいたり、蘭人の免許を得て、其産物を買求め、かつ番且等にも往來し、すへて全州の産物は、唐船蘭船より積渡れるなり、其事は唐國及び阿蘭陀之部併せ看

るへし、またバンチャアといへる國名諸書に所見なく、恐らくは番且の轉訛なるも知るへからされは、姑くこゝに附載して、後證を俟つ、

○使者拜禮并通商

慶長十三戊申年十二月、バンチャア國の使者駿府に來る、東照宮床机に倚らせられ、これを覽給ふ、

慶長十三戊申年十二月、バンチャア國より以使者駿府大御所へ令音信、大御所床机に腰を掛、彼使者に對面あり、是は船着の島商舶往來地なり、官本當代見聞錄分、慶長見聞錄案紙、慶長日記

慶長十三年十二月廿六日、此頃、バンチャア國の商人駿府城へ到る、神祖床机に倚らせられ、是を見給ふ、大三川志、御營年表、但し年表總錄には、二日の條に記す

慶長十七壬子年十月廿八日、阿蘭陀船主の願ひによて、大泥運羅城中の小邦にして、阿蘭陀船往來の地なり、こゝは運羅の部に出す、及び番且の船、日本に往來相違あるへからざる旨の御朱印二通を遣はされ、彼兩所に轉達すへきむね命せらる、證は、阿蘭陀國の部入津井呈書御返簡御朱印拜賜の條にあり、御朱印の案は、異國渡海御朱印帳、異國日記等にも所見なし、但し長崎志によれば、番且の商船此頃には渡來せし

先年は萬丹等の所々より、渡海の商船有

之といへども、斷絶せり、

某年、瓜哇國の船、肥前國長崎に渡來せしか、其後來らす、此事華夷通商考に載せ、その書享保年中の撰なれば、た、瓜哇渡來せしはそれより已前なる事推て知るべし、

番且等の船、咬囉吧仕出しの唐船に乘來る事あり、明曆二丙申年、咬囉吧より臭鼠始めて渡る、元祿七年及び八年、咬囉吧出の唐人より、漂着御救助願ひ等の事によりて出したる書付あり、下に附載す

瓜哇番且の人、日本に船遣す事これなし、咬囉吧出しの唐船より、地の人來る事あり、但し此已前瓜哇國の船なりとて、阿蘭陀造りの大船一艘長崎へ來れり、此船長さ二十五間、深さ七間、艫の高さ八間なりし、地の人も多く乘渡れり、其後は來らす、華夷通商考

明曆二丙申年、咬囉吧より臭鼠相渡る、ジャカウ鼠といふ、是より長崎中に徘徊す、他國には無之、尤薩州には有之なり、琉球より相渡る、依之彼元にては琉球鼠といふなり、長崎集

元祿七年十月廿四日

六十三番咬囉吧船頭詹澤井船中之者共、謹而誓紙を捧奉願候者、私共船之儀、御厚恩奉蒙、御割付之銀高に而商賣を相違、其上諸事無滞相仕廻、當月

十二日、御湊より致出船、折節順風御座候故、凡唐之地を見かけ申程に乗參候處に、去十七日迄西北之惡風に逢申、浪つよく御座候而、凌可申様も無御座、即刻楫を損し、翌日十八日彌逆風故、帆柱を切折、剩帆綱船道具迄も風に被取、船底も大分水入、難儀至極に及申候に付、荒物にすわう白つく、書物有之候櫃共を多く海に捨、船かるく罷成、船之沈み申候危儀を通申候、尤唐近く之海上にて、寧波迄成とも船を乗參、一切船道具等相調、修理可仕與奉存候得共、右之仕合に而、帆柱楫并帆綱等無御座、殊其時分之風も、存之儘に無御座候得者、是又無是非洋中に數日漂罷在、唯順風を相待居申候、幸東南之風つよく御座候得者、東西之海筋委細難分儀に御座候得共、風に任せ仕合次第に、何國にも漂着可仕與、船中之者之露命を相助り、御湊外海迄漂着仕候、然者私共船之儀、不慮に惡風に逢中、無是非乘戻り申候段、其紛無御座候、就夫此間之苦しみ之意趣申上、御恩を奉蒙、挽船を被爲仰付、御湊迄挽入被爲遊候而、右之船道具々相調、修覆を遂、寧波迄成共罷歸、故郷の父母妻子共之心遣無之様に可仕

與奉存候、總而私共儀、毎年御國を奉願、商賣に罷渡り申候得者、御國の御法度稠しく御座候段、堅く奉存候故、曾而不届之儀存出し申儀にて無御座候、若於洋中何ぞ非道の儀共心挟み、態々船を乘戻し申候者、船中三十九人之者共、急度神罰冥罰蒙り、永く奈落に沈み、其浮事御座有間敷と奉存候、勿論風難之時分、俄に右品々荒物等海に捨申候、外に荒物細物儘に船中に積候儘御座候、今度私船を御湊に御挽入被爲成候儀、御赦免被爲下候者、必定御國之御法令を以、積帳之通微細に御改可被成與奉察候、此上に而自然毛頭に而も相違之儀御座候者、尤神罰冥罰を蒙り申儀者不及申上、即時如何様共重罪に可被仰付候、少も違背仕間敷候、依之王上之御慈悲を奉蒙、私共達て款申上儀を被爲聞召上、船を御湊に御挽入被爲遊、修覆等相違、早々歸帆を御仰付被下候者、御厚恩を奉感候者、其限有御座間敷と奉存候、爲其謹而誓紙を捧奉願候、以上、

元祿七年十月廿四日 船頭詹惟澤判
財副吳惟恭判 夥長鄭順判

舵工周國安判 惣番陳奇判
右之通、野母より船頭并役者共差上申候書付、和解差上申候、以上、

唐通事共華夷通語、
享保三戊戌年九月十日、咬嚼吧船之唐人共申口
一私共船之儀者、咬嚼吧より仕出し、唐人數三十八人、外に咬嚼吧に住居之唐人二十三人、并咬嚼吧人四人、都合六十五人乗組候而、當五月朔日、彼地出帆仕候處に、七月廿八日、洋中に而東北之大風に逢、無爲方、八月朔日、浙江之内温州の船を寄せ、翌二日、温州より乗出し申候處に、翌三日に、又々逆風に罷成、直に乗渡り申儀難成、無是非運に任せ、漂流仕候得者、何國共不存山を見かけ申候に付、幸に存、碇をおろし風難を通れ申候、則其所筑前領志摩郡岐志浦と申所之由に御座候、彼所より早速警固船被差出、稠敷御守り被成、挽船を以今日御當地の御挽届被下候、右筑前領の漂着仕候より外、日本之地他所の船寄せ不申候、船頭鄭孔典儀、并乗渡り之船共に、今度初て致渡海候、然處に乙未年より、御當地御新例被仰出、唐國之船々々信牌を御與へ

被遊、信牌無之船者、商賣御許容無之段、於貴國承知仕候、私共船も信牌所持不仕候に付、積返し被仰付、御意奉畏候、然上は損し申候帆柱并船底修理相違け、早速歸帆可仕候、扱又船頭儀者、本福建之内漳州之者にて、二十年以來、咬嚼吧に住居仕候、近年御當地御新例に而、奧國之船一艘宛は、商賣被仰付候旨、風開承申候迄に而御座候、其信牌之様子は、於咬嚼吧終に承不申候、尤甲午年、十六番咬嚼吧船頭何天衢與申もの、御當地の罷渡、商賣相違、翌年正月に歸帆仕候よしに御座候、此者儀も、去夏荷物を仕込、御當地の商賣に赴申候處、洋中に而大風に逢、東京之湊口にて破船仕、夫より咬嚼吧に漸去冬乘戻り申候、當年は奧國の商賣に赴申候由、此船頭儀も、御當地信牌御與へ被遊候様子は、私共同前に承知不仕候故、去夏も船を仕出し申候得共、右之仕合にて來朝不仕候、且又七月廿七日、廣南の海上に而、暹羅船に逢申候處に、何國の參申候哉と、船越に暹羅船より相尋申候に付、御當地に赴申候船之由返答仕候、則湊内の繫り居申候に而御座候、次に咬嚼吧之儀、彌太平に御座候、勿論去年唐

國より西洋を被禁候に付、奥國の唐國之船渡海不仕候ゆゑ、唐國の安否承不申候、咬啣吧において、聊相替申儀無御座候に付、異説無御座候、右之通、唐人共申候に付、書付差上申候、以上、

戊九月十日

風説定役 唐通事目付 唐通事

同五庚子年十二月廿二日、三十五番咬啣吧船之唐人共申口

一私共船之儀者、南京之内上海に而仕出し、唐人數四十五人乗組候而、當十一月廿二日、彼地出帆仕、致渡海候處に、洋中風不順御座候而、海上に漂ひ、存之外日數を込、難儀仕候得共、段々凌渡り、日本之地何國へも船よせ不申、直に今日入津仕候、上海より仕出し申等之船三艘程御座候得とも、私共出帆之砌迄は、未荷物相調不申候に付、當年之内には、來朝之儀難計奉存候、船頭鄭孔典儀者、去々年咬啣吧より直に御當地の罷渡申候、然共其節迄は、御當地信牌之儀、咬啣吧に相聞不申候故、信牌を所持不仕候に付、商賣無御許容、積戻被仰付候、依之重而渡海の儀御願申上候趣に御許容被遊、信牌御

與へ被成候に付、夫より咬啣吧に歸國仕、去年五月、咬啣吧より出帆仕、先本國福州迄乗參等之處、逆風に逢、七月中旬に、無是非舟山の乗入申候、然處咬啣吧より福州の罷歸候妻女二人、便乞乗居申候、總而外國より唐國へ女を連渡候儀制禁に而御座候に付、舟山之官所において吟味に逢申候故、渡海延引罷成候、就夫去年三十一番咬啣吧船頭鄭孔青は、鄭孔典弟に而御座候に付、彼者の信牌を譲り、渡海いたさせ申候處、御當地に而商賣相違、當七月に出帆仕候、其節御與へ被遊候信牌を所持仕、八月上海へ歸着致し候處、鄭孔青儀者、本國福州の罷歸候に付、右之信牌を鄭孔典へ又々讓返し申候を、此度持渡申候、乗渡船も去年三十一番頭にて御座候、次に大清之儀、諸省共彌靜謐之段傳承申候、然は南京之布政司李氏、撫院の昇進被致候由、風聞承申候、扱又數年咬啣吧に在留仕居候唐人餘多妻子を連れ、船二艘に乘組、上海に着船仕候處、於官所段々被遊吟味候得共、于今落着不仕候、右之趣共可申上候外、別に異説無御座候、右之通、唐人共書付差上申候、以上、

子十二月廿二日

風説定役 唐通事目付 唐通事

同年同月廿五日、子年一番咬啣吧船之唐人共申口一私共船之儀は、去年十二月、御當地の罷渡商賣相違、當八月八日、御當地より歸帆仕、南京之内上海に乘入滯船仕、於彼地咬啣吧出產之荷物等少々相調、今度唐人數五十二人乗組候而、當月十日上海致出帆罷歸申候處、洋中風並悪く、直に御當地の乗入申儀難成、無是非同廿二日、大村領瀬戸と申所の碇をおろし申候、尤爲案内石火矢を打申候得者、早速警固船被差出、稠敷御守候而、挽船を以今日御當地の御送届被下候、船頭吳送觀并乘渡之船共、去年三十八番之船人に而御座候、然は去年御當地の罷渡申候咬啣吧船頭鄭孔典儀、積戻り被仰付候節、當年罷渡申等之信牌を、歸帆之砌御與へ被遊、咬啣吧に歸着仕候處、彼地に而信牌を荷主方に被取候由、於上海承知仕候、尤夫より鄭孔典は舟山に罷越申候、然は右之信牌所持不仕候に付、當年は御當地の罷渡り申間敷と奉存候、就夫私船は、當年鄭孔典來朝不仕候は、當年之船數に御入被遊、若又鄭

孔典當年罷渡申候は、明年之商賣に被仰付被下候様に、歸帆之節御願申上候處、其通に御赦免被成置候、依之此度罷渡申候、然處只今承申候得者、鄭孔典儀、信牌を咬啣吧に而荷主方に被取候儀者虚説に而、信牌を所持仕、先達罷渡申候由御座候、且又當年吳送觀儀、上海に歸着仕候而、早速廣東の飛脚を差越、當年御當地の赴申候阿蘭陀船之様子承合せ申候處、三艘七月之比、福建興作府之内涓州と申處之海上にて龍捲に逢、二艘は沈溺仕候歟、行方相知不申候、一艘は瀬方に而破船仕、乗組九十人餘之阿蘭陀人、漸水主計九人生残り申候を、其所より福州に被指越候處、浙閩之總督より被遊吟味候上に而、厦門に被差送、又々厦門より廣東に送り參、彼所に阿蘭陀船居申候に付、此船より咬啣吧に便を乞せ申等之由、委細之儀承届、當十月右の飛脚上海へ罷歸申候、次に大清之儀、諸省共に彌靜謐之段傳承申候、別而南京表其外之所々、當年は米穀豐熟致し、諸人悦申儀に御座候、右之趣の外、異説無御座候、右之通、唐人共申候に付、書付言上申候、以上、

前同 斷以上、崎
港商説

子十二月廿五日
○渡海并放流
寛永四丁卯年、細川少將忠利が咬嚼吧に渡せし商船、
伽羅香を購ひ歸る、同十六己卯年、南蠻船禁制の時、
肥前國平戸に在し阿蘭陀人及び諸厄利亞人の遺子を、
悉く咬嚼吧に放たる。

寛永四丁卯年、豊前小倉の小左衛門といふ者、細川
越中守の命を受けて、咬嚼吧國へ到て、伽羅香を購來
る、今世に白菊と號する是なり、長崎集○按するに、細川
忠利此頃には豊前國を領
す、寛永九年、肥
後國に移る。

寛永十六年己卯の事にや、紅毛國も蠻國に類せし
水土なれば、其種子日本の種子に混雜すへからず
とて、則平戸長崎に在し紅毛血脉のともから十一
人、咬嚼吧へ放流せらる、此時よりジャガタラへも
紅毛人住居ありて、平戸へ年毎に船遣はしぬ、こ
の故に紅毛の子孫みな咬嚼吧へ遠流なり、此十一
人も皆長崎より歸帆の紅毛船にのせて放ち遣はさ
る、これは蠻人の種子とは違ひ、紅毛船は日本へ停
止にもあらねば、年毎に來れる紅毛船、または唐船
も往來あるゆゑに、故郷の親き友たちなどへ文遣

はし、贈り物など品々ありし、其中に長崎いつれの
町の女人、父は紅毛人にて、母方のよしみあるか許
に養はれ居たるに、此年十四歳なるを、咬嚼吧へ流
されたり、此女後に其土人の妻となりてありける
か、此國には唐土の人も多く住居して、又年毎に
日本へ來る唐船もあれば、其便りに日本にて親し
くしたるたつといへる女の許へおこせし文あり、見
る人涙落さぬはなし、長崎夜話草○按するに、此書の末に、
昌永が採覽異言の増譯に、偽作なら
んと辨したれば、今これを略す。
先年日本より咬嚼吧に遣はされし人の中、長命に
て近年まで存生なるもの、日本の縁類朋友に、阿蘭
陀或は唐船より絶ず書狀音物等有之しなり、尤來
書返書ともに、公儀にて改めありて後に渡さる、華
夷通商考、
寛永十六己卯年、井上筑後守長崎より平戸に罷越、
紅毛諸厄利亞人の種子を、一人も不殘咬嚼吧に追
放さる、
寛永十七庚辰年、紅毛之種子四十人、咬嚼吧に被
遣、長崎覺書、長崎集○按するに、前年残りなく放たる事ありて、
また今年この事ありしも不審なれば、本文姑く今年之事を略
す。

萬老高島部

按するに、此島名異國渡海御朱印帳に摩陸と書せ
り、其文字金地院崇傳、林道春等と背議して書せし
よしなれば、正字といふにあらず、また採覽異言、
華夷通商考等には、皆馬路古に作り、明史、清一統
志には、美洛居とあり、同書に、明の萬曆中、伊西波
爾亞人、阿蘭人と互に其地を争ひしか、其地に流寓
せる唐人等、兩國に遊説し、各をして兵を罷しめ、
國中萬老高山を分界として、山北を阿蘭陀に屬し、
山南を伊西波爾亞に屬せるといふ、もしくは是よ
り山名に因て萬老高と改めしものもするへからず、よ
て今近代翻譯の西書に從て萬老高と記す、これ島
國にして、印度食刀百松東海の中にあり、巴旦に等
しき下國なり、氣候炎熱、春秋八時候あり、本邦よ
り海路一千五百里、四夷八道船行記には、
二千五百里とあり、土人種類一な
らず、就中本邦、漢土、亞刺比亞種多きに居る、現今
はすへて阿陀蘭の所領となれり、其近海暗礁洲沙
甚た多し、土地赤土、五穀及び冷水に乏しく、邦人
常に沙谷米をサンゴベイと訓す、また四國米とも書す、極に似
たる木にして、其の皮をとり製して、丸くしたる

もの、食とし、また夥しく夏菓を産するを以て、其
汁を搾りて飲料に充つ、屬島百餘あり、及勸稼地獨
兒蕃太等是なり、産物は丁子、胡椒、沙谷米の類な
るよし、採覽異言、華夷通商考、近代翻譯の西書等
に見えたり、

○渡海御朱印

元和二丙辰年九月九日、萬老高渡海の御朱印を肥前
國長崎の地役人高木作右衛門に賜はる、これよりのち、
御朱印賜はりし
事、及び渡來等の事
曾て所見なし。

摩陸國自注、是へは
始て被遣也。

一自日本到摩陸國舟也

右 元和二年丙辰九月九日

高木作右衛門に被下候由、長谷川左兵衛按するに、長
崎來行なり、
狀有、マロクとかなにて書來る、御城にて直談に、
道春など、文字談合して書也、功來、元和二年辰三
月八日、駿府にて書之、異國渡海御朱印帳、



大人國部

按するに、此國巴太温と號し、即長人國なり、また大人國ともいふ、南亞墨利加洲の極南にあり、本邦漢土と凡脚板相對するの地なるへし、魯語に、むかし夏禹群后を會稽山に致す時に、防風氏ひとり後れしかば、禹其罪を責てこれを誅戮せしに、其骨節長大にして、車に満りといふ、其方域事實考へかたけれども、これ大人國の種類ならんかど、喙蘭新譯地球圖説に載せたり、但し此國の事疑ひなきにあらざれども、海外の事、素より其虚實を窮めかたければ、聊記事あるに隨ひ姑く存す、

○渡海

昔濱田彌兵衛といふもの、弟新藏と兩人ともに、肥前國長崎御代官末次平藏の家人なごもに、海外諸州を歴覽して、大人國にいたれり、引書に、年代を記さ、れども、いまた海禁あらざりし時の事なれば、これ必元和或は寛永のはしめなるへし、長崎住人濱田彌兵衛といふもの、武藝の達者、細工の上手なりし、弟を濱田新藏といふ、壯年の比、共に蠻船に乗て、世界を周覽せし折節、日本の東南なる大人國に至りて見たる者なり、兩人共に臺灣に

て、武勇の働ありしに依て、按するに、これ寛永年中の事、御告節の條、諸國より高祿にて招かれしかども、志の事ありて仕官もせでありしか、其後兄の彌兵衛死して、弟新藏肥後へ五百石にて行しなり、長崎夜話草、

寛文の頃、陸奥國南部の漁人網して、一の人骨を得たり、其指骨尤長大、これ大人國より漂蕩せるものかといへり、

寛文の頃、奥の南部邊の漁人網して、一の人骨を得たり、其指骨を視るに一節長四寸といふ、大抵常人指の節間一寸に過す、是を以てこれを觀れば、其人の長まさに二丈四尺許なるへし、日本の東南巴太温を距る事凡萬千里といへども、其間洲島の隔つるなし、漂蕩してこゝに到るもあるへき事なるへし、喙蘭新譯地球圖説、

小人國部

按するに、此國の事其詳なるは得てしるへからず、

史記大宛傳の註に、括地志を引て、小人國は大秦國の南にあり、其人長纒三尺、耕稼の時、鶴に食はれん事を恐れ、大秦より助け衛る、即ち焦僥國の事にて、穴居なりとあり、又蘭人ブリニウス及ヒスタラホカ著書に、小人國は東方印度の深山の中にありと、またスタラホカ一説に、亞弗利加洲邊境の地に在り、其人長僅曲尺二尺二三寸、八歳をもて老となす、其婦人妊娠僅三月にして産す、一産必ず五子を生む、その時洞穴の中に隠れ居て、鶴を避く、又アリストテレスの説には、小人國は亞弗利加洲の泥祿河の近傍にありと、然れどもみな詳ならずといへり、今小人國と稱するもの凡三地あり、其一はサヒュデンなり、これ莫斯哥未亞魯西亞舊都の地なりの北邊海に傍ふの地にして、其地のワアイカットといへる海峡より、新增白臘の地に對す、其人形軀短小にして、乾魚及ひ蜜をもて食とす、今は莫斯哥未亞よりこれを治む、其二は新增白臘なり、其地北海の中にあり、其人また形軀短小にして、所居の室屋これに稱ふ、身に海獸の皮及ひ鳥羽を被り衣服となし、日月を神としてこれに祈禱す、其三はスタラアトダ

アヒスなり、これ臥兒狼德の西海の濱にして、亞墨利加洲のヤメスエイランドといへる大島にむかへる地なり、其人もまた形軀短小にして、皮をもて衣となす、容易に其男女を辨識すへからず、身軀其質白しといへども、魚脂を塗るかゆるに、恆には赤黒に見ゆと云々、これみな落穂雜談一言集に載る所なり、また華夷通商考に、小人國は歐羅巴ホトリヤ國北の海濱にあり、其人長僅二尺許、鬚眉曾てなく、男女を分ちかたし、土地鹿多し、人皆鹿に乗てゆくことあり、また談海に、寛文年中、北海漂流のものに、蝦夷人語りしは、蝦夷より小人國に至る海路百餘里、國中鶴甚た多し、其人形軀短小なるをもて、ひとり往來するときは、鶴にとられ、風に散さるゝにより、五人或は十人打連れ、手に手を取くみ往來せしといへるよし見ゆ、かつ寛永九年、長崎奉行竹中采女正重次より、小人島の鹿一疋獻上せし事、寛明日記に載せられたは、其國の在し事知るへきなり、

○渡來漂着

往年小人國の船はく、蝦夷地に渡來して、地方の

土塊を盗みとる、其後津輕の海岸にも來り上陸して、また土塊を取る、土人これを捕へたり、寛文元辛丑年、伊勢松坂の廻船、北海に漂流せし時、蝦夷人語りしは、小人島より度々蝦夷へ土を盗に參り申候、おとし候得者、其儘隠れ、船共に見え不申候、右の土を盗み候て、鍋にいたし候由承り申候、云々、談海集、

蝦夷の内にチイサコ島と申所在之候、所之ものに尋候へは、むかし此處へ小人島の者とも參候よし、土を取又は葦を人數百人計にて拔取歸り申候と申傳候、依之其所の名を小サ子島と申候、蝦夷記、小人國は東海中にありといふ、先年津輕の濱に來る者は、長二三尺ばかりの船に乗こみ、日本の土を取歸るを捕へて、候の一覽に備へ、又京の四條河原に於て見せ物に出したる事もあり、然れども其小人國に行たる人あるを聞ず、其船を漕よせ土をとること、鳥の飛か如く、甚捕へ難きものなりといふ、官中要録、

寶永五^カ◎二乙酉年七月、三河國田原^{瀨美郡に}の邊海に小船流れ來る、空船にして、其中にある所の具みな極め

て小なり、これ小人國の船なるへしといへり、寶永五^カ◎二乙酉年七月、三宅備前守領分三州田原海邊へ異船流來、

- 一 船長さ一丈二尺程、幅四尺、外朱塗、内黒塗、四分
 - 一金物眞鍮之銀打、人者無之、
 - 船之内に有之具
 - 一 差渡し二寸三分程之甲九つ、
 - 一 小斧一挺、
 - 一 一尺六寸程之長刀一振柄共、
 - 一 金入純子切、
 - 一 小き袋三つ四つ、右袋大さ米一合五勺程入、内に米有之、米は此地之米粒程有之、
 - 一 米一斗五升程入袋一つ、右袋上書に、弟子李中米と書付有、
 - 一 四寸廻り程之皿四枚
- 右何れより來りしとも不知、若小人島より流れ來るかど取沙汰也、承寬隱錄、

通航一覽卷之二百七十二終

通航一覽卷之二百七十三

魯西亞國部一

按するに、この國の名義、國界、風土、產物等の事は、古今西洋書等に詳なれば、今其大略を注す、國名往古は沙爾馬齊亞と稱し、千餘年前開國の祖王ロシス其名を以國名となし、土俗はロシランドまたレウシランドと稱す、みな魯西亞乃轉訛なるよし、魯西亞志に見えたり、又邊要分界圖考には、魯西亞と載せ、或は俄羅斯と載する書あり、今御代々御令條等の唱へに據る、開基より國漸々長大になり、國人を三部に分ち、各服色を異にして三州と呼ふ、其一部を、ローデロスランド、赤魯西亞、二をウイッテロスランド、白魯西亞、三をスワルトロスランド、黒魯西亞と稱す、この地魯西亞の本國にして、都府を莫斯科未亞と唱ふ、千二百年の比より、王城ありて歐羅巴洲第一の大城せしより、莫斯科未亞都となりしとぞ、但し、采覽異言、後我中萬國傳記事、大西要録に都名を國名とするは非なり、後我中御門院享保六年、彼千七百二十年、始めて帝號を稱

せしビイトル帝より赤白黒の三州を合せて、單に魯西亞と稱するよし、國の幅員は凡六百里なりしか、大韃靼の北邊及び雪際亞の地を併せ得てより、其地廣大になりて、東は大韃靼に接し、西は波羅泥亞、南は度爾格、北は雪際亞に接す、また亞細亞洲の北地を吞併せしより、支那百爾西亞に境を接へ、本邦蝦夷地東はウルツブ島、西はカラフトの地に隣りて、魯西亞國府より、道程一萬四千百里といふ、また唐山滿洲にても境界を接し、ワルツブはエトロフ島、シモシリ島なして、蝦夷滿洲魯西亞三國の境とするよし、歐羅巴、亞細亞洲の二大洲に互る、千七百二年分ちて五部となし、第一部はインケルマンランド、禮勿泥亞と稱す、或は、レウシランド、呼ぶ、も雪際亞、二は、西魯西亞、本國西方の、三は、東魯西亞、同しく東方、四は魯西亞、蠟彼亞、以上、歐羅巴、魯西亞韃靼、一名止白里亞、但しと稱し、五部に縣府十ニ所をおけること、翌千七百三年、ペテル帝インケルマンランドに都府を移して、王城を起立し、名つけてペテルスベルグと呼ふ、部中の首縣にして、魯西亞戸數八千戸、人口軍卒を合、此他吞併の地亞細亞洲に係るもの、歐羅巴よりも廣しといふ、風土產物は其地廣

大にして、氣候寒暖諸物一様ならず、西方波羅泥亞に接する地は豊饒にして、凡二十州の穀類三千餘品通國の糧に餘ると、北は甚寒國にして山林池澤多く諸獸夥しと、ウールス、レンチ、イルマ、デルス、白狐、玄狐、リスは、狐に似て斑文あり、ヘルメレーネンは、鹿の類なりといふ、又一の奇獸あり、名をロス、マカといふ、其性食を食する事甚し、終に飽満して舉動かなはさるに至るまきに、林中二木の間に身を挿み、其皮挾み、悉くこき出し、また食ふことばしめ、こきしこなん、其皮最美なるよし、木綿、蠶絲、織物、其外皮革の類、牛皮、醃肉、牛腊、麻苧、蜜、蠟等を産するよし、その他香併地に風土産物ことに同じからず、野鳥山獸數品にして皮革多きよし、國の教法は、厄力西亞カリア、巴羅バロに係の教へを奉し、千五百七年より、本邦永正四年其國の教化主を、謨斯哥未亞モスゴマヤに迎へて普く教へをしけるとそ、習業は數學書法を專にす、ペテル帝の時歐羅巴洲の諸國より有名の學士を招き、謨斯哥未亞に學校を營み、國人を教導せしめ、かつ魯國の言語をならはしめ、またペテルスベルグ新都市の地に學校を建、諸國の典籍有益の書はみな國語に譯さしめ、また學者を招きて百藝究理の書を編しむ、すへて星學、史書學、窮理學、度數學の四科に心力

を盡せるよし、兩學校の費用多分なりとそ、兵制は帝王隨身の兵常に三十萬にして、ペテルスベルグに教場を設け、軍帥を選みて操練せしむ、またペテル帝軍船七十二艘作りて水軍に備ふ、卒一萬八千人、銃二千五百挺を一隊となし、是を五等に分てるよし、また女帝カタリナの時、同じく百四十艘を造り軍士三萬人をのす、是より年曆を追て戰艦數艘を造り添たりとそ、風俗は入爾馬泥亞モルダヴィア佛良察の服制にならひ、最華美なるよし、常人は氈布を用ふ、いにしへ婦人の服甚おかしげなりしを、女帝エリザベトの時、國風を改め新政をしき、風俗美良に移りしとなん、婦人白粉を用ひす、面色赤きを以て美也とす、人物は長大なり、其性和順にして勇壯の事に臨みて動せず、都て其事を遂ざればやます、常に閑居事なきを好まざるよし、飲食は蕪菁菜、麥、葱、胡瓜、魚鱈の類を食し、燒酎を用ふ、言語はスラボニヤの語より轉し、厄力西亞語も交れりとそ、交易は最盛なる由、貨物を他邦に送るに、其國の風土を考へ品類を選むを要となし、過分の利を得ること、互市の國は諸厄利亞を第一となし、支那の交易又夥

しく、防寇軍を以貨物を送るよし、その他通する國多かりし旨、采覽異言及び魯西亞志、魯西亞本記、魯西亞紀聞、萬國傳信紀事、大西要錄等に見えたり、

○渡來并通商願

按するに、いにしへ本邦に渡來せず、元文四年はしめて安房國、陸奥國の海濱に著岸す、但し我奥蝦夷に來り、カムサツカの地等を併吞せしは、元祿年間よりの事なるよし、蠻書および老夷の口牌に聞えしむね、邊要分界圖考に記す、

元文四己未年五月廿五日、安房國天津村長狹郡の海岸に異船渡來して、土人市右衛門に銀錢一を投ず、同月廿八日また陸奥國谷河濱牡鹿郡に渡來し、百姓平三郎に同じく一を與ふよし、雙方より届あるによりて、海防の事等仰出さるゝ旨あり、また彼錢を長崎に廻され、蘭人に尋ねらるゝに、魯西亞錢なるよし、外に紙札一葉は、彼の國かるたの札なるよしを申あぐ、元文四己未年自注、值彼一千七百三十九年五月鳥船一隻陸奥州東海、徑向安房州海、天津村市右衛門、谷河濱平三郎相値鳥船、各得銀錢一枚鈔、於是朝廷命長崎譯官、以

銀錢鈔、查問甲必丹、譯官乃翻譯以獻、是年詔沿海之地嚴海防、親按するに、俗名を松本時藏と、按倭羅斯船之到我邦邊、實以是年為鼻祖、今又采錄閣老諭單甲必丹口供及魯西亞本紀所載、而附記于左、

閣老松平左近將監按するに、諭示

御勘定奉行の
當五月下旬より奥州邊房州筋海上に異國船相見申候由、陸へあかり候は、おさへ置注進可有之旨、可申渡置候、捕候刻逃去候は、其分にいたし、一兩人留置候而も不苦候間、可致其趣候、
右之趣、濱方有之御代官并御預所へも可被申渡候、
未六月
同年七月十七日、老中松平右近將監乘邑より、御勘定奉行神尾若狹守へ所諭、
御勘定奉行の

房州府入市右衛門所に異國人差置候銀、重而見合のため留置候に付、其段申聞、右市右衛門に鳥目一貫文とらせ可被申候、
一松平陸奥守領分、奥州牡鹿郡谷河濱百姓太左衛門弟平三郎へも異國人遣候銀一文、爲見合留置候、

就夫房州府入市右衛門へも右同趣にて、鳥目一貫文取らせ候に付、右平三郎にも鳥目一貫文とらせ候様可被致候、此趣陸奥守家來に御勘定奉行より申聞、鳥目相渡遺候様可被致候、
同月十六日、同人所諭

銀に添置候書付

元文四年五月廿五日、原新六郎御代官所房州天津村浦方府入市右衛門所に、異國人差置候銀一、同月廿八日、松平陸奥守領分牡鹿郡谷河濱百姓太左衛門弟平三郎貫候銀一、重而爲見合御勘定所預け置候事、

一右に付、長崎に右銀遣し、阿蘭陀人の尋候趣、書付寫一通相添置候事、

未七月

阿蘭陀人の相尋候趣書付、

覺

一銀二つ、紙札一枚、
右之品御尋被遊候に付、兩かびたん其外阿蘭陀人共に見せ相尋候處、此銀二つ共むすこうびや國之文字に相見え候に付、彼國に用ひ候銀と奉存候、

一右銀之模様阿蘭陀文字に候哉、又は此銀吹出し候國所之名に而も有之哉と之儀相尋候處、模様と見え候は、むすこうびや國之文字に而御座候、然共曾てよめ不申候、

一右銀一つは、分量何程之積に取扱候哉之儀尋候處、阿蘭陀國に而取扱不申候品故、何々と申譯會而不奉存候、

一右紙札は、是又銀之代り、通用候哉之儀相尋候處、是は博奕のかるたにて御座候、異國大概右之模様之かるた用ひ候得は、定而むすこうびや國に而拵候かるたに而可有御座哉と奉存候、總而かるた之儀は其國々に而拵申候、尤細工により大小御座候、右之通、兩かびたん并其外阿蘭陀人共申上候に付、和解差上申候、以上、

未六月

大小通事名判北海島船記、如官日簿抄、

元文四年未五月廿八日、伊豆國賀茂郡下田町沖を通り候唐船、同所に罷在候一色宮内與力、并下田浦役人名主年寄等船にて追駈、間一町程にて見届、船繪圖如左、按ずるに、繪圖今所見なし、右船中に異國人三十人程相見え候由、船足早く追付かたく候之由、同六月朔日

御勘定所申上候、事船長さ十三四間程、横不知、船黒かき色、帆四つ、
房州長狹郡天津村之府入と申所の參候異國人八人の圖、人の形尋常紅毛人に類す、横談海、
魯西亞國の事、我國において初めて聞えしは、元文四年己未、房州奥州の瀬海へ、ムスコウビヤの蠻船往來し、土民へ銀錢等を與へしを以て初とすへきか、自注、蠻人の名スバンヘルゲダムストロム、この時大船に乗て諸國を廻りしよし、詳に下に見ゆ、此事蠻書の説と相合す、又長崎へムスコウビヤの皮傳來せしはいつの頃か、いま考へず、蓋し、是より前丁巳の年其邦において、始て日本、支那交通の事の會議せしよし、其國史に見えたれば、中一年を隔て、直に日本海へ來船せしに疑なかるへし、邊要分界圖考、
元文二丁巳年按ずるに、被千七百三十七年なり、諸臣合議して謂、今主の廣徳に頼て近隣悉歸服して、縦横に達通せざる處なし、實に宇内の太平の基を開くといふへし、因て尙くはアルカンゲルより海船を發し、北亞墨利加の地方より、日本及支那に至るまで遠く巡察して、諸外國の方物を交易し、以て萬民をして太平の化を被らしめんことを念ふに、今此時に方れりと、乃主これを可なりとして、遂に海船の正司ヘルヒク、

副司スバツレベルグに自注、この人和蘭のカピタンより出る人なり、命して大船を發せしむ、是より初都下の大商國主の許容を蒙りて、脱カアルカンゲル商船を發して既に東方に至る者なり、彼日本の近邊に在て其友人なる海船司へ贈りたる告文あり、即茲に附す、
云一日大縫靴自注、即北緯の東濱より出帆して、東砂葛の南に在るクリルといふ島に到る、此に魯西亞の成館あり、吾船中人の少事あるに因て、彼館に請ふて其土人若干を借て其より南に行く、海中小島多し、日本に屬したるもあるよしなり、船を巡らし一島に近づいて碇を下し、茲に上んとす、島人種種の器械を以てこれを妨く、是において吾クリルの人を以て、此處に來るの仔細を通せしむ、島人其證を見む事を求む、乃吾これを明に示す、彼仍其事を審にして後却て初の卒爾なるを謝したり、吾更に行船の備を設て茲を去り、又別の一島に至る、其島人甚好意ありて、吾徒を島に上らしむ、此日大縫靴を發てより十六日に當れり、此島沃土にして諸果木美なる事他に異なり、吾彼果實及び其餘の産物をも多採て、船中に收め置たり、

右は、日記中より拔萃する所にして、即吾目撃したる實跡、且其產物を持歸りて以究理學の一端に供へんとす、此餘交易の一事はこれを略す、尙此地より日本支那に至て、將に吾魯西亞交易の事を圖んとするのみ、

此記事魯西亞の大商の輩、須く心を用てこれを讀むへし、即今船司スバツレベルグ等、日本支那へ通路の海洋審にして、遠東諸外國の商船、魯西亞のモスクワ、ベテルスホルグ、アルカンゲルの三都會に聚り來ん事を欲す、先主既に數百萬の財を散て、四方の民悉聚り、乃亞細亞北地の東邊に至るまで、皆吾城壘を建置するに及へり、いはんや此通商の事に於ては、立どころにこれを得へきか如し、然りとはいへども、但宣時の至るを期すへし、按ずるに此者の語なり、然るにヘルセツ、スバツレベルグの海船此後如何といふ事、篇中に記す所なし、東砂葛の記に實保寶曆中來るものあり、皆北邊を巡見せしのみにて南方へ來る事を記すもの、いまたこれを見ず、○魯西亞本記

安永七戊戌年六月九日、魯西亞船、蝦夷地ノツカマブに渡來し、松前氏の藩吏に會して、書簡及び方物を呈し通商を請ふ、藩吏主に訴ふへきよしを論し、明年を期して歸帆さしむ、同八己亥年四月、同氏より吏をノ

ツカマブに遣し、本邦交易の事は肥前國長崎の港に限り、他の海岸は嚴禁なるむねを諭し、呈書および方物を返し與ふ、

安永七戊戌年自注、直後一千七百七十八年六月九日、倭羅斯船二隻、以夷舟爲向導到訥加麻普、船咸進口、齊鳴砲聲轟々、此時夷人心驚膽戰、如坐針氈、自念不穩、倭羅斯從船上見之、俾厄杜羅普夷、先登岸慰諭云、此番赤人來此、以有願於日本官吏也、備們必放心、於是夷心初安、倭羅斯尋下陸、乃架屋于口岸、先入而休息、藩吏新田大八、工藤八百右衛門、通時林右衛門時在焉、倭羅斯以什僕失力夷、謂云、頃年聞日本官吏移駐夷地、因今不憚風浪難險、遠來相見、大八等乃引倭羅斯人至其廡、既及夜秉燭相見、時出彼官府遣松前書并方物、請恩准貿易、大八等不允、乃諭云、外夷之貿易不經奏請必不可、而今俟命下、無及矣、于是期於明年、相會厄杜羅普令遣回、六月十二日倭羅斯揚帆去、

安永八己亥年、自注、直後一千七百七十九年四月松前命淺利幸兵衛、工藤清右衛門、松井茂兵衛、柴田勘兵衛、古屋文六及通事二人、往厄杜羅普、此役以上年之約也、廿九

日、幸兵衛由松前放洋、泊佐井港不得好風三月餘、至八月四日始得好風、其七日入葛結什港、候風又五六日、夷時來報云、赤人以貴官後期、稍入來已在七姑失可伊、初倭羅斯人在厄杜羅普、候藩吏來過期不至、渡海入訥加麻普港、待之復久、彼皆謂阻滯累期、歸路向秋時、則海洋甚難、遂入進、幸兵衛等聞夷報、星夜往七姑失可伊、乃諭倭羅斯人云、外夷貿易、除長崎外國法嚴禁之、爾後勿有來、絕無聽從、遠遯梯航徒勞耳、於是上年來書并方物悉令帶回、且給與米酒煙等物、

天明中官吏查詢赤人來北界之事于通事、其口供附記于茲、

飛騨屋久兵衛請賣場所クナ
シロ島通調松前枝々崎町
林 右 衛 門

一先年赤人渡來之儀御尋に御座候、此段私申上候、飛騨屋請賣場所下蝦夷地ノツカマブに、上乘役人新田大八殿、并船中目付工藤八百右衛門殿、爲通詞私一同罷出候處、運上屋支配人兵吉死去、番人之内庄三郎其外三人罷在候、然處安永七戊戌年六月九日夕、蝦夷地船體に而二艘異國人乗組、外に水先として、エトロフ島之蝦夷船一艘渡來仕、

濱近所に至り、數挺之鐵砲打放申候、蝦夷人共何事共不知、殊之外に驚駭動仕候、無程案内として同船仕來候エトロフ島之蝦夷人、上陸いたし蝦夷人共へ申聞候は、全開争之筋に無御座、赤人共日本人に對面仕度由申に付同船仕候間、皆々安堵可仕段申聞候、運上屋よりも蝦夷人共神妙に仕候様、精々申聞、漸しつまり申候、夫より赤人共上陸仕濱端の小屋を掛、夫より赤人之通詞に而、シモシリ島住居の蝦夷人を以申來候は、蝦夷地に日本人詰合候由兼而承知仕候に付、對面被下候様相願申候、依之其段上乘役人大八殿に相達候、然處彼此手間取候内夜に入候間、異國人に對面候儀、夜分は如何敷候に付、明朝對面致すへき趣相答候得は、再應相願候儀は、日本人此所に詰合候由承知仕り、遠海罷越、不案内なる番所に着仕候得は、夜分なりとも對面不仕候内は、安心不仕候間、是非々々對面被下候様、強而申聞候に付、運上屋に招呼、大八殿對面仕、即刻又假小屋引取申候、其夜鐵砲用意仕赤人とも四五人、右假成儀不致様嚴しく申付、猶又赤人方にも安心いた

相休候様申通候得は、右番人引取申候、翌朝シモ
 シリ蝦夷を以又々赤人申聞候は、日本之產物交易
 仕度候に付、少々仕入荷物御座候間、望之通御承引
 被下候様申來候、此段大八殿申達候處、異國人交
 易之儀、一分に而挨拶不相成、松前罷歸主人申
 聞候上、否之挨拶可仕候間、當年は此より罷歸、明年
 夏に至り、エトロフ島に而此方より否之返答可被
 遣候、依之此節は早々立退候様申渡候處、同十二日
 ノツカマフ出立にて歸船仕候、尤赤人ども松前領
 主の音物書翰等差出候處、則大八殿請取松前に被
 持歸、右音物何品と申儀一向存不申候、

一翌安永八亥年夏に至り、去る戌年挨拶可致積り
 に而赤人も渡來可仕筈候間、爲返答松前より上乘
 兼帶赤人應對之爲罷越候、役人中其年風順無御座
 甚延着仕候に付、エトロフ島に而相待候處、何之沙
 汰も無之默止兼候間、クナヅリ島に相渡待受候處
 何之沙汰も無之、依之ノツカマフに相渡相待候處、
 何之沙汰も無之、待兼候而段々進み、アツケン場所
 内、チクシコイ迄渡來いたし待受候處、其節淺利幸
 兵衛殿、松井茂兵衛殿、工藤清右衛門殿并目付柴田

勘兵衛、古屋文六、通詞三右衛門并私一同、四月廿九
 日松前出帆南部佐井港入津仕、順風無之度々乘
 戻り、八月四日まで佐井港滞船仕、即日出帆いたし、
 同七日、アツケンに着岸仕候處、赤人ども相待兼、段
 段押詰來候由申之候に付、右チクシコイに掛役人
 中私共不殘參り候處、赤人共久々相待候之由申之、
 前年之通交易相願候に付、不殘列座候而赤人の對
 面申渡す、異國交易之場所は長崎港一ヶ所限り、其
 外は國法に而禁制之儀に付、何程候而も出來不申
 儀候間、已來渡來可爲無用旨申渡、前年相送り候音
 物并書翰其儘に而差送り、且長々船中之儀に付、歸
 帆用意爲飯料米十五俵并酒、煙草、煙筒等少々差
 遣候處、爲返禮上乘三人の砂糖三包、目付二人の二
 包、私共迄差出候に付、相斷差返候所、是非受納いた
 し吳候様達而申聞候に付、少々之儀に付船中爲給
 料受納仕候、赤人共右場所早速引取歸帆仕候、
 一前年相渡候赤人共凡三十人程、其外シモシリ島
 之蝦夷人之通詞參候所、私應對仕候に明白に相分
 申候、翌年アツケン迄渡來之節も、右人數位に御座
 候得共、其内前年對面之節と相替り候赤人來候、是

はラッコ島は大勢渡海仕、此所より交代仕候而
 罷越候儀と奉存候、其内頭立候赤人、シモシリ島之
 女蝦夷を妾に致し、同船仕候、甚多淫に而不限晝
 夜、且下人之赤人は、少し之逗留中も蝦夷之婦に對
 し亂淫仕候、其上平常鐵砲取扱中候、右何れも蝦夷
 人共殊之外忌申候ものに御座候得は、赤人渡來之
 儀甚敷嫌候體に御座候、

一天明三寅年、赤人船一艘難船に而、ウルツツ島に
 漂着致し候由、翌卯年及承候、船中諸道具等も少々
 有之候得共、乗組之赤人は無之、死骸一つ有之、右之
 品を、エトロフ島より獵業に罷越候蝦夷人共取隠
 持越、蝦夷同士交易仕候間承申候、右兩年共私通詞
 仕候に付存候通有體申上候、其外は異國人蝦夷地
 の渡來仕候儀無御座候、稀に漂着は御座候得共、皆
 日本船計に御座候、

一十二三年前之比、ラッコ島にて赤人より蝦夷共
 爭論之初發は、蝦夷ども寶と唱候太刀之類、古木之
 穴に隠し置候を、赤人共右古木を薪船修履に相用
 ひ候哉、伐り取候處、右寶物見出し候に付、奪取隠し
 置候、依之蝦夷共右寶物返し吳候様申候得は、承引

致候に付、蝦夷之習にて非分なる儀有之候節は、ツ
 グナイ迎過料可出由申掛候ものに候へは、其心得
 に而種々非分申掛候處、雙方及爭論兩三年も取合、
 雙方横死之ものも有之、其後和熟之儀は如何取扱
 候哉、譯合存不申候、右は此度御尋に付申上候得
 共、實に胸覺に御座候得は、年號月日等之儀若間
 違等も御座候は、御免被下度候、餘は相違不申上
 候、

天明五巳年六月廿五日

場所通詞 林右衛門印
 右之通、私共一同罷出申上候通、相違無御座候、以
 上、

飛騨屋久兵衛場所支配人 左 兵衛 衛印

近來赤人といふ者自注、赤人の號謂れなし只蝦夷カフウレン
 人を紅毛と云る、蝦夷地に來りて、竊に交易をなすと聞
 によりて、爲糺其實否、年毎に彼地に通する商人船
 子の類に問之に、明らかに不言、再び責て問之に、又

松前通詞 工藤長右衛門 印北海島
 船記

蝦夷に尋及し、松前の家士の語るを聞に、安永七戊戌年夏、新井田大八キイタツブ行成する時、自注、商人を志摩守家臣を遣す事あり、商船に乗て往返する。故これを上乗といふ、則大八も其上乗なり。赤人始めて來會して交易の事を請ふ、自注、此時赤人の大船ハッルツブに乗て凡三十人許、島に留置、キイタツブへは小船三隻も乗りし。大八對て曰、吾可告主君、汝等も去て又明年可來、赤人諾して暫く退き、書簡土産の品を携へ來て、領主へ贈る、大八受之、彌明年の再會を約し、即大八も同秋歸邑して告之に、志摩守不許、明年己亥夏家士二三輩をして書簡土産の品不受由を伸へ、再ひ夷地へ莫渡來送歸、赤人有文字、我不能讀、我文字又赤人に不通、赤人の通辭たるもの、自注、名は、少通和語、自注、ビロドロ、和語に通ずる、昔ふ者十六人を帥ひ、一船に乗彼國へ漂着し、今に存命の者、佐井の勝左衛門、奥村利八郎、大間村長松、宮古浦長作、伊兵衛以上五人なり、勝左衛門、ムスクバの城主に仕へ、ビロドロ、妹を利八郎に妻す、外三人も城主より扶持し置る、此人に依て和語を習たりと、新井田大八等に語るよし、因茲南部の人に聞に、徳兵衛延享元年甲子年南部佐井港を出帆し、其後ふた、ひ歸國せざるよし云々、其餘は行路の島の蝦夷を連來て言を傳ふるに、國號はヲロシイヤ、國の府はムスクバ、其邦はヲホツコイといふ、蝦夷拾遺。

年丁卯、ハンペンコロウなるもの夷地より、東海を廻り、四國阿波へ船繋りして、琉球大島に至り、書を長崎在留の紅毛加比丹に送りて、松前及カムサスカ要害の事を告げ、安永七年戊戌、シンサバクンなる者、夷地アツケシに渡來し、松前夷人と應對して、交易通商の事を謀るに至る、邊要分界圖考、天明六丙午年四月、魯西亞船、松前領島小卷村の沖に船かゝりす、時に夷人獵船に乗し、彼船近くゆくに、魯西亞人餅酒を夷人に投し、後西蝦夷地ソウヤの方より西をさして出帆す、天明六年、倭羅斯船一隻、過松前津輕内洋、西去轉往江良町浦、寄泊一宵而行漁戶遭之於島小卷洋、倭羅斯人手招之、漁戶恐殊俗異狀、推柁而欲逃、彼即掛酒壘及麥餅於竿末、從船舷垂下以與、漁戶持此、具報其理正、是里正持其酒餅至松前訴之、蝦夷雙紙此云、天明六丙午年四月、赤人の船東海より乘廻り、松前と南部津輕の瀬戸を西海に走せ出て、松前より三里ほど西北江良町村の沖に船繋りす、帆柱大なるもの三本、帆數多く吹流し等粧ひ飾り、且本船には

あらずと、されども敢て奇怪の様にも思はず、唐船番もなき國なれば、誰ありて訴ふものも無之ありける、頓而此處を出帆して西北に乗り、島小卷村の沖に船繋りす、時に蝦夷人獵船に乗し、彼船近く漕ゆけは、彼船人出て招きける故、蝦夷人何心なく近づきて能見れば、人物異なる故、敢て近寄らず、言語通せされは、赤人はた、頓に招くはかりなり、蝦夷人はいや／＼のかぶりをふり、返らむとすれば、麥の粉の如き物にて煉たる餅と、フランソに酒をいれ、竿の先に掛け、蝦夷船へ落し入れあたへたりといふ、此時蝦夷國界の有司佐藤玄六郎は松前に逗留したるゆゑ、從者を遣し様子相糺しけるが、又此所出帆して夫より西蝦夷地ソウヤの運上屋にてか、この船見かけたるに、西をさして涉り行ける、其後行方しれすといへり、予は其餅を干したるを見るに、麥計りにては無之、種々穀粉練りませ、魚油を以て煮煎せしものか、油氣ありけり、北海島船記、同年五月、松前氏の藩吏、クナジリ、エトロフ、ウルツブの三島を過るに、魯西亞人三人エトロフに來居して交易の事を願ふ、彼吏主に告げ官府に達せむよし

を答ふ、天明六丙午夏五月、我輩按するに、我輩とあるは蝦夷クナジリ島及エトロフ島を経て、ウルツブ島に至ること、エトロフ島に赤人三人來居す、呼之問諸事、文字言語共に不通、我輩及赤人も僅に通蝦夷言語、故に據之問答すといへ共、闕く事多くして通る事少し、且赤人隔心して詳に不語、故に我僕一人親馴赤人、同飲食起臥、而略探彼國風及此地來之所由、兼聞日本米穀富饒にして、紙綿木材類美、彼國に所有の産物ゴロクレン、羅紗、麻布、天鷲絨、臘虎、白熊及唐産の絹布類と交易して、米穀綿をヲホツコイ、カムサツカに渡し、紙と木材等は本國へ送らん事を願ふ、もし日本許容焉、奏彼國王許事、希觀日本地理、於斯僕語曰、我國米穀絹布綿紙木材美にして富饒也、皮革毛織之類或は唐産の諸品共、從長崎到而盈國中不乏、何望他邦交易乎、雖然今汝か所語、告吾主而奏官府也、蝦夷拾遺、寛政二年、百九十年、東察加府使者實書到麻甘耳島、在島耳滿、付夷達厄杜羅普島倭羅斯人、北海島船記、

寛政元己酉年、魯西亞船蝦夷地カラフト島に來り、シ
ラヌシに滯船し、夷人の近づくを招きて、物一は刀、一
りを投す、

寛政元年、值彼一千七百八十九年、倭羅斯船一艘到加刺佛脫海、

下碇失刺扭什口、土夷駕舟往視之、彼船上見夷來、舉
手以招夷、疑船隻人物異常、心畏懼、倭羅斯人察其狀
甚憐愛、時尺量奴夷身長、截其頭髮、與一小刀、又
與一夷名、伊魯、按、阿陀蘭、夷恐其奇狀而不受、倭

羅斯人執其器、以指推關振、火忽出云、北海島船記、

同三辛亥年四月、御普請役最上德内、和田兵太夫命に

よりて、蝦夷地諸島を巡視し、年曆諸事覺書に、自餘御徒目
付御小人目付等も、今年ウの
地に赴きしよしを記す、さては此兩役を指揮する當時の御勘定奉行
根岸肥前守、久保田佐渡守等、御目付平賀式部少輔、坂部十郎左衛門
等の内、必御用を奉はりし、こ著、坂部十郎左衛門
し、されさし、いまその證を得ず、同年五月四日、エトロフ島
に到るに、魯西亞人の土室あり、七年來二人こゝに住
するよし夷人訴ふ、此他猶ウの國人の居所有て、必傍に十字柱
た徳内、兵太夫は寛政四年も、ウの地北邊を巡
見し、時々魯西亞人に逢しむれ同書に見えたり、

寛政三辛亥年自注、直彼一千七百九十一年、正月、朝廷命御書院番頭
松平信濃守、御勘定奉行石川左近將監、御目付羽太

左衛門、御使番大河内善兵衛、御勘定吟味役三橋
藤右衛門、蝦夷地御用を奉りしは寛政十年十二月、左近將監は
同四年十一月猶御目付にて六右衛門といひ、命によりて將監を
改し、庄左衛門は同八年、善兵衛、藤右衛門は同十年の事なり、巡
察北邊界、招諭野佐夷、二月野佐東海諸島屬縣官所
轄、四月御普請役最上德内、和田兵太夫巡視野佐東
海島、五月四日到厄杜羅普、次撤爾佐木灣、倭羅斯
人士室有之、時夷報云、赤人二名留此已七年矣、上年
彼官府致書令回、仍本月二日携會兒俚失必入歸、德
内、兵太夫即揀夷中習舟者追之、至烏兒蒲卒不及、
於是德内、兵太夫渡海抵烏兒蒲、直搜彼巢穴、繞出空
尼那烏港、此爲渠往來、必申之汛岸上土室又有之、其
側建十字柱、夷說赤人每旦向之禮拜尤虔、按するに、十
二、に略す、右十字柱、倭羅斯人所舍處皆豎立、其
豎立必在彼王都方位、彼每禮唱祝文云、同年倭羅
斯人三名駕小舟、到加刺佛脫島通乃、松前藩吏詰其
來、即云、三年前往山丹爲貿易、今年從滿江、自注、即
乘舟歷加刺佛脫、庫納什里、厄杜羅普諸島、欲還本土、
從早路而當還、由通乃振槳而行、北海島船記、
寛政四年八月、去亥年春より以今おくぞ吟味之

儀有之哉、御目付方、御徒目付、御小人目付一兩度
當秋迄出立仕候、年曆諸事覺書、

通航一覽卷之二百七十四

魯西亞國部二

○渡來并通商願

寛政四壬子年九月三日、北海島船記には十月とす、今御徒
方萬年記、山本氏筆記に據る、魯
西亞船蝦夷地ネモロに、伊勢國の漂人を護送し來り、
且通商を願ふ、よて其旨松前志摩守道廣より江戸に
啓す、此事安永天明年間松前氏まで願ひし事は、前册
に詳なれども、公に聞文しは今度はしめたり、よて同年十
一月二日、御目付石川六右衛門、村上大學を召され、蝦
夷地の御用を命せらる、時に六右衛門御内意により
て名を將監と改む、同月十一日、御暇の時黃金時服羽
織を賜ひ、御徒目付にも判金を賜ふ、同月廿五日、文
恭院殿更に二人をめされ、彼表の御用御直に仰含め
らる、同年十二月、異人と應對の時は宣諭使と唱ふへ
き旨命せられ、六位の衣冠及び太刀を賜ふ、

寛政四壬子年自注、直彼一千七百九十二年、十月、倭羅斯聘使阿旦
刺姑思曼、刷還伊勢州白子村船戶幸太夫、磯吉、小市
三名、在彼邦屋和子加港、放洋到泊東部業摸洛口、
若狹守具狀啓江戸、北海島船記、

通航一覽卷之二百七十三終

寛政四年十一月三日

御目付

石川 六右衛門

西丸御目付

村 上 大 學

右は、松前表に爲御用被遣候間可致用意、於御右筆部屋縁類、若年寄衆御出座、堀田攝津守殿按ずるに、被仰渡之、

同年同月十一日

金拾兩宛

御徒目付

後藤 重次郎

村田 兵左衛門

松田 十右衛門

西丸御徒目付 岩 瀬 直右衛門

右、松前被遣候に付被下旨、於檜之間堀田攝津守殿被仰渡之、柳營日次記、

寛政四年九月三日、魯西亞船、蝦夷の地ネモロといふ所に着船し、通商を請ふ、是我國に来るはじめなり、依之同年十一月、御目付石川將監忠房、村上大學義禮兩人を松前に被遣、山本氏筆記、御徒方萬年記、但し御徒方萬年記には大學を西丸御目付と載す、魯西亞聘使の來りしことは、寛政四年、其女帝エイカテリナアンセウナより聘使、アダムチヲロウイ

チラクスマンをして、我漂民を送て松前に來船す、
邊要分界圖考、

寛政四壬子年十一月二日、御目付石川六右衛門忠房、此度松前表御用に付、彼地に被差遣候間可致用意旨、西丸御目付村上大學一同、於御右筆部屋縁類若年寄衆出座、堀田攝津守申渡候、別段御書付を以、此度蝦夷地の、ヲロシヤ國より伊勢國漂流人を送り來候に付、右爲御用被差遣旨被仰渡候、同月四日今度異國人に應對仕候節、名面雜人に混不可然候に付、將監と改名仕候様被思召候旨、松平越中守迄御内慮之趣に付、御同人より御請被申上候は、冥加至極難有奉存候、將監儀永々記録にも相殘家名に可仕儀、難有奉存候段被仰上候由、御同人於新部屋被仰渡候、即日將監と改名仕候、同月十一日、松前表に御蒙上意、賜金十枚、時服二、羽織拜領、本多彈正大弼按ずるに、老中本多忠勝、傳之、別段以御書付御合力米五百石御扶持、其外被下候、別段金二百兩拜借、同月廿二日、松前表并蝦夷地御要害取締之儀、松前若狭守より申談候様被渡之間、右之旨相心得可申旨、於新部屋越中守傳之、同日津輕南部領之内、

松前渡海之往返之砌、地理要害略と途見分、歸府之上可申上旨、同所に而御同人被仰渡候、同月廿三日、

此度之御用寒氣之節、北地に旅行、御案し思召候に付、多紀廣壽院被仰付、寒防之振藥益損來蘇散、水毒解散、碎毒丸百貼一袋宛、村上大學一同被下置候之旨、於新部屋加納遠江守申渡候、同月廿五日、御座之間に被召出、松前表御用向御直に被仰合候、同年十二月十八日、此度異國人應對之節、六位之衣冠可仕旨被仰渡、花田袍并白銀作則光之太刀一振被下置候、且此度之御用、異國人には宣諭使と相唱可申旨、松平越中守以書付傳之、石川家請、

寛政五癸丑年三月二日、石川將監、村上大學以下松前に參著し、去冬ネモロに渡來せし魯西亞人を、松前氏の濱屋敷に召よせ、同年六月廿一日、嚮に同氏に贈りし呈書に書付を添て返し與へ、畢て正使アダム、副使ロシレイ、通辭エヨル等を應對所にめし出し、大長刀三振、米百俵を賜ひ、且御國法書の旨趣具に論し畢、同月廿四日、御國法承伏のよし書付を呈す、よて漂人を請取、又願によりて信牌を賜ふ、同月晦日、松前を退き頓て箱館を出帆せり、但し穀類鹿肉等を船中に賜

ふ、

寛政五癸丑年白注、值彼一千七百九十三年、春、御勘定奉行石川左近將監名を將監と改む、御勘定奉行に轉せしは後年の事なり、御目付村上大學及御徒目付、御小人目付、向松前進發、是役奉聖旨應接倭羅斯聘使、五月七日、倭羅斯船自業摸魯開放向松前海、内海倭船二艘爲嚮導、倭羅斯船時在野杜莫海、與倭船相後方闊三十餘日、至六月八日入箱館港、聘使三十八人下船、廿日到松前、此時石川左近將監、村上大學及御徒目付、御小人目付在下國豊前宅、盛威儀迎聘使、南部白注、五、輕津、三百人、兩藩鎮亦盡穿上下衣、擺列宅外、聘使時捧國書并方物、願請修隣誼爲貿易、石川、村上二公、曉諭聖旨給賜信牌、因領受送來伊勢州漂民二人、實本年六月廿六日之事也、七月賜聘使大長刀并米五十苞、回國、

朝廷給賜聘使信牌云、
おろしや國の船一艘、長崎に至るためのしるしの事
爾等に諭す旨を承諾し、長崎にいたらんとす、抑切支丹の教は我國の大禁なり、其像および器物書冊

等をも持渡る事なかれ、必害せらるゝ事あらん、此旨よく恪遵して長崎に至り、此子細を告訴すへし、猶研究して上陸をゆるすへきなり、夫か爲に此一張を與ふる事しかり、

石川將監書判

村上大学同

此度政府之指揮を奉してたまふ

寛政五年丑六月廿七日

あだむらつくすまん
あしれいろくちう

此時聘使別獻松前若狹守、羅紗二疋、兜羅綿三疋、伯兒西亞皮三張、玻璃鏡一面、玻璃壺十一個、若狹守受之、因與米一百苞大小豆若干云、北海島船記、寛政五年六月廿一日、異國人に被諭御國法書兼て通信なき異國の船、日本の地に來る時は或は召捕又は海上にて打拂ふ事、いにしへより國法にして、今も其掟にたかふことなし、假令我國より漂流したる人を送り來るといふども、長崎の外の湊にしては上陸のことをゆるさず、又異國の船漂流し來るは、兼てより通信ある國のものにても、長崎

の湊より、紅毛船をして其本國にをくりかへさしむ、されども我國法にさまたけあるは、猶ごゝめてかへさす、亦國初より通信なき國よりして、漂流し來るは、船は打くたき、人を永くごゝめてかへすことなく、しかれども遙に我國の人を送り來る所の勞をもおもひ、且は我國の法をいまた不辨によりて、此度は其儘かへす事をゆるさるゝの間、重てはこの所にも來るまじきなり、

一國書持來る事ありども、かねて通信なき國王の稱呼もわかりかたく、其國の言語と文章も不通、貴賤の等差もわから難ければ、おのつから其禮のたしき所を備かたし、我國にては敬したることも、其國においては、疎慢にあたらむもはかるへからされは、國書往復はゆるしかたきなり、今度漂流の人を送り來るを拒みて、左いふにはあらず、此地より通信のゆるしかたきを以てなり、

一江戸へ直に來ることも亦ゆるしかたし、其所以は、古より通信通商といふども、定あるの外は猥不許之、假令押て來ることも皆嚴にあつかひて、いつれの湊にても、すへて言の通る趣はあらずして、却而

事をそこなふへきなり、此度蝦夷地よりして、直に江戸に來るへきもの、其國の王命なるよしを、ひたすらにいひつゝのりて、今告しらすることの趣にたかひなは、却て其國の王命にもたかふにおなじかるへし、如何にとなれば、異邦の船見ゆる時は、浦々嚴重にして、或はとらへ又打拂ふ掟なれば、交りのむつまじからむことを乞求て、却て害を招くにひどしかるへし、されは其國の王命にもたかふとはいひつゝへし、今かくのことくいひさす件々の旨をもうけひかすは、ことごとく掬とりて我國法にまかせんとす、其期に臨みては悔おもふども詮なかるへし、

一爰に江戸官府の人來りて、我國の法を告しらするは、漂流の人を遙に送來る勞をもねざらひ、且は其國の人々をして、この趣をあやまたせじとなり、送來る所のひとは、もとより江戸官府の人にわたすへしこの旨をうけし由なれば、こゝにてわたさんも其子細あるよし、されは我國法によりて、其所望をゆるさへれば、また送り來る人もわたさじといはむか、さらは強てうけざるへきにもあら

す、我國の人を、憐さるにはあらずといへども、それか爲に國法をみたるへからさるかゆるるなり、此旨了解ありて、其思所にまかすへきよしなり、病ありて不連來漂流の人二人も、又此所に送り來るといふども、重ては此沙汰に及かたし、長崎の外にてはすへて取上なき旨をよく可辨なり、長崎の外にて送り來ることも、我國の地方見ゆる所は乗通るへからず、洋中通行すへし、先に告しらすること、浦々にての掟なれば、おろそかにおもひてあやまる事なかれとなり、

長崎湊に來るども、一船一紙の信牌なくしては通ることかたかるへし、また通信通商の事定置たる外、猥にゆるしかたき事なれども、猶も望むことあらは、長崎にいたりて、其所の沙汰にまかすへし、こまかに言さす、この旨趣をくはしく了知ありて早く歸帆すへきなり、

てがみ おろしやもじ

此たび贈來るところの書翰、一つは横文字にして、我國の人しらする所なり、一つは我國の假名文に似たりといへども、其語通しかたき所も多く、文字

もまたわから難きによつて、一つの失意を生せんもまた憚かるべきを以て、詳しき答に及び難し、よつて皆返したる、この旨よく、可心得もの也、六月廿四日、幸太夫、磯吉請取引替差遣す、今度送り来る漂流人、幸太夫、磯吉、松前地において請取處の證、件のことし、

寛政五癸丑年六月

石川將監印
村上大學印

につぼんのおんこくほう、おんかきつけおんわたし、くはしくおんとききかせくだされ、かしこまり、ほんごくわかあり、そのとふりまうすべくそろ、いじやう、

くわんせいごうしごしろくぐわつ

おろしやくく あだむつくすまん

六月廿七日、異國人御暇被仰渡候處、通詞申聞候は、日本にて通辯相分り申候趣にて候哉、又は相分不申候趣にて候哉之通挨拶有之候、

漂流人送り来る始末相分り、且日本の御國法仰渡され書の趣、通辯相分り、一段の事のよし、先刻宣諭使申され候事にて候、

右挨拶の趣書取吳候様申聞候に付、相伺右之通認差遣候事、

覺

一大麥六十一俵但四斗入、一小麥二十七俵但四斗入、一蕎麥三俵但四斗入、一鹿肉六樽

右者船中手當として、差遣之、

六月魯西亞船來一件、但し此書信牌の案を載す、今北海島船記にゆつる。

寛政五年正月廿一日、於御黒書院溜、御老中御列座、御用先人馬之御朱印被下之、并老中連判之御下知狀御渡有之候、翌廿二日江戸出立仕候、三月二日松前着仕、東蝦夷地ネモロに異國人爲迎支配向差遣、運送之品々御船を以差送り、其外於松前表異國人旅宿取建、若狹守濱屋敷を以應對所に御取繕修覆申付、南部慶次郎、津輕出羽守家來警固之手配等及差圖、六月廿日異國人松前表到着、廿一日應對、御取建所大手總柵御門内津輕出羽守人數、中仕切御門より南部慶次郎人數、弓鐵砲長柄旗馬印等相かさり令警固、御立關御門内松前若狹守人數禮服、私共は衣冠、支配向席々に相詰、異國人對話、松前志摩守方は最初相贈候書簡、文字不通之御趣意申渡、

御書付相添支配向爲立合、若狹守家來より相渡候、其後ヲロシヤ國正使アダム、副使ロシレイ、通辭エコル三人御席に呼出、拜領物申渡、大長刀三振一箱庭上に御米百俵積置、右相濟而御國法書私爲讀聞、正使アダムに御徒目付相渡候、同日異國人に伺濟之品々使者を以相贈候、同日廿四日再應對仕候、御國法書之趣奉畏候段、國字に而請書差出、漂流人兩人請取之、且長崎表に信牌被下置候様奉願候、同日異國人より毛織物、革類相贈申候、同廿七日異國人御暇申渡、長崎に一紙一船之信牌被下置候段申渡候、同月晦日異國人松前者出立、七月十六日箱館出帆歸國仕候、石川家請

同年七月十八日より、石川將監、村上大學以下、松前の要地及び津輕南部の海岸等巡見畢て、同年十月七日、江戸に歸着し、彼表の御用筋具に言上あり、寛政五癸丑年七月十八日より、松前西地御要害場巡見出立仕候、同月廿四日松前歸郷仕候、同廿八日松前出帆、同日津輕三厩着仕、翌廿九日より八月廿一日迄、津輕海邊見分仕、同廿二日より九月十三日迄、南部北郡海岸順見仕、十月七日江戸歸府仕

候、同八日於御黒書院溜御老中御列座、先達而被下置候御朱印并御下知狀等返上之、異國人御國法書奉畏候段、御請書其外御用之趣演舌仕、箇條書一通進達仕候、同月十日於御用部屋御老中御列座に而、御用中之趣巨細御尋申上候、於松前表異國人相贈候品々之内、書物類は不殘差上申候、其餘之品々御老中方御一覽被下、御用之品御納戸納仕度奉願候所、入御内覽内三品御留に相成、残り之品々は兩人に被下置候、十一月朔日歸府御禮蒙上意、同月二日御座之間に被召出、松前表御用先之儀、御直に御尋、言上仕候、同月十日御用部屋に罷出、御老中御列座に而、右御用并巡見御用之儀御尋有之、三地之繪圖面其外書留等不殘進達、御要害之善惡巨細申上候、同月十四日松前表出立、前拜借金不及返納候段、堀田攝津守申渡候、同月晦日御座之間に被召出、松前御用巡見先御要害之儀、御直御尋有之、御請奉申上候、

同年十二月三日、松前に被差遣、異國人に中渡候儀に付、心配出精相勤、右御用之品も諸事無滞相濟、其上歸府之節所々見分をも仕、格別遠境之儀、殊に稀

成御用骨折候に付、拜領物被仰付旨、於芙蓉之間安藤對馬守按ずるに、老中傳之、金七枚賜、石川家譜、

寛政五年十二月三日、御目付石川將監、村上大學、松前表遠境稀成御用相勤、異國人の申渡等品よく相勤、歸府之節所々見分骨折候に付、金七枚宛被下、御徒目付御中間目付四人御金被下、後藤重次郎は筆頭萬事引受、異國人の申渡之書物、爲讀聞骨折候に付、別段御金被下、柳營年表秘録、如官日簿抄

十二月朔日、南部慶次郎信眞、津輕越中守寧親を召され、今年魯西亞船渡來之刻、指揮行届きしよし、御褒詞之旨、御白書院において老中より達す、同月三日、此兩家及び松前若狹守道廣の家士にも、白銀時服を賜ふ、

寛政五癸丑年十二月朔日

南部慶次郎信眞名代

永井日向守

津輕越中守寧親

右は、漂流人異國より送越候儀に付、松前表の人數差出候之節、申付方宜行届候儀、一段之事被思召候、此段可申上意之旨、於御白書院御縁類、御老中御列座、安藤對馬守殿被仰渡之、柳營年表秘録、御徒方萬年記

寛政五年十二月三日

銀十枚宛

南部慶次郎家來

毛馬内庄助名代

本堂仁右衛門

伊藤所左衛門名代

島川英左衛門

幕目茂右衛門名代

米倉萬右衛門

津輕出羽守家來

山田別太郎名代

伴野小彌太

竹内長左衛門名代

梅野伊右衛門

松前若狹守家來

氏家新兵衛

横井多宮

銀十枚時服二

銀廿枚

右は、漂流人異國より送越候儀に付、御用相勤候に付被下旨、於檜之間安藤對馬守殿被仰渡候、柳營日次記、同月三日、石川將監、村上大學等、松前表御用骨折しにより黄金を賜ふ、此他御徒目付等にも判金白銀を賜ふ、

寛政五癸丑年十二月三日

金七枚宛

御目付

石川將監

村上大學

右は、松前表御用骨折相勤候に付被下旨、於芙蓉之間、御老中本多彈正大弼殿御列座、安藤對馬守殿被仰渡之、若年寄衆侍座、

金二十兩

別段金十五兩

金二十兩

別段金十兩

同

同

別段金五兩

同

別段金二兩

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

右同斷に付被下旨、於燒火之間堀田攝津守殿被仰渡候、

銀三枚

右同斷御用、於江戸表取扱候に付被下旨、於同席御同人被仰渡之、柳營日次記、

今年松前において、魯西亞船に信牌を賜りしにより、長崎に入津あるへきやの旨、長崎奉行より近國の大名に達す、

寛政五癸丑年

一先達而蝦夷地來津之オロシヤ人、依願長崎湊へ

可令入津信牌御與有之、仍而入津可致哉之旨、從江府被仰越、依之十四個所開役共御役所に被召出、大浦備同様被仰渡之、長崎志續編、

寛政七乙卯年九月、魯西亞人蝦夷地ウルツプ島に渡來し居住して、夷人と親み交易を請ふ、

寛政七年自注、直彼一千七百九十五年、九月、倭羅斯船一隻、人口六十名、自注、内女一人、男一、爾莫色夷一人、由東察加放洋到烏兒浦島、繫舟于空尼拿島口岸、悉造土室爲久留計、啗諸部會以財貨、專招誘夷人、厄杜羅普會、拔島西斐葛結什會、伊骨脫竟往歸焉、如拔島西斐冠帽衣服盡循彼國之制、彼尤恩愛與名改和南設、

今抄出分界圖考所載、而使事定詳細、寛政七八年の頃、赤人大船一艘六十人、内女三人クルムセの夷一人乗合ひ、カムサスカより出洋のよし、同年九月ウルツプに渡來、ワニナウと云湊に上岸して、家倉を作り居住す、初め辰年、マツコタンに住せしが三人死し、巳年三月、二十八人歸國し、午年五月十四人歸國す、殘る十七人内女三人自注、此失歸國あり、今に居残り、夷人には毎年歸國するを欺き、

公然として不去、赤人の長たる者二人あり、マイタラシと云もの午年歸國す、今はケネトブシと云もの残て在留し、赤人の子も出生して、已に五六歳に及ふ、其帥ゆる夷人も亦赤人の風俗にして、髪を理し髭を剃る、シモシリの夷シレイタと云もの、來て赤人の通事を爲す、銃炮火藥夥しく蓄へ置き、十年餘常に用ゆるも今猶蓄へあり、赤人の内鍛冶する者あり、犬の如き毛白く尾長き獸持渡り畜ひ置く、小船二品あり、皮にて張り木を骨に入れ、不用時に木を弛し皮を疊ひ、大さ圓合船より小也、夷人はトントチツブといふ、赤人はマイタンと云、一品は木にて造る、夷人はロクストと云、赤人はホロシヨナイと云、赤人來りし始め、アツケシの乙名イコトイ此島に超年し、赤人と殊に親しく、イコトイよりも赤人國王ヘラツコ皮を獻す、前には赤人も夷人に對して格別親みたることも無く、又毎度獵業をあらそひたること有しに、辰年エトロフ夷人等、赤人在留後始て渡海する時には、赤人格別に夷人を親み丁寧を盡し、エトロフ夷人例年のことく、ウルフ島渡海せしに、赤人の家ありし故、不審にお

もひ沖合に脚躰せり、然に赤人は船に乗り出迎ひ、酒煙草を吞せ悉く馳走せり、夫より日に飲食砂糖等を贈り、ウタレに到るまで酒食を以て饗待せり、其上獵漁の事も、往古常に爭論ありたるか、此度は不然、夷人ラツコを持ち往き賣らんといへば、日本に出すへきなごいふ、日に引網を以て漁事して、其魚半は夷人に分ちあたふ、赤人云、向後年々日本産物持來らば、彼邦よりも品々持越し交易すへし、蝦夷地に日本人來り居故、日本産物多かるへし、何品にても持來るへし、其内皮類尤望む所なり、又米は格別珍重すといふ、夷人を見る毎に日本の米は所持せずやと再三問ふ、米すら渡すへきは段物類何にても交易すへしと云、

右赤人の名
 コレニラブスエストンケネトブゼ酋長名年五十餘 イエフ
 テベイワブセン年四十餘 イワンゼリヤンノフ年三十餘 マ
 クセムカアセンステバントマセフ年四十餘 ミハイオ
 ニクジネエゾフミテレイセレエヘレニコフニハ
 イオンレイテマフタニハホトフ年五十餘 ステバンカ

ザンツラウフ年三十餘 オニシヤアレキセーフ年二十
 イヴンドロセム年三十餘 女二人 ゼナンエランノオ
 リイナ年三十 缺一名 女兒三人 ナタリヤ六歳
 ヘトシヤン四歳 オリイナ二歳 ○北海島船記、
 寛政十戊午年、魯西亞船蝦夷地に渡來す、よて三月十四日、御目付渡邊久藏、御使番大河内善兵衛及ひ御勘定吟味役三橋藤右衛門等に、彼地の御用を命せられ、四月十五日、暇賜はりて發向す、此地御勘定組頭、御勘定、支配勘定、御徒目付等も同く發向す、今年十一月十五日御目見、同年十二月廿七日、御書院番頭松平信濃守かの地御用を命せられ、翌年三月出立あり、
 寛政十戊午年三月十四日
 御目付 渡邊 久藏 御使番 大河内善兵衛
 右、蝦夷地の若當秋も異國船懸り候儀も難計に付、其節見届のため、兼而松前表に被遣候間、可被用意旨、於御右筆部屋縁類若年寄中出座、兵部少輔按す若年寄井伊直則申渡之、
 同月十七日
 御勘定吟味役 三橋 藤右衛門
 右、蝦夷地の若當秋も異國船懸り候儀も難計に付、

松前表に被遣旨、於御右筆部屋縁類、采女正按するに、老中月田申渡、
 同年四月朔日
 松前爲御用罷越候
 金十枚 御目付 渡邊 久藏
 時服二羽織 御使番 大河内善兵衛
 同斷 御勘定吟味役 三橋 藤右衛門
 金五枚 時服二羽織 御勘定 松山 惣右衛門
 右御暇被下、拜領物被仰付之、少々御風氣に付、御目見不被仰付、可入念旨、老中列座、對馬守申渡、但、久藏申渡之節より若年寄中侍座、
 同日
 金三枚 御勘定組頭 松山 惣右衛門
 時服二 御勘定 太田 千右衛門
 金二十兩 支配勘定 近藤 重藏
 右、松前表に爲御用罷越候付被下旨、於御右筆部屋縁類采女正申渡、攝津守侍座、
 金十兩つ、
 御勘定吟味役並 水越源兵衛
 大島榮次郎

右、同斷に付被下旨、於躑躅間采女正申渡、攝津守侍座、

金十兩つ、

御徒目付
細見權十郎
村田兵左衛門
名代
神谷勘右衛門
篠崎源太夫
土屋鏡四郎

右、同斷に付被下旨、於燒火之間攝津守申渡、同日、攝津守渡、渡邊久藏に

渡邊久藏

御合力米現米五百石、月割御扶持方分限に應一倍、宿代一ヶ月銀五枚、

松前表為御用罷越候に付被下候、御勘定奉行可被談候、

同日、右同斷、御目付に

金三兩つ、

御小人目付
八
細見權十郎
篠崎源太夫

松前表為御用罷越候に付被下之、

村田兵左衛門
土屋鏡四郎

御扶持方分限に應一倍、宿代一ヶ月金一兩つ、雜用金一ヶ月四兩二分、賄道具代三兩二分、

御小人目付
八
人

御扶持方二人扶持一倍、宿代一ヶ月金二分、雜用金一ヶ月二兩、賄道具代金二分、

右、松前表為御用罷越候に付被下候間、其段も可被申渡候、尤御勘定奉行可被談候、

御徒目付
細見權十郎
篠崎源太夫
村田兵左衛門
土屋鏡四郎

在勤中一日銀十五匁つ、

御小人目付
八
人

在勤中一日銀十匁つ、

右、松前表為御用罷越候付、別段為御手當被下候間、其段可被申渡候、尤御勘定奉行可被談候、同日、御目付廻狀

一久藏今日御前被召出候、同日十五日

一久藏今朝松前表に立被致候、

御小人目付
種周、渡す、
小澤彌三郎

右、松前御用先に而病死に付、銀二枚御手當被下候間、御納戸頭相談、受取之可被取計候、以上、寛政年譜、

寛政十年三月十四日、蝦夷地御用被仰付、四月朔日御暇、御目付渡邊久藏、御使番大河内善兵衛、御勘定吟味役三橋藤右衛門、同組頭一人、御勘定一人、

吟味方改役並二人、支配勘定一人、御徒目付四人、同年十一月十五日、渡邊久藏、大河内善兵衛、三橋藤右衛門松前より歸府御目見、柳營年表録、

寛政十年、自注、直被一千、倭羅斯官吏三人到失慶什里、

諭新天子即位改鑄貨寶等事、自注、國王阿列其三杜兒以是年即位、即女王悅加的儂拿孫也、

五月、近藤重藏、最上徳内、奉旨巡視野作東海島、六月重藏徳内自松前起程到易結什、七月航海抵庫納什里、又到厄杜羅普、及九月入易結什口、北海島船記、

寛政十年十二月廿七日

御書院番頭
松平信濃守

蝦夷地御用被仰付、品に寄彼地にも被遣旨、右、於芙蓉間、老中列座、備中守申渡之、若年寄中侍座、

同日、攝津守渡、御目付に

御書院番頭
松平信濃守

右、蝦夷地御用被仰付候に付、御用中、中之間迄相越候事、

十二月柳營日記、

御書院番頭
松平信濃守

寛政十年十二月廿七日、蝦夷地御用被仰付、翌年三月より彼地に立立、累代武鑑○按するに、享和二年二月廿七日、黄金時服を賜りし旨、同書に記する、

通航一覽卷之二百七十四終

通航一覽卷之二百七十五

魯西亞國部三

○渡來并通商願

文化元甲子年九月四日、肥後國天草沖に異船渡來のよし、同六日、天草をはしめ諸番所より、往々注進あり、よて野母小瀬戸の番人ならびに長崎奉行手附等出船し、通詞をもて改むるに、魯西亞船にて乗組八十一人なり、漂流の本邦人も連來るよし、且寛政五年松前において與へし信牌の字と蠻字の書とを出し、其本書及び願書は直に奉行所に呈せむと請ふ、手附のものかの寫を請取、異船は硫黃島にかけおかしむ、番船其外警固等の事は奉行指揮あり、異船御固め事は、下悉本文て知へし、且滯船中願ひによりて、米、野菜、に、けす、逐條引書につき魚肉等を與へし事も、また是に准す。

一文化元甲子年九月六日、天草御番所詰御普請役館野勘四郎、大河内久兵衛より、當所詰御勘定松田伊左衛門、支配勘定村田林右衛門宛にて、一昨日申刻附之書狀一封到來、右は四日巳之半刻頃、午の方二十五里沖に白帆船一艘相見え、何れにも異國船

の體にて、日本の地にむけ乗込候様子に有之趣にて、若天草に乘入候節取計方之儀問合せ來る、一今午之刻、小瀬戸遠見番所より、野母御番所にて白帆船一艘見出しの印たて候旨、注進を申出る、一右注進有之候に付、盜賊方船改掛り乙名并隱密方遠見番兩人、早速取締として沖出申付らる、一肥前國佐賀開役より、左の届書出る、白帆船一艘、三瀬沖に相見え候旨、深堀役人共より申越候、此段御届仕候、以上、

松平肥後守内

關傳之丞

九月六日
一右に付、阿蘭陀年番通詞呼出しあり、白帆注進有之に付ては、甲必丹へも申聞せ候様申渡され、尤右に付ては、甲必丹心當等之儀も有之哉、得て承紀申聞候様、御奉行所用人を以申渡あり、右之趣甲必丹に申聞せ候處、甲必丹申に、先達て別段風説書を以申上候通、魯西亞萬國周廻して、諸國に交易之道を開き、且又兼技諸藝試のため、曆數一千八百三年八月十一日、自注、日本享和三亥年六月廿四日に當る、同國フウソモウの地より、船二艘仕出し候由、其風聞に候得は、萬一右船渡來致し候事にも候哉、外に心當無之旨、甲必丹申聞

候由、年番通詞申上る、

一今未刻、小瀬戸御番所より、右船八九里沖に相見え候旨、注進申出、

右之注進有之に付、紅毛人へも通詞を以申達、早速見届檢使として、手附行方覺左衛門、矢部次郎太夫遠沖まで差出され、并懸り番船等も緊き差出さる、一今未刻過、野母遠見番所より申の方に當り、二十里沖白帆船相見え候旨、同所遠見番注進申出る、一佐賀開役より左之届書出る、

先刻御達仕候白帆船一艘、肥前守領海高崎西沖西之方里數凡十五里程相見え候段、深堀役人共より申越候、此段御届仕候、以上、

九月六日

一右に付、當番佐賀開役呼出しありて、白帆船一艘近沖に相見え候趣、追々注進も有之に付、異國船渡來之節之通、番船等手當有之候様、尤領海之内に碇を卸し候節、番船等の儀前々被相窺候趣も有之候に付、是亦前々之振合に取計候様、用人を以申達せらる、

一大村開役罷出、白帆船相見え候に付、取計ひ方之

儀相同候得共、いまた何國之船と申儀も不相分、尤夫々之手當等被申付候に付、否相分次第被相達候儀も可有之旨、用人を以被答候事、

一右に付、番船之儀、寛政五巳年取極之振合を以取計候様、御役所附兩組遠見番に申渡すへき旨、手附出役并廣間當番年番町年寄に、用人より申達せらる、

一肥後、筑前、大村開役呼出され、今朝より追々注進有之候白帆船一艘、見届として夫々手當致し置、相違無之旨被申聞、併未見届檢使歸港無之、駭と否相分かつ候得共、先心得之爲右之段内々被達置候旨、用人を以沙汰有之、

一高木作右衛門手代并年番町年寄呼出され、同様被相達、

一御勘定方にも同様之趣、手紙にて相達する、一野母遠見番より八里程沖手へ、異國船一艘乘入候に付、乗付候處、横文字一通并信牌之寫一通、外に乗組之日本人より差出候商物送り狀一通差出候に付請取、今西下刻御奉行所罷出、左之通届書差出す事、

今六日辰刻頃、野母御番所より申之方に當り、白帆船一艘見出し候に付、私共出迎として早速罷出、遠沖において本船に乗付候處、横文字一封差出申候に付、是を受取奉差上候、猶又日本人四人乗組仕居申候故、様子相尋候處、右本船魯西亞船之由申聞候、日本人之儀は、奥州仙臺之者にて、寛政五年十一月廿九日、同所出帆仕候處、難風に遭、翌寅五月十日魯西亞國に漂着仕候段申出候、猶又小瀬戸御番所出迎之者罷出候て、右本船伊王島沖手に繋留之儀申談置、私共儀は先此段御届申上候、以上、

九月六日

野母遠見番所出迎
館 新兵衛
成 瀬 猪 助

一漂流日本人差出候書付寫
寛政五年御穀船に御詔物にて江戸御用物、石之卷より差登せ候事、

平之丞
船頭 平兵衛

江戸御川
一雜小間木四百本
右之通差登せ候間、御請取可有之候、仍如件、
寛政五年十一月十一日 眞柳彌五郎

志村勘五右衛門殿
川田 吉左衛門殿

一今晝御役所より被差出候遠見番、戌之刻罷歸、届書差出、左之通、

私共儀、異國船見届被仰付候に付、小瀬戸に罷越、右異國船里數方角承り候處、申西之方に當り七八里沖に相見え候段申聞候に付、直に沖手に罷出、伊王島より凡二里計沖にて乗付候處、日本人四人罷出候に付、何國之船なり哉之段相尋候處、魯西亞國之船之由にて、私共差送之ため長崎に罷越候段申聞候、船之形帆之様子阿蘭陀船同様に見請申候、猶又日本より被下置候信牌所持之由にて見せ申候、尤横文字も差出申候、程なく伊王島沖に走り付候に付、此處に碇を入候様申聞候處、早速同所へ掛申候、此外相替儀無御座候、此段御届申上候、以上、

九月六日
鬼塚 清 八
白江 壽三郎

一肥前開役より届書差出す、
先刻御達仕候白帆船一艘、今暮六ツ時過肥前守領海伊王島乘廻り、同領網浦小島崎に碇入相繋候之

段、深堀役人共より申越候、此段御届仕候、以上、

九月六日

松平肥前守内
關 傳之丞

一今未刻、白帆見届として被差出、行方覺左衛門、矢部次郎大夫、丑之刻過歸港ありて言上有之候は、右船に乗付、紅毛人并通詞を以様子相尋候處、魯西亞人八十一人、日本人四人乗組渡海之旨、右日本人は奥州之者にて、去る丑年難風に逢、魯西亞に漂着致候に付、此度連來候旨、尤魯西亞人者先年御渡し被置候信牌持渡候得者、是は御奉行所直に差出度旨、外に願書等も持參候得共、是又上陸之上直に差出度旨申之、横文字一通、信牌寫一通差出候に付、請取られ候由、

一魯西亞船より米、野菜、魚肉等に甚差支難儀之由差送吳候様、檢使に相願候由に付、島乙名呼出され、右之品見計致し、手當早々差送遣候様、御奉行所用人より被申渡、
長崎志續編、落穂雜談一言集、

文化元年九月六日晝九ツ時、長崎伊王崎へ船を繋く、長崎の港は此處なりといふ事、船中の役人はしりたる様子なれども、始めての事故、海の淺深のほどを考へ、猶豫して船を廻り居る内、既に本船の入

し事長崎にて見付しと見え、御役人兩人中、黒の小旗を建て、番船に乗り見届に御越なり、船中には長崎役所より見分の船來れり、早く船ばたへ漂流人を出し、子細を申させよと使節命せり、我々も是までの渡海は日本地といひ、又こゝは長崎なりといへども、なにをなにと申事歟と計り思ひ過せしに、向ふより役船來るといふに、いよゝゝ我邦の船にや心元なく見詰居りし内、次第に近づくを見れば、船の造り并に内に居られしかたゝ日本入なり、嬉しさ限りなく、こゝまで漕つきなは使節の命の如くすへしと存すまして、待受たる處、程なく本船の際まで來られたり、様子尋ねられ候趣の處、且喜ひ且悲しみ、一言も申出すへき様なかりき、かくあるうち、はやく子細申せと人々もいひける故、不圖存し付、彼船へ乗移り、御國許送狀并に浦賀湊の御切手等を出し、御役人へ見せければ、夫に就て御尋事あるに、心定りて始めて言葉を出し、漂流已來此度本船渡來、且我々を護送し來る次第、やうゝに申上ければ、御開届の上、此方の指圖に従ひ碇を下すへし、向ふは伊王崎なり、こゝのはなを

少し廻して、内へ入碇を下すへしとなり、自注、追々の恐れあるよしひたり願ひて、神の島へひき入碇を入る、といふ。此節オロシヤ人へは、別に御尋事もなく、直に船を引返し、夜五ツ時頃に至り御檢使兩人、自注、目安方行方左衛門、菊澤人兩人、自注、一人は加比丹、一人は役人某、大小通詞差添、時頃出船、五ツ頃伊王島へ至。番船にのり參られ、本船へ移りたり、使節我々へ申候は、本國にて作り與へられし、日本仕立の服を差替罷出へしと指圖につき、是を着用し罷出候得者、段々の次第御役人方委細に御糾問あり、此節使節レザノットは椅子にかゝれり、阿蘭陀の加比丹は同間に入立て居れり、何か問答あるやうすなり、扱加比丹使節の服付を見て甚恐れたるけしきなり、大通詞石橋助左衛門といふ人、彼役人ランゾフといふ者へ對話、諸事分れたるよしなり、使節阿蘭陀加比丹を見、彼は位階も至て卑きものなり、我と同座すべきやうなし、用事済し上は引退かせ、櫓へ上せ置候様、傍の役人へ指圖せし様子にて、加比丹こゝを退き櫓へ上居れり、漫抄にはレザノットは國王居所の鍵預りにし、側廻りの勤なるよしを記す、我々も御尋一通り済候て、其所は退出せし故、其後の事見聞せず、此節松

前にて先年渡し置れし御證文あるへしと御尋ありて、是を差出す、至て大切に箱詰にいたし、錦襦の覆をかけ、恭しく捧げ出たる趣きなり、御引合も有て、國王よりの書簡寫をも指出せし由、按するに、書簡は、同月八日檢使本船、獻上物の内何か一品出せしに、おもむきし刻なり、獻上物の内何か一品出せしと聞けり、自注、國王の書簡結構なるを、上覆のきれなかけ、箱入にて舟中にありしを見し事あれども、内の文言等の事は聞及はず、此節兵器并に磁硝等、暫く御取あけし聞けり、是は此地にて其御定法なりといふ事は、兼て聞及び書物にもある事と見え、最初より覺悟して指出せしことなり、○按するに、武器を取あけしは、翌七日なり、右御糾し事等済て、御役人衆加比丹も共に歸船せられたり、按するに、此書すへて渡人の申口なり、しもまた同し。

附記 長崎へ参西亞船着岸の、最初御檢使御尋之次第寫、

一九月六日、天草見張御番所より飛船を以、午之方に相當り、白帆相見候段御注進有之、無程野母小瀬戸よりも御注進有之、右に付かびたん存寄承り申上候様被仰付、同人に相糺候所、外に異國船渡來之心當無御座候、先達て別段風説申上候通り、リュヌ國船自注、オ、にても可有御座之段申出る、直に御役所へ罷上り、御用人を以申上、其上小瀬戸より八里程の御注進有之候に付、かびたん沖に被召連候段

被仰渡、申中刻かびたん沖へ罷越す、西の下刻伊王島沖五町程沖へ碇を入、亥の刻御檢使此方出役并にかびたん乗船、船頭部屋に御入被成候處、頭分之者其所に罷在、左右に役掛り之者共相控附添、自注、部屋入口足輕左右兩人罷在、船仕込候鐵砲を持、腰には早合入候大さうらんの様なる物腰に提、嚴重に相守居候。

御檢使より御尋之次第

一其方共は何方之者に候哉、御答ヲロシヤ人に有之候、
 一何故に渡來いたし候哉、ヲロシヤ國王より江府へ三通之書簡、并獻貢拜禮相勤度使節のため渡來仕候、
 一先年蝦夷地の相渡候御信牌御渡被置候、右者此節持渡候哉、右持渡り、則信牌取出し、御檢使に入御覽候事、
 一ヲロシヤ國より、何頃出船致し候哉、且何國へ立寄候哉、委細申上候様、乗筋等承り候事、此儀先に書載有之事、
 一江戸表并御奉行所へ差出候書翰、檢使に可相渡候事、此儀江府表へ捧候書簡、同所へ參上、直に差上可申、御奉行所へ差出候書簡も直に持參仕度、何

分他之御方へ難指上候事、

一信牌檢使に相渡候事、是又御役所へ直に持參仕度候事、

一御國法の事故、武器玉藥今晚卸候事、此儀畏り候、乍然夜中玉藥卸候儀何分難致、明日卸し度候、此儀御願申上候事、

右之御尋中、かびたん乗船頭分之者互に禮を盡し、相對之、應對に相見え候、

ヲロシヤ人より申上候

一十二箇年以前、同所へ日本船漂流仕、右乗組之者共之内四人此節連渡、九人之者同所へ相殘居候、都合十六人漂流仕候、
 御尋、残り九人之者共は何故殘候哉、御答、ヲロシヤ國に残り居滞在致候を相好候由承候事、
 一只今繋り場所瀬方多く相見え、萬一風波之節は無心元候間、早々湊内へ御挽入被下度候事、其儀容易には難成、然し願出候趣は御奉行所へ可申上候、
 一明日にても、御奉行所へ罷上り可申哉之事、其儀追て御沙汰に可被及候、

右御糺相濟候上、漂流人四人之者共被呼出、御糺之次第左に記、

- 一其方共何國之者に候哉、仙臺之者共に御座候、
- 一仙臺は何と申所の者に候哉、御答左之通、
- 一寒風澤村津太夫六十一歳、室の濱儀平四十三歳、同左平四十二歳、寒風澤太郎三十四歳、
- 一何年何月何日仙臺出船致し候哉、寛政五丑年十一月七日出船仕候、
- 一ヲロシヤ國へは、何頃致漂着候哉、丑年十月一日廿七日難船に逢ひ、翌寅年五月十日と覺ヲロシヤ國へ漂流仕候、自注、右七月廿七日の日附漂着等いふ處に、たゞへり、疑ふらくは傳寫の誤りなる歟、
- 一何を積受仙臺出船致候哉、仙臺より江戸表に御城米積受出船仕候、
- 一其方共よりヲロシヤ人の相頼、此節乗組參候哉、
- 一ヲロシヤ國王より被召出、其方共日本に歸國致度候哉と、御尋御座候に付、歸國仕度旨申候處、左候は、此節日本へ差返候旨被申間、乗組參り申候、
- 一船之名、石數等は如何に候哉、名は若宮丸、石數八百石、二十六反帆にて御座候、
- 一乗組何人にて有之候哉、都合十六人乗組、三人

はヲロシヤ國にて病死仕、殘九人はヲロシヤ國に残り居申候、

一九人は何故殘居申候哉、至て大國之儀に御座候間、ヲロシヤ出船之頃九人之者共居合不申、尤右九人之内兩人極老にて手足も不叶に有之、其上病氣に御座候由にて無餘儀相残り申候、

右之漂流人共何れも、ヲロシヤ人服着致し候、服は白木綿島木綿之服也、ヲロシヤ言葉よく覺居候様子に御座候、

一御檢使御乘船之節は、彼足輕七人劔仕込候鐵砲を持、腰に早合を提、前に拔身之劔をもち、一人大きな太鼓を首に掛、いづれも列を正し相并居、太鼓を打出し合鬨として、拔身之劔を持候者何か差配いたし、劔を振あげ、七人之内一人進出、鐵砲打候仕形致し、跡六人も同様仕形をいたし候上、頭分之者船頭部屋階子上段迄御迎ひに罷出る、同所へ御入御挨拶申上る、

一船頭部屋飾り付、入口左脇凡一間入半間程之床、上覆大木工緞子の様なる切れ、此所に御檢使之座也、自注、凡八眞向窓、硝子障子窓眞中に柱あり、大鏡九疊敷程、

を掛置り、前に半間四方の飯臺の類有之、上覆ひ萌黃羅紗、其上に三尺四方の錠前有之候大箱有之、内に江戸へ捧候書翰三通、和文ヲロシヤ滿洲語一通も、御奉行所へ差上候、書翰三通江戸表に差上候書翰之寫入有之、自注、江戸へ捧候書翰三通さいふより以下、原和文に認め、一通は本國ヲロシヤ語に認持參之由、一通は書候よし、右同様の寫しも持參す、是は御奉行所へ御内見に相入使節の趣意先以御承知被成候ために致候事と見ゆ、文章三様に致し遣はせしは、何れの文にても御聞取よろしき方に、御合點被爲在候様に、心をを用ひし事なるへし、金もふるに何れも上覆致し有之、右箱と又外に小箱有之、内には信牌入有之、間内は不殘大形花毛氈敷有之、左右に腰かけあり、



通航一覽卷二百七十五

是は長崎通詞方より流布せる、其節の書留と見ゆ、本編と併せ見て此時の様子をしるに足れり、故に此處に抄録す、引書名

文化元年自注、值彼一千八百四年、九月六日、烏船一隻見肥前州長岬西海、瞭者馳啓鎮臺、至申時烏船依伊王島灣下碇而泊、成瀬因幡守即日遣吏詰所由來、乃答云、西洋羅利國聘使帶有昔年於松前所賜之信牌、護送貴國漂民、自注、仙臺石卷商民事、見寛政四年條下也、來獻、翌日因幡守命和蘭譯官、再難詰聘使、乃云、曆數一千八百三年八月十一日、自注、享和三年、在我都府可審斯太港、放洋歷漢又利亞福島海南下、出南亞墨利加海、直向亞細亞東洋、本年九月三日、自注、文化元年、到泊東察加港、十日、自注、八月五日、發港口、經三十一日程、得到貴地、因檢船隻、自注、船名、長三十六間、濶十二間、船腹設銃眼三十六眼、安大銃各一座、人口合聘使共八十五人、聘使列撤訥多上國書并方物、且請船隻在洋上必損壞、早牽入内海、於是拽入繫之于高銚岸、按するに、異船はしめ伊王島ありて、また神崎島に引れしな、神の島に繋り、此書高銚とあるは誤りにや、黒田藩鎮四千二百二十名、鍋島藩鎮二萬四千九百三十名、大村藩兵一百五十

八名、各就要衝地、張帷幕立旗幟、盡甲觀兵于外、晝夜巡警燈火相望、又高鋒岸下番船圍抱羅刺艇、列泊水中如鳧雁、至夜各番船點燭千萬、海上爲之明明如晝、北海島船記、

同月七日、魯西亞船檢使として、支配勘定及び奉行手附以下、蘭人ならびに通詞を携へ船中に赴き、使節レザノット等に對談し、渡來の意趣を尋問するに、國王の呈書あれども、こは直に江戸に捧げ、奉行所には其寫を呈すへき旨、國王の命なるよし訴ふ、書中の大旨は、寛政五年松前にて賜りし信牌の拜謝として、書簡方物を捧げ、かつ通信の願あるよしなり、時に檢使信牌を請とる、視聽草に載録井道誠筆記に、元文のころ魯西亞國ムサツカより船を出し、蝦夷地を巡見して地圖を開板す、明和八年に當り、ヘンコロットなるもの三艘の船を仕出し、若船すへき日本の島嶼津港の淺深を測りしよし、さては一朝一夕の事にあらず、阿蘭陀、諸厄利亞等の交易を願ふさは、格別の趣意を含めり、云々記す、また願によて硫黄島より神の島に引かれ、武器は悉く取あぐ、但し奉行より異船渡來の意趣を長崎近國の大名に達す、

文化元甲子年九月七日

一魯西亞檢使として、支配勘定村田林右衛門、奉行

家老平尾文十郎、手附矢部次郎大夫被差出、尤甲必丹并阿蘭陀人大小通詞、異國通詞、御役所附等召連伊王島汐繫場所被罷越、右船の乗移り、甲必丹并通詞を以申聞られ候趣、箇條有之、

一先年松前において御渡有之信牌此度持渡、右信牌本書今日檢使持歸り、御役所に被留置事、

一肥前、筑前開役呼出され、昨日異國船見届として檢使差出され候處、魯西亞船に相違無之、併何故渡海致し候哉之子細は未相分候に付、今日檢使差出され、様子相分候上可被相達候得共、先魯西亞船と相分り候儀、手當等之心得に被相達置候旨、用人を以被申達候事、

一檢使魯西亞人の通辯を以相尋、答之趣左の如く和解致し、紅毛年番通詞差出す、

一今日御當地神の島の碇を入れ候、魯西亞國王より使節之役人レザノット、船頭クルウセンステル申出候趣、左に奉申上候、

一魯西亞船一艘、曆數一千八百三年八月、自注、享和三年六月廿四日同所出船仕、テローネマクルの内、マンベンハーガ、カナリヤ島并南アメリカ之洲内、ブラジリヤ

右之趣、甲必丹承り申上候に付、和解仕差上申候、以上、

子九月七日

通詞目付 三島五郎助印

通詞 和福安次郎印 石橋助左衛門印

中山作三郎印 名村多吉郎印

今村金兵衛印 本木庄左衛門印

横山勝之丞印 今村才右衛門印

馬場爲八郎印

一魯西亞船伊王島汐繫り場にては、風波之難儀致し候間、宜敷場所引入吳候様相願候に付、檢使より差圖に及、今晚神の島迄引入候に付、鐵砲并玉藥預け可申旨被申聞候處、致承知候に付、手附矢部次郎大夫一人警固船四艘殘し置、右鐵砲、玉藥被取上、馬込御鹽硝藏に藏入致させ、請文受取翌朝被歸事、但、右汐繫り場より、神の島の魯西亞船引入候に付、挽船三十艘手當差出候様、波戸場役の御役所用人より申渡さる、

一魯西亞船高鋒裏手神島前の場所替被仰付候砌、佐賀より出張として、神の島、伊王島、香焼、小ヶ倉、其外石火矢臺場残らす幕を打、旗指物を建備有

右之段、オロシヤ船首長之者共申出候、

甲必丹 ヘンデレキドウフ

國、夫より南海を周り、曆數一千八百四年九月三日、自注、當子七月廿九日カムシカツテカに至り、同九月十日、自注、當八月廿七日同所出船仕、今日迄、三十一日ぶり海上無別條着岸仕候、右一艘之外、當地渡來之船無御座候、一今般使節之役人渡來仕候儀は、魯西亞國王より江府に之呈書并御奉行所には、右寫書持越候段申出候に付、右書翰、御出役御檢使の差出候様申聞候處、本書は江府表に使節之者持呈上仕候、寫書は御奉行所に罷出直に差上候様、國王より命を受候に付、何分他之御方には附屬仕り難く候段申出候、依之右呈書之大意相尋候處、先年蝦夷地において信牌を賜候御禮申上候爲、今般使節を以捧獻貢、江府拜禮相勤、以來御當國の自國之信義を結び、且交易之儀に付ては、心願之筋も御座候、

之、船の前後左右は數艘の船にて警固あり、何れも幕、旗、指物、武器を飾、警固有之、
一右に付、御奉行所より詰合之諸家開役呼出され、對面所において左之通、書取を以申渡され、尤開役詰合無之分は用達呼出され、廣間において、用人より書付被相達候事、

今七日、異國船一艘渡來に付、相糺候處、去る丑年、蝦夷地において信牌御渡し有之候魯西亞船にて、願之筋有之渡來致し候趣にて、外に疑敷儀も相聞えず、江戸表之注進は翌日被申上候積、此段諸家國元在所に可被申越之由、

國元 薩摩、肥前、肥後、久留米、對馬、長門、筑前、

在所 小倉、柳川、島原、平戸、唐津、大村、五島、右開役は被達、

長府、富江、豊後御代官、右用達は被達、長崎志續編、文化元年九月七日、魯西亞船の武器、玉藥御預け申上候様に被仰付、再三にて左之通差出申候、

一玉藥三十三桶、
一鐵砲品々七十七挺、一鉛穂二十四本、一燧硝六箱、

一劔大小十七腰、一小道具品々、一劔長四十七腰、一鐵砲大三挺、
右之品、御船藏に納申候、落穂雜談一言集、

通航一覽卷之二百七十五終

通航一覽卷之二百七十六

魯西亞國部四

○渡來并通商願

文化元甲子年九月八日、再檢使として奉行手附二人魯西亞船に到り、通辯を以て理解を諭し、夜に入呈書の寫三通を請とる、此日奉行成瀬因幡守より、異船渡來の始末を江戸に注進す、同日また檢使をもて、かの書中の意を尋ぬるに、獻貢を捧げ、交易の道を開かんと願ひなり、同日奉行肥田豊後守長崎に到着す、
文化元甲子年九月八日

一魯西亞船の檢使として、行方覺左衛門、後藤儀助、通詞御役所附等召連、公船健行丸に乗せ差向らる、右は使節の者より申立候、彼國よりの呈書、御奉行所へ持參致すへき書翰の主意相尋、猶又利解申聞、書翰差出候は、受取可持歸旨被申越處、呈書寫三通差出候付、有増是を承持歸る、尤乗船手當は昨日被達置、書翰和解左之通、
一今般渡海仕候儀は、兼々御國を慕敷奉存、此節使

節之役人を以江戸府に獻貢を捧げ拜禮相勤、向後信義を結ひ度念願に御座候、

一交易之儀御願申上度、御免被仰付候は、如何之商法を以商賣筋可被仰付哉、奉伺候、

一日本船向後萬一リユス國の按ずるに、環海異國にリユス國はオロシヤと注す、漂流仕候節は、右乗組之者とも御當國何國に連渡候て可然哉、奉伺候、

一御當國御用之品々何品によらず、調達仕度心願に奉存候間、右御用之品被仰付度、猶亦商法として持渡候品々も何品に寄らず御注文被仰付度、奉存候、

一先年、リユス國に漂流之日本人、蝦夷地に連渡候砌、格別御手厚之御取扱被仰付候段、其節蝦夷地に罷越候役方之者、ラツクスマン歸國之上、具に相達御國惠難有奉存候、

一當節日本人四人連渡申候、
右者、國王より捧候書翰之主意、當節來朝仕候魯西亞船使節之役人、レザノット申口承り候趣、和解仕差上申候、以上、
子九月八日

中山作三郎

名村多吉郎
本木庄左衛門

乗組役掛之者名歳

役名「アンハツサデネル」ニコラアレザノツト四十一歳 同船頭クルウセンステル三十四歳 同「ホフラート」ホスセエ三十三歳 同「マヨル」フリイデリツキ二十四歳 同陸船頭ヘトロフ二十四歳 同「ロイトナント」ユスセレフ二十三歳 同外科エスヘンベルテ四十二歳 同テイレンシウス三十五歳 同ランストルス三十九歳 同上案針役ラアトマノフ二十四歳 同下案針役ロンヘルケ二十七歳 同ユロハテエフ二十七歳 同ヒルリンキホウセン二十三歳 同レンヘルスタルン二十七歳 同案針役カメンチコフ四十二歳 同「アストロノミー」ホルネル三十歳 同「カラット」ユスセホン兄弟 兄十六歳 弟十五歳 同「ユミサル」セメリン四十九歳

一魯西亞船より米、野菜、豚、差越吳候様相願候旨、繫り番兩組より申上に付、出島乙名呼出され、見計ひ可遣旨被相達、長崎志續編、
文化元年九月八日、宿次御用狀出、

以別紙申入之候

去る丑年、於蝦夷地信牌御渡被置候、魯西亞國之船一艘人數八十一人、外に漂流之日本人四人乗組致渡來候に付、昨七日神の島の繋留申候、兩御番所其外、宜時分當湊の挽入候積りに御座候、委細は言上、別紙寫之方にて御承知可被成候、以上、
九月八日 成瀬因幡守

柳生主膳正様
中川飛驒守 様按ずるに、此二人御勘定奉行なり

同日同斷、以別紙申上之候

去四日、肥後國天草郡見張御番所より、午方二十四五里程沖の、阿蘭陀船に似寄候船一艘相見候段、同所詰御普請役より一昨六日申越、遠見番共よりも追々注進申出候に付、檢使之者差出候處、夜に入伊王島沖に汐繫り仕候間、番船固め申付置、昨七日神之島の挽入、檢使之者并爲通辯、加飛丹、通詞共差遣様子相糺候之處、去る丑年信牌御渡し被置候オロシヤ國之船にて、則右信牌所持仕、人數八十一人、外に漂流之日本人四人乗組、去亥六月出船仕、諸州

の罷越候旨、且先年信牌被下置候爲、御禮捧獻貢江府拜禮、并以來交易之筋相願候ため、使節として此度渡來仕候段申之、外に疑敷儀も不相聞候間、松平肥前守、松平官兵衛家來共の申渡、兩御番所其外手配り宜時分、當港の挽入候様可仕候、則オロシヤ人申口、在留加飛丹申立候、和解書付差出し候に付、入御覽申候、委細之儀は得と相糺、追て可申上候事、

一右漂流之日本人連渡候に付、様子相尋候處、松平政千代領内陸奥國寒風澤港并同國室之濱之者にて、十二年以前、彼地に漂着仕候旨申之候、委細之儀は吟味之上追而申上候事、
一爲使節渡來仕候役人、オロシヤ國王より之呈書、并奉行所には、右寫書持越候得共、本書は江府の使節之者持參仕、寫字は奉行所の罷出直に可差出旨、彼地國王より之命を請候間、檢使之者には難相渡段申之候事、
一右船、鐵砲八十七挺、劔七十腰持渡候内、鐵砲七挺は船中に飾付に仕、劔十二腰は役人共常に帶候旨申聞候之間、相殘候分は玉藥同様取上之、馬込御

鹽硝藏の入置、追而出帆之節相渡候様可仕候事、
一右船番船之儀は、松平肥前守家來共の申渡、御役所よりも役掛り之者差出、取締堅固に申付置候事、
一オロシヤ人持參候信牌請取之、兼而私共の御渡被置候信牌と引合候處、相違無御座候事、
以上

九月八日 成瀬因幡守
戸采女正様
牧備前守様
土大炊頭様
青下野守 様北海島船記○按ずるに、老中戸田氏教、牧野忠精、土井利

魯西亞人願書御檢使の差出候様、再應も御奉行被仰聞候得共、江戸表の自分罷越差上度旨、御奉行所にも直に差上不申候ては難成段申候處、漸御奉行所へ差上候書付は、九月八日夜、御出役御檢使の差出候由、落穂雜談一言集、
文化元年九月九日
一明日、本船の檢使被指出に付、乗船手當御代官波戸場役の、用人より被相達候事、

一昨日、差出候書翰之主意尋のため、檢使兩人被差越、通詞御役所附被指添、使節之役人、和語は勿論蘭語も通し兼候處、乗組之内魯西亞人は可也に通し候に付、書取和解致し差出候様、檢使より通詞の申渡有之、直に被引取候事、自注、右書翰は同主意にて魯西亞、滿洲は勿論、和語之文字は相分り候得とも、主意一向不相分候に付、蘭語に直し和語有之候、尤三通之書翰とも、金粉の様なるものにて認有之、○按するに、呈書之和解は、本月十四日江戸注進の條に載す、

一九月十日、豊後守按するに、長崎奉行當港着、肥田豊後守なり、

一九月十二日、豊後守御用向今日より引受、長崎、

同月十二日、大村上總介純昌か人数、物頭以下出勢して、領海大浦に備ふるよし、奉行所に届あり、

文化元甲子年九月十日

一大村開役呼出され、左之通被相達、

此度魯西亞船渡來に付相糺し、品により魯西亞船は湊内の挽入候儀も可有之候、右船繋り場所には、夫々番船固め等有之候得共、若又異變等有之節のため、御領内大浦の御船廻し可被置候、尤右は番船と申趣意には無之、何そ異變等有之節之備に候條、行違無之様にと用人を以被申達、

但、異國船番船差出候節之人数等、先例は有之候得共、此度之儀は右番船とも違候に付、固め人数等幾人程指出可然哉之旨伺に付、番船に准し差出候て可然旨、被及挨拶候事、

九月十二日

一大村上總介物頭岩永十大夫、大筒支配千葉茂手木、魯西亞船渡來に付、海領大浦に備させ、夫々參着之旨届出、是又開役北條奎之允左之書付差出す、

覺

小早一艘二十二挺立、東海一艘六挺立、八端帆一艘、七端帆一艘

物頭 岩永十大夫、上下十四人、與力 岡村應助、上下四人、同 嬉野武兵衛、同四人、鐵砲者十五人、内一人小頭、醫師 片山周禎、上下四人、目付 小佐々猪和太、同四人、給人 井石茂市、同三人、同 野本盛太、同三人、同 岩永孫左衛門、同三人、同 田川覺右衛門、同三人、船頭 富永彦四郎、矢倉 一人、宿老 一人、拵取 一人、内役 園田吉左衛門、内役下代 一人、内役附夫 二人、以上

小早一艘十六挺立、東海一艘、四挺立、大筒船二艘、七端帆一艘

大筒支配 千葉茂手木、上下八人、石火矢方 淵山兵衛、同三人、同 飯笹半七、同三人、大筒者十五人、内三人小頭、醫師 北野道禎、同四人、船頭 一瀬常右衛門、同二人、矢倉 一人、宿老 一人、拵取 一人、内役 永田近助、内役下代 一人、内役附夫 二人、以上

總人数百五十八人、船數九艘、右之外小船數艘、右之分二十日宛詰交代、長崎實錄大成、

同月十三日、御勘定松田伊左衛門、奉行手附、同家來等、通詞を携へ魯西亞船に至りて、使節レザノットに對し海外の船新に渡來すとも容れざる國法なり、されども先に信牌を與へしをもて、渡來の意趣を官に達すへし、暫時滞船あるへき旨を諭す、時に又願ひによりて翌十四日、かの船を神の島より神崎島に挽いる、この日、レザノット病用のため蜜漬の類を請ふ、また阿蘭陀、甲必丹より願ひによりて、白砂糖五百斤を魯西亞船に贈る、

文化元甲子年九月十二日
一明日、魯西亞船の申渡有之に付、御役所家老西尾儀左衛門、立會として御勘定松田伊左衛門、手附行

方覺左衛門、右三人被差越旨被申渡、

一右に付、健行丸御船差出候様御代官に被達、尤鳥毛鞘御長柄十筋、御矢箱、御玉箱、御弓、御鐵砲、右之外兼て手當有之御幕、御船印等飾り付致用意候様、被申達、

一御役所附よりも廣間當番より申渡させ候、

一右に付、波戸場役白木理十郎呼出され、通詞御役所附乘船手當之儀、用人より被申渡、

但、健行丸御船挽船は、鯨舟四艘兼て御代官にて用意有之に付、波戸場には申渡無之事、

九月十三日

魯西亞使節役の被申渡儀有之、御奉行所家老并御勘定方手附出役被差出、尤大通詞名村多吉郎、石橋助左衛門、小通詞本木庄左衛門、同助馬場爲八郎御役所附等召連罷越、大波戸より乗船有之、着服袴羽織也、

一本船の通詞共より先に乗移、案内之上一同乗船、檢使席に附、申渡之趣通詞共致通辯左之通、

此度渡來之趣被相尋處、先年其國に致漂流候日本人、十二箇年以前送り越候に付、其節手厚取扱

有之候に付、右謝儀として、此度魯西亞國ケイヅルより之書翰、并先年松前において相渡候信牌持參候旨、右に付ては公儀の獻貢之品持越、江戸の罷出、使相勤度、其外通商之儀等申立候趣に相開候、日本之儀は、前々より致通商來候國之外は、決して通商之儀は不相成國法にて、以前より異國船度々相渡候ても、直に歸帆申付候國法に候間、一通りにては、此度も直に歸帆可申渡事候得共、於松前相渡候信牌持渡り、澤違ひ候事故、此度申立候趣は具に江戸に及言上、可及挨拶候、江戸迄遠路之事に付日數も相掛るべく候間、夫迄先暫く安心滯船いたすべく候、食用之品等申立次第可差遣候間、無心置可申開候、且船繋り場風波之難も計かたく候間、時宜により繋り場替候様に可致候、

右之通、申渡候處、難有奉承知旨申開せ、且又使節役之者より申立候は、繋り場替之儀は、病養之爲第一に御座候間、相成儀に御座候は、何卒急に繋り場替被仰付被下候様、今日出役之者の相願候に付、明日中にも沙汰有之候様可取計旨、家老より及返答、

歸陸有之、

右之趣、無餘儀事に候間、先以佐賀開役被呼出神之島は荒波之場所に付、神崎沖に繋り替申付候ても差支無之旨に付、左之面々被呼出、以用人被及口達、

筑前開役 肥前開役當番に付引船之手當有之様に、別に申達有之、
大村開役 御代官

魯西亞船是迄神之島に相繋り罷在候處、同所は至て荒波にて甚難澁之趣相開候、依之明日神崎沖に繋り替被申付候、依之此段被及口達候事、

一紅毛通詞共呼出有之、繋り替に付、是までかゝり居候ものとも不殘罷越候様、用人より被申渡、名前左之通、

紅毛通詞目付 三島五郎助 同大通詞 石橋
助左衛門、中山作三郎、名村多吉郎 同小通詞
本木庄左衛門、馬場爲八郎

九月十四日

一今日魯西亞船、神之島より神崎沖に繋替に付、見届候使として、手附出役小倉源之進、行方覺左衛門、大波戸より健行丸御船にて、通詞御役所附召連罷越、尤魯西亞引船之儀は肥前當番に付差出、無滯繋

替相濟、右見届罷歸候事、

一高木作右衛門より、健行丸御船急用手廻として、波戸場に相廻し置度旨、窺書差出候、健行丸之儀、當時一番之大船に付、武器等飾附いたし、檢使被差出候節のため、用意御船藏前に浮へ置、通例手附給人檢使等被差出節は、靜海丸御船に武器不相用、御幕御船印計致用意、大波戸に繋置可申、健行丸入用之節は前日可及沙汰旨、申渡被置、

一今朝、繋替見届檢使の、使節之者病氣に付左之品相用度之旨願出に付、病用之爲に候間早速可差遣旨、出島乙名被呼出、明日相送候様、用人より被申達、

蜜漬類取交三包、但、一斤宛箱入に致し可遣旨被命、

一掛り年寄高島四郎兵衛より、紅毛甲必丹より差出候横文字和解相添出す、右は甲必丹より魯西亞の白砂糖八百斤相送度旨之願、無餘儀事に候得共、八百斤は難被開濟候間、五百斤も相送候様被命、一魯西亞船より書翰一通差出す、右は甲必丹より食物類差送候謝禮并使節之者病氣之趣爲相知道候

旨、紅毛大通詞中山作三郎より大意申出候間、右書翰は出島に相送候様、同人に用人より被相渡、長崎志、續編、同日、筑前の人數番頭以下追々長崎に着し、御臺場備向、當番肥前の人數と打合手配りありて、同十四日雙方全備のよし、また届あり、

九月十三日

一松平官兵衛番頭竹田八郎太夫、昨日着岸之旨届出、且人數等も追々參着之儀に付、非番持外四箇所御臺場、御石火矢大筒其外之御道具類等、肥前守家來番手中申談、是を請取、肥前當番之儀に付、御臺場飾付等有之候は、非番方御臺場にも御石火矢飾り附等可然哉、此儀は兼而御番方申合には候得共、猶差圖を請取計度旨申出、依之兼々申合之通取計候様、尤存寄も無之間、肥前守番手中申談可然旨、用人より被及口達、

覺

一非番請持之御臺場近邊に、人數召置候小屋も取建候に付ては、竹木用意仕候儀は勿論之事に候得は、若不足にも及候は、御領にても私領にても、向

寄之場所にて、相應之竹木を伐取相用候様に可致候、且又右小屋場所、見立要害宜き所、取建申儀に候得は、其所に立茂り候竹木等伐除、畠等も有之候所は、地並等仕にて可有御座候、右之段先例之趣も有之、公儀之御用に候得は、右之趣御代官私領之方御達し置被下、差支無御座候様、御指圖被成下度奉存候、以上、

松平官兵衛内
上原源一郎

九月十三日
右書面には、御領私領之無差別、小屋に相用候竹木不足之節は、伐取候旨有之候得共、此節渡來之魯西亞船に引當候ては餘り不穩趣に相聞え、且不時に異國船渡來杯とは事替候儀に候、併先例も有之趣書面相見え候に付、用人を以被相尋候處、翌十四日右先例之儀は、正保四年黒船入津之節、勤役之奉行より相逢候趣、且其後も黒船渡來之節、取計ひ問合等有之趣申出候得共、此節之船之趣にて、可然及差圖候様申出候間、即日右之書面を附札を以、開役被呼出被相達、左の如し、

有之趣被申出候得共、此度之船之儀は、先年黒船渡來などは、事替り、魯西亞船之儀は、松前において信牌御渡有之、殊に疑敷儀も不相聞、其上穩之様子にも有之、既に御石火矢等飾付にも不及旨、申達候次第之事故、旁御領私領之無差別、竹木伐取之儀此節之船に引當候ては、穩ならざる哉に存候、尤不時異國船渡來火急之節は、格別之儀に候、勿論人數被差置候小屋、取建られ候場所に差障り候竹木伐取候儀は、御要害之儀故不苦候、併取建之場所取極め、何方にても、取建以前右場所一應は申出候様存候、差障候竹木等は伐取候様、其向々に申達有之候、右之通、被相達候に付、翌十五日左之書面開役を以、又差出す、

白崎 長刀岩 陰の尾 高鋒

松平官兵衛内
上原源一郎

九月十五日
右書面之箇所御臺場、御領私領共早々可相達候間、勝手次第取掛候様、右に付ては其御領私領共に御

掛合之上被取掛候様、用人を以被及口達、一右に付、即日左之通被相達、

御代官高木作右衛門内

白崎、長刀岩、陰の尾、高鋒御臺場近邊に、人數差置候小屋先例之通取立候趣に付、御領私領に限らず、取建候場所に相障候竹木類伐除、田畑有之場所は地並等致し候旨、尤小屋取立候に付ては、場所により兩家家來中より前以掛合等可有之候、此段相達被置候事、

肥前并大村開役呼出し、用人より相逢候趣、左之通、右同文言之内、場所により前以彼方より掛合も可有之候、右御臺場之内には御領分も可有之候間、此段御達候と認、

右三箇所共承知之旨、使者挨拶等申來、一肥前番頭罷出、筑前非番持之外四ヶ所之御臺場、御石火矢大筒其外御道具、雙方申談、今日引渡可申旨届出候に付、承り被置、

此度渡來魯西亞船之儀、先達而於松前御渡之信牌等も持渡、使節之内意も相分り、彌疑敷儀も無之候間、御臺場石火矢大筒等差出候には及間

敷むね、用人を以被申達、

右之趣、承知之旨申聞、猶又筑前開役申出候は、武器飾附等減方之儀、如何可心得哉之旨に付、少々宛相減候方可然旨、用人を以被及挨拶、

魯西亞船入港に付、筑前肥前より御備人數之名記、

- 一筑前人數 四箇所御臺場固
- 白崎 三千三百石 中老齋藤三郎太夫、手人百二十五人、船頭小島徳八、手人四人、 五百石
- 松本吉郎太夫、手人十五人、 六百石 使番竹中半助、手人二十三人、 七百石 使番三好助太夫、手人二十三人、 二百三十石 船頭鹽川市助、手人八人、 五百石 物頭浦上利太夫、手人八人、 五百石 醫師一人、手人四人、 百石 物頭原田助太夫、手人四人、 百石 物頭長田三平、手人四人、 百石 物頭安部部長左衛門、手人四人、 百石 物頭藤田文太夫、手人四人、 二百五十石 筒役 伴嘉右衛門、手人五人、 足輕百三十人、
- 一大小船數四十三艘、加子五百四十二人、右總人數九百十六人、

高鋒 千八百石大頭竹田九郎夫、手人三十五人、船頭吉田清作、手人三人、五百石 物頭白石權右衛門、手人八人、三百石 物頭則木文次郎、手人八人、物頭野間吉次郎、手人四人、野間五左衛門、手人四人、飯永貞助、手人四人、三百石 津田甚太夫、手人五人、足輕百五人、一大小船數二十八艘、加子三百五十人、右總人數五百二十六人、

長刀岩 千五百石 番頭大塚孫太夫、手人二十八人、船頭白水三平、手人三人、三百五十石 物頭永野三四郎、手人八人、三百五十石 物頭川端善太夫、手人八人、簡役横田總六、手人三人、簡役末長作之進、手人三人、簡役梶原彌太夫、手人三人、百五十石 簡役久佐彦太夫、手人五人、足輕百人、

一大小船二十六艘、加子三百二十七人、右總人數四百八十八人、

陰の尾 千三百石 番頭橋久左衛門、手人四十五人、船頭上杉三吉、手人三人、物頭馬杉喜右衛門、手人二十五人、物頭細江十左衛門、手人五人、

物頭原田久八、手人五人、三百石 簡役福島惣右衛門、手人三人、百石 簡役太田兵左衛門、手人三人、百石 簡役杉佐八、手人三人、百石 簡役藤井利助、手人三人、百五十石 物頭西川傳左衛門、手人五人、足輕百二十五人、

一大小船數三十二艘、加子三百六十九人、右總人數五百九十四人、

一萬八千九百六十石 黒田源左衛門、手人五百卅六人、附添右筆三人、手人十二人、足輕三十人、船頭一人、手人四人、

一大小船數十二艘、加子三百九十五人、六千九百五十六石 中老吉田六郎太夫、手人三百八十八人、附添右筆二人、手人八人、足輕二十人、船頭一人、手人四人、

一大小船數二艘、加子百十人、右船數十四艘、水之浦下屋敷詰 足輕九十六人、

右總人數二千四十七人、總計人數四千五百五十八人、總計船數百四十四艘、

甲斐守出崎に付、福岡より先手役人 四千五百石 留人毛利吉左衛門、手人七十八人、

附役足輕五十三人、千八百五十石 大目付杉山文左衛門、手人三十六人、附役六人、千百石 番頭内役兼帶原吉藏、手人十九人、千七百石 使番澤木七郎太夫、手人十六人、八百石 使番毛利又助、手人十六人、千百石 使番時田源右衛門、手人十六人、六百石 使番卜部忠太夫、手人十六人、百五十石 目付濱與一右衛門、目付絲久右衛門、手人十二人、附添四人、右筆六、手人十八人、無足組八人、手人十六人、臺所方五十三人、甲斐守供人上下七百八十五人、

一大小船數十三艘、加子五百九十九人、船頭宮本帶刀、手人八人、

一肥前人數

親族家老諫早播磨、同勢八千人餘、

深堀在勤 家老鍋島帶刀、同勢三千人餘、多久勘助、上下二百人、浦原次右衛門、同二百人、物頭三十人、同五十人宛、兵士六十人、同三十人宛、小侍五十人、同三十人宛、足輕七百五十人、鍋島袈裟吉郎、同勢五千人、

右之内三箇所御臺塲并小ヶ倉、神之島固人數、其外

魯西亞船沖滯船中は船數艘にて、右之内より警固、伊王島固 鍋島山城、同勢七百人 神八木島固 鍋島越後、同三百人 沖之島固 多久長門、同三百人 鴨津國 鍋島内膳、同三百人 高島固 □□□□、同三百人

右御臺塲并詰所總船數大小三百艘、加子四千人、兩御番所詰 番頭二人、上下二百人宛、同物頭十人、同五百人宛、同 石火矢頭役二人、同百人宛、平士十人、同三十人宛、小侍十二人、同十八人、石火矢打二十人、同十八人宛、足輕三百人、

大小船數百五十艘、加子二千人、

右者當番に付、兩御番所兼而人數被差出候得共、此節増方等有之、右之人高に相成候由、

當時長崎 簡役助 藤崎十兵衛、上下五十人、附役小柳官藏、同十人、

右は、魯西亞船入津中、開役助として藏屋敷に相詰候由、

總計人數二萬四千九百三十人、加子六千人、

佐賀物頭三十人名前 下村七右衛門、竹野金兵衛、嘉村久兵衛、石井大助、石井喜右衛門、原口易助、香田善十、松永卯右衛門、野田源右衛門、山村與兵衛、古川八右衛門、石橋寛右衛門、秀島五郎兵衛、岡彌兵衛、石田政右衛門、岩松善助、益田善十、吉田喜兵衛、高柳晋人、小池平藏、坂井勇吉、香田藤兵衛、松本新五郎、張源一郎、野田彌右衛門、土山長谷右衛門、田代孫三郎、木原壯兵衛、松田東三郎、松岡喜右衛門、以上、

九月十四日
一筑前、肥前、右兩家より當番非番持御臺塙固め人數相揃、手配等宜候に付、何時湊引入に相成候ても差支候儀無之旨申出、被承置、長崎志願編、

通航一覽卷之二百七十六終

通航一覽卷之二百七十七

魯西亞國部五

○渡來并通商願

文化元甲子年九月十四日、奉行成瀬因幡守より、同役肥田豊後守と本月十日、長崎に到着あり、交代の期を江戸に伺ふ、文化元甲子年九月十四日、宿次御用狀

以別紙申入之候

拙者儀、來廿日過當地出立可致積之處、オロシヤ船渡來致候に付、取計方之儀、豊後守連名を以相伺候間、右御下知相濟、魯西亞人共々申渡候上、承伏致し歸帆可致旨申聞、穩にも御座候は、其節當地出立可致哉之段、拙者一名伺書相認、各様御控共二通り差進候間、御一覽之上御用番、御老中へ御進達可被下候、以上、

九月十四日

成瀬因幡守

柳生主膳正殿

中川飛驒守殿

同日宿次、十月六日老中戸田采女正、專阿彌を

以柳生飛驒守進達、

オロシヤ船渡來仕候に付、歸參之儀奉伺候書付

成瀬因幡守

肥田豊後守儀當地着仕候者、御用申談私歸參仕候様、御奉書被成下候間、御用申談相濟次第、當地出立可仕處、オロシヤ船渡來仕候に付、取計方之儀、豊後守連名を以奉伺候間、右伺何れと御下知相濟候は、オロシヤ人共々御下知之次第申渡候上、オロシヤ人承伏仕歸帆可仕旨申聞、穩にも御座候は、其節當地出立可仕哉、此段奉伺候、以上、

子九月

成瀬因幡守

文化二乙丑年正月廿七日、御附札老中青山下野守より柳生主膳正に渡、同廿九日出宿次、二月二日來、
(御附札)魯西亞人の中渡相濟、無滞出帆候は、遠山金四郎同様、參府候様可被致候、
魯西亞一件

同日、奉行兩人より、去八日請取し呈書の寫等を添て江戸に注進し、且其扱方の事により伺ふむね、數箇條あり、

文化元甲子年九月十四日、宿次御用狀

以別紙申入之候

一オロシヤ人使節之者、江戸表に持越候呈書之寫指出候に付、右寫并和解共差上候事、右之通、御老中へ申上候に付、申入之候、且又オロシヤ國より之書翰寫三通、和解書付一通差進申候、以上、

九月十四日

成瀬因幡守

肥田豊後守

柳生主膳正様

中川飛驒守様

猶以地名書一通、オロシヤ人差出候に付、寫一通和解差進申候、右者江戸表に使節之者持越候呈書之方に者無之旨、オロシヤ人申候由、通辭共申聞候間、今便御老中方に者差上不申候、此段爲御心得申進候、且右書付類者、一同別封致し差進申候、以上、

同日、同斷

以別紙申上之候

去る八日申上置候、ヲロシヤ船渡來仕候に付、猶又爲糺方御役所より檢使之者差出候處、オロシヤ

國王より之呈書之旨、寫三通差出候處、ヲロシヤ文字一通、滿洲文字一通、外一通の和文にて認有之候得共解かたく、通詞共オロシヤ語相分兼候得共、乗組之内外科、オロシヤ人儀は、阿蘭陀言葉假成に相心得居候に付、右之者ハ通詞共通辯仕、書翰之主意相尋候處相分候旨、通詞共和解仕書付差出候に付、則ヲロシヤ人差出候書面寫三通、和解書付一通差上之申候、以上、

九月十四日

成瀬 因幡守
肥田 豊後守

戸 采女正殿
土 大炊頭殿

牧 備前守殿
青 下野守殿長崎時記

魯西亞國呈書和解

恭敬而大日本國王の殿下に、オロシヤ國より呈進する書に載する所は、貴國御代々幾久敷御代御繁榮を謹而祝賀仕、次に我祖國土を治めしより國王ベクトルを第一として、女王カタリイナを第二とす、此二代に至り我國を張業し、その末阿蘭陀、フランス國、エゲレス國、イタリヤ國、イスバンヤ國、ドイツ國、其外國々戦争差發り候得共、我國の計ひを以

て國相静め、諸邦に義を顯し、歐羅巴の諸州太平に及し、然るに貴國の儀は、本邦よりは懸隔なりといへども、屬國の地方不遠に、是迄信を通し候儀無御座候得共、向後之儀は格別信義を結び申度所望奉存候、自昔年貴國御仁徳の儀は、女王カタリイナ儀兼而承知罷在候處、不計も先年貴國之船難風に逢ひ、我國へ漂流仕候に付、その人々御國へ令歸朝候ため、十二ヶ年以前自國より船を仕出し連渡り候、其節之役方の者共格別御手厚御取扱被仰付、其上我國の船、再び貴國へ乗渡において、長崎之津に至るべく信牌を下し玉はり、感謝無量の仕合御座候、右禮謝のため今般使節を以江府拜禮爲仕、以來貴國の高義欣服し、尙交易之道を開き申度心願に仍而、大日本國王之膝下に、禮拜を相願候に付而者、其身柄を悉らみ、我心腹之臣カアムルへヘル、自注、ニコラアレザノットと申者令渡海候、素より貴國の御作法不知案内に付、何卒御國法をも御示に預り申度奉願候、
一先年難風に逢ひ我國へ漂流せし貴國の人々撫育仕置、此節連渡申候、

王府ベートルベルグに於て即位してより三ヶ年、六月三十日

ヲロシヤ國王 アレキサンドル 判
國老 オロシヤ

右者、ヲロシヤ國王より捧候書翰之主意、當節來朝仕候使節之者レザノット申口を承り候之趣、和解仕差上申候、

子九月十日 通詞目付 三島五郎助印
加福安次郎印 石橋助左衛門印
中山作三郎印 名村多吉郎印
今村金兵衛印 本木庄左衛門印
横山勝之丞印 今村才右衛門印
馬場爲八郎印

魯西亞屬國地名
當今國王アレキサンドル儀は、天之命運に叶てや、創業モスコビヤより發り、ヲロシヤ國の一王にして、今領する所の國左之通、
モスコビヤ キーフ ウラデイミル ノフゴツト
カザン アスタラカン シベリオン タウリ
セルソネース プレスカウ スモレンス

一積年御當國を慕ひ、信義を結度兼而念願に奉存候、依之此一書を呈し、向後何事によらず御用筋承度奉存候、前件之次第宜被聽召、心願之通交易相遂候において、我屬國之内カタヤツク、自注、北アメリ、アレウテキユス、自注、カムシカツテカ、北シユレレ、自注、カムシカツ、自注、カムシカツテカ、北シユレレ、テカの邊に在り、是等之島々より乗渡らせ、船數之儀は一艘にかきらす、其數御差圖に任せ、長崎之津其外之地へも、御指揮次第渡來爲任可申候、若又向後貴國の人、我國内何國の浦に漂流たりといへども、いさゝか無差支令入津、扶助致候様、兼而津々浦々に至るまで命を下し置候、其人々御當國何國之浦へ連渡可申哉、將又商法に付而は心願之趣、則使節之ものニコラアレザノットに具に申合置候間、貴國高官之御方々御尋之次第も御座候は、右使節之者へ御沙汰被成下度奉存候、
謹貢 一時計仕込候象作り物 一大鏡 一臘虎皮 一象牙細工物 一鐵砲大小色々、右微少之至候得共、自國之産物に任せ貢上仕候、御照納被下候に於ては、欣幸至極奉存候、其外國産之奇品等、可備上覽奉存候、

カ「ウラルリイニイ」ボトリ「エーストラント」
 リーフラント「クールラント」セミカリエン「サ
 モギタイエン」コレリエン「テウエール」ユゴリ
 エン「ベルミエン」ウイアワトカ「ボルガリエ
 シ」ノウゴロツド「ニソフセンラント」テエルニ
 ゴフ「リヤサン」ボロツトカ「ロストフ」ヤロス
 ラブ「ヘローセルスク」ウトドルスカ「ラブドル
 スカ」コンタイスカ「ウイラブスカ」メスチイラ
 フ「ユウエリエン」カルタリニエン「ジヨルシエ
 シ」カハルタイニスラント「シルカスシシン」ゴ
 リセン「ノルウエーゲン」スレスウイギホルステ
 イン「ストルムレン」タイトマルセン「ラルテビ
 ユルク」アウエリエン

右之外、小國者數多之儀に候得は、相記不申候、

右者、ヲロシヤ國使節之役レザノツト申口承り、和解仕差上申候、以上、

子九月十日 通詞目付 三島五郎助
 加福安次郎 石橋助左衛門
 中山作三郎 名村多吉郎

今村金兵衛 本木庄左衛門
 横山勝之丞 今村才右衛門
 馬場爲八郎 文化甲子魯西亞船渡來
 記、栗園漫抄、雜事記

同日、宿次 以別紙申入之候

オロシヤ船渡來いたし候に付、右取計方之儀伺書相認、各様御控共二通り差進候間、御一覽之上猶御存寄之處御除加被下、戸采女正殿の御進達可被下候、尤オロシヤ一件之儀は、是迄御勝手方の伺來り、其上都而長崎之儀は、御勝手方御老中の伺來候間、此度之儀も、采女正殿の御進達被下候様、得御意候儀に御座候、以上、

九月十四日 成瀬因幡守
 肥田豊後守
 柳生主膳正殿 中川飛騨守殿
 同日、宿次、十月二日老中戸田采女正、中川飛騨守進達、

ヲロシヤ船取計方之儀に付奉伺書付
 肥田豊後守
 成瀬因幡守

去る八日、因幡守一名を以申上置候、此度渡來仕候ヲロシヤ船之儀相糺候處、漂流人召連、十二年以前松前表の乗渡候節被仰趣意承伏、ヲロシヤ國ケイヅル 下札、本文ケイヅルに申儀は、日
 本にて國王と唱候儀に御座候、より江府の呈書并右寫共持渡候得共、本書は江府の使節持參呈上仕度旨を以て、右寫之方差出候に付、則紅毛通詞に和解申付候處、御當國之儀者、ヲロシヤ國より相隔候得共、屬國之地方不遠に、是迄信義通し候儀無御座候得共、向後格別信義を結び申度所望に有之、其上自昔年御當國御仁徳之儀は、彼の國女王カタリイナ儀、兼而承知罷在候處、十二ヶ年以前漂流人連渡候節、御手厚に御取扱被仰付候上、再御當國の乘渡に於ては、長崎之津の可罷渡旨信牌被下置候御禮のため、今般使節を以江府拜禮爲仕、以來交易之道を開申度心願によつて、使節之身柄を選み爲致渡來候旨、且先年彼國の漂流仕候日本人此節連渡、以來交易之儀申立、獻貢物持越候由に御座候、依之取計方之儀左に奉伺候、

一此度罷渡候ヲロシヤ人、參府仕候儀は難相成筋に可有御座奉存候、左候は、持越候呈書并獻上物

は、御役所のヲロシヤ人呼出、請取候様可仕候哉、呼出候は、紅毛カピタン罷出候節之席の、呼出候様可仕哉、

但、萬一願之通參府被仰付候筋にも御座候は、紅毛人參府同様には難相成筋と奉存候、如何様に取扱可申哉、

一以來通商之儀は、難相成筋とは奉存候得共、如何可被仰付候哉、

一通商之儀難相成旨被仰渡候は、其段ヲロシヤ人の御役所において申渡、萬一強而相願候儀も可有御座哉、左候は、再應利解爲申聞候様可仕候得共、其上にも承引不仕、再應相願何分出帆不仕候は、猶其節取計方相伺候可仕候、

一ヲロシヤ人、御役所の呼出候節、私共着服之儀は、裏付上下着用可仕哉、

一ヲロシヤ人御役所の罷出候節、隨身之ヲロシヤ人大勢召連度旨申聞候共、四五人限り候様可申渡哉、

一宗門之儀相尋候處、十二年以前於松前被仰渡候趣承知仕罷在候間、此度乘渡候者共には、御制禁之

宗門の者一人も無之旨申間候間、先達而伺濟之通御役所呼出候節踏繪爲致間敷奉存候、

但、宗門之儀相糺候上、疑敷儀も無御座候は、踏繪に不及旨先達而伺相濟候間、本文之通相伺候へ共、此度乘渡候もの共、切支丹宗門之者に無之旨、ヲロシヤ人共申間候而已にて、駭と怪敷宗門に無之趣、外に糺方も無御座候間、御役所等呼出候節、踏繪爲致候方にも可御座候哉、

一ヲロシヤ人獻上物之儀、申立候通被仰付候は、歸帆之節被下物等可有御座哉、奉伺候、尤御品之儀は、長崎にて出来候御品に候は、御役所に而仕立被下候様可仕候、

但、御品御入用之儀は、會所銀に而出方之積可仕候、御米被下候は、高木作右衛門に申渡、御年貢米を以被下候様可仕候、

一ヲロシヤ人御役所呼出候節、道筋并御役所にも夫々固め等差出、武器等を備候様とも可仕哉、又は其儀にも及申間敷哉、

一ヲロシヤ國王より呈書使節のヲロシヤ人、江戸表に持參差上候積に付、本書は私共不差出、寫之

由差出候得共、先年於松前國書等不持渡様、ヲロシヤ人の被仰渡之趣も御座候間、此度持渡候呈書寫共、追而差返し候方にも可有御座哉、

一此度連渡候漂流日本人は、此節請取候様可仕候、尤右漂流人取計方は、先年異國に漂流仕候もの、唐方、紅毛方より召連相渡候例見合吟味仕、追而相伺候様可仕候、栗園漫抄、

十月晦日、去る九日出宿次到着、一魯西亞之儀に付伺書、并右に付因幡守當地出立之儀伺書、達し濟之儀申來る、長崎實錄大成、

同月廿一日、去十五日より今日に至りて、長崎近國の大名同所參着のよし、及魯西亞船繋替の事等を江戸に注進す、また此日漂流人護送の事により伺ふ旨あり、此月十五日、船中日用の諸品渡方の事を町年寄に達し、また同廿日開船出帆にて、夏語のもの進退の事等を諸家問役に進するむれあり、文化元年九月十五日

一五島大和守家老一人、紅毛船出帆時分、且魯西亞船渡來之儀に付、見廻として家來差出候旨に候事、九月十九日
一水野左近將監、松平肥前守名代左衛門佐、按ずるに、肥

前守の嫡子なり、紅毛船出帆、魯西亞船渡來に付、見廻として罷越、紅毛船出帆後魯西亞船穩に付、廿一日に兩人共當所被引取、
九月廿一日

一魯西亞渡來に付、諸家當地見廻之事、文化甲子魯西亞船渡來記、
文化元年九月廿一日、宿次御用狀
以別紙申上之候

オロシヤ船渡來仕候に付、當沖神の島に挽入置候段者、去る八日申上置候、然る處右場所は波荒に而數日滯船難仕候間、同十四日神崎沖に繋替申候事、
一右船渡來仕候に付、當表爲見廻大村上總介儀、去る十六日罷越、例之通於御番所對話仕爲歸城、即日當地發足仕候事、

一右船渡來仕、阿蘭陀船出帆に付、去る十六日、松浦肥前守、同十八日、松平肥前守爲名代同姓左衛門佐、水野左近將監追々當表に罷越、例之通於御番所對話仕、阿蘭陀船見届、肥前守儀は昨廿日、左衛門佐、左近將監儀は、今廿一日當地發足仕候事、以上、
九月廿一日
成瀬因幡守
肥田豊後守

戸 采女正殿 牧 備前守様
土 大炊頭様 青 下野守様
同月廿一日、宿次
以別紙申入之候

魯西亞船渡來いたし候に付取計方伺書、去る十四日便差進、御承知之儀と存候、然る處右伺之内、彼國に致漂流候日本人送方之儀、一桁相洩候に付、則伺書相認、各様御控共二通り差進候間、御存寄も御座候は、御除加之上、戸采女正殿に御進達可被下候、尤先便差進候伺書、最早御下知相濟可申哉、左候は此度差進候伺書、早々御下知相濟候様御取計、御下知相濟次第、早便を以被差越候様致し度、此段申進候、以上、
九月廿一日
成瀬因幡守
肥田豊後守

柳生主膳正様
中川飛驒守様
同日宿次、十月八日老中青山下野守に、中川飛驒守進達、
日本人ヲロシヤ國に漂流之節、連渡方之儀に

付、奉伺候書付、

肥田豊後守
成瀬因幡守

此度ヲロシヤ船渡來仕候に付、彼國ケイヅルより差上候書翰寫之由、使節のヲロシヤ人レザノツト差出候書面之内に有之候、向後日本人彼國に漂流仕候は、右漂流人、日本之内何國之津に連渡可申哉之趣御座候、此度ヲロシヤ人申立候通商の儀、若御免も御座候は、長崎に連渡候様可申候得共、通商御免無之候は、漂流人送り方之儀如何挨拶可仕哉、是迄異國に漂流仕候日本人之儀は、阿蘭陀に引渡候得は、渡來之阿蘭陀船より連渡候間、ヲロシヤに漂流之者も、阿蘭陀方相送候様ヲロシヤ人挨拶可仕哉、此段奉伺候、以上、

子九月

肥田豊後守
成瀬因幡守雜事記

文化元年九月十五日

一掛り年寄より、魯西亞船の日用之諸品取計ひ、掛り并立會之者共名前申出、同廿二日、懸り年寄四郎兵衛宅において申渡候事、

書面二通被相渡左之通

高島四郎兵衛
年番町年寄の
波戶場役
白木利十郎
猪熊五兵衛

右之者共、此度渡來之魯西亞船滯船中、日用之諸品買調渡方等諸事、波戶場役一手之取扱申付候條、都而不益之入用不相懸様、夫々巨細途吟味取扱、諸事入念可相勤旨可申渡候由命せらる、長崎志續編、九月廿日

一例年今日、紅毛船致出帆候に付、諸家開役一同御役所へ罷出候付、右出帆之趣被相達、夏詰之者は勝手次第引取候様申達有之候得共、此度は魯西亞渡來に付、詰合無之候得者相達し詰させへ旨、去る寅年渡來用意之節伺候趣も有之に付、出帆之儀申渡後、左之趣被申渡、尤開役一同口達、

夏詰之者は、先例勝手次第引取候様達候得とも、此度は魯西亞船渡來に付、重而致沙汰候迄は致滯留候様命せらる、一十月十九日出宿繼到着、

一魯西亞國に漂流之日本人送越候に付、伺書進達、濟申來、長崎實錄大成、

同月廿二日、魯西亞船より檢使を乞ふ、よて奉行所より通詞を船中にゆかしむるに、使節レザノツト療養のため上陸の事、及び蘭船歸帆の便り國王に贈書の事等、數箇條の願あり、よて療養贈書の事は宥めあるへき旨、同月廿四日、通詞をもてレザノツトに達す、

文化甲子年九月廿二日

一魯西亞船より、昨夕迄番船を度々呼候に付、参り候處、申上度子細有之に付、御檢使御差出御座候様、漂流人通辯に而申聞候旨、廣間に届出る、
一右に付、大通詞石橋助左衛門、中山作三郎被差出、左之通申論候様被申付、乗船之儀は波戶場役呼出有之、用人より被申達、尤通辯中は守番船之内より一人立會候様、廣間當番より以切紙申達、有之、
一昨日守船迄檢使之儀乞候得共、其譯不相分容易檢使難差出候間、其方共差遣、候に付申立候次第承可來候、自然此間相願候湊挽入之儀にも候は、何分御規定に背き候間難申付、猶又島などへ端船にて上り度杯申儀も是亦不相成、尤船損所も有之由、是

等之儀は、其儘にて歸帆申付候譯も無之候、仍御下知修覆等可申付、何國之船たりとも信牌無之渡來に候得者、直に歸帆可申付御定に候へ共、魯西亞之儀は信牌拜受罷在候付、江府に相伺候事故、食用之外相願候儀、御下知無之内容易に難聞届旨命之、差向らる、

右之趣通辯致候處、使節之者又候左之趣申立、先達而より追々申上候通、私不快に付、上陸之上服藥保養等仕度、國元出船以來十四ヶ月に及び、船手之者共と違船中之勞強き趣を、醫師魯西亞人共申聞候間、此上は土風之風氣を請不申候而者、藥廻り方惡敷候由申聞候間、入湊上陸御免難被成儀候は、小島にても宜候間、步行杯少々も出來候様なる場所へ、御仁惠を以上陸被仰付度、且亦此度紅毛船歸帆に付、國王に之呈書差遣度段強而相願候、洋中に於て難船に逢、破損所出來垢水入候而、獻貢之品も甚心遣に候間取出し相渡度、彼是上陸御免も候は、船修覆、右品風入等も致し度奉願候、且鐵砲玉藥は御國法故先達而差上置候得共、此節紅毛船に而も鐵砲打候に、一向不打は異國に而は甚以恥辱

に相成候に付、朝夕一度つ、打候儀相願候趣、右申立次第吳々相願候由、

一右に付同廿四日、右兩人之通詞を以、願立候次第誠に無據儀共付、左之通直に申合、本船の差向立合之儀、例之通切紙を以被申達、

使節之者不快に有之、依上陸相願候得共、上陸之儀は決而不相成儀に候得共、申立候次第も黙止かたき儀に付、格別之儀を以て木鉢郷の腰掛場補理、全く保養として差遣、尤夜分は本船に罷歸り休み可申候、且本國の書翰遣度との儀、是以不相成儀に候得共、再應願に付格別之儀を以差免す、右書翰出來候は、封せずして此方の差遣候は、一覽之上下に遣すへき間、檢使目前に而是を封し直に相渡可申候、勿論紅毛人共の相達可遣候、左候得は無遲滯相届候事に候、且亦鐵砲打候儀申立候得共、紅毛船之儀は例年致渡來きたり候に付、格別之儀に候、不時異國船に差免候儀は無之、飛道具を恐候には聊も無之候へ共、御國法に有之故に候旨申諭候處、御請申上、今日兩人御差向置れ、有かたく奉存候、此間中追々奉願上候段は開濟難相成、前文二ヶ條御聞

届被成下候段、御仁惠之程重疊忝奉存旨、御禮申上候段、罷歸通詞共申上る、文化甲子魯西 亞船渡來記

同月廿五日、奉行所より通詞を遣し、今日より木鉢郷に上陸養生あるへき旨、レザノットに申渡し、またかれより國王への呈書を請とらしめ、奉行一覽し、翌廿六日手附をして其書を本船に遣し、レザノットの封印を檢し、頓て奉行所より歸帆の蘭人に託す、翌廿七日また檢使本船に赴き、レザノット上陸の時從者の事、及び夜中は本船に歸宿すへき旨を命す、よて番船等、警衛の事を沙汰し、且療養のため上陸を許せしよしを、御勘定奉行に因りて江戸に申旨あり、

文化元甲子年九月廿四日

一明る未明に木鉢郷の致渡海、先日勘定方より申渡有之通、腰掛様之物、早々取立候様、普請方役島谷左衛門、若杉吉兵衛、此度右掛り申付候間、左衛門被呼出、用人より申渡有之、

一右に付、御代官手代被呼出、同所外廻り矢來早々取建候様、用人より申達有之、
九月廿五日

一昨日より被申諭候、魯西亞人書翰之儀、今日相渡

申度旨に付請取として、大通詞兩人、小通詞一人被差向、例のごとく見守船之もの立合候様、廣間當番より切紙に而申達しあり、乗船は波戸場役の掛合差出させ候様申付る、且使節之者の再三之願に依而、木鉢郷の腰掛様之物取立有之候得共、火急之事故甚以兪略也、同所の上陸し、致養生候様申合、以通詞諭されし處、難有旨申出、猶亦書翰之儀國王への呈書并宿元の安否申遣度旨は一同之事故、此儀は相止、國王への呈書計に致し、紅毛船一艘計の遣候而は不慥候間、同様相認、二艘の一封つ、差遣度段相願、右呈書横文字二通并御奉行所御控として一通、右三封一緒に封印之上相渡候、奉行所に而御開封可被下旨申出候間、通詞共持歸り其段申出、右呈書大意使節之者の承合候處、右之通申聞候旨、大意和解相添、御役所の差出す、

魯西亞國王の使節役人レザノットより呈書大意和解

一殿下の容體を窺ひ、
一先月、カムシカットカより出船仕候處、同所近邊にて難風に逢ひ、其末琉球邊に於て亦々難風に逢

候得共、兩度とも恙なく相渡、當月七日自注、九月六日に相當る、日本長崎津に着船仕、使節役人始其外乗組之者共、一統別條なく罷在候、

一江戸拜禮之儀、長崎御奉行所より江戸表に御伺に相成に付、右御沙汰迄相待罷在候、隨而は御奉行所より日々食用之品等御差送被下、萬端厚く御手當被成下、一統之者共感荷仕候、右呈書は長崎御奉行所より蒙御免、此節歸帆阿蘭陀より咬啮吧表に向差越申候、

右之趣、魯西亞使節之役申口承り、和解仕差上申候、以上、

子九月廿五日

中山作三郎
馬場爲八郎

右之外に、序ながら左之三通相達吳候様申聞候由、則持歸り和解相添、御役所の差出す、

魯西亞使節之役人より紅毛甲必丹に差越候書狀大意和解

彌無御別條珍重存候、然は此節御奉行所の相願、國王への呈書二通、此節歸帆之船より差越申度候間、一通宛當船に御渡し、咬啮吧表着岸之上、本國に

相届候様御頼仕候、
右之趣候由、使節役人申口承り、和解仕差上申候、
以上、

子九月廿五日

石橋助左衛門
中山作三郎
馬場爲八郎

魯西亞船頭より紅毛二番船之頭に差越候書狀
大意和解

彌御無事珍重存候、然處此節拙者共儀無事に致着
船候儀、國元親族共の書狀を以申遣度候得共、不能
其儀候故、其元咬嚼吧御着船之上、國元の拙者共御
當津の恙なく着船、無事に罷在候儀御申越被下候
様、深く御頼仕候、
右之趣、魯西亞船頭申口承り、和解仕差上申候、以
上、

子九月廿五日

石橋助左衛門
中山作三郎
馬場爲八郎

右書翰二通は夫々の可遣旨、且又使節より甲必丹
の頼物二品之儀、聊之品に候得者、承り届け遣候様、

用人より通詞共の被申渡、
九月廿六日

一松平官兵衛非番持臺場固め等見廻りとして、名
代黒田甲斐守昨夕着崎、今日御役所において被遂
對話、

一魯西亞使節之者より昨日差出候國王の之呈書、
改之上白木之箱に入被差向候に付、右封し目見届
爲檢使、手附出役松崎仲助、菊澤左兵衛被差越、尤是
迄罷越候通詞共、御役所附等召連、波戸場より公船
靜海丸に乗船、魯西亞本船の罷越、呈書二通甲必丹
の之一封、并紅毛二番船の之一封、使節の檢使のも
のより相渡し、檢使目通に而相封し、直に差出、夫々
の役所より御達し被下候様相願候に付、請取歸之
上御役所の差出候間、右呈書二通は紅毛船二艘の
一通つ、早々咬嚼吧表着船之上は、魯西亞國の相
達可遣旨、甲必丹の通詞を以て被達、兩船の一通
つ、出島より相渡候、且使節より甲必丹の之一封、
魯西亞船頭より紅毛一番船之頭の之一封も、直に
通詞共より可差遣旨、用人より被相通候事、
九月廿七日

一官兵衛名代甲斐守儀、昨日沖非番方持御臺場固
守方見廻候處、別條無之旨、御役所へ又候罷出對話
之上被申述、此儀今日宿繼より被及言上、

一木鉢郷腰掛皆出来に付、魯西亞使節之者の被申
渡、爲檢使手附出役上川傳右衛門、給人佐野喜作被
差向、乗船は靜海丸に而差越され、御役所附通詞共
例之通召連、本船の乗移り、左之こく申渡さる、

木鉢腰掛出来に付、先日右場所の罷越節被申
渡通相心得、日之内計罷越、夜は本船の罷歸相休
申へし、尤タバコ食用之品持參之儀差免し、同
所の召連、人數十人不過様被申渡候處、難有旨申
出、

一今日より直に同所の罷越、一通り場所見廻り使
節、其外魯西亞人共、程なく本船の罷歸、右見届上
檢使、并通詞之者引取、右之趣申出、

一右之通、今日より木鉢郷の魯西亞人共日々罷越
候に付、左之通向々の從用人申達し有之、
一魯西亞本船より木鉢郷迄之内、見守番船之儀相
廻候様、肥前、筑前開役、御代官并年番、其外掛り
町年寄にも命せらる、右番船左之通、

一隱密方一人乗一艘 一盜賊方一人乗一艘

一船改方一人乗一艘 一遠見番兩人乗一艘

一御役所附一人宛四艘 一遠見番兩人乗一艘

一御役所附、觸頭呼出され、沖見守中、日々魯西亞

人木鉢郷の揚り候之趣、繋り番船の申聞候は、早

早肥前御番船の相通し、固番船出候は、揚り候様、

魯西亞船の申渡、警固見守送等申へき旨相達候様、

用人より被申渡、

一沖出役方同役殘居候者共被呼出、加役船三艘之

内申合せ、魯西亞人木鉢の參候節、一艘は本船を相

守、一艘は揚り候場所途中見守り、折々陸手矢來外

見物等も萬一有之節は、不相成趣申談可心附旨被

申達、

一木鉢郷之内に有之沖見送り番所の、此節紅毛船

出帆に付、遠見番兩組之者迄沖見送と唱、兩人つ、

相詰罷在候に付、兩人とも晝は船に而相守、夜は見

送番所の罷越相詰、矢來内見廻り、魯西亞人腰掛場

の相用候舖物之類、一切見送番所預け置申へき旨

夫々の被申渡、御役所附并兩組之者一人宛乗組候

守船四艘之内より、此度出来矢來番所の、二人宛四

人、右守船より相分相勤候様、尤場所節々見守候様、御役所附觸頭に被申渡候事、
 一旅人方船改方沖船居殘之上、市中廻り手透之節は、代々木鉢郷陸手近邊相廻可申哉之旨申出候に付、其通り可相心得旨被申渡、
 一今日より魯西亞人木鉢郷に揚候に付、右近邊に者市中郷中他領之もの共、萬一心得違に而、見物杯罷出候者も可有之に付、制方致し、其上に而押而見物に罷出候者も有之候は、召捕へ可差出之の旨、且御代官支配所村々に申達、手代共も日々見廻らせ候様申達有之、猶亦見守船陸手廻方之ものを用入より申達有之、
 一懸り、年番町年寄の、市中之者杯若又心得違等も有之へき哉に付、向々右之通申渡候へ共、猶念之爲用人より被申渡、
 一肥前、筑前并大村開役にも申達置候、
 一年番并月役乙名にも、若船に而罷出候者も有之間敷にも無之候に付、右之通申渡置候間、其段相心得、心付け候様被達、
 一盜賊方、隱密方、御役所附觸頭呼出され、沖手見守

船中の、若心得違に而見物等に罷出候者有之候は、召捕差出し可申旨相達候様申渡、長崎實録大成、
 文化元年九月廿七日、長崎奉行自書出
 一オロシヤ船相替儀無御座候、然處上陸之儀度々強而相願申候得共、江戸表御下知無之候ては、決而上陸之儀は難相成國法之趣、得と利害申聞置候處、此度爲使節罷渡候レザノット儀、洋中より病氣に罷在、浮腫等有之、色々療養相加候得共、兎角疔と不仕、右は全く、去夏以來數月船中之住居に而、土氣を不請故之儀に付、折々陸地に揚り、土を踏不申候而は全快不仕旨、外科オロシヤ人申聞候に付、何卒爲養生上陸差免候様、再應申聞候得共、オロシヤ人病人有之候節上陸之儀も、先便共相伺候處、病人にても容易上陸は難相成旨、御下知も有之候間、猶又上陸之儀は不相成段、利解爲申聞候得共、兎角承伏不仕、誠上陸不相叶候而は、病氣平癒之期も無御座、追々差重り、終には落命も可仕、何とも残念之儀に御座候間、何卒いか様成島へとも、晝之内折々揚り養生仕度、落涙いたし相歎實々病氣之様子、右申立候趣に相違無之、餘程腫氣も相見候由、檢使之もの

共申聞候、依之得と勤辨仕候處、異國之者連も人情に相替儀も無之、其上一體右レザノット者、彼國身からも宜敷者にて、是迄船住居等いたし候儀も無之處、去年來數月之船住居、度々難風等にも逢、殊之外難澁、彼是に而氣分等も不相勝、腫氣等も有之候様子に相聞、何とも不便之儀、右晝之内島へ成とも揚り度願之趣をも不相成と申聞候は、不仁之取計と相心得、萬一病死等致し候は、オロシヤ人一同厚く相恨可申、依之得と評議仕候處、晝之内折々人家無之島などへ揚候儀は、敢而上陸と唱候程之儀にも無之、警固之者附置候は、別條之儀も有之間敷被存候間、平ら成島を見立候得共、いづれも山にて平地無之候間、此節オロシヤ船繋り居候少し脇に、木鉢郷と申所、餘程人家離れ候濱手に、三百坪餘之場所相見え候間、右之場所の丈夫之竹矢來等致し、右竹矢來之内、少々休息も相成候腰掛候様成小屋取修理、折々右之場所の晝之内揚候様に取極め、尤右之節警固等之儀、夫々手當申付候、右は折折晝計少し之内、養生に濱手矢來之内の揚申候儀故、敢而上陸と唱候程之儀に無御座候間、言上等は

不仕候間、右之趣得と各様より被仰上被下候様仕度奉存候、委細之儀は、因幡守歸府之上申上候様可仕候、オロシヤ人申立候儀實事にて難默止、右之趣に取計申候、何分宜敷御賢察之上、被仰上置可被下候様奉願候、以上、
 九月廿七日
 成瀬因幡守
 肥田豊後守
 柳生主膳正様
 中川飛驒守 様 管西亞一件、

通航一覽卷之二百七十八

魯西亞國部六

○渡來并通商願

文化元甲子年九月下旬より、魯西亞船修補の事を願ふ、よて十月五日、船を太田尾に繋替、荷物を唐船に移し、使節等これに移るへき旨を達し、同九日かの船繋替ありて、同十五日唐船一艘を渡すに、其船堅牢ならずして荷物移しがたきにより、本船修理の間、獻物蔵入ならびに役人上陸の事を切に願ふ、其願ひ謂れあるをもて、上陸を許すへきむね、同十八日江戸に言上す、船修補のため木材を陸に移し、或は木材を請事しはく、なり、また船繋りへ、及び上陸の度々必警固の動きあり、逐條引書に就て知る

文化元甲子年九月廿七日

一今日檢使被差出候節、使節之者より、先月中も申出候船修覆之儀、上廻り此間より取掛り造作致し候得共、船底垢入之儀は、荷揚之上に而船を横に致し、巻肌を加へ、其上銅に而包み、又はチャンに而留候へは、神崎沖に而は出來難く、垢入之儀は、繋中も

甚心元なく存し候間、何卒賢察之程相願候之旨、以通詞申出、

九月廿九日

一廿七日、魯西亞船修覆之儀申立候次第、餘儀なき趣相聞え、追々寒氣にも赴候間、早々取掛り可申旨、尤先年紅毛船修覆之節は、船傾候のみに而、乗組之者上陸不致候得共、此節は如何様之手段にて候哉之段、通詞共より相尋候處、左之通答申出る、本船岡手に引上候儀難相成、浮け修覆仕候に付、木鉢郷に而は場所不宜、借又修覆に取掛已前、獻上物并食物類其外輕荷諸道具に至迄、不殘船卸致し、浮け不申候而は、船底漏り候場所見わけ相成かたく、依之紅毛船出帆後、唯今阿蘭陀船繋居所自注、此處、太田尾、に本船を繋直し、日本船を脇につけ、諸荷物并乗組之者船移り致し、船を浮申度候、右之通船移し帆柱船具等取除候儀、凡一ヶ月程も相懸可申哉、左候得は、夫迄には御下知も可有之、左候は、湊内相應之場所岡手近く本船を寄せ修覆仕度旨、尙又申立候段、通詞共罷歸申出候事、

十月朔日

一肥前開役の魯西亞船修覆に付、太田尾の繋替候而は、御番所程近く相成に付、一應用人を以被掛合候處、繋き替相成候而も、御番所障候儀無之旨申出、

一右に付、筑前開役の、右同斷之趣懸合有之候、

十月五日

一今日、魯西亞船修覆之儀に付、本船の通詞兩人共被差向候に付、例之通以差紙申論され方左之通、追々申立候船漏り修覆之儀は、格別之儀に付、御下知已前は難致儀に候得共、阿蘭陀船當時太田尾出船後、同所を繋け直しにも可致候、左候は、彌修覆可相成哉、積荷物移し候日本之大船、當湊に當時廻り合無之に付、唐船明き船借渡可申哉、左候は、荷物積移し、使節之者其外共乗移り、修覆中住居可申、右荷物移候には、手人數に而相濟可申哉、尤唐船碇之利方不宜候故、其方用意碇に而繋可申段、通詞共を以被申開候之處、左之如く答、

未御下知以前格別之御儀に而、修覆繋き替も可被仰付哉之段、忝奉存候、修覆之儀船頭共申出候は、船底上廻り漏候へは、船を傾浮け修覆相成候得共、卷

肌邊之損し所故、岡手に引上不申候而は難相成、先繋替、船浮け候上ならては相決不申候、唐船獻上物其外輕荷等迄一船に積移し候儀難相成候に付、石火矢其外輕荷之分は、近邊陸地へ揚置申度、荷物積移之儀、手水主に而相濟し可申、碇綱之儀は差出可申、紅毛船出帆と申候而も、風に寄出帆之程相知れ不申候、右手數之内に御下知有之候得者、各手數不用に相成候に付、紅毛船出帆之上、通詞共に罷越吳候様申開候段、罷歸申出、

十月八日

一魯西亞本船の通詞兩人被差越候に付、例之通守番船の立會差紙爲持、差越たる輕荷之儀、陸に上げ置候儀不締に付、唐船二艘を借渡し可申間、紅毛船も出帆に付、明日にも繋替可申哉之段、通詞共より被申開處、難有奉存候之由、何れも差支之筋無之旨返答申出、

一右に付、本船太田尾の繋け替被申渡、左之向々に被達候に付、御代官に檢使乗船手當被申達、

一肥前開役の、右に付檢使手當之儀被相達、尤數艘には不及之旨、以用人被達置、

一筑前は肥前方より警固之儀申達、
 一大村開役被呼出、右繋替之儀、大浦固め船中にも、
 通達之儀被相達、沖守番船中、右同斷之儀、夫々
 呼出之上被申渡、

一波戸場役、右に付乗船等之手當被申渡、
 一右に付、檢使手當等用人より被申渡、

十月九日

一今日、魯西亞船修覆之儀、神崎沖にては浪立出來
 兼候に付、繋け替被申付、依之見届爲檢使、手附行方
 覺左衛門、清水藤十郎、御役所附通詞共召連、本船に
 罷越、右之趣被申渡相濟、挽船を以挽直し相濟、船
 頭左之如く申立、魯西亞船上廻りに有之候材木等、
 唐船に積移し候而は、献上物等船移し仕候に付相
 障候に付、右は木鉢郷のバツテイラを差出し、濱手
 へ圍置候而も可然哉之段申立候旨、檢使歸陸之上
 言上す、

十月十日

一昨日、魯西亞船より申立候木鉢郷の材木并其外
 不用之輕荷共取卸之儀、承り届有之、通詞本船に被
 差越、其段申渡しあり、例之通差紙を送らる、材木數

左の如し、

一大材木十六本 一中同十六本 以上三十二本
 一右に付、同所之役人、右木品輕荷等も一同預
 り候様、御代官を以て被申渡候、

一見守番船中、修覆中木鉢の材木輕荷等取揚げ
 候段申達候之様、御役所附觸頭の被爲達、

一肥前、筑前開役にも、右之趣用人より被申達、

一同所開役中より、魯西亞船繋替相濟候後、別條無
 之旨、沖番頭より届出、

一船修覆取掛候内、バツテイラをも手入致し度候
 得共、板類無之候間、左之通相願候間、通詞共を以て
 承届有之候段被申聞、翌日掛り年寄に、注文板差遣
 候様申渡有之、

板二枚、但、長さ九尺程、厚さ六寸程、幅九寸程、
 以上、

十月十三日

一本船に通詞被差越候に付、守番船之内より一人
 立會之儀、差紙を以被達、書付左之通、
 先達而献上物輕荷等、唐船一艘に積受候而は、輕荷
 献上物之上積に相成候に付、輕荷之分は陸上致し

度旨、左候は、唐船二艘借渡し可申間、積分候様申
 渡置候得共、唐船浮方急々出來兼、一艘は兩三日中
 には相廻るへく、一艘は永く泥にすえ置候故か、底
 に修覆所出來、其儘難差向、右修理迄は及延引候
 間、先一艘に使節之者并献上物共乗移り、輕荷等は
 材木同様木鉢に揚げ置、早々修覆取懸り候方可然
 候、

右之通申論有之候處、左之通答候旨、

段々御心配被成下候段、難有奉存候得共、献上物并
 酒食其外諸道具等積移し候には、一艘にて不足に
 御座候、輕荷は石鐵等多く有之、バツテイラにて凡
 百艘程も可有之哉、然るに木鉢迄に一里程も有之
 候得者、至而遠方にて不辨に候間、太田尾近邊之濱
 手に差置申度旨、

一水主、加子之者共食用之パン拂底に相成を、麥粉
 多分用意に付、右粉を以焼立之儀相願候旨、通詞よ
 り申出、

一右パン焼立之儀、品々取計遣し候様、懸り年寄に
 用人より申渡し有之、

一右太田尾近邊に輕荷上げ場所、内々見繕ひ候様、

波戸場役の用人より申渡し有之處、左之處可然旨
 翌日申出、

太田尾之御臺場より一町半ほど沖之方、荒畑
白注、七間、
十五間程、

十月十五日

一昨日波戸場役申立候魯西亞輕荷卸場所借請之
 儀、御代官に被申達、

一魯西亞船修覆中、唐船一艘、今日挽附け被貸渡候
 儀、同船輕荷鐵石之類、太田尾近邊において揚方可
 被申付により、近日中右輕荷之類揚方可致候、右之
 段可相心得旨、守番船中の用人より被申渡、

一肥前、筑前、大村開役被呼出、右唐船借し渡に付、
 今日引附可申、并輕荷揚方等之儀相達、尤沖御番手
 中へも爲心得可申達旨、用人より被及口達、

一魯西亞本船に、右差引として通詞兩人被差越、尤
 差紙を以被達、唐船挽所等相改引渡可申、輕荷取揚
 場所近邊にて見繕可相渡段、使節之者の申達有之
 處、早速唐船に魯西亞人共乗移り見分之上、左之通
 申立、
 唐船見分致させ候處、住居所無之、殊に船底には垢

水入、其上雨覆も無之候に付、大切之献上物積移しかたたく、住居所も無之所は、使節之者連も乗移り相成かたたく、尤酒食其外手廻り水主之者共は乗移らせ可申、献上物、使節之者其外役掛り之向は、上陸被仰付候様申聞候に付、通詞共より、其儀は先日より申諭候通、未御下知無之故御免難被成旨、再應申聞候得共、承引不仕、是非願立候様申聞候旨、通詞共罷歸、右之趣申出、

一右に付、唐船は日雇頭等番に被附置、今日引渡し不相濟、唐方紅毛共通詞共申請引取、右之趣等届出、

一魯西亞船の、梅ヶ崎上陸場所之儀に付、通詞兩人被差越、尤例之通差紙被爲持候、使節之者申立候者、先達而中より追々船損之所々より垢入候間、上陸之儀願候旨、兩御奉行所宛願書一通差出候旨にて持歸り、直に大意和解申付下られ候處、翌日取調へ差出、左之通、

先達而も申上候通、カムシカトカ之地より御當國の乗渡候節、兩度難風に逢、既に危き處を漸く相凌、御當津着船仕候、然る處船所々損候故、上廻り

追々修覆加候得共、船底洩次第に手強く相成、垢水日々に相増、此儘に而何分出帆も難相成、品々修覆相加度候得共、底廻り之事故、献上物其外酒食輕荷等迄取卸し、乗組之内も上陸不仕候而者、何分修覆相成かたたく、此上者垢水相増候時は、献上物等は勿論、數多之乗組人命にも相拘り候儀に御座候、其上使節之者も久々相病、今以相勝不申難儀至極之仕合に御座候、是等之趣何卒御憐察被成下、格別之思召を以、献上物其外酒食手廻等藏入被仰付、使節之者始乗組之内、上陸御免被仰付被下候は、早々船底修覆相加へ、御陰を以無難に歸帆仕度、重疊御願申上候、

右者、魯西亞使節之役レザノット差上候書面之趣、是を承り和解仕差上申候、以上、

子十月

石橋 助左衛門

中山 作三郎長崎實録大成

文化元年十月十八日、老中戸田采女正、牧野備前守、土井大炊頭、青山下野守の肥田豊後守、成瀬因幡守より宿次御用狀之内、

以別紙申上候

オロシヤ船、神崎沖の繫替候段は、去月廿一日申上置候、然處船破損有之、垢水差入候に付、修覆等仕度旨、右神崎之儀は、沖手に而少にても風有之候得は波立、修覆も難仕場所に付、風請宜場所の繫替之儀、オロシヤ人強而申立候、依之相糺候處、申立候趣相違も無御座候間、去る九日太田尾と申所へ繫替申候事、

同日宿繼を以出す、

以別紙申入之候

オロシヤ船之儀、先達而洋中にて度々難風に逢、破損所出来、追々垢差入、修覆不相加候而は歸帆難致候間、修覆致し度旨、右に付上陸差免候様申聞候に付、上陸之儀は不相伺候而は難相成候間、可成丈船居修覆致し候様申聞候處、上廻り之所は追々居修覆いたし候得共、垢入候所は餘程底と相見、居修覆に者難致、荷物も取揚上陸不致候而者、修覆出来不致候間、上陸之儀頻而申聞候、依之致評議候處、右申立趣無餘儀相聞、相違も無御座候は、船修覆中取締宜場所の警固手配いたし、上陸爲致候様取計可申旨、別紙之通申上置相認、各様御控とも二通差

進候間、委細は右書面に而被成御承知、思召も無御座候は、戸采女正殿の御進達可被下候、以上、

十月十八日

成瀬 因幡守

肥田 豊後守

柳生 主膳 正様

中川 飛騨 守様

同日宿次を以出す、十一月十一日、柳生主膳正より進達、

采女正殿

オロシヤ人上陸之儀申上候書付

肥田 豊後守

成瀬 因幡守

オロシヤ船之儀、先達而洋中にて度々難風に逢、破損所出来、追々あか差入、修覆不相加候而は、歸帆難仕候間、修覆仕度旨、右に付上陸差免候様申聞候に付、上陸之儀は、江戸表御下知無之候而は難相成候間、可成丈船居修覆仕候様申聞候所、上廻り之處者追々居修覆に仕候得共、あか入候所は餘程底と相見候間、居修覆には難仕、荷物等も揚げ、上陸不仕候而は修覆出来不仕候間、何分上陸差免候様、頻而申聞候、依之評議仕候處、實に船破損有之、修覆不仕候

而は歸帆も難仕由、段々申立候趣無餘儀相聞候に付、彌申立候通相違も無之候は、いつれ修覆中は上陸爲仕候より外に仕方も無之候間、此上得と相糺、申立候通相違無之、歸帆難仕體に御座候は、取締宜敷場所夫々警固手配等任、上陸爲仕候様可奉存候、尤異國船漂着仕候節船破損仕、乗船難成に付、異國人共上陸爲仕候儀も有之、右體不得止時節は、異國人たり共上陸爲仕候儀に付、此節オロシヤ船之儀も、船破損相違も無御座候上は、上陸之積り取計候様可仕候、勿論伺之上、取計候様にも可仕候得共、御下知迄日數も相掛り候内、オロシヤ船破損も相増、萬一之儀御座候節は、人命にも拘り候儀に付、不得止事候節は、右之通取計候様可仕候、此段申上置候、已上、

十月

肥田豊後守 成瀬因幡守

魯西亞一件○按するに、以下の記事本日、
り後の事にわたれども、姑く因に存す、
文化元年十一月四日

一魯西亞船より、通詞一人罷越吳候様申候に付、中山作三郎、例之通差紙持參候處、猶又垢入相増に付、

上陸之儀幾重にも願吳候様、并修理用板寸法書付之通願出、
板九十枚、但、長一丈九尺程、幅一尺八寸程、厚三寸餘、以上、
一右板吟味之儀、掛り年寄の用人より被相違、
十一月十一日
一先日願立候板寸法之通無之に付、杉板十二枚被相渡候積、掛り年寄の申達有之、魯西亞船の通詞を以被申送、
十一月十五日

一帆柱に相用候楠一本相願、
楠一本、但、長さ一丈程、幅一尺一寸程、厚六分程、

右之通、通詞共より書取に而申出、右楠之儀は掛り町年寄の用人より相違有之事、
十一月廿五日

一出役之通詞罷歸、左之通願候旨、
船頭其外之者共之儀、船具修覆方差圖として、梅ヶ崎の上陸、夜分者本船の歸り候旨、
バツテイラ二艘共修覆取掛候に付、手近なる磯の

挽上、大工魯西亞揚り、作事仕候儀に付、場所御渡被下置度、尤一艘宛取掛候由、
本船修覆之儀、是者先づうは廻り取掛り出來候はは、底之方取掛り候旨、

一右船頭本船より、梅ヶ崎の者往返共守り船三艘宛附け送り、水門外輪肥前守船より請取、開門内之鑑者番人より開せ可申積、依之肥前并守番船加役、遠見番御役所附、其外掛り合候向々被呼出、用人より被申渡、

十一月廿六日
一右に付、上陸人數日々増減も出來可申哉に付、日可相届哉之旨窺出候に付、其通心得可申旨、御役所附觸頭被申渡、日々帳面にて書出候事、

十二月廿三日
一梅ヶ崎修覆用に付、通詞共被差越候處、右用向之外左之通願出、

一漂流人之内、津太夫、左平兩人病氣に付、早々日本醫師服藥爲仕度事、

一先達而木鉢郷の揚げ置材木之内、繼柱帆桁等本船に取寄申度事、

帆柱に相用候バラダ、右は杉に而新に御拵被下度、右手本可差出魯西亞大工二人に而、本船其外修覆手張候間、延引に相成に付、當津においても拵之儀相願候旨、
一御代官并肥前開役、大村開役の、右魯西亞人共木鉢郷之繼柱帆桁等、本船の取寄申度旨に付、明日魯西亞人同所に參り候間、其段可相心得、肥前方へは往返見守船之儀、口達を以被及沙汰、
一右に付、此方守船中并通詞御役所附出役有之様、用人より被申渡、翌廿六日本船の取寄相濟候事、
一魯西亞船損所修覆用、被相渡品立有増左之通、
一楠角物二本 一同曲り木八本 一同板三十枚
一杉板七枚 一杉丸太八本 一松板十七枚
一檜木九本 一銅延板五百枚 一銅釘七十五斤
一漉直し紙五十斤 一唐の土三十斤 一竹二十七本 一魯西亞船帆柱に相用ひ候バラダ、新規
此方において拵候分、手間木口共代七百五十九匁五分七厘八毛、文化甲子魯西亞船渡來記、
同月廿三日、老中書取及び御勘定奉行の添狀到着す、こは慶長頃外國より渡來の使節扱方舊記、及び今度

の使節阿蘭陀甲必丹と應對の高下、且船中貯等の事を探索して注進あるへき旨なり、よて同廿五日、奉行より具に記してこれに答ふ、
文化元年甲子十月廿三日、去十三日出江戸より宿繼長崎着、

以別紙申入候

オロシヤ船渡來に付、取扱方法并船中食物等之儀に付、大炊頭殿御書取二通、着便を以申遣候様、今十三日御渡被成候に付、御本紙二通差進申候、按ず一、通令所見なし、委細之儀は、右御書面にて御承知、御札之上早々被御申越候様存候、已上、

十月十三日

中川飛驒守

肥田豊後守様

成瀬因幡守様

土井大炊頭殿御書取二通差越、

一慶長之頃、安南、呂宋、東埔寨、暹羅、阿媽港、占城、其外之國々よりも、使節等差越候儀有之候、其節於長崎應對之様子取扱方法等、若古き留帳杯に記し有之候儀は無之哉、相糺可被申越事、
一此度長崎に來着候魯西亞人共、阿蘭陀人の應對

之様子、格別見下し候趣に而、阿蘭陀人よりも手を下候哉、又は左も無之哉之事、

一船中之用意食物等多分に持参いたし、越年も候程之手當に相見候哉之事、

右之趣、内々相探申越候様可被致候事、

同月廿五日、宿次を以出す、

一オロシヤ船渡來に付、取扱方法并船中食物等之儀に付、土井大炊頭殿御書取二通、急便を以被差越候様去る十三日御渡被成候に付、御本紙二通被遣之、落手承知之段は、今便及御答候、然處慶長之頃之書留は一向無御座候、且又オロシヤ人、阿蘭陀カピタンに應對之儀、檢使之者申聞候趣并食物等之儀、申上書各様御控共二通差進候間、委細は右書面に而被成御承知、思召も無御座候は、大炊頭殿に御進達可被下候、

一承應二巳年、暹羅使船渡來之節、挨拶可申遣旨之御奉書之書留、元祿五申年、東埔寨出商船に國王より之書翰音物差越候節、相伺御下知之趣申來候書留、并同八亥年、安南國王より書狀音物差送候節之御下知書、元文五申年、寛保二戌年、東埔寨國之者渡

來、書翰進物等持渡り候節之書留有之候間、右之分書抜、別紙一冊各様御見合にも可相成と被存候間、差進申候、御尋等之節宜被仰上被下候、以上、

十月廿五日

成瀬因幡守

肥田豊後守

柳生主膳正殿

中川飛驒守殿

猶以承應二、元祿五、同八之書留は、年古き儀に而、往返御用狀無之、御奉書御下知等之儀に付、書留有之候、右之外には其頃之書留相見不申候、以上、

同日、宿繼を以出す、十一月六日、老中土井大炊頭、中川飛驒守より進達、

異國より使者差越候節之記録并オロシヤ人阿蘭陀カピタンに應對之様、船中食物等之儀申上候書付

肥田豊後守

成瀬因幡守

慶長之頃、長崎に渡來仕候安南、東埔寨、暹羅、阿媽港、占城、其外之國々より、使者等差越候節之取扱

記録等、相糺可申上旨、奉承知候、然る處慶長之頃之書留は一向無御座候、

一オロシヤ人共阿蘭陀人の應對之様子、各別見下し候趣にて、阿蘭陀人よりも手を下げ候哉、又は左も無之哉之段、此儀、阿蘭陀カピタン、オロシヤ船に罷越應對之様子、カピタン各別に譲り候様子にも無之、オロシヤ國使節之者よりも、見下し候體にも不相見、同輩位に挨拶致候趣に相見候旨、右應對之節罷越候檢使之者申聞候、按ずるに、前冊に載す暹羅異國かの船中において應對の時、使節の服色を見て甚怖れ、使節また甲必丹をいやしめし見たり、さるを今奉行から應對を同格のよし言上せしは不審なり、こは深意ありての事にや、その趣意察しかたし、一船中之用意食物等多分に持参いたし、越年も候程之手當に相見候哉之段、此儀、去年出帆之砌食物凡三ヶ年分程用意にて罷越候趣に御座候、依之此段申上候、以上、

子十月

肥田豊後守

成瀬因幡守

通航一覽卷之二百七十八終

通航一覽卷之二百七十九

魯西亞國部七

○渡來并通商願

文化元甲子年十一月十五日、使節レザノツト以下役掛りの輩、同十七日より梅ヶ崎に上陸あるへき旨、通詞をもて達し、此日檢使として本船及び梅ヶ崎に手附を遣し、送迎警固等の事を沙汰せしめ、同十八日、奉行江府に言上す、また上陸によりて、しはく肥前、筑前、大村の開役に御固の事を沙汰す、

文化元甲子年十一月十四日

一肥前、筑前、大村開役被呼出、左之通用人を以口達、

魯西亞船之儀、破損所有之、數日滯船候に付、垢入等も相増候に付、修覆取懸度旨、延引に相成候而者、晝夜とも不安心に存候間、是非其上陸致させ吳候様再三申立、誠に人命にも拘り候事故、不得止事儀に付、船修覆中梅ヶ崎に上陸申付候、尤來る十七日右之趣可被申渡積りに候、

一右に付、梅ヶ崎海手之方者、當番にて固め可有之事、

一同所より見渡す向之方者、筑前藏屋敷水の浦側非番方にて固め可有之事、

一大村に而者、同所上手者領分にも候間、岡手之方同所矢來内番所固め可有之事、

但、番所之儀、明四ツ時掛り年寄より引渡候様被申渡、

右に付問合之儀も候は、以書付可申開旨被爲達、

一右に付、筑前開役より、左之書付差出、

松平官兵衛水之浦屋敷、并稻佐郷之内大鳥崎用地にも幕張致し、人數少々差置、旗長柄鍵等飾付、水の浦屋敷前船に武器飾り、左之通繫き置申儀に御座候、

五十六挺立一艘 五十挺立〇〇 四十二挺立二艘

三十八挺立二艘 十四挺立一艘 十二挺立一艘

四挺小早二艘 八挺立但敵船遺、一艘 二百石積荷船一艘 小船十艘 以上

十一月十四日

松平官兵衛内
上原源一郎

十一月十五日

一昨日、掛り年寄高島四郎兵衛、梅ヶ崎大番所引渡候旨、并小番所二ヶ所之内一ヶ所者至而手狭に付、建増之儀申出候に付、早々致手當候様申渡有之、

一大村開役罷出、今日梅ヶ崎大番所請取候旨届出、且又右御番所相詰候人數、手當之書付差出、翌日可然之旨被及挨拶、

今度渡來之魯西亞船相損、修覆相加度旨相願候由、是に依て魯西亞人梅ヶ崎に來、十七日上陸被仰付候に付、番手差出可申、則大番所御引渡可被成旨、昨日家來之者被召呼、御達之趣承知致し候、是に依て、左之通り番手差出候覺悟に御座候、

一總頭二手

右、總人數、百人餘、内物頭二人、但騎馬、與力四人、右之外弓鐵砲之者足輕、又者、

一火消一手

右、總人數、二百二十五人、
内用人一人、物頭一人、但、組子者召、馬廻四人、右之外、目付一人、歩行士八人、右之外足輕、又者、

右之通御座候、以上、

十一月十五日

大村上總介内
北條奎之允

一魯西亞船の通詞兩人被差越、左之通被申合、再應之願に依而、來十七日梅ヶ崎に上陸可被申付哉に付、當日差懸り被申渡候而者差支可申哉に付、先内分其用意致候様、右に付荷物揚方等之儀、願くは魯西亞人計にて取計候様、彼是辨理宜く談し參候様、右等之趣通詞共より被爲申論、

右に付、守番船通詞中立會之儀、如例差紙廣間當番より被差越、前書之趣被申聞候處、左之如く相答、明後十七日、上陸可被仰付御内沙汰奉承知、重疊難有奉存候、

一明日五人程上陸爲仕、一應御場所見せ、手道具等差置作略仕り度奉存候、其上明後十七日、使節之者上陸仕り度奉願候事、

右之趣、被聞届かた、明後日朝之内にも通詞共罷越召連、一と通り爲見可申旨、被申達、

一魯西亞人より御迎船に者、頭分之者計致乗船、餘者パッテイラにて上陸仕り度、尤御船之模様により、役懸之者も乗り込せ申度由、

但し、此御迎船と魯西亞人申候者、肥前當番に付、彼方にて用意船相廻し有之に付、五十六挺立之船、上陸之節本船より梅ヶ崎迄の間通ひ候、使節之者の馳走として被差向候積り、

一 明後十七日、上陸之節、手廻之類持卸候に付、右者バツテイラより運送仕度事、

一 荷揚之儀者、上陸翌日より取懸申度、尤日本之ダシベイにて水揚蔵入等も、日本人日雇に仕度事、

一 漂流日本人之儀も、一同上陸爲仕度候事、

一 上下十四五人程も上陸仕、餘者折々交代仕、上陸仕度候事、

一 大村開役左之伺書差出す、

一 御圍内外萬一急火之節、魯西亞立退き場所、何方に相極候哉、且右之節魯西亞人前後之警固、御奉行所より被差出候哉之事、

(附札)書面立退場之儀者、新地と相定む、尤陸手より立退候節者、其御番手より警固之積り可有心得候事、

但、海手之方より立退候節者、松平肥前守方より警固有之候積り、

一 魯西亞人館門外、且御圍外晝夜火廻り等之儀、御奉行所より被仰付候哉、此方より可差出哉之事、
(附札)書面火廻り番之儀者、其御番手之内より心得可有之候、尤御役所よりも見廻り差出候事、
一 御圍門出入、此方之者共札にても爲持可申哉之事、

(附札)書面之通心得可然候、

右之通奉窺候、以上、

大村上總介内

北條 奎之允

十一月十六日

一 右同人に、魯西亞人共明十七日朝五六人、梅ヶ崎に罷出、見分之上本船に引取、其後使節之者上陸之手筈に候間、其以前同所番詰有之様、用人を以被爲達、

一 肥前開役被呼出、左之通用人を以被爲達、

魯西亞人、明十七日梅ヶ崎に上陸被申渡に付、先日談置かれし通、右之乗舟差出可有之由、

使節より先魯西亞人共場所見繕として、梅ヶ崎に罷越引取、夫より上陸、

總類役中にも、爲心得上陸之儀、致通達置かるへく

候由、

上陸之中、自然出火之節者、立退場所新地と定置候、海手立退候節者、御番手より警固可被心得候之由、

但、水門之儀二重門に相成、外門之鑑者、御番手に相渡置可申候、陸手之方より立退候節は、大村御番にて心得之事、

一 昨日、魯西亞人申立候、使節上陸前日梅ヶ崎に役人之内五人程差遣候、場所一通り拜見爲仕度旨相願候得とも、前日被差遣候儀者不相成、當日檢使罷越被申渡候後遣候儀者勝手に可致、其外荷物揚げ方等之儀申談旁、通事兩人、例之通差紙爲持被差越、右之趣被申論、猶又左之通申置候旨、

明六半時、役懸之者上陸仕、歸船之上手廻り等御晝後使節之者上陸仕候事、

手廻り之品者端船二艘にて卸し候得共、別段日本ダンベイ一艘御用意可被下置候事、

明後十八日荷揚之節、ダンベイ四艘御貸渡し被下、荷守として水夫兩人宛、荷船上へ乗爲仕可申事、

献上硝子鏡、最初に卸し申度候事、

輕荷之儀者、先本船に積置候諸荷物取上候上、修覆

所見分仕、若船底損等有之候は、御下知御座候迄相待、湊挽入之上濱手に挽寄せ修覆仕度、其節輕荷之儀者、其邊に取上置申度奉存候事、

右之通申立候由、右之内明日ダンベイ一艘用意之儀、兩人之通詞より懸り町年寄に直に申談候様被申達、

一 懸り年寄に、今日左之通被申渡、

梅ヶ崎上陸場の食用之品、炭、薪、油者勿論、風爐場手當等、申付置可申事、

魯西亞館内番所幕之儀、新規間に合不申に付、此方紋附幕爲持可遣候事

右之通被爲達、

一 大村物頭固め船、交代兩人届出、開役より左之書付差出す、

覺

梅ヶ崎御圍内番手 一物頭二人 一與力四人

一目附二人 一組子五十六人

火消一手 一用人一人 物頭一人 一馬廻四人

一目附一人 一組子八人

右之通御座候、以上、

大村上總介内 北條奎之允

魯西亞上陸に付火消方出張
 用人 安田少進、上下十六人」 物頭 常井左仲、
 同十四人」 馬廻り 北條外衛、同十人」 同 岩
 永多守、同十人」 同 山口琢助、同十人」 同 松
 浦鐵十郎、同十人」 右六人騎馬、目付 和田勇
 記、同四人」 同 鈴木彌忠太、同四人」 同 山田
 幸太郎、同四人」 同 朝長作右衛門、同四人」 給
 人 佐藤貞治、同三人」 同 中村治兵衛、同三人」
 同 溝上平八、同三人」 同 松尾半平次、同三人」
 同 高瀬仁右衛門、同三人」 右之外、大工、小挽、
 足輕并諸道具持人足共、總計三百五人番所守り、
 物頭 大村亘、上下十四人」 同、雄城左膳、同十
 四人」 右二人騎馬、目付 福井孫兵衛、同四人」
 同 永井源藏、同四人」 與力 浦上多内、同四人」
 同 原慎吾、同四人」 同 柳原卯源太、同四人」
 同 小佐々怪、同四人」 組之者 二十八人宛」
 右之分大番所
 徒目付 楠本内右衛門、上下四人」 同 岩永郷太夫、
 同三人」 同 加瀬順右衛門、同三人」 同 宮村

佐久馬、同三人」 同 一瀬悦右衛門、同三人」 同
 貞松良右衛門、同三人」 足輕 十二人」 右之
 分小番所
 醫師 神近泰庵、上下四人」 外科 近藤玄禎、同
 四人
 右之外、勝手方役人、納戸方内役方、火廻役、賄夫、
 小使等、其外役々之人數略之、
 一梅ヶ崎土藏三戸前之錠鑑三通、魯西亞人わ被相
 渡候積に而、通詞ともわ被渡置、翌日被相達候由、
 一明日本船わ之檢使左之通
 肥前國船に渡され候 手附出役
 水門外之錠鑑場所に 小倉源之進
 於て相渡候様被置置 山田吉左衛門
 右兩人わ、漂流日本人肥前之迎船わ乗せ申間敷、別
 船にて上陸可爲致段申渡被置、
 一梅ヶ崎わ之檢使
 水門締り錠鑑表門同斷 手附出役
 一つ中門一つ被相渡 行方覺右衛門
 是者番人共に右同斷渡 清水藤十郎
 一明日上陸被申渡に付、左之向々被呼出、用人より
 如左被申渡、

上陸申渡候間、仲間手番船之向々者其手より可申達、猶又右
 に付見物人杯環之間敷儀無之様、尤右場所近邊海手之方共心
 付可申

盜賊	方	旅人	方
船改方乙名	年	番	
市中取締	隱密方御役所附		
海陸廻	兩組之者		
御役所附觸頭	唐人番觸頭		

十一月十七日

一 佐嘉間役罷出、非番方御固め備立相揃候段届出、
 一 今日本船の檢使兩人、大小通詞兩人、其外例之通
 召連、大波戸より健行丸わ、武器飾付致上船被罷
 越、上陸場所見膳として、魯西亞人共六人卸し、パツ
 テイラに而梅ヶ崎に差越あり、無程罷歸様子等使
 節之者わ及對談候、尤途中警固者繫番御役所附等
 也、夫より使節之者隨從并漂流人水主共三十人本
 船より卸し、使節隨從之者二十人程、馳走として沖
 御番所肥前方より、五十六挺立之船一艘差出に付、
 右の乗船す、尤同所用達一人心遣として乗船す、通
 詞二人、御役所附一人同船、尤船中に而茶たばこ盆

差出、右乗船警固之儀者、肥前番手船七艘に而左右
 跡乘に致し、梅ヶ崎水門迄相送、直に同所海手之警
 固として船繋り相守、且亦手廻り道具者、日本ダン
 ベイ一艘、日本水主是を漕罷越、尤御役所附并守番
 船より附添警固致させ、梅ヶ崎に被差越、
 一 右本船手廻り等卸し畢而、魯西亞乗船、跡より檢
 使通詞、御役所附等召連、梅ヶ崎に被罷越、水門外之
 錠鑑肥前警固船に相渡上陸致し、魯西亞人上陸之
 者被相改、漂流人共十九人、外十一人者パツテイラ
 に乗せ本船に差歸され、途中警固同前、夫より檢使
 之者波戸場わ相廻り上陸被引取、
 一 梅ヶ崎檢使わ、使節之者より如左願立、
 腰掛三脚并住居之窓明候儀、且亦獻上物入藏致
 すに付、見張所を補理吳候様申立候に付、懸り年
 寄わ夫々補理之儀申渡あり、
 一 十一月十八日、宿次差立らる、文化甲子魯西亞船渡來
 文化元年十一月、魯西亞人追々上陸之事相願、第一
 本船破壊の修理も仕度趣等、段々申上候由にて、梅
 ヶ崎といふ所に假屋出來、十一月十七日、使節を始
 役附之者都合二十人白注、説上陸し、其所に住居、

飲食調理の者も其中にあり、此餘は船に住居す、
自注、佐賀御召船龍王丸に乗移り上陸、尤其餘はパツテイヤへ
のらせたり、漂流四人の者も一同上陸と長崎より傳聞す、

右は、梅ヶ崎に建つ所の魯西亞客館の略繪圖なり、長崎の湊口
の圖は固より草略の圖にして、荒増を圖せるなり、本船入津警
固番船等も皆大略なり、按ずるに、湊口以下、これらの正圖は公
邊にくはしく認て奉りしよし、彼本船の圖も遠見したる略圖長
崎より送りしものを
寫せり、○圖省略

一俵物藏といへる有り來りの御藏の前へ假屋御補
理、其御藏迄作りかけたり、玄關は新規に建て、使
節の居間は有來の座敷なり、六疊敷にて次の間も
有り、其土藏迄作り懸たる間々部屋々々を仕切り、
役附の者ども指置る、使節へは番士兩人宛附居る、
時代りご見ゆ、總圍出入の門一ヶ所あり、門番を附
て警固嚴重なり、

一獻上物は不殘右明藏へ入置、其中大鏡は横一丈
五尺、長四間、厚四寸五分、縁は金だひ牡丹唐草の様
成物彫付たり、裏へは板をはれり、ケ様の物故御藏
へ入りかね、戸前を破り、横にしてよふく納めたり、
船の修覆に付、船中積荷碇綱迄も不殘御藏入と
なし、此運送五七日程も懸れり、船底には延鐵と大
石を積置けり、これ船足を重くする爲といふ、海上

ふ醫師、晝も出來、細工も極めて巧みなりき、言葉杯
も諸國の辭に通し居る様子にて、此人の通辯にて
多く事辨せし趣なり、

一十二月中旬より、毎日醫師見廻、館外に駕籠すへ
置けり、按ずるに、十二月十七日漂流人太十なるもの、彼人い
治のため、本道外科二人つゝ、客館に往來せり、 彼人い
つの間にか、其駕籠の雛形を造れり、是は時々館内
より外をのそき見て、形を寫せりと見ゆ、これを
見るに、日本の駕に少しも違はず、皆々あきれたり
き、

一長崎湊潮の干満も氣を付て見し様子なり、船中
より上陸後にいたりても、誰一人空しく日を暮す
者なく、或は測量用、或は書記、或は晝圖、或は細工、
其務めに身を委して暫時も閑居せず、環海異聞、
文化元年十一月十八日宿次を以出す、

以別紙申入之候

オロシヤ船之儀、洋中に而度々難風に逢、破損所出
來、追々あか水差入、修覆不相加候而者、歸帆難致候
間修覆致度旨、右に付上陸差免候様申聞候に付、委
細相糺候上相違も無之、追々垢入相増候儀に御座
候は、人命にも拘り候儀に付、船修覆中は上陸差

船の破壊せしは、船底ゆるみ垢のれれ入る様にな
りたる所を繕ふといふ、

一食料等日々御送りあり、尤望候品何によらす相
入らる、彼人等何にても此方より望みの品缺たる
事なしとて甚た感したり、醬油は別て賞味せり、味
噌奈良漬は用ひ馴るる物にや、格別賞美せさりき、
按ずるに、以下記すところ枝葉なれど、
其國人の風俗を見んため結く存す、

一滞留中、土地の景色を生寫にせるもの夥敷出來
たり、物の影を移し取りて寫す道具あり、其中日本
婦人の姿を寫せしは、誠に其容よく似せたり、これ
着岸の頃、餘程隔りし高處より遠見したりし物を、
此器に移して寫せしとあり、自注、其器は和蘭にいふト
ン、魚鳥草木の類、頭の上追々館内へ入れて寫眞せ
り、或は圖にとり、或は鳥杯は丸むきにして腹内へ
別に物を納め、眼を入代へ眞に生物のごとく作り
成せるもあり、其中野鷄杯は、誠に飛動の勢に見
えたり、館内に入りし物は、野菜の類迄も一々圖
をとり、夫々の名を聞、自らこれを唱へ呼びて見、其
圖傍に記す、圖なき品も、見聞次第盡く其名を書留
む、一品一種も漏すことなし、その中ランゾウとい

免候様可致段、去月十八日便申達候處、御知承之儀
と存候、然る處追々垢入相増、荷物等濡、此上猶又垢
入強く相成候は、乗船も難致體に相見、實々申立
候趣も相違も無之事故、當時梅ヶ崎地下之者所持
屋敷、家作、貸藏等有之候に付、右場所取締も宜有之
候に付、家作建繼等補理、昨十七日上陸爲致候、右
船方之もの者、船住居爲致申候、右に付警固等之儀
も夫々嚴重に申付候、依之別紙之通申上候書相認、
各様御控ども二通り差進候間、委細者右書面にて
御承知被成、思召も無御座候は、御用番御老中へ
御進達可被下候、以上、

十一月十八日

成瀬因幡守
肥田豊後守

柳生主膳正様
中川飛騨守様

同日、同断十二月十日、老中牧野備前守と中川飛騨
守進達、

肥田豊後守
成瀬因幡守
オロシヤ船之儀、洋中に而度々難風に逢候而は、歸

帆難仕候間、修履仕度旨、右に付上陸差免候様申聞候得共、上陸之儀者御下知無之候而は難相成間、可成丈船居修履仕候様申聞候處、追々上廻り居修履仕候共、あか入候所は船底に而、何分上陸不仕候而者、出來仕かたく候間上陸さしゆるし候様、頻而申聞候に付、得と相糺し候上、申立候通り相違も無之、追々垢入相増し候儀に御座候は、人命にも相かかはり候儀に付、船修履中は、御取締り宜敷場所の上陸爲仕可申段、先達て申上置候、右に付追々相糺し候處、段々あか入相増、荷物等ぬらし、此上猶又あか入つよく相なり候は、乗船も仕かたき體に相見え、實々申立候おもむき相違も無御座候間、船修履中上陸之積り評決仕、上陸場所之儀を勘辨仕候處、長崎梅ヶ崎と申所は海手にて、市中にも引はなれ候場所に御座候處、右梅ヶ崎に地下下之もの所持屋しき、家作、貸藏等有之候に付、右場所へさし置候得者、海陸取締り等もよるしく奉存候に付、右場所家作の建繼等仕、昨十七日上陸爲仕候、尤乗組人數之内船方之もの、ならびに船大工等は船住居爲仕、オロシヤ使節之もの、并隨從之もの計り上陸仕ら

せ候、且右場所警固之儀は、梅ヶ崎海手は長崎御番所松平肥前守方より番船さし出させ、梅ヶ崎向之かた水の浦と申所へは、當年非番松平官兵衛方より番船さし出させ、上陸場所うしろ陸地のかたは、大村上總介方より警固之もの差出させ、夫々嚴重に警固爲仕申候、依之此段申上候、以上、
子十一月十八日 肥田豊後守
成瀬因幡守長崎
○按するに、下長崎志續編に載するところ本日(の)後に渡れども、梅ヶ崎上陸により、固めの動ありしを以て、こゝに附す、下此例あり、再辨せ

文化元年十一月廿日
一佐嘉開役左之書付一通差出、
魯西亞頭分之者共、梅ヶ崎住居被仰付候に付而は、領内固場之儀は先以引拂ひ、深堀之方相集置、自然此末元々之通、出張いたし候而は不相叶儀於有之は、其節繰出候様仕候旨、如何可有御座哉、此段奉伺候、以上、
十一月 松平肥前守内 關傳之丞 藤崎十兵衛

領内固場

一小鹿倉三ヶ所

一神之島一ヶ所

一香燒

右香燒は、最前固人數差出置候得共、魯西亞船太田尾邊御引入に付、見隠に相成候故、先以引拂置候、尤趣により出張之心得にて、幕張等致させ置候、
一伊王島一ヶ所

右者、最前格別に相固居候得共、魯西亞船太田尾邊御引入に相成、凡三里程相隔候故、幕張も相減し置候、
右之通可相心得旨、以用人被相達、長崎志續編

同月十八日今日より、檢使日々本船及び梅ヶ崎に出張して、荷揚の事を指揮す、また梅ヶ崎番人より書付を出すにより、奉行差圖に及ぶ、此月十九日使節より關人にて與へしむ、有品は町年寄を

文化元年甲子年十一月十八日

一肥前開役罷出、魯西亞本船より梅ヶ崎に可致交代、其節は警固如何可相心得哉之段、伺出候處、先日中本鉢に揚り候節之通、可心得旨被相達、
一筑前家老黒田源左衛門、御役所罷出、上陸後魯西亞別條無之哉之段、窺出候處、聊無相替儀、且昨日

は非番方御固の萬端行届き候段、被申達、
一今日より荷揚に付、本船の檢使番人梅ヶ崎の兩人差出され、總而荷揚手續きは唐紅毛船之通故、爰に略す、
梅ヶ崎御番所詰之番之者共差出候書
ヒレ付書面之桁々御附札を以御下知被下度、奉重候、

十一月十七日

高島四郎兵衛

當時私共魯西館御番所詰被仰付間、心得之趣左に奉伺候、
一御番所の數銃并武器に而も御渡方可被仰付哉之事、
附札武器渡方不及候、

一表門鑑之儀は、御番所預け、暮六ツ時限締切候之様可仕哉之事、
但、晝夜とも大村役方より、火廻り番仕候趣に付而は、門明立之儀、唐紅毛館其詰合探り番、明け立仕來候、右之振合を以、當節探り番の詰方被仰付へき哉之事、

附札此錠鑰之儀は、昨日檢使より請取可申事に

候、締切之儀暮六ツ時限り可申付、大村御番手
火之廻り等申渡候に付、門明立之儀は探番詰方
可申付事、

一魯西亞館門錠之儀は、何も外より右鍵御番所
預け置可申哉之事、

附札此錠鍵之儀も、是亦昨日檢使より請取可申事
に候、餘は書面之通相心得可申候、

一魯西亞館内私共不時廻り之儀、如何可仕哉之事、
附札此儀廻り方に不及、

魯西亞人日用野菜、魚肉等相求候節、表門御番所
而、賣込人共持参り候上、魯西亞人取入候様被仰付
候は、私共見改に而差通し可申哉、左候は、探り
番詰方被仰付、同人共見改にて差通し候は、御取
締にも相成可申哉に奉存候、

附札此儀探番見改可申付候、

一魯西亞人用向にて、横文字等差出候は、詰合當
番之内より御役所持参可仕哉之事、

附札書面之通相心得可申候、

一右館内御用向有之、通詞罷越、魯西亞人の對談
之節は、詰合當番より立合可申哉、且大小通詞は唐

阿蘭陀館之通、見改其以下は探り番改之上、出入爲
致可哉之事、

附札此儀は其度々沙汰に及ふべく候、差紙等差遣
候節は立合可申事、

一魯西亞人病氣に而醫師召呼候は、是亦詰合之
内より立會候儀、兩館に准し可申哉之事、

但、急病等之儀申出候は、晝夜に不拘醫師呼入
可申哉、又は御役所御届申上取計可申哉之事、

此儀、魯西亞人にも醫師召連罷在候に付、萬一之
節は、其段早々御役所可被申出候、

一御番所三疊敷立詰に相成居申候に付而は、私共
四人詰方甚難澁奉存候間、何卒後手に仕立し被仰
付度、奉窺候、

但、今一ヶ所一疊敷之所は、出張所と相心得罷在
候、此に出張に相成候は、本番所之處横手後

手共に御廣め相成候様仕度奉存候、左候は、折
々交代仕、出張所相詰、夜分は本番所引取

相詰候様仕度奉存候、尤御番所二ヶ所に相決候
儀に御座候は、二ヶ所共同様、三疊敷之外、二疊

敷に一疊之踏込仕出し、并居竈一つ御拵被仰付

タンより相送候も如何に付、懸り年寄被申付差
越候様用人を以被申渡、長崎志續編、

度奉存候、然は詰方之儀四人申談、日々繰合を以、
一ヶ所二人宛相詰可申奉存候、

附札書面之通相心得可申候、建増之儀は品々手當
申付置候事、

右之桁々存寄候趣奉窺候、猶心得候儀は追々相伺
候様可仕候、以上、

十一月十六日

町使定乗 船番筆頭 福田重次兵衛
池島左太夫

唐人番 倉田諸助

一魯西亞船荷揚仕役中、本船梅ヶ崎の、左之者共出
役爲仕度旨、窺書懸り年寄さし出、

小通詞並 同末席 岩瀬彌十郎
三島良吉 西義十郎
末永甚左衛門

十一月十九日

一大通詞御役所罷出、使節よりカピタンに、如左
相送吳候様申立候に付、カピタンに申聞候處、承届
遣候は、相調送り度旨、依之願出、

日本キセル十本 同タバコ入十 阿蘭陀菜一個
右之内、菜は出島に有之品故相送可申、外二品カピ

通航一覽卷之二百七十九終

通航一覽卷之二百八十

魯西亞國部八

○渡來并通商願

文化元甲子年十一月廿一日、江戸より下知狀到着あり、其旨趣魯西亞船の事は、先年與へし信牌をも持渡り、渡來の趣意疑はしからされは、船を港内に引いれ、嚴重の沙汰におよふましく、また病人の外は上陸を許すまじき旨なりとて、同廿二日港内に引いれ、肥前、筑前、大村の警固船等追々引取しめ、遠見番其外も過半を減し、同廿四日其旨江戸に言上す、

文化元甲子年十一月廿一日、去八日出江戸より宿繼長崎着、

此度來津候ヲロシヤ船之儀に付、先達而より追々被申越候趣令承知候、右船當九月七日、神之島の挽入番船等被附置候由、其他兩御番所其外手配宜時分、湊の挽入可申旨、先達而申越被置候處、猶又いつれも評議之上、湊内は御手薄にも候に付、一體之儀從當地及差圖候迄は、其儘神之島の船繋爲致候心

得之由、追而御勘定奉行方迄被申越候得共、ヲロシヤ船之儀は、信牌をも致持參、願之主意も粗相分、疑敷筋も不相見事候間、右之通異船同様、餘り嚴重之取扱等いたし候儀は不穩事にて、彼國のものも氣請宜かる間敷、殊に此節病人有之由に候得は、早其地之湊の挽入、警固なども格別嚴重に者不及、一通に被申付、平和に取扱ひ遣し候様可被致候、左候とて上陸を差許候譯には無之候間、追而申達品有之迄は、如何様申開候共、船中に差置候様可被取計候、

一右病人之儀、其地近邊木鉢浦内竹矢來之圍を補理、晝の内計右之地に揚け置、養生致させ候由、先便御勘定奉行迄被申越候、病人等爲養生取計遣候儀者、一體に上陸をゆるし候とは筋も違ひ候間、竹矢來など致し候に不及儀、却て不穩筋に候、ヲロシヤ船其地の挽入候迄、右病人計は紅毛屋敷又は諸寺院之内か、或は假に居所補理候而成共、上陸爲致養生候様可被取計候、尤湊内之事に候間、夜分は船の歸し候而も差支有之間敷候、是又嚴重警固等被申付には及間敷、不取締之儀無之ため、役人其外少

少も差置、隨分平和に取扱候様可被致候、

一警固之儀、右之通相達候に付而は、番船等も引取可被申哉、左候とて一體之御備緩候様に而は如何候、是迄之様子に而は、番船など數艘出候趣故、餘り嚴重にすぎ、見付計大造に見え候様に而は不宜候、此上の儀は、晝夜共役人等差遣、無油斷被心附、却而其實警固之主意に相當候様、可有勘辨候、一ヲロシヤ船湊の引入候上は、地方之者共等彌猥之儀無之様、嚴重に被申付、見物などに出候儀等、堅く制し候様可被致候、被對異國候儀、御國體にも拘り候事に候間、諸事念入可被申候、猶追々可申達候、以上、

十一月八日

- 青 下野守 土 大炊頭
- 牧 備前守 戸 采女正
- 肥田豊後守殿
- 成瀬因幡守殿

同日、同斷
魯西亞船之儀に付、別紙之趣相達候付而は、松平肥前守、松平官兵衛警固等も、右に應し爲引取候、様可

被取計儀と存候、右之儀何れも手限に被相達候而は、差支之筋も候は、當地より差圖之趣に被申達候様にと存候、勿論魯西亞船繋罷在候内は、一體之儀は平生之趣にも相成間敷、其段は致勘辨被申含候儀と存候、此段爲念申入事に候、以上、

十一月八日

- 青 下野守 牧 備前守
- 土 大炊頭 戸 采女正
- 肥田豊後守殿
- 成瀬因幡守殿

按するに、本月廿四日奉行宿次を以てこの答あり、されども趣意同しければ載せず、自餘老申下知の度々必答書あれども、其意同しきす、

同月廿四日、去十二日出同斷、

先達而其地近邊木鉢浦の揚置、養生爲致候魯西亞病人之儀、紅毛屋敷又者諸寺院之内か、或は別に居所補理候而成共、養生爲致候様申達置候得共、出島之方取締も宜相見候間、出島之内に差置、養生爲致候様可被取計候、以上、

- 十一月十二日
- 青 下野守 土 大炊頭

牧 備前守 戸 采女正

肥田豊後守殿

成瀬因幡守殿

同日宿次出す、十二月十六日、老中牧野備前守の柳生主膳正より進達、

フロシヤ船取締方其外警固船等之儀に付申上候書付

肥田豊後守

成瀬因幡守

此度來津仕候フロシヤ船之儀、當九月七日神島の挽入番船等附置、兩御番所其外手配宜時分湊の挽入可申旨、申上置候處、猶又私共評議之上、湊内は御手薄にも御座候間、一體之御下知御座候迄は、湊内を挽入候儀は見合罷在段、御勘定奉行を以申上置候得共、魯西亞船之儀は信牌をも持參仕、願之主意も粗相分り、疑敷筋も不相見候に付、異船同様餘り嚴重之取扱に仕候儀は不穩事にて、彼國之もの共氣請も宜かる間敷、殊に此節病人も有之候得は、早々當地湊の挽入候様可仕旨、當八日附御切紙を以被仰下候に付、昨廿三日魯西亞船湊内を挽入申

候、

一警固之儀も格別嚴重には及不申、一通りに申付、平和に取扱候様被仰下候に付、御臺場等之固其外是迄之番船等者引取候様、松平肥前守、松平官兵衛家來の申渡、警固之者爲引取申候、乍然番船等引取候迎、一體之御備緩候様に而は如何に候旨、是迄之様子に而は、番船など數艘出候趣故、餘り嚴重に過、見付計大造に見候様に而は不宜候間、此上之儀は、晝夜とも役人等差遣、無油斷心付候様可仕旨、被仰下候に付、右之通に可仕儀に御座候處、湊内を挽入候而も、大船之儀に御座候間、磯際を挽付候儀難相成、例唐紅毛船挽入候場所の繋置候に付、右之場所は餘程廣場に御座候間、萬一當地并近國より密買等心掛候もの、フロシヤ船の近寄候儀も可有御座哉、右等之儀制し方等、地下役人共附置、御役所之見廻り等、差出候而已に而は中々行届不申、萬一密買之筋御座候而は、不容易儀に御座候間、松平肥前守より番船一艘差出させ、警固爲仕申候、尤武器等は不相用、却而飾等は不仕、一通り之船に而爲相守、地下役人番配り置、時々御役所よりも見廻り之者差

出申候、

一魯西亞船湊の挽入候上は、地方之者共彌獵之儀無之様嚴重に申付、見物などに出候儀等堅制候様被仰下奉承知候、來津之節より嚴敷申付置、聊見物に出候儀も無之候得共、猶又嚴重に申付候、右之趣御下知被成下候趣を以、取扱仕候に付此段申上候、以上、

子十一月

肥田豊後守

成瀬因幡守

文化元年十一月廿一日、去月八日出宿繼刻附到着、老中下知狀同文言、

一右御下知之趣、左之面々被呼出、御奉行所立會申渡有之、

肥前開役 關 傳之丞

筑前同 上原源一郎

大村同 北條奎之允

魯西亞船之儀、先年御渡被置候信牌持渡、此度相願候趣も相分候に付、湊内を挽入候積に候、依之沖御臺場向御固め不及、不殘引取可有之候、湊を引入候後、番船之儀御當番より少々差出被置候、武器等

被取入、嚴重之體不相見様御心得可有之候、御非番方水之浦御守船計相殘可被置候、尤明日挽入之上、右船を武器は取除き可有之候、

右は、江戸表より御下知を以て申渡候條、其旨承知可被取計候、

一大村開役は如左被申渡、

右前條之外、梅ヶ崎上陸場大番所之儀、減番申渡候條、頭分之者一人、足輕十人程可被出候、尤武器不殘被取入候様、其外番手被差出に不及候、

右御下知に依而申渡候條、其旨承知可被取計候、

一右被申渡候後、猶又以用人左之通申達、唯今御達し被及候通、隨分穩に可取計之御下知候間、御當番之方梅ヶ崎御堅の船之儀は、明日魯西亞船挽入繋り場之模様により、御守り方兼用にも相成へく哉に付、明日之様子次第可被伺候、

一挽船用意相濟、御番手手筈宜き旨、御達次第檢使差出可被申渡事、

大村開役は同様武器飾り付不殘引之、磯邊番所一箇所、山手番所一箇所、并大浦固船二艘之儀は是迄之通、同所詰方有之火消人數、小屋場等取拂候様

被申達、

一右に付、守り番船之御武器類不殘引入に成、明日
湊碇入後、波戸場より御武器藏迄、連人數散使年番
呼出有之、被申渡候、

一依御下知、御武器類明日取入に付、手代出役有之
候様、御代官に相達し有、猶又掛り年番へも右達し
あり、

一諸家開役の一同呼出され、左之通口達、
此度渡來之魯西亞船之儀、先年於松前被成御渡候
信牌をも持渡、相願候願之趣意、粗相分に付、隨分
穩に可取計旨依御下知、明日湊内へ挽入申付候、此
段爲相達候、

十一月廿三日

一肥前開役御役所へ罷出、湊挽入之届申出、昨日沙
汰に被及候に付、守り船梅ヶ崎本船とも、兼用守り
方之儀窺出候間、右之通相心得、本船近邊に日本船
近寄不申様、制方之儀堅く被申渡、

一御役所附觸頭へ、是迄之守番船如左減番之儀、明
日相心得候様被申達、

守番四艘但一艘は御役所附一人
兩組之内一人宛乘組

内三艘引取可申候、

遠見番兩人乘組四艘、内二艘引取可申候、
一梅ヶ崎土藏不足に付、猶二戸前被貸渡、依之右錠
鑑、通詞共より魯西亞人共の相渡候事、

十一月廿四日

一筑前番頭兩人罷出、昨日達之趣に付、沖手一同引
拂候旨届出、

一同所家老黒田源左衛門御役所へ罷出、番手人數
國許に引取之儀窺候に付、水之浦に非常備船二三
艘繋置、其外爲引取候様被申達、

一大村開役より山手海手番所へ、頭分一人、足輕二
人宛差置候旨、届出る、

一今日宿次被差立、

十二月二日、左嘉開役左之伺書差出す、

魯西亞船之儀、從江戸御下知之旨を以、湊内へ御引
入に相成候に候間、御臺場を始諸固場引拂ひ、番船
之儀も武器飾付に不及、萬端穩に有之候様御達御
座候に付而は、出張仕居候者共、當所引拂ひ申儀に
御座候、尤番頭共順番交代仕候に付、右勤人數猶又
依趣魯西亞共御役所御呼出等之節、人數御入用も

可有御座哉と、物頭并小役之者共其以下足輕共迄、

領内深堀に相詰罷在候様申付候儀に付、取締之た
め番頭之者も、此始末之御模様相分候迄、當分同所
の別段差置、諸事之儀家老鍋島帶刀、差圖仕候儀に
御座候間、親族家老諫早播磨儀と先引拂可然哉、此
段御窺申上候、以上、

右窺之通引取候様被申達、長崎秘記、

同月廿四日、老中より下知狀到着す、通詞等魯西亞船
に往來の刻、護送の漂人に應對あるましく、魯西亞
人もし死去の事ありとも、假にも日本地に葬るまし
き旨、其外食料の事等なり、よて奉行其旨を向々へ達
し、また同廿六日、上陸場所等の事により、江戸に言
上する旨あり、此月廿五日阿蘭陀甲必丹より使節に物を贈り、ま
た同廿九日使節より、甲必丹に夜服を乞ふ、さあ
り、

文化元甲子年十一月廿四日、去十二日出江戸より
之宿次長崎着、

魯西亞之儀、先便申越候通、其他之湊挽入候は、
彼船の通事、其外往來候者も可有之事候得共、右之
者共此度送來候漂流人共の者、決而應對等無之、咄
合など仕儀、堅く相禁し候様可被致候、追而請取候

節迄は、糺し等之儀も無之様存候、且又彼船中之異
國人共萬一病死候共、假にも此方へ葬埋之事、相願
儀も候半哉、其儀は決而不相成事候、兼而其趣を可
被存候、船中に而之食料、魚獸其外不自由無之様厚
く心附遣し、此外之儀は、臨時之願事等申立候筋も
候は、得と勘辨被致、御國體に不拘筋は、夫々取計
遣し候様に候存、已上、

十一月十二日

青下野守

土大炊頭

牧備前守

戸采女正

肥田豊後守殿

成瀬因幡守殿

同月廿六日、肥田豊後守、成瀬因幡守より宿次御用
狀之内、

一ヲロシヤ船之儀、去る八日附御切紙を以被仰下
候通り、湊に挽入候は、彼船の通詞、其外罷越候者
も可有之候得共、此度送來候漂流人へ決而應對咄
合等不爲致候様、被仰下奉承知候、來津之節漂流人
共の檢使之者より相尋候趣、當九月八日申上置候、
其後はいまた何等之儀も相尋不申、且又通詞、其外

右船に罷越候者に者嚴敷申渡、決而漂流人應對は不爲仕候共、猶又嚴敷申付、且船中に而之食料魚獸、其外不自由之儀も無御座候様取計遣申候、右之外にも申出差障無之品者勘辨仕、其都度々々差遣候儀に御座候、

同日同斷、十二月十八日、老中牧野備前守に中川飛驒守より進達、

ヲロシヤ人上陸場所、并食物等之儀に付申上候書付

肥田豊後守

成瀬因幡守

此度來津仕候ヲロシヤ人之内、病人等御座候に付、爲養生當地木鉢浦に揚げ養生爲仕候處、去る八日附御切紙を以、ヲロシヤ病人之儀、紅毛屋敷諸寺院之内歟、或別に居所補理候而成共、養生爲仕候様被仰下候處、猶又同十二日附御切紙を以、出島之方取締も宜相見候に付、出島之内差置候様被仰下候趣奉承知候、然處先達而中より、追々申上候通之始末に御座候間、梅ヶ崎と申所の居所補理上陸爲仕候、尤其段追々申上候、梅ヶ崎に揚候節、場所之儀も種

種御取締宜場所穿鑿仕候砌、出島之方とも奉存候得共、右出島之儀、一方口に而中を仕切候、而者出入差支、其上出島之儀は、去る午年燒失後は家作も建揃不申、當時在留之阿蘭陀人、住居も可也に仕罷在候哉にて、ヲロシヤ人差遣候得者、紅毛人も殊之外迷惑も仕候儀に付、勘辨仕候處、此節ヲロシヤ人差置候梅ヶ崎之儀は、出島同様之海手にて、後には山にて御座候得は、出島よりは却て非常之辨理、御取締も宜御座候に付、右之場所評議之上、差置候儀に御座候、猶又被仰付下候趣に隨ひ、出島之方も吟味仕候得共、前文申上候通り差支候間、右梅ヶ崎へ自注、右之趣申上候、以上、

子十一月

肥田豊後守

成瀬因幡守魯西亞一件、長崎書記

文化元年十一月廿五日

一書院において左之書而被相渡、

會所調役

年寄

魯西亞人見物之儀、相制可申段者其向々兼而申付、廻り方をも繁々差出候、此度魯西亞船湊内挽

入候に付而は、若相弛み候杯心得違之者出來可申哉も難計、梅ヶ崎上陸場所并本船へも、役筋之外近寄候者於有之者、見開次第召捕へ可差出旨、猶又申渡候、
右之趣、其方共令承知、假令役筋之者たりとも、差圖不受候而、魯西亞人は勿論、召連來候日本漂流人にも、假にも言葉を替せ候事決而有之間敷候、萬一狼りに物語等致し候者於有之は、急度可申付候、此旨下々に至迄不洩様可申渡候、
一右箇條之趣、御代官并遠見番御役所附其外廻方之者迄、其筋々より被申渡候、
一肥前、大村聞役被呼出、用人を以右箇條之趣申渡候、依之御守船番并御領知之向、大村にては御番所向、別而其心得可有之候事、
一通詞罷出、使節之者洋中に而難船に逢、手廻り入物に困り候旨、カピタン傳承、先日之返禮旁籠筥一棹相送度旨、昨日相願被承届候に付、横文字一通相添遣し候、和解差出如左、
出島カピタンより魯西亞使節之者に差遣候和解大意

頃日は御病之由致承知、少し御快方有之候哉御尋申候、然は此間に茶器一揃、并名酒八十四フラスコ被送下、恭致落手候、隨而黒塗籠筥一棹致進上之候、右御禮見舞旁申入候、
右之趣申越候、以上、

馬場爲八郎

右、差送候旨番人立會可申旨、差紙同人に被相渡、

十一月廿九日

魯西亞使節之者、左之通願候旨通事罷歸申出候、外にカピタンに之書狀一通、持参り大意和解差出候に付、本紙は被爲相送、

魯西亞使節之者より出島カピタンに差遣候書狀大意和解

一先達而は籠筥并鹿野菜等御差越被下、何れも致賞味辱存候、

一頃日不快之砌、御寒氣相凌兼候處、持越之夜具等洋中にて沙入に相成、着用不相成候間、毎々申兼候得共相成候儀に候は、夜服一つ御差越被下候様、奉頼入候、
右之趣申越候、以上、

馬場爲八郎

十二月十三日

一先日使節よりカピタンに相頼候夜服、相送度旨伺書、掛年寄より差出、右は使節カピタンよりの音信贈答不絶候而は不宜、右承届有之候は、又候送り物返禮等不致哉に付、カピタンより相送候儀被差留、寒氣相凌候品故、此方より左之通與へらる、

一夜服一 襦袢丹後 一 帶一筋 大形縮緬 ○長崎實録

同年十二月四日、漂流人疾病により療養を願ふ、同十七日、また一人變死に及はむとせし旨届あり、檢使吟味を遂るに、發狂の所爲なるへきよし、使節口書を出し、自後異變はかり難きをもて、漂流人四人を返し渡さん事を願ふ、翌十八日、また國字の書を出して願ふこと切なり、よて同廿七日、漂流人怪我の始末を江戸に注進す、

文化元甲子年十二月四日

一昨日使節より申立候、漂流人不快に付、醫師之儀年寄共より池尻道潛可然旨申出候處、直に被差越、尤例の如く立會之儀等、夫々ね被申渡、容體書同人より差出漂流人儀平病氣様體診療仕候處、因胃熱

咽喉腐爛仕、時々痛差發難儀之體御座候、尤追々療治加候は、漸々全快可仕容體に御座候、依之隔日或は二日越罷越、診脈仕度奉存候、若萬一相替儀も御座候は、其節は日々罷出診療仕度奉存候、此段以書付申上候、以上、

御用醫師 池尻道潛

掛り年寄に宛

一右に付、明日より度々診療中、番人立會之儀可心得旨、差紙にて追々掛り高島四郎兵衛に被相渡、見廻之節持參候様に申渡さる、

十二月十七日

一梅ヶ崎番人、御役所廣間に罷出、漂流人太十と申もの、咽喉に及物突込出血候間、早速使節始御番所の罷越、彼是申聞候得共、相分不中間、先届出候旨、一右に付、早速檢使兩人、本道池尻道潛、外科吉雄幸載召連被罷越、相糺しあり、口書并容體書を被取、使節之者申口左之通、

今日漂流人之内一人怪我仕候に付、使節之役の御尋之趣承糺候處、今晝過比漂流人太十口中より致出血候處、小役之者相驚き申出、直に場所の罷出候

程難計奉存候、此段以書付申上候、以上、

吉雄幸載又齋ニ作ル

一漂流人太十儀、舌上に怪我仕候に付、診療仕候處、脈浮大に御座候而、痛甚敷容體に御座候、依之先加味四物湯服茶爲致申候、追々療治を加候は、全快可仕體に候得共、後日變症之儀は難計奉存候、此段書附を以申上候、以上、

一使節之者より檢使に左之通申出、

右漂流人共、先達而は御奉行所様御應對被下候節、御引渡可申旨國王より申付置候儀に付、則其段申上置候、然處是迄無別條召連無爲に罷在候之處、近來に至り、追々病人等も出來、其上今日之通變事等御座候而は、御當國并國王に對し候而も、何分不相濟儀と奉存候得者、誠以晝夜共安心不仕、何卒此上は片時も早く御引渡申上度存候に付、可相成御儀に御座候は、早々御請取可被下候、且又時計一つ宛其外着用品等相與置候に付、夫々御受取被下御手印置度段、旁々申出候、

十二月十八日

一右使節申立儀に付、檢使被差越、左之通申渡有之、

處、剃刀等側に有之、自身に口中を突切候體に相見候に付、早速御番所へ御届申上、外科魯西亞人療治相加度候得共、療用不相好様子、殊に次第相尋候ても一向相不申候、尤比日不快之由に而、折々打臥罷在候體見請候得は、格別之病體にも無御座候得共、自然狂氣にも候哉、何分相分り不申候、且又療用等之儀は、日本醫に療治被仰付被下度之旨、使節申出候、

子十二月十七日

通詞 兩人

檢使 兩人宛

一右之外、魯西亞人、小役人并外漂流人とも相糺候處、使節之者申立候通に而、兼々意趣遣恨等之段も無之哉之旨、再三被糺候得共、一同右様不和成儀無之、常々深切に致、不快之筋杯は一向無御座、厚く致世話候旨に而、口書を取らる、

一右召連し醫師共容體書差出す、

一舌に一寸二分程深さ一分餘、

一咽向突疵四分餘之疵御座候、療治相掛候得共、舌と申咽内之儀に而、療治方至而六ヶ敷所に而、可相成丈療用可仕候得とも、飲食往來之場所故變症之

昨日漂流人之内、怪我致し候に付、急々一同請取吳候様申立候得共、先達而渡來之節、可引渡存念も無之是迄差置處、怪我人等出來頻りに不安心に相成、此節に至り、急に相渡度旨申立趣、相分候得共、右次第は江戸表に言上之趣も有之、殊に怪我人之儀も候得は、難請取之旨、

一右之趣通詞を以被達候處、左之横文字差出、依之大意和解、
漂流人津太夫、儀平、左平、太十儀は、魯西亞國に於而歸朝之儀、年來相願候に付、此節遠海危難之波濤連參、早速にも御奉行の使節之者、召連罷上り候筈之處、其儀不相成、今以江府より御下知無之に付、無據數ヶ月私手元を召置申候、然處右漂流人之内、昨日狂氣に相見え、剃刀を以自分咽に突込候を、同部屋に居合候、小役魯西亞人髮剃刀もき取、漂流人共に取静候故、疵も軽く、命に相係り候程之儀は無御座候、隨而右病根相考候處、年來之心願相叶歸國仕候上は、早速生國へも罷越、親族共の面話仕安否も可承儀と存込罷在候處、不計も御下知御延引に付、案外之仕合に而、數ヶ月私手元に罷在候事故、安心

不仕、此末如何様之成行に相成候哉と、夫のみ且夕苦惱仕、一圖に案し煩ひ、全く狂氣仕候儀と奉存候、然る上は、外三人連も此間中相煩罷在候得は、此上數日私手前を、召置候而は、彌以病氣差重、自然右様之病症に相成、又候不慮之儀有之、自然と人命にも相係り候節は、誠に危難之遠海無難に連渡り候證も無之、歎々敷奉存候に付、早々御引渡申上候は、何れも安氣仕、病氣も平癒可仕奉存候、依之右四人之者共、并國王より差遣候金錢、時計、衣類其外手廻等に至る迄、何卒此節御受取被下、歸國之上、證據にも相成候御手印被下候様奉願候、猶又右四人之者共儀は、誠に御國之仁徳を慕ひ、歸朝仕候者共に御座候間、何卒御憐愍御加へ被下候様、重疊奉願候、
右は、魯西亞使之役レザノットより、御奉行所に差上候書簡之文意、使節之者申口承候趣、和解仕差上申候、以上、
子十二月十八日 紅毛大小通詞連中長崎志
文化元年十二月廿七日、宿繼を以出す、同乙丑年正月十九日、老中土井大炊頭の進達、

オロシヤ人連渡候日本人之内、怪我仕候者之儀申上候書付、
御届

肥田豊後守
成瀬因幡守

松平政千代領内陸奥國寒風澤湊、同國寶の濱之者都合四人、オロシヤ人共連渡候段は、先達而申上置候、右四人之者共、オロシヤ人共一同當地梅ヶ崎へ差置候處、太十と申者去る十六日爲自分剃刀を以口中に突込怪我仕候趣申出候に付、早速檢便之者差遣、様子爲糺相候處、當月初旬より折々狂氣之様に相見、其比に至不快之由にて打臥罷在候所、不圖聲を立候に付、外漂流人共、并オロシヤ人共駈付候處、彼方に而相用候剃刀を口中に突込居候に付、もき取致介抱、子細相尋候得共、相分り不申、全亂心可有之段、オロシヤ人并外漂流人共申立候に付、猶得と子細爲相糺候處、亂心之様子に而、外に疑敷儀も相聞え不申候、依之醫師共差遣療養爲仕候處、此節次第に疵所快方に御座候、此段御届申上候、以上、
子十二月廿七日 肥田豊後守
成瀬因幡守文化

肥田豊後守
成瀬因幡守文化

魯西亞船波記

文化元年、魯西亞船護送の漂流人四人のうち、太十郎は生得陰氣偏屈の性なり、本船上陸遅く、其後も何かの御下知も手間とり、我々御受取の事も如何なる事にやと思ひ鬱滞せしにや、一日不圖氣亂れて臺所にて使ふ刃物自注を盜を出し、口中吭内まですきたてかき廻したり、血夥しく出、既殘命不定に見えたり、館内彼人にも大に騒動し、早速御訴へ、御檢使も參られ色々御糺しあり、狂氣に相違なき次第も相分り、本道兩人外科一人自注相掛らる、自注、口書故に右の醫師中、日々見廻療治あり、舌もきれて、飲食言語も出來ず、殊の外惱みたり、残り三人の者晝夜看病し、未だ本性なきゆる、夜中も不寢の番をなし、取扱大に心勞したり、追々は口中も瘡たれども、飲食更に通らず、絶食三十日はかりなり、取扱も甚た當惑なりしか、幸齋何か工夫の漱薬をなしけるが相應にて、夫よりは自由に通る事になれり、此手段には彼國の醫師も我折し様子なり、又其後は食事すゝみ過ぎ、色々氣をつけしかと頻りに欲しかり、少しの間も、ぬすみくひ等致せしに

は大に困りたり、又其後は一向好み申さず、脇よりあてかひ次第兎角に無言にて、床に就き居る迄にて、今日に至れり、環海異聞、

通航一覽卷之二百八十一

魯西亞國部九

○渡來并通商願

文化二乙丑年正月十九日、老中より御目付遠山金四郎近々御教諭書等携へ、長崎參着あるへきにより、魯西亞船扱方等を議すへき旨、其外九箇條の下知狀到着す、

文化二乙丑年正月十九日、去六日出刻付宿繼到着魯西亞船來津に付、御目付遠山金四郎被遣旨、同人に委細被仰合候趣等、御奉行所に被仰付候事、長崎實録大成、

文化二年正月十九日、去六日出、江戸より之宿繼、長崎着、

今度其地に來着候魯西亞人とも儀、使節之由申立參府之上、御目見仕國王より之書翰、献上物をも差上度由候得共、參府者勿論書翰献上物差出候儀も難被及御沙汰筋に候、且又以來通信通商之事尙更難相調候事に候、尤右之趣オロシヤ人共御教諭之

通航一覽卷之二百八十終

書付差越にて可有之候得共、先何も心得迄に此段申達候、

一御目付遠山金四郎事爲右御用、其地に罷越候様申渡、舊臘廿八日御暇被下、御教諭之書付等同人持參に候間、可被得其意候、

一魯西亞人願筋之儀、彼船中の檢使之者通事紅毛人等差遣し、被相糺候迄之由、尤書翰之寫等差出候事には候得共、行違之儀も候ては不相濟事に候間、使節と稱し候者、何も役所内呼寄、兩人并支配之者迄出席、紅毛人通事等も差加、願之旨趣委細直に相尋候上、御教諭之趣爲申聞候心得可被在之候、尤右糺之儀は、金四郎其地の着之上、同人をも爲立合、承糺候様可被致候、

但、先年松前にて申渡之書付に、書翰等不持渡様に委細申合候事に候處、如何相心得書翰を持參候哉、其譯得と相糺候様可被心懸候、

一右之趣承糺候上、最初之申口に替儀無之候は、別日呼出御教諭之旨爲申聞、先年渡置候信牌を取戻候様可被致候、若別段之品をも申立候は、申口によつて、御教諭之文意、不被相改しては難成筋も出

來候は、早々申越候様にも可被取計候、猶又及差圖候様可致候、兼而可被得其意、

一御教諭之書付并何もより可申諭旨之書付、追て金四郎持參候事には候得共、先何も心得迄別紙二通差越候、

一オロシヤ人役所内呼出候節、紅毛かびたん杯より、聊丁寧にも取扱候様可被心得候、何も着服は平服にて應對被致、追て御教諭之旨申渡之節者、長袴着用候心得に可被有之候、

一右呼出之節、オロシヤ人共不及踏繪、隨從之者は四五人を限り候様可被心得候、且又道筋并役所向警固之儀、大造にいたし候様には不及候得共、一通りには申付候様可被致候、

一送來候漂流人之儀は、御教諭之趣納得いたし候上、請取候様可被心得候、願之趣不相濟故を以、若漂流人を渡候儀難致旨にも候は、被請取に不及、召連罷歸候共、勝手次第之旨申聞、貪着に被及間敷候、若又使之事に付、歸國之上差圖次第重而可連來なご申候は、重ては請取候儀難成間、決而入津致間敷候、是非送歸度所存候は、紅毛人を以可送越

旨急度申聞候心得に可被有之候、
但、此節など相渡度旨申候共、先見合被置候様に
存候、

一オロシヤ人共願之趣不相調候付ては、持越候書
翰并獻上物共差戻し、何れも迄差出置候書翰之寫
をも相返し候心得に可被有之候、乍然薪水之御手
當者相應に可被下儀候間、前々異國より漂流之人
を送り來候者に之被下物に見合、品宜方に勘辨い
たし可被取計候、別段被相同には不及候、

右之趣得其意、書面之次第を以、取計候心得に可被
有之候、何ぞ不審之箇條も候は、早々可被相同
候、此外之儀、金四郎に申合遣候儀も可有之候間、
同人示談之上可然被取計候様に存候、以上、
正月六日

青 下野守 土 大炊頭
牧 備前守 戸 采女正

肥田 豊後守 殿 文化甲子魯西亞船渡來記、
長崎誌記、魯西亞一件、

同月廿三日、レザノツト疾病によりて、日本醫の療治
を願ふ事再三なり、よて二醫に誓詞せしめて診察す

へき旨を命す、

文化二乙丑年正月廿三日

一昨夕懸り年寄御役所罷出、池尻道潛梅ヶ崎の
見舞候處、使節之者不相勝、別て當節は不出來に付
診療相願候間、無據見候處、爲差様子にも見請不申
然る處、藥之儀相頼候得共、漂流人懸り申付被置候
間、不相同候ては、其儀難相成旨斷候處、達て相頼
候に付窺出、右診療は格別、藥之儀は容易ならざる
事故、先斷候様申渡候處、翌日使節より通詞共の逢
度旨に付兩人差遣、其節今日之儀昨夕申立候、醫師
之儀にも有之候哉、右は昨夕も申付候通、日本醫よ
り服藥之儀は、不容易筋にて、役方醫師も來候旁以
不相成旨申合遣候處、如案右之儀申立候に付、申諭
候得共、混と申立、横文字差出す、和解如左

頃日使節病氣相勝不申候に付、日本醫師衆之療
治請、日本藥相用、灸治等も仕度奉存候、依之何卒
格別之御儀を以、御赦免被仰付被下度、重疊奉願
候、

魯西亞役人マヨル フライデリツキ

右之通、横文字申口承り、和解仕差上申候、

本木庄左衛門

右、使節申立候趣は相聞候へ共、總役人之存寄承可
參旨被申付、通詞被差趣候處、如左申立、

魯西亞總役人共申上候は、段々被爲入御念候段難
有奉感心候、横文字を以奉願候通にて、右書面差出
候儀は、素より一同評議仕候上、奉願候儀に御座候
間、何分御聞濟被下候様仕度、一同奉願上候、且亦
日本にて相用候灸治之儀は、別て宜き趣承知仕能
在候に付、右灸治等も爲仕見申度奉存候、差當る病
體とも不奉存、第一疔病之儀に御座候間、日本之和
かなる藥相用候は、決て相應可仕奉存候、素より
被參候御醫師誰と申儀も無之、漂流人懸り醫師衆
一同、被申談御藥被下候様仕度、總役人一同此段奉
願候、

右に付、翌廿四日懸り年寄の如左被申渡、

池 尻 道 潛
篠 田 主 膳

此度、魯西亞使節之者病氣に付、療治請申度之旨、附
添之役人共迄達而相願候付、無據右之儀被承届候
間、兩人懸り被申付候、申談入念可相勤段、可申達旨

被達、

右に付、道潛儀は御役所において誓詞被申付、主膳
儀は懸り年寄宅において被申付、文言略す、
使節之者病氣に付、日本醫師の懸り度段再應申立、
無據道潛主膳の懸り被申付候、其旨相心得、藥相用
候は、魯西亞醫并役人共得と相改候上、可致服用
旨被爲達、

右之通被申諭、左之通申出、
被仰渡候趣重疊難有奉存候、然處昨夜中より大に
氣分開け、鳩尾のテレメンテヒの油を塗候處、痛之
和き、今日久し振に歩行致候様に有之候間、兩人之
醫師衆の、猶又申談、藥申請候儀は模様次第可仕
旨申聞候段、通詞共より申出、

但、追々快方にて、診療而已にて、出帆迄服藥不致
候事、長崎志續編、

同日、薪水料等の事により、御勘定奉行中川飛驒守、
柳生主膳正より伺書、及び賜物品書等を達す、同年
二月六日薪水料の外、綿二千把を與ふへき旨、老中
より下知あり、
文化二乙丑年正月廿三日、去十三日出町便り到着、

御奉行所窺書并品書とも一冊來る、魯西亞人の薪、水料被下候事、長崎志續編、文化二年正月廿三日、去十三日出江戸より之宿繼長崎着、

以別紙申入之候

魯西亞人の薪水之料被下候に付、前々外國漂流人送來候節相渡し候振合に准、伺に不及、相應に相渡候様、去る六日刻附を以表に被仰遣候旨、尤右之通薪水之料と計被仰遣候得共、米等も被遣候思召にて、長崎表にても心得居可申とは思召候得共、猶其段拙者共より可申進旨、去る六日土大炊頭殿、布施内藏丞、御右筆なり、を以被仰聞候に付、御米俵數等之儀相伺候上、長崎表に申遣候方、彼地にて取計も致能可有之候間、相伺候様可致哉之段近藤吉左衛門に右筆組頭なり、問合候處、伺之上申進候方可然旨同人申聞候に付、別紙之通伺書取調、先達而彼國に漂流致し候幸大夫に、彼國にて好候、品相尋候書付相添、去る十日大炊頭殿に内藏丞を以致進達候處、同十三日、伺之通取計遣候様御達可申旨、近藤吉左衛門を以被仰渡候、則右伺書承り付共寫差進申

候、委細は右にて御承知可被成候、以上、正月十三日 中川飛驒守 柳生主膳正

肥田豊後守様 成瀬因幡守様

魯西亞人の薪水料被下候儀に付、相伺候書付、書而伺之通取計候様、長崎表に可申進旨、被仰渡奉承

柳生主膳正

中川飛驒守

魯西亞人の薪水料被下候に付、前々外國より漂流人送來候節相渡し候振合に准し、伺に不及相應に相渡候様、去る六日刻附を以長崎表に被仰遣候旨、尤右之通、薪水之料と計被仰遣候得共、米等も被遣候思召にて、長崎表にても心得居可申とは思召候處、去る辰年唐船より漂流人連渡候節、唐國において扶助いたし候荷主に、御米七十俵、船主に三十俵、財副并介抱人の二十俵つゝ、相渡候由、右は定例之儀にて、例商賣船より連越候儀故、別段右薪水之料と申名目にて被下候儀は無之儀御座候得共、魯西亞人之儀は、商賣船とは譯も違候儀、薪水之料

と有之候は、御米計に限り候儀にも無之、船中食料之補ひにも可相成品々被下候御趣意にも可有御座候哉と奉存候間、先達而彼國へ漂流いたし候幸大夫に、彼國にて好候品々兼て相尋置候處、別紙之通り有之、寛政四子年蝦夷地の渡來之節、御米百俵、大長刀三振被下置候間、前文唐船より漂流人送來候節之被下物にも見合、此度は御米百俵、干鮑千斤も被下置候方にも可有御座哉、右之外新代金に積り凡四十兩餘、其外常用之食物等、相好候品も有之候は、見計程能取計遣候様、長崎奉行に、私共より申遣候様可仕候哉、此段奉伺候、以上、

丑正月

（下札）本文干鮑唐方へ相渡候節は、儀違、たし相渡候得共、左候ては、見體も不宣候間、見繕箱詰又は籠詰等、たし遣候方可然哉、萬一千鮑相好不申様子にも候は、凡右程之當りにて相好候品々を品替仕相渡候ても不苦段、是又申遣候にも可仕候、

- 一 梨子地蒔繪塗物類
 - 一 眞綿
 - 一 木綿
 - 一 絹織
 - 一 物紅桃色之類好は、縮緬
 - 一 白木綿
 - 一 上煎茶
 - 一 菓物類蜜砂糖漬
 - 一 生姜
 - 一 干鮑
 - 一 上品之墨
 - 一 楠規櫛木を好、
 - 一 竹
- 右之品々格別相好申候由、

一白米 一貝 一石中小 一美濃紙 一蠟燭 右之類も好申候由、長崎誌記、文化二年二月六日、去月十五日出宿繼到着、魯西亞船に薪水料之外、綿二千把船中之者に被下候段、御下知之事、長崎實錄大成、文化二年二月六日、去月十五日出、江戸より之宿繼長崎着、魯西亞船滞留久々之事に候間、此度遠山金四郎其地の罷越候に付ては、秋入津以來久々之間滞留大儀に候、願之趣懇切に申出候事故、再三厚く群議有之被仰出候條、自然時日も及延引候事に候間、從金四郎能々申聞候様相達候、且又船中薪水之料之儀、先達而相達候趣は、御勘定奉行より相伺候品も有之、何も迄申越答に候、右之外に、綿二千把船中之者共可被下候間、其地に致支度、無差支様可被差計候、尤何れも急度被下物と申筋には無之候、何れもより相渡候趣、被取計候様存候、以上、正月十五日

青下野守 土大炊頭 牧備前守 戸采女正

肥田豊後守殿

成瀬因幡守殿 文化甲子魯西亞船渡來記、

同月廿五日、近々使節レザノット奉行所に呼出しあるへきによりて、當日道筋警固の事等、奉行此日より肥前、筑前、大村の聞役及び町年寄に達し、また座席其外の事は、書付をもて具に通詞に達す、

文化二乙丑年二月廿五日

一當番肥前聞役呼出、左之書付以用人被達、
近々魯西亞人御役所被呼出候に付、波戸場假番所一ヶ所取補理、并通行町々一町に一ヶ所宛、町家之内借請可相渡候間、假番所補理、當日弓、鐵砲、長柄飾付、番衆、足輕等差出され、勤番可有之、則別紙畫圖面相逢候、按するに、繪圖、面今送せり、尤右に付被相伺候は、其節可及差圖に候、

但、波戸場并勝山町御番所之儀は、當番持之儀に候間、若御番所御交代後呼出に相成候は、右兩所は御當番方にて御心得有之候様存候、
一大小通詞之儀は、御役所にて麻上下着用之事、
一非番筑前聞役呼出、左之書付用人を以被相達、
近々魯西亞人御役所被呼出候に付、通行之町々

一町に一ヶ所宛、町家之内借り請可被相渡候間、假番所補理、當日弓、鐵砲、長柄飾付、番衆并足輕等被差出、勤番可有之旨、則別紙畫圖被相達候、尤右に付被相伺候儀も有之候は、其節可被及差圖候之由、

但、波戸場并勝山町御番所之儀は、御當番持之儀に候間、若御番所御交代後呼出しに相成候は、右兩所は御當番方にて御心得有之候様存候旨被爲達、

一大村聞役被呼出、用人を以左之通書付被相達、
近々魯西亞人御役所被呼出候に付、立山御役所門前用屋敷役所并西御役所門前腰掛可被相渡候間、假番所に補理、魯西亞人通行之當日、弓、鐵砲、長柄等飾付、番衆并足輕等被差出、勤番可有之候、
尤立山御役所門前溜りには、足輕計差出可被申候、
猶以右に付被相伺候儀も有之候は、其節差圖に可及候旨被達、

一肥前聞役親書差出す、附札を以翌三日被相達、
魯西亞人波戸場通船之節、附送警衛船之儀、左之船數差出可然哉、

- 一 小早一艘 右は挽船心遣ひの者乗船、
- 一 挽船二艘 右は船數之儀見計ひを以て附候心得に御座候、
- 一 早船二艘 右は物頭兩人乗船、
- 一 小早六艘 右は足輕共乗船、
- 一 早船一艘 一淺行一艘 右兩船魯西亞人乗船用意、

(附札) 右六ヶ條可爲伺通候、船數不相増様可被心得候、

右早船之分は銘々附船差出候心得に御座候、

(附札) 附船には及中間敷候、
右船數之内、足輕乗船用小早六艘之儀は、十二挺立、又は八挺立にても可然哉、勿論八挺立之儀は、幕張付體之行儀は相整兼申儀に御座候、兩様之間何れ共御差圖被下候様仕度奉存候、

(附札) 八挺立にて幕張付躰には及間敷候、
一魯西亞人乗船之儀は、梅ヶ崎上陸之節差出候船相用可申儀に御座候、尤干汐之砌は、淺行より本船に乘せ移しても、大形之船故深き處纒之間漕通り、又々淺行に移候ては不相叶、至て混雜可仕、自然干

汐之所に候は、始終淺行にて致渡海候方、却て都合宜可有御座哉、勿論本船之儀も差出置申儀に御座候得共、其節之振合次第可然筋に取計候様、船勤之役人共申聞置候様可仕哉、

關傳之丞 藤崎十兵衛

(附札) 可爲窺通候、
右之通奉窺候、以上、
一肥前、筑前聞役より差出候親書、附札を以翌三日被相達、左之通、

一市中假番所一ヶ所、物頭何人出方可仕哉、
(附札) 物頭一人、目付役二人程被差出可然哉、但、大波戸假番所には、物頭兩人、目付三人相詰可然哉、
一右物頭之儀、繼肩衣着用可然哉、又は袴羽織にて可然哉、

(附札) 袴羽織可爲着用候、
一足輕何人出方可仕哉、偕又右之者共羽織袴着用爲致候積御座候、其通にて可然哉、
(附札) 足輕一ヶ所十五人宛可被差出候、着服之儀

は可爲伺通候、但、大波戸假番所は、二十五人程可被差出候、

一弓、鐵砲、長柄數何程にて可有御座哉、

(附札)一ヶ所弓五張、鐵砲五挺、長柄十筋可被飾置候、但、大波戸假番所は、弓十挺、鐵砲十挺可被相飾候、長柄は十筋にて可然候、

一途中警衛足輕之儀、股引着用仕候様御達御座候、右に付ては、塗笠、棒突候様可仕心得に御座候、其通にて可然哉、

(附札)可爲窺通候、

一魯西亞共被召呼候に付ては、間番御役所は相詰可罷在儀に御座候は、衣服之儀、麻上下着用可然哉、

(附札)可爲窺通候、但、着服之儀は、初日裏付上下、二日目裏付目麻上下着用可有之候、

一魯西亞共御呼出之末、彼者共御役所引拂ひ、梅ヶ崎相届候頃合相考、市中番所出方之者共引取候心得に御座候條、自然一日之内兩度御呼出之儀も御座候は、其段は前以御達被下候様仕度奉存候、

(附札)魯西亞人乗船候は、可引取候、尤一日兩度

呼出候儀は無之事に候、右之通奉窺候、以上、

三月二日

一大村開役窺書并別紙繪圖相添差出、朱書致附札、翌三日被相達、左之通、

一大御番所之儀、御雙方共物頭并目附一人、與力二人、且弓、鐵砲爲持候組子召連、相堅可申哉之事、

一右物頭後手に弓、鐵砲并物頭之手筒、手弓飾置、足輕番所には三十人程差置可申哉之事、

一前通には長柄十筋并三つ道具、穗手、大水桶、用心田子飾置可申哉之事、

(附札)別紙畫圖書入之通可被相心得候、

右之條々奉伺候、以上、

三月二日

大村 靜馬

一魯西亞人呼出之節、門内幕張致候に付、申并目安方脇便所至て古く見苦敷候に付、魯西亞之役所通之筈并玄關前道具建、書院向疊表替、其外取繕候儀、普請方懸り被申渡候、

三月三日

一左之書而被相渡、

頭取、乙名、三加役、市中取締、年番乙名共、魯西亞

年番町年寄の月番

人往來之町々罷出、申合取締方心附可申事、

通行之町々自身番所之儀、其町々乙名日行事迄も相詰、市中取締掃除等心附可申事、

右之通夫々可申渡候、

三月

高島四郎兵衛の

掛り大小通詞共、羽織袴にて魯西亞人共左右に差添、於御役所は麻上下可致着用事、

兩組にて二十人羽織袴摘股立にて案内させ、左右に十人宛先立可致事、

右之通夫々可申渡候、

一御役所廣間當番は、用人より左之通申渡候様被相達、

一御役所附當番、加番不殘相詰事、

一魯西亞人左右附添四人、羽織袴着にて可罷出事、

一門外折々見廻之事、

一門内左右幕張之所、兩組之内、打交立番固之事、

一着服、初日羽織袴、二日目麻上下之事、

一紋付幕相渡へき間、當番所へ張可申事、

右者、御役所附心得之分、

一門番所、當日増番都合六人、絹看板着にて可相詰事、

一兩役所前辻番所之儀は、筆者支配に付大村方に明け渡候様、筆者へ申渡させ候事、

三月四日

一大通詞石橋助左衛門、中山作三郎罷出、左之書付之趣相伺置度申出、逸々評議之上、朱書を以被申渡、一使節并役掛り之者座席之事

(朱書)用意有之候、

附、腰掛之事

(朱書)此儀不相成候、

一使節其他帶劔之事

(朱書)隨從之者席迄帶劔可爲致候、

一鍵并飾筒、太鼓持候者共居所之事

(朱書)途中たりとも不相成、尤隨從堅四五人に可限事、

一御役所御門出入之事

(朱書)當日開門之積り、

一書簡箱臺等持夫之事

(朱書) 強て持參可致旨に候は、隨從之者席迄可致持參候事、

一使節其外晝食之事

(朱書) 通詞共方用意之積りにて、カステイラ、煎茶爲差出可申事、

一漂流人召連否之事

但、乗船并途中歩行致させ候哉之事

(朱書) 當日召連候に不及事、

一途中は通詞附添並之末席之事

按するに、此之末席之は、誤寫な

(朱書) 可爲其通候、

一差掛り用向有之通行之事

(朱書) 掛り年寄高島四郎兵衛、印鑑請取置、其旨相斷可致通行事、

一右使節之者、御役所内罷出候内、用事等出来、梅ヶ崎内通詞共之内差遣すため、締め切りの木戸々々にて無差支様用意させ、懸り年寄より印鑑相渡置候様、被申渡候事、

三月五日

一通詞窺書に左之通被申渡、

一御書院敷居之事

附、禮席之事

(朱書) 此儀二間に相成候ては、國王使節之身分に候得は、何分難相濟由申候得共、決て二間と申には無之、敷詰候疊中仕切有之迄に候旨申論置、且又御禮申上候儀は、帽子を取中腰に相成拜禮仕候て、敷居際相進み、蒙御意候節は、横に足を

出し居り可申積りに相論候旨、

二隨從之者、何卒兩人使節跡に若添御前内罷出候儀、御免被成下候様強て奉願候、

附、役人之内、通辯能開分ヶ候者御座候付、其爲にも御座候間、御免被成下度、通詞共儀も奉願候事、

(朱書) 右之通被承届、

一僕一人旗を持せ、御玄關前迄召連候儀、右同斷杏持之事、

但、右旗は國王の紋所附有之、是は強て奉願候旨、

(朱書) 右承届、

一劔之儀は、是は甚不承知に候得共、彼是と申論、右使節席にて劔を取、御前内は無劔にて罷出候、

一先達て中不相勝候に付、波戸場より駕籠御免奉願候事、

(朱書) 右駕籠は紅毛人江府參上之節相用候を修覆致し置候に付、承届、右に付駕籠之者人足致手當候様、掛り年寄内申渡、

右之通、被承届候に付、通詞又々梅ヶ崎内罷越、

右之段申聞る、

一外腰掛中仕切致、幕張、一方は御奉行并御目付之供廻り、一方は警固跡乗人数差置候積りに付、折々御役所附等見廻り候様、同觸頭内用人より被申渡、

一魯西亞人波戸場着船注進見張として、兩組之内一人差出候様、觸頭より被申渡、

一明日魯西亞人給事等は、末席通詞にて相心得させ候様、大通詞共内申渡有之、

一明日出勤之者、詰所等は用場において取繕置候事、一魯西亞人明日四ツ時呼出に付、上下以上繼上下着用、其以下羽織袴着用、五ツ時頃出勤有之候様、左之向々直に用人を以被申渡、左之通、

繼上下着用、并右刻限前番、

所内向け出張候様被達、

兩家 開 役 内

同服、書院内出席候様直に被達高木作右衛門内、

右同斷

服同斷、尤上下以下羽織袴着

服同斷、對面所相詰候様申渡有之

刻限等被達

御勘定 役方 御普請 役方

手附并廣間當番内

調役年番并懸り年寄、總年寄

頭取、三加役、年番

乙名共、年行司

一明四ツ時前、迎案内として、檢使兩人梅ヶ崎内差出候様被申渡、

右、乗船静海丸御船手當いたし置候様、高木作右衛門内被達、

一明五ツ時頃、通行之町々見分取締として、手附一人、盜賊廻り之節之通心得相廻候様被申渡、長時志願、編、栗岡渡抄、

同月晦日、遠山金四郎御教諭書等を携へ長崎に參着す、江戸發途の日次詳ならず、また長崎實録大成には、金四郎着を此月廿五日と記す、今長崎奉行御用狀に據る、是より奉行と魯西亞使節扱ひの御用を議す、其旨同年三月二日江戸に注進あり、

文化二乙丑年二月廿五日

一今日遠山金四郎若崎、直に岩原内御奉行同道被相越、夫より同人立山内窺れ候、御用談其節如左持參之由、肥田氏方内被差置、

一御教諭御書付一通 一奉行可申渡書付一通
 一御奉書一通
 同人より掛合書、左之通三月二日下け札を以被致
 挨拶、
 一魯西亞人御役所に罷出候節、各様拙者服、裏附上
 下、追而御教諭之旨御申渡之節は、長袴着用、且支
 配向も右に准し致着用候事、
 一先年松前にて被相渡候信牌持參之由、魯西亞人
 御役所に罷出候節、持越候書物共取寄せ、長崎へ被
 渡置候信牌と引合、無相違候は、信牌をは直に留
 置、残り書付は又返し置、夫より段々相糺可申事、
 一一件相濟、申渡之請書は、都而外國人致候事に候
 は、各様の御相談之上爲認可申、強て可申付筋は
 無之候事、
 一漂流人請取之證狀被差遣候儀に候は、各様御
 名前のみにて、拙者名前御書載に不及候事、
 一彼國にては座禮無之由、如何様に致候共頓着に
 不及、各様拙者儀着座致し、彼國之禮式に抱り中間
 敷候事、
 一魯西亞人御役所に罷出候節、御徒目付、御小人目

付出席致候事、
 右之趣大炊頭殿に相伺候處、書面之通御差圖有之
 候事、
 (下ヶ札御案朱書)御窺濟六ヶ條之趣、承知致候、
 一魯西亞人御役所に罷出候節、通筋市中見苦敷無
 之様、掃除等致候事、
 一同斷道筋、市中男女見物苦しかる間敷候得共、夥
 敷見物にては如何に候間、勘辨致候事、
 一同斷之節、御役所表門外并長屋下、兩家より立
 番人數見計差出、番士、足輕、野羽織裾細立附之夫
 夫着用可爲致哉、
 一表門内之儀者、武器等相應に御飾付、地役人之内
 帶刀致相勤候者、人數見計ひ差出可申哉、
 但、着服之儀は、各様着服に准候事、
 一長崎湊沖兩御番所之儀、魯西亞人歸帆之節は、櫓、
 長柄、弓、鐵砲等飾付候様に可申渡候哉、
 右之趣相窺候處、治定致し御下知にも被及兼候に
 付、各様の御相談致勘辨、程能く取計候様被仰聞
 候之事、
 (下ヶ札御案朱書)御書面五ヶ條之趣致承知候、猶又

可及御相談候、
 一御教諭之御書付并各様より御諭之御書付、御讀
 聞せ相濟、其後拙者より可申諭旨之被仰渡有之に
 付、此段拙者より演說致候心得候事、
 (下ヶ札御案朱書)致承知候、
 一右相濟候而、船中新水之料并品々御渡之趣、御申
 渡之儀にも可有之候哉、
 (下ヶ札御案朱書)御書面之通心得候、
 一魯西亞人御役所に罷出候節、途中警固之事、
 (下ヶ札御案朱書)繪圖面を以御相談候、
 一於御役所魯西亞人の御糺之次第、承知致度候事、
 (下ヶ札御案朱書)是は初日、魯西亞人呼出之節、先達
 而願立之主意并長崎に罷越候共、國書等持渡る
 間敷旨、先年於松前申渡有之處、如何相心得書翰
 等持渡候哉之儀、御列席にて相尋候様御差圖有
 之候、其節座席等は可及御面談候、
 一漂流人子細なく請取相濟、以後之儀は、御手限に
 て御取扱之儀と相心得罷在候、
 (下ヶ札御案朱書)致承知候、漂流人吟味之節は、御立
 會有之候心得に罷在候、

一魯西亞人歸帆之節は、見届として、支配向差遣乗
 船にて二三里程も見届、其餘之儀は、紅毛人出帆之
 節之御心得にて可然哉、
 (下ヶ札御案朱書)致承知候、猶又可及御面談候、
 一漂流人請取候節は、支配向立會せ候心得に罷在
 候、
 (下ヶ札御案朱書)致承知候
 一魯西亞人御役所に罷出候節之御支配之者、并紅
 毛人通詞等出席致候分、席圖御調被有之候は、心
 得に見置申度候事、
 (下ヶ札御案朱書)御面談之上、取極候積に御座候、
 一魯西亞人の御教諭之御書付御讀聞せ、御請仕候
 段并漂流人請取候旨、江戸表に呈書差出、其後魯
 西亞歸帆相濟候段、是亦呈書御差出、都合兩度に御
 差出可被成候哉、
 (下ヶ札御案朱書)御書面之通心得罷在候、
 右之趣及御相談候、其外此以後御取扱之廉々致承
 知度候事、
 (下ヶ札御案朱書)致承知候、
 一御役所御用日之節は、被仰越次第出席可致候、支